天龍村地域防災計画

天龍村防災会議

令和５年度改訂

目次

風水害対策編 1
第１章　総則 2
第１節　計画作成の趣旨 3
第２節　防災の基本理念及び施策の概要 4
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 7
第４節　防災面からみた天龍村の概況 18
第２章　災害予防計画 23
第１節　風水害に強いむらづくり 24
第２節　災害発生直前対策 30
第３節　情報の収集・連絡体制計画 32
第４節　活動体制計画 34
第５節　広域相互応援計画 37
第６節　救助・救急・医療計画 41
第７節　消防・水防活動計画 45
第８節　要配慮者支援計画 49
第９節　緊急輸送計画 57
第１０節　障害物の処理計画 60
第１１節　避難の受入活動計画 61
第１２節　孤立防止対策 70
第１３節　食料品等の備蓄・調達計画 73
第１４節　給水計画 76
第１５節　生活必需品の備蓄・調達計画 78
第１６節　危険物施設等災害予防計画 81
第１７節　電気施設災害予防計画 83
第１８節　上水道施設等災害予防計画 84
第１９節　下水道施設等災害予防計画 85
第２０節　通信・放送施設災害予防計画 87
第２１節　鉄道施設災害予防計画 91
第２２節　災害広報計画 92
第２３節　土砂災害等の災害予防計画 94
第２４節　建築物災害予防計画 99
第２５節　道路及び橋梁災害予防計画 101
第２６節　河川施設等災害予防計画 103
第２７節　農林水産物災害予防計画 105
第２８節　二次災害の予防計画 107
第２９節　防災知識普及計画 109
第３０節　防災訓練計画 115
第３１節　災害復旧・復興への備え 118
第３２節　自主防災組織等の育成に関する計画 120
第３３節　企業防災に関する計画 122

第３４節　ボランティア活動の環境整備 124
第３５節　財政調整基金等積立及び運用計画 127
第３６節　風水害対策に関する調査研究及び観測 128
第３７節　観光地の災害予防計画 129
第３８節　村民及び事業者による地区内の防災活動の推進 131
第３章　災害応急対策計画 132
第１節　災害直前活動 133
第２節　災害情報の収集・連絡活動 151
第３節　非常参集職員の活動 164
第４節　広域相互応援活動 177
第５節　ヘリコプターの運用計画 183
第６節　自衛隊の災害派遣 188
第７節　救助・救急・医療活動 192
第８節　消防・水防活動 196
第９節　要配慮者に対する応急活動 199
第１０節　緊急輸送活動 202
第１１節　障害物の処理活動 206
第１２節　避難受入れ及び情報提供活動 208
第１３節　孤立地域対策活動 227
第１４節　食料品等の調達供給活動 230
第１５節　飲料水の調達供給活動 233
第１６節　生活必需品の調達供給活動 235
第１７節　保健衛生、感染症予防活動 236
第１８節　遺体の捜索及び対策等の活動 239
第１９節　廃棄物の処理活動 241
第２０節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 243
第２１節　危険物施設等応急活動 244
第２２節　電気施設応急活動 248
第２３節　上水道施設応急活動 250
第２４節　下水道施設等応急活動 251
第２５節　通信・放送施設応急活動 253
第２６節　鉄道施設応急活動 255
第２７節　災害広報活動 256
第２８節　土砂災害等応急活動 258
第２９節　建築物災害応急活動 261
第３０節　道路及び橋梁応急活動 263
第３１節　河川施設等応急活動 265
第３２節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 267
第３３節　農林水産物災害応急活動 273
第３４節　文教活動 275
第３５節　飼養動物の保護対策 277
第３６節　ボランティアの受入れ体制 278
第３７節　義援物資及び義援金の受入れ体制 281
第３８節　災害救助法の適用 283

第３９節　観光地の災害応急対策 285
第４章　災害復旧計画 286
第１節　復旧・復興の基本方針の決定 287
第２節　迅速な原状復旧の進め方 288
第３節　計画的な復興 290
第４節　資金計画 293
第５節　被災者等の生活再建等の支援 294
第６節　被災中小企業等の復興 299
第７節　被災した観光地の復興 300

震災対策編 302
第１章　総則 303
第１節　計画作成の趣旨 304
第２節　防災の基本理念及び施策の概要 305
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 306
第４節　防災面から見た天龍村の概況 317
第５節　被害想定 318
第２章　災害予防計画 332
第１節　地震に強いむらづくり 333
第２節　情報の収集・連絡体制計画 338
第３節　活動体制計画 340
第４節　広域相互応援計画 343
第５節　救助・救急・医療計画 344
第６節　消防・水防活動計画 349
第７節　要配慮者支援計画 349
第８節　緊急輸送計画 349
第９節　障害物の処理計画 350
第１０節　避難の受入活動計画 351
第１１節　孤立防止対策 359
第１２節　食料品等の備蓄・調達計画 359
第１３節　給水計画 359
第１４節　生活必需品の備蓄・調達計画 359
第１５節　危険物施設等災害予防計画 360
第１６節　電気施設災害予防計画 364
第１７節　上水道施設災害予防計画 365
第１８節　下水道施設等災害予防計画 366
第１９節　通信・放送施設災害予防計画 368
第２０節　鉄道施設災害予防計画 373
第２１節　災害広報計画 373
第２２節　土砂災害等の災害予防計画 374
第２３節　建築物災害予防計画 379
第２４節　道路及び橋梁災害予防計画 382
第２５節　河川施設等災害予防計画 384
第２６節　農林水産物災害予防計画 385

第２７節　積雪期の地震災害予防計画 387
第２８節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動..... 391
第２９節　防災知識普及計画 395
第３０節　防災訓練計画 401
第３１節　災害復旧・復興への備え 401
第３２節　自主防災組織等の育成に関する計画..... 401
第３３節　企業防災に関する計画 402
第３４節　ボランティア活動の環境整備..... 404
第３５節　財政調整基金等積立及び運用計画..... 404
第３６節　震災対策に関する調査研究及び観測..... 405
第３７節　観光地の災害予防計画 406
第３８節　村民及び事業者による地区内の防災活動の推進..... 406
第３章　災害応急対策計画 407
第１節　災害情報の収集・連絡活動 408
第２節　非常参集職員の活動 417
第３節　広域相互応援活動 418
第４節　ヘリコプターの運用計画 423
第５節　自衛隊の災害派遣 423
第６節　救助・救急・医療活動 423
第７節　消防・水防活動 424
第８節　要配慮者に対する応急活動 427
第９節　緊急輸送活動 427
第１０節　障害物の処理活動 428
第１１節　避難受入れ及び情報提供活動..... 430
第１２節　孤立地域対策活動 441
第１３節　食料品等の調達供給活動 441
第１４節　飲料水の調達供給活動 441
第１５節　生活必需品の調達供給活動 441
第１６節　保健衛生、感染症予防活動 441
第１７節　遺体の捜索及び処置等の活動..... 441
第１８節　廃棄物の処理活動 441
第１９節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動..... 442
第２０節　危険物施設等応急活動 442
第２１節　電気施設応急活動 442
第２２節　上水道施設応急活動 442
第２３節　下水道施設等応急活動 442
第２４節　通信・放送施設応急活動 442
第２５節　鉄道施設応急活動 443
第２６節　災害広報活動 444
第２７節　土砂災害等応急活動 445
第２８節　建築物災害応急活動 448
第２９節　道路及び橋梁応急活動 450
第３０節　河川施設等応急活動 450
第３１節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動..... 451

第３２節　農林水産物災害応急活動 457
第３３節　文教活動 459
第３４節　飼養動物の保護対策 461
第３５節　ボランティア活動の受入れ体制 461
第３６節　義援物資及び義援金の受入れ体制 461
第３７節　災害救助法の適用 461
第３８節　観光地の災害応急対策 461
第４章　災害復旧計画 463
第１節　復旧・復興の基本方針の決定 464
第２節　迅速な原状復旧の進め方 464
第３節　計画的な復興 464
第４節　資金計画 464
第５節　被災者等の生活再建等の支援 464
第６節　被災中小企業等の復興 464
第７節　被災した観光地の復興 464
第５章　東海地震等に関する事前対策活動 465
第１節　総則 466
第２節　東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制 467
第３節　情報収集伝達計画 470
第４節　広報計画 473
第５節　避難活動等 475
第６節　食料、生活必需品、飲料水の確保計画 478
第７節　医療救護及び保健衛生活動計画 480
第８節　児童生徒等の保護活動計画 482
第９節　消防・救急救助対策等 483
第１０節　防災関係機関の講ずる措置 484
第１１節　売り惜しみ・買い占め等の防止 486
第１２節　交通対策 487
第１３節　緊急輸送 489
第１４節　事業所等対策計画 490
第６章　南海トラフ地震臨時の運用 491
第１節　総則 492
第２節　南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制 494
第３節　情報の収集伝達計画 495
第４節　広報計画 497
第５節　災害応急対策をとるべき期間 499
第６節　避難対策等 500
第７節　村民の防災対応 503
第８節　企業等対策計画 504
第９節　防災関係機関のとるべき措置 507
第１０節　関係機関との連携協力の確保 511
第１１節　地震防災上必要な教育及び広報活動計画 512

原子力災害対策編 515
第１章　総則 517
第１節　本編作成の趣旨 518
第２節　防災の基本方針 519
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 520
第２章　災害に対する備え 523
第３章　災害応急対策 525
第１節　基本方針 526
第２節　情報の収集・連絡活動 527
第３節　モニタリング等 528
第４節　健康被害防止対策 529
第５節　村民等への的確な情報伝達 530
第６節　屋内退避、避難誘導等の防護活動 531
第７節　飲料水・飲食物の摂取制限等 533
第８節　県外からの避難者の受入れ活動 534
第４章　災害からの復旧・復興 535
第５章　核燃料物質等輸送事故災害への対応 537

その他災害対策編 539
雪害対策編 541
第１章　災害予防計画 542
第１節　雪害に強い地域づくり 542
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 548
第３節　観測・予測体制の充実 551
第２章　災害応急対策計画 552
第１節　災害直前活動 552
第２節　除雪等の実施と雪崩災害の防止活動 554
第３節　避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮 557
道路災害対策編 559
第１章　災害予防計画 560
第１節　道路交通の安全のための情報の充実 560
第２節　道路（橋梁等を含む。）の整備 561
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 562
第２章　災害応急対策計画 563
第１節　発災直後の情報の収集･提供･連絡及び通信の確保 563
第２節　救急・救助・消火活動 564
第３節　災害応急対策の実施 565
第４節　関係者への情報伝達活動 567
第５節　道路（橋梁等を含む。）の応急復旧活動 568
鉄道災害対策編 571
第１章　災害予防計画 572
第１節　鉄道交通の安全のための情報の充実 572
第２節　鉄道施設・設備の整備・充実等 573

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 575
第２章　災害応急対策計画 578
第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 578
第２節　活動体制及び応援体制 580
第３節　救助・救急・消火活動 582
第４節　関係者等への情報伝達活動 583
危険物等災害対策編 587
第１章　災害予防計画 588
第１節　危険物等関係施設の安全性の確保 588
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 591
第２章　災害応急対策計画 593
第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 593
第２節　災害の拡大防止活動 594
第３節　危険物等の大量流出に対する応急対策 598
大規模な火事災害対策編 601
第１章　災害予防計画 602
第１節　災害に強いむらづくり 602
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 604
第２章　災害応急対策計画 608
第１節　消火活動 608
第２節　避難誘導活動 610
第３章　災害復旧・復興計画 611
第１節　計画的復興の進め方 611
林野火災対策編 613
第１章　災害予防計画 615
第１節　林野火災に強い地域づくり 615
第２節　林野火災防止のための情報の充実 617
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 618
第２章　災害応急対策計画 620
第１節　林野火災の警戒活動 620
第２節　発災直後の情報の収集・連絡体制 621
第３節　活動体制の確立 622
第４節　消火活動 623
第５節　二次災害の防止活動 624
第３章　災害復旧計画 625
別紙　各計画担当一覧 627

風水害対策編

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この天龍村地域防災計画は、村民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成７年の梅雨前線豪雨災害や、平成 18 年７月豪雨災害、令和元年東日本台風災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この風水害対策編は、災害対策基本法第 42 条に基づき、天龍村防災会議が作成する「天龍村地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

３　計画の推進及び修正

この風水害対策編は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

４　長野県地域防災計画との関係

この風水害対策編は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

５　天龍村国土強靭化地域計画の目指すべき将来の姿、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

天龍村国土強靭化地域計画は、大規模災害等に対する村内の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本村における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第 13 条に基づき策定されている。このため、村は、本村の国土強靭化に関する部分については、天龍村国土強靭化地域計画の目指すべき将来の姿「天龍村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい天龍村の維持・発展を目指す。」を基本とし、基本目標である

１　人命の保護を最大限図る
２　村及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないよう維持する
３　村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
４　迅速な復旧復興を図る

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

６　計画の周知徹底

本村職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く村民に対し周知徹底を図り、地域防災計画に寄与するものとする。

第２節　防災の基本理念及び施策の概要

１　基本方針

本村は、周囲を山々で囲まれ、急峻な地形であるため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）を有するという自然的条件と、高齢者の増加等という社会的条件を併せもつため、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講ずる必要がある。

（１）防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び村民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

ア　周到かつ十分な災害予防

（ア）災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

a　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。

b　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

（イ）災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

a　災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い地域構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

b　事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

c　村民の防災活動を促進するため、防災教育等による村民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により村民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、村、県、村民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

d　防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

e　災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

f　効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ・ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

ｇ　過去の災害の教訓を踏まえ、全ての村民が災害から自らの命を守るためには、村民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

イ　迅速かつ円滑な災害応急対策

（ア）災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

ａ　災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

ｂ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍村民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

（イ）災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

ａ　災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、村民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

ｂ　災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

ｃ　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

ｄ　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

ｅ　被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

ｆ　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により村民等からの問い合わせに対応する。

ｇ　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ｈ　指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

ｉ　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

ｊ　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

ｋ　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設

備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた村民の避難及び応急対策を行う。

l　ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。

ウ　適切かつ速やかな災害復旧・復興

（ア）災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

a　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

（イ）災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

a　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方針を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

b　物資、資材の調達計画等を活用して、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

c　災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に、適切な廃棄物を処理する。

d　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災むらづくりを実施する。

e　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

f　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

（ウ）村、県、防災関係機関は、互いに連携を取りつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、村民等の間、村民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

（２）村、県、防災関係機関は、緊密な連携の下に、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。

ア　要配慮者を含めた多くの村民の地域防災活動への参画

イ　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

（３）村民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。

（４）どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

１　各機関等の責務

（１）天龍村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

（２）長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

（３）南信州広域連合飯田広域消防本部

飯田広域消防本部は、本村を含む構成市町村の消防機関として、非常災害時には、消防法に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等、他の地方公共団体と相互に協力し、防災活動を実施する。

（４）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

（５）指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

（６）公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、村、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

（７）村民

村民は、日頃から大規模災害に備え、村、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

２　処理すべき事務又は業務の大綱

（１）村

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
天龍村	ア　天龍村防災会議、天龍村災害対策本部及び天龍村災害警戒本部に関すること。 イ　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 ウ　被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 エ　水防その他の応急措置に関すること。 オ　災害情報等の伝達、収集及び被害調査に関すること。 カ　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 キ　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 ク　防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 ケ　村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 コ　その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

（２）消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 飯田広域消防本部 （阿南消防署）	ア　消防施設等の新設、改良等整備に関すること。 イ　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 ウ　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 エ　防災に関する調査研究、訓練の実施及び教育に関すること。 オ　自主防災組織の育成指導に関すること。 カ　水防その他の応急措置に関すること。 キ　天龍村災害対策本部の業務に関すること。 ク　災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関すること。 ケ　避難情報等の伝達に関すること。 コ　消防及び救急・救助活動に関すること。 サ　村消防団との連携・協調に関すること。
天龍村消防団	ア　消防施設、消防体制の整備に関すること。 イ　防災に関する訓練、教育、広報に関すること。 ウ　消火、水防、救助救急活動に関すること。 エ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関すること。 オ　村民の避難の実施に関すること。

（３）県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 （南信州地域振興局、 飯田建設事務所、 下伊那南部建設事務所、 飯田保健福祉事務所）	ア　長野県防災会議、長野県災害対策本部、長野県災害警戒本部に関すること。 イ　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 ウ　水防その他の応急措置に関すること。 エ　県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 オ　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 カ　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 キ　村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 ク　自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 ケ　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
阿南警察署	ア　災害関連情報の収集及び情報共有に関すること。 イ　被災者の救出及び避難誘導に関すること。 ウ　交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 エ　避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 オ　行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 カ　犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 キ　危険物の取締りに関すること。

（４）指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	ア　管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ　災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
関東財務局 （長野財務事務所）	ア　地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東信越厚生局	ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係機関との連絡調整に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 （長野県拠点）	●災害予防対策 ア　ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ　農地、農業用施設等を防護するための、防災ダム、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 ●災害応急対策 ア　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ　災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ　災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ　災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 オ　土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ●災害復旧対策 ア　災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 （南信森林管理署 上村森林事務所）	ア　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ　災害応急対策用材の供給に関すること。
関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ　被災中小企業の振興に関すること。
中部経済産業局	ア　電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
関東東北産業保安監督部	ア　火薬類、高圧ガス､液化石油ガス､ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部近畿産業保安監督部	ア　電気の保安に関すること。
北陸信越運輸局	ア　災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京管区気象台 （長野地方気象台）	ア　地震、火災情報の発表及び伝達に関すること。 イ　注意報、警報等の発表及び伝達に関すること。 ウ　防災気象知識の普及に関すること。
信越総合通信局	ア　災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ　非常通信に関すること。 ウ　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ　通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
長野労働局 （飯田労働基準監督署）	ア　事業場における産業災害の防止に関すること。 イ　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
中部地方整備局 （天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所）	●災害予防 ア　所管施設の耐震性の確保に関すること。 イ　応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 ウ　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 エ　公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定に関すること。 オ　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。 ●応急・復旧 ア　防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 イ　災害対策用資機材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等の支援（大規模土砂災害時等に備えた相互協定に基づく）に関すること。 ウ　災害時の広域応援に関すること（重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合、災害時の情報交換に関する協定により、現地情報連絡員「リエゾン」の派遣を要請。また、重大な災害が発生した場合、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の災害応急対策について、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請。）。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部地方整備局 （天竜川上流河川事務所、 飯田国道事務所 （前ページの続き）	エ　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。 オ　所管施設の緊急点検の実施に関すること。 カ　照明車などの災害対策車両や防災ヘリの出動要請に関すること。 キ　利用可能な通信回線（衛星通信車）等の派遣要請に関すること。 ク　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に関すること。 ●警戒宣言時 ア　警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達に関すること。 イ　地震災害警戒体制の整備に関すること。 ウ　人員・資機材等の配備・手配に関すること。 エ　緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力に関すること。 オ　道路利用者に対する情報の提供に関すること。
中部地方環境事務所	ア　有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
関東地方測量部	ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

（５）自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊 （松本駐屯地）	ア　災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 イ　災害時における応急復旧活動に関すること。

（６）指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)信越支社 （平岡・神原郵便局）	ア　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。
東海旅客鉄道(株) 飯田支店	ア　鉄道施設の防災に関すること。 イ　災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) 関東支社南東京支店	ア　災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 長野支店	ア　公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ　災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(株)ＮＴＴドコモ 関信越支社長野支店	
ＫＤＤＩ(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
日本銀行（松本支店）	ア　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ　損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 （長野県支部）	ア　医療、助産等の救助、救護に関すること。 イ　災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ　義援金品の募集に関すること。
国立病院機構 （関東信越グループ）	ア　医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 （長野放送局）	ア　気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) （長野支店）	ア　災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワーグリッド(株) （飯田支社）	ア　電力施設の保全、保安に関すること。 イ　電力の供給に関すること。
中日本高速道路(株) （名古屋支社飯田保全・サービスセンター）	ア　中央自動車道（伊北ＩＣ～中津川ＩＣ）の防災に関すること。
独立行政法人水資源機構 （愛知用水総合事業部牧尾支所）	ア　ダムの地震防災に関すること。
佐川急便株式会社 （飯田営業所）	ア　災害対策用物資の輸送確保 イ　災害時の応急輸送対策

（７）指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	ア　ダムの防災に関すること。 イ　排水機場の改良及び復旧に関すること。
信州ガス(株)	ア　ガス施設の保全、保安に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。
信南交通(株)	ア　災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関す

	ること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
信越放送(株)	ア　天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム放送(株)	
飯田医師会 飯伊地区包括医療協議会	ア　災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 イ　災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。
（一社）長野県ＬＰガス協会	ア　液化石油ガスの安全に関すること。
(一社）長野県建設業協会(飯伊支部)	ア　災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	ア　災害ボランティアに関すること。 イ　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること。

（８）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
みなみ信州農業協同組合	ア　村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ　農産物の需給調整に関すること。 カ　被災事業者等に対する資金融資に関すること。
飯伊森林組合	ア　村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　木材の供給と物資のあっせんに関すること。
天龍村商工会	ア　村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ　災害時における物価安定の協力に関すること。 エ　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
診療所等医療施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における来所者の保護及び誘導に関すること。

	ウ　災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ　災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
天龍村社会福祉協議会	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
学校法人	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における教育対策に関すること。 ウ　被災施設の災害復旧に関すること。
危険物施設 及び高圧ガスの管理者	ア　安全管理の徹底に関すること。 イ　防護施設の整備に関すること。
各地区自主防災組織	ア　避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 イ　被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等の協力に関すること。 ウ　被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。 エ　自主防衛活動の実施に関すること。
婦人会	ア　村が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ　被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。

３　天龍村災害警戒本部の設置

（１）災害警戒本部の設置基準

原則として第１配備体制が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

この他に、以下に示すア～オの局面が発生し、関係課長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等にあたるものとする。なお、総務課長が不在または連絡が取れない場合は、①建設課長、②地域振興課長、③健康福祉課長、④住民税務課長の順で連絡し、連絡が取れた課長職に判断を仰ぐ。

ア　①連続降雨量が 200 ㎜に達しなお降り続くおそれのあるとき、②連続降雨量が 100 ㎜に達しかつ時雨量が 30 ㎜を超えたとき、③村役場周辺の積雪量が 12 時間で 10 ㎝に達しなお降雪が続くおそれのあるとき。また、早木戸川（川島、月畑橋付近）における水位が 1.5ｍを超えた際には状況を確認し、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ　近隣市町村で災害が発生し、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

ウ　三遠南信地域で災害が発生し、「三遠南信災害時相互応援協定」に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

エ　その他の広域応援要請を受けたとき。

オ　国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され村民の生活への影響が予測されるとき。

（２）災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、村役場総務課内に置く。

（３）災害警戒本部の組織及び運営

ア　災害警戒本部は、本部長を村長とし、以下のとおり組織する。本部長不在の場合は副村長、教育長の順で任務を代行し、３者がいずれも不在のときは（１）災害警戒本部の設置基準によるものとする。

災害警戒本部指揮系統図

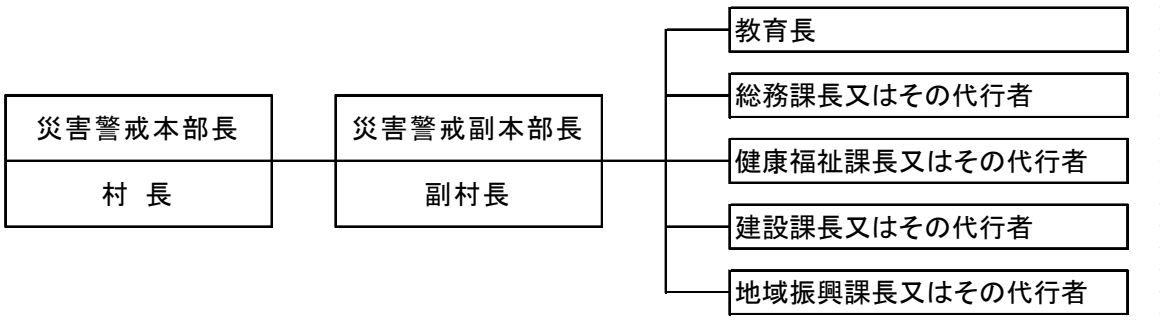

イ　配備要員は三班体制で臨み、警報ごとに交代する。ただし、参集できない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。

（４）災害警戒本部の廃止

総務課長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散するものとする。

４　天龍村災害対策本部及び天龍村南海トラフ地震災害警戒本部の設置

村に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するために必要があると認めるとき、村長は天龍村災害対策本部条例に基づき、天龍村災害対策本部（以下「本部」という。）若しくは天龍村（南海トラフ）地震災害警戒本部を設置する。

（１）設置基準

ア　村内に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
イ　村に震度５弱以上の地震が発生したとき（第２配備指令発令時）。
ウ　災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき。

（２）本部設置決定権者

ア　本部設置の決定は、村長が行うものとする。
イ　村長不在のときは、副村長、教育長の順で代行する。
ウ　三者がいずれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

（３）設置場所

ア　本部は、原則として村役場会議室に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保することができないときには、本部長の指示により代替地に設ける。
イ　本部が設置されたときは、村役場正面玄関に「天龍村災害対策本部」の標識を掲げ、併せて本部員室の設置場所を明示するものとする。

（４）本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本

部を解散する。

ア　災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ　公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ　災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ　被害数値がおおむね確定したとき。

オ　その他災害応急対策から災害復旧対策に移行すると判断できるとき。

（５）本部設置及び廃止の通知

ア　本部を設置又は廃止した場合には、総務課長が直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。

イ　本部は、必要に応じて関係機関に対し、本部設置の通知と併せて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

通知先	通知の方法
庁内各課	職員一斉配信メール、庁内放送、電話等
県知事	県防災無線、電話等
阿南警察署長	県防災無線、電話等
阿南消防署長	県消防無線、消防無線、電話等
その他防災関係機関	電話等
村民	防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ等
報道機関	電話又は文書等
隣接市町村長	県防災無線、電話等

第４節　防災面からみた天龍村の概況

１　自然的条件

（１）地勢

天龍村は長野県の最南端に位置し、愛知・静岡の両県に隣接している。村内は東西 11.4 ㎞、南北 9.9 ㎞の不整形をなし、総面積は 109.44 ㎢、その 94%は起伏の激しい林野で占められている。河川は、天竜川が村のほぼ中央を峡谷となり北から南へと流れている。

地勢は、中央構造線の西側、中部山岳地帯の南端に位置し、本村最高峰の熊伏山(1,653.3ｍ)、観音山(1,418.2ｍ)、地蔵峠(1,196.6ｍ)、そして遠山川、小河内川、早木戸川、虫川が深いＶ字渓谷をきざみ、海抜 280～1,000ｍの山ふところに集落が点在している。集落はこれらの河川沿いの段丘上や、過去の土石流跡である扇状地上に造られており、山地斜面は急傾斜であるため、土砂災害が発生しやすい。

地質は、古期花崗岩及び領家変成岩が主体で、後者は縞状片麻岩、片麻岩状石英内緑岩等を母体とした砂質土壌である。

気候は、周囲を 1,000ｍ級の山脈と起伏の多い急傾斜地に囲まれているため、寒暖の差の著しい内陸性を呈するが、年平均気温 13.0℃、年間降雨量約 2,000 ㎜と高温多湿の気候であり、シュロ、ゆず、カシ等暖帯性の植生が特徴的で県下では最も温暖な地帯である。

（２）活断層

長野県内には、数多くの活断層密集地域が存在している。県内の活断層の分布状況については、次図に掲げるとおりであるが、本村中心部にも活断層の平岡断層が存在している。

県内主要活断層帯の地震の震源断層モデルと主要活断層帯の位置図

（第３次長野県地震被害想定調査報告書より引用）

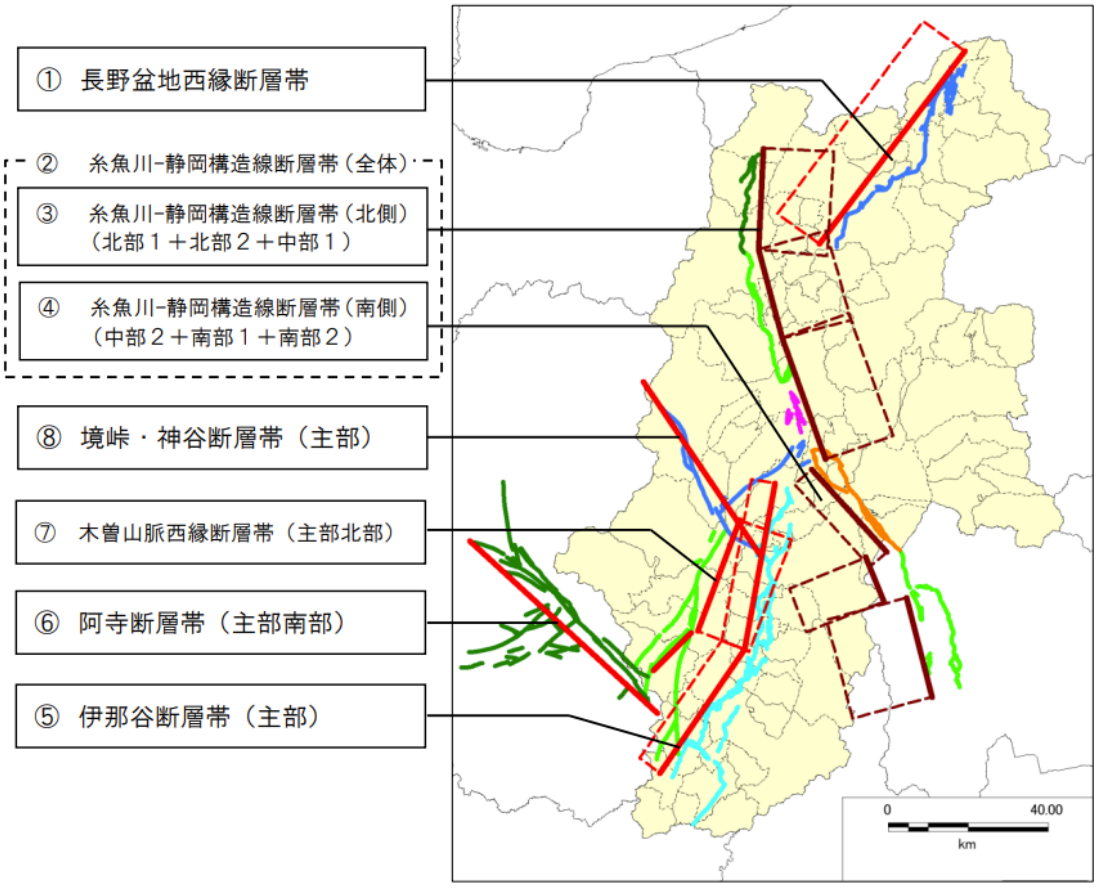

（３）自然条件にみる災害の要因

本村のおかれた自然環境は概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へと発展する素因は常に内存している。

ア　流出土砂の生産源

地形が複雑急峻であり、風化に弱くて崩れやすい花崗岩が多いために土砂の生産源となっており、豪雨の際には土砂の流出が著しく、洪水の大きな要因となっている。

イ　急勾配の河川

本流、支流とも急流が随所にあり、極めて急勾配になっている箇所もあるため水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また、河川の水量が多く、しかも急勾配で流下するため、災害の直接の原因となっている。

ウ　水源地帯の荒廃及び開発

水源地帯である林野地帯には荒廃地面積も多く、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流出とあいまって、水害の要因となっている。

エ　急峻な地形

高起伏で急峻な地形が多いため、豪雨時等には各所で土石流、地すべり、崖崩れなどの土砂災害が発生する可能性が高い。また遠山川断層を代表に断層が集中しており、破砕帯、小断層、開口割れ目、亀裂などが高密に存在する。

オ　前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南の海上から流入する温暖気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり水害の直接の原因となる。特に梅雨末期には集中豪雨となりやすく警戒を要する。

カ　台風の進路による影響

（ア）県を縦断して北上する場合

全県が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は、風・雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

（イ）県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨とも強く、台風の吹き返しによる風が被害を大きくする。

（ウ）県の南側を接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

（エ）県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

キ　地震発生の可能性

地震災害発生の可能性については、火山帯に加え、フォッサマグナ（糸魚川－静岡ライン)、信濃川姫川両地震帯や活断層が密集する地域が数多く存在する長野県内に位置していることから、その可能性は大きいといえる。さらに東海地震の震源域から 100 ㎞圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

２　社会的条件

（１）人口

天龍村の人口は、年々減少の一途をたどっており、令和５年９月 30 日現在では、総人口 1,098 人（625 世帯）となっている。また、過疎化が進むことによって高齢化が急激に進み、高齢化率は 61.2%（男性：56.4%、女性：65.5%）と、これも長野県の平均を大きく上回っている。

（２）産業

本村の産業別人口をみると、第１次産業の減少率が高く、第３次産業への流出が著しくなっている。こうした状況は、昼間の人口の減少、高齢化にもつながり、防災上重要な問題となるため、村の産業の活性化が課題である。

（３）交通

村の中心を東西に国道 418 号線が走り、主要地方道飯田富山佐久間線が接続している。公共交通機関は、ＪＲ飯田線と村営バス神原線、広域バス平岡線、天龍村デマンドバス、乗合タクシー平岡線のみである。

高齢化の進む本村では、道路交通網の確保や維持は重要であり、防災対策の充実のためにも、路面・路体、橋梁の維持修繕や耐震対策等、安全安心な通行に向けた整備が急務となっている。また、本村は集落が点在し、公共交通手段のない地区が多数存在している。災害発生時の孤立防止のためにも交通手段の確保は重要な課題である。

ＪＲ飯田線は最も重要な交通機関ではあるが、車社会となり大幅に利用者が減少している状況である。路線の存続を含め、災害時の輸送手段としての交通網の整備を考えていかなければならない。

（４）災害の要因の変化と対応

社会的経済的条件の現状に起因した災害発生、あるいは拡大の要因として、危険物等の増加が提起される。例えば、経済活動の進展に伴い、危険物施設、高電圧線等も増加しており、被害拡大の要因となる可能性がある。

３　過去の主な災害記録

本村の過去の災害履歴については、次に掲げるとおりである。

天龍村の風水害履歴

年代（西暦）	月日	被害内容
昭和34年（1959）	９.26	伊勢湾台風（台風15号）により、死者１人、半壊家屋112戸。
昭和36年（1961）	６.27	「３６（さぶろく）災害」。梅雨前線集中豪雨により、一部床上、床下浸水あり。
昭和43年（1968）	８	台風10号により、大河内地区をはじめ全村にわたって甚大な被害が発生。死者５人、行方不明者１人。
昭和58年（1983）	９	台風10号により、天龍中学校校庭浸水、平岡橋流失。
平成３年（1991）	９.19	台風18号により、十久保地区山地崩壊土石流により、行方不明者１人、流失家屋３戸、焼失家屋２戸。
平成13年（2001）	１.27	大雪により停電等の被害。
平成22年（2010）	７	梅雨前線豪雨により、下山地区から静岡県側にかけて孤立集落が発生。
平成26年（2014）	２.14 ～２.15	観測史上最大の大雪。孤立集落発生、停電や農業施設等に多数の被害。
平成30年（2018）	７	平成30年７月豪雨。７月４日から７日までの３日間に、連続降雨410mm、日最大219mm、時間最大38mmを平岡の雨量計で観測。住家の被害は、一部損壊が１棟。
令和２年（2020）	７	令和２年７月豪雨。国道418号線の法面崩壊による通行止め。ＪＲ飯田線小和田・中井侍間で斜面崩壊と電気設備損傷が発生し９月28日に復旧。

天龍村の地震災害履歴

年代（西暦）	月日	規模	被害内容
永享５年（1433）	11. ７	Ｍ７＜	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応７年（1498）	９.20	Ｍ 8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年（1586）	１.18	Ｍ 7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文２年（1662）	６.16	Ｍ 7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年（1703）	12.31	Ｍ 8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永４年（1707）	10.28	Ｍ 8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保３年（1718）	８.22	Ｍ 7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩れ、跳び石で死者50余人。中央構造線の活動による。
享保10年（1725）	８.14	Ｍ 6.5	諏訪・高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。

安政元年（1854）	12.23	Ｍ 8.4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年（1891）	10.28	Ｍ 8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面の亀裂など。山崩れ多数。
大正12年（1923）	９．１	Ｍ 7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年（1944）	12．７	Ｍ 7.9	東南海地震。飯田は震度４。落石で飯田線が不通になった。
昭和21年（1946）	12.21	Ｍ 8.0	南海地震。飯田は震度４。落石で飯田線が不通になった。
昭和59年（1984）	９.14	Ｍ 6.8	長野県西部地震。飯田は震度４。小学生２人が落下した蛍光灯で負傷。
平成７年（1995）	１.17	Ｍ 7.3	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震） 飯田の震度は３。
平成23年（2011）	３.11	Ｍ 9.0	東日本大震災（東北地方太平洋沖地震） 天龍村震度３

＊Ｍ＝マグニチュード

第２章　災害予防計画

第１節　風水害に強いむらづくり

基本方針

・村及び県は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いむらづくりを行うものとする。
・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての村民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、村民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

主な取組み

１　交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村内を形成する。
２　総合的風水害対策の推進等による風水害に強いむらの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。
３　気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・村民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

実施機関

（通常時）全課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　風水害に強い村内づくり

（１）現状及び課題

県内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な村内の形成に取り組む必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から村内及び村民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

（イ）基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

（ウ）住宅、学校や診療所等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

（エ）風水害に強い村内の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

ａ　河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップを作成する。

ｂ　土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

ｃ　台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持を図る。

ｄ　治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

（オ）老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

（カ）大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

２　風水害に強いむらづくり

（１）現状及び課題

危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いむらづくりが必要となっている。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）風水害に強いむらの形成

a　治水・防災・むらづくり・建築を担当する各課室の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

b　本計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

c　村は、土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、村民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

d　洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

e　防災むらづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

f　防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

g　危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて村民への周知を図るものとする。

ｈ　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

ｉ　以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成するものとする。

（ａ）溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進

（ｂ）村民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する**取組み**を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供

（ｃ）河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進

（ｄ）防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

（ｅ）浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める

（ｆ）要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める

（ｇ）名称及び所在地を定めたこれらの施設については、村は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める

（ｈ）浸水想定区域をその区域に含む村の長は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる

（ｉ）洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な村内利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

（ｊ）洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供・助言等を受けて過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての村民、滞在者その他の者へ周知する。

（ｋ）土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

　特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

（ｌ）高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び診療所、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

（ｍ）土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場

所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

（ｎ）山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の**取組み**と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、村民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

（ｏ）農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

（ｐ）災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

（イ）風水害に対する建築物等の安全性

ａ　浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

ｂ　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

ｃ　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

ｄ　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

ｅ　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

（ウ）ライフライン施設等の機能の確保

ａ　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

ｂ　ライフラインの被災は、安否確認、村民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

ｃ　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な**取組み**を促進するものとする。

（エ）災害応急対策等への備え

ａ　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び村民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

ｂ　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から

災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。

d　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

e　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

f　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

g　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

h　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

i　平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）風水害に強いむらの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

（イ）ライフライン施設等の機能の確保

a　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b　ライフラインの被災は、安否確認、村民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

c　ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

d　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な**取組み**を促進するものとする。

e　平時より診療所の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものと

する。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

（ウ）災害応急対策等への備え

a　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。

d　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

e　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

f　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

g　診療所、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）風水害に対する建築物等の安全性

a　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第２節　災害発生直前対策

基本方針
・風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。
主な取組み
１　気象警報・注意報等の村民に対する伝達体制を整備する。 ２　村民の避難誘導体制を整備する。 ３　災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。
実施機関
（通常時）全課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　村民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第３章第１節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

２　避難誘導体制の整備

（１）避難誘導体制の整備

ア　村及び県は、風水害により、村民の生命・身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

イ　村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ　村及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

エ　村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

オ　村及び県は、土砂災害等に対する村民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。（第11節「避難の受入活動計画」参照。）

カ　村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の村民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

キ　村は、洪水等に対する村民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な

避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しをするものとする。

国及び県は、これらの基準、対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ク　村は、土砂災害等に対する村民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、村民に速やかに周知するものとする。

コ　村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

３　災害未然防止活動

（１）村及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

（２）電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

（３）河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。

ア　所管施設の緊急点検体制の整備

イ　応急復旧のための体制の整備

ウ　防災用資機材の備蓄

エ　水防活動体制の整備（水防管理者）

オ　せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者）

カ　災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

（４）村など水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第３節　情報の収集・連絡体制計画

基本方針

・災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。
・村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

主な取組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
２　村、県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
３　情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

実施機関

（通常時）総務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。村、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
（ウ）公共施設（学校、集会施設等）を情報通信の拠点とした、村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
（エ）総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
（オ）「長野県防災情報システム」により、関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
（カ）雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、村民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
（キ）災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

イ【防災関係機関が実施する計画】

（ア）被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
（ウ）村、県に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

２　情報の分析整理

村及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

３　通信手段の確保

（１）現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となったりするケースがあった。災害対策にとって情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

（イ）非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。

（ウ）災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。

（エ）風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。

（オ）衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

（カ）東日本電信電話（株）等の電気通信事業者により提供されている、災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第４節　活動体制計画

基本方針
・風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図るものとする。
主な取組み
１　職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 ２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 ３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 ４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 ５　業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
実施機関
（通常時）全課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　職員の参集・活動体制

（１）現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速に職員を参集することによる情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。

（イ）職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

（ウ）災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

（エ）応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

（オ）発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（全機関）

（ア）職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

（イ）応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るもの

とする。
（ウ）ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

２　組織の整備

（１）現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制の整備が重要となる。

現在、村、県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

災害対策基本法第 16 条に基づき、天龍村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した本計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄する若しくは県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、村、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

ウ【河川管理者が実施する計画】

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の**取組み**を推進するものとする。

３　防災中枢機能等の確保

（１）現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）天龍村国土強靭化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

（イ）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

（ウ）災害時に拠点となる施設等の浸水対策を検討する。

（エ）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ【関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

４　複合災害への備え

（１）現状及び課題

同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

（２）実施計画

ア【村、県及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる人員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、人員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

５　業務継続性の確保

（１）現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

（２）実施計画

ア【村及び関係機関が実施する計画】

（ア）災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

（イ）実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

（ウ）災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第５節　広域相互応援計画

基本方針

・災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。
・相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

主な取組み

１　防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
２　県内全市町村による、相互応援体制の確立に協力する。
３　県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立に協力する。
４　公共機関及びその他事業者等との相互応援協定の締結を推進する。
５　県と村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
６　防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

実施機関

（通常時）総務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　防災関係機関相互の連携体制整備

（１）現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

（２）実施計画

ア【村、県及び関係機関が実施する計画】

（ア）広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

（イ）応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

（ウ）災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。

（エ）国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。（村、県）

（オ）緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。（中部地方整備局）

（カ）必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。（村）

（キ）訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。（村、県）

２　県内全市町村間の相互応援協定

（１）現状及び課題

県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されており、村は飯伊ブロックに属している。

このほか本村が、他の地方公共団体等と相互応援の協定を締結しているのは、令和５年４月１日現在、７協定である。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。

（イ）相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（ウ）備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努めるものとする。

（エ）「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（県内各消防本部、県消防長会）

村及び県と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

３　県内外消防本部間の消防相互応援体制

（１）現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成８年２月 14 日に締結された。

また、大規模災害時に、上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成７年６月 30 日に発足し、その活動の指針となる「緊急消防援助隊要綱」が制定された。

平成 15 年６月に消防組織法が改正され、平成 16 年４月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。

（イ）各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。

（ウ）県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

村及び県と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

４　公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

（１）現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

ア【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

５　県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

（１）現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに、応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

６　広域防災拠点の確保

（１）現状及び課題

県は、大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

広域防災拠点施設　伊那・飯田配置ゾーン

施設名称	管理者	救助活動拠点	広域物資輸送拠点	航空搬送拠点
長野県飯田運動公園	長野県	●		●
伊那市防災コミュニティセンター等	伊那市	●		
伊那公園		●		
伊那市民体育館			●	
サンアリーナ	中川村		●	
大芝公園	南箕輪村	●	●	●

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受入れることができるよう、受援計画を策定する。

（イ）機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

７　三遠南信災害時相互応援協定

三遠南信災害時相互応援協定締結都市との共催で住民啓発、訓練等の各種防災関連事業を実施し、職員の相互理解を深め、協力関係の充実を図るものとする。

（１）初動体制確立事業

毎年４月１日現在の構成市町村事務局名簿の策定と配布を行い、初動体制の確立を図る。

（２）広報活動事業

各都市が計画する防災講演会、イベント、防災訓練への出席案内を行う。

（３）応援要請訓練事業

防災の日に合わせて、机上応援要請による情報伝達訓練を行う。

（事前に「ブロック代表都市」の１市から応援要請を「総代都市」が受理し、「総代都市」は各「ブロック代表都市」へ応援要請を行い、これを受けて各「ブロック代表都市」がそれぞれの各都市へ応援要請を行う。）

（４）情報収集活動事業

「ブロック代表都市」間の地理を平常時に習熟し、災害時の応援に役立てるために、「ブロック代表都市会議」においてそれぞれの街並みの紹介を図上で行う。

「ブロック代表都市」の災害対策本部ルートについて、現地踏査をそれぞれが実施する。

（５）自主防災組織等の派遣受入れ事業

「ブロック代表都市」内の自主防災組織強化のために派遣、受入れを図り、交流と研修を深め、併せて社会人口の交流に努める。

（６）復旧・復興報告事業

各都市に発生した１年間の重大な災害歴の報告を「ブロック代表都市」が行い、教訓を地域防災計画に役立たせる。

第６節　救助・救急・医療計画

基本方針
・救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害医療体制の整備と、施設の災害対応機能の強化を促進する。 ・このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。
主な取組み
１　災害等緊急時に備え、救助・救急用資機材の整備を図る。 ２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。 ３　災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 ４　災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。
実施機関
（通常時）総務課、健康福祉課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　救助・救急用資機材の整備

（１）現状及び課題

村においては、救助救急車両の整備及び運行は南信州広域連合飯田広域消防本部が行っており、村としては、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア)消防団詰所、集会施設、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に村民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から村民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ【飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア)救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

(イ)大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班１個班あたりの救護装備等の基

準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）
（イ）赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）
（ウ）大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

２　医療用資機材等の備蓄

（１）現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等 43 品目を県下 13 箇所に、衛生材料 24 品目を県下６箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成 30 年３月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下２箇所の血液センターに常時備蓄している。

このほか村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。

（イ）診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）飯田医師会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。

また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

（イ）長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。

ａ　災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

ｂ　不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図るものとする。

ｃ　使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

（１）現状及び課題

今後は、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、広域搬送拠点となる適当な場所を選定

し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）災害拠点病院を中心に、各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

（イ）県が準備する、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等」という。）による支援体制について理解を深め、必要時の依頼方法等について確認する。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）飯田医師会、（一社）長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、（公社）長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

（イ）長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

（ウ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

（エ）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

４　消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

（１）現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報を速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

ａ　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
ｂ　最先到着隊による措置
ｃ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
ｄ　応急救護所の設置基準、編成、任務等
ｅ　各活動隊の編成と任務
ｆ　消防団の活動要領

ｇ　通信体制
ｈ　関係機関との連絡
ｉ　報告及び広報
ｊ　訓練計画
ｋ　その他必要と認められる事項

（イ）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の搬送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
　また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

（エ）関係機関の協力を得て、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

（イ）（一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第７節　消防・水防活動計画

基本方針
・大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。
主な取組み
１　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。 ２　資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。
実施機関
（通常時）総務課、建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　消防計画

（１）現状及び課題

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び村民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、飯田広域消防本部消防計画の実施が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

飯田広域消防本部消防計画に基づき、大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

なお、村の計画に無い項目は、飯田広域消防本部消防計画に依ることとする。

（ア）消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。令和５年４月１日現在の消防団員数は 43 人。うち女性団員数は６人となっている。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

（イ）消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を

図るものとする。

（ウ）被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

（エ）消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、村民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

（オ）火災予防

ａ　防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、村民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

ｂ　防火管理制度の効果的な運用

消防法第８条に規定する、学校、診療所、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

ｃ　危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

（ａ）可燃物と酸化剤の混合による発火

（ｂ）黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

（ｃ）金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

（カ）活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防ぎょ地域、延焼防止線の設定等、火災防ぎょ計画等を定めるものとする。

（キ）応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する

ものとする。
　また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

イ【村民及び自主防災組織が実施する計画】
　村民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。
　また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

２　水防計画

（１）現状及び課題

　本村の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
　次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。
（ア）水防組織、水防団、消防団の確立・整備
（イ）水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
　ａ　重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
　ｂ　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
（ウ）通信連絡系統の整備、警報等の村民への伝達体制の整備
（エ）平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
（オ）川ごとの水防工法の検討
（カ）居住者への立退の指示体制の整備
（キ）洪水時等における水防活動体制の整備
（ク）他の水防管理団体との相互応援協定の締結
（ケ）浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
（コ）本計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
（サ）（ア）～（コ）に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
　なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の（シ）～（タ）の事項を実施するものとする。
（シ）水防機関の整備
（ス）水防計画の策定
（セ）水防協議会の設置
（ソ）水防訓練の実施（年１回以上）
　・水防技能の習熟
　・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

・災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

（タ）水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

（チ）要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局）

（ア）防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

（ア）要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a　浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

b　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告するものとするとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第８節　要配慮者支援計画

基本方針

・近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村及び県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。
・近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

主な取組み

１　要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
２　在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
３　要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
４　外国籍村民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

実施機関

（通常時）総務課、住民税務課、教育委員会　（災対本部体制下）

計画の内容

１　要配慮者支援計画の作成

（１）現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）避難行動要支援者支援に関する計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

村が、本計画に定める事項は以下を必須とする。

・消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）
・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
・名簿の更新に関する事項

・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる事項
・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
・避難支援等関係者の安全確保

（イ）避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村は、本計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係課室の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね４時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

（ウ）個別避難計画作成の努力義務

村は、本計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係課室の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

（エ）避難行動要支援者名簿の提供

本計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を村の条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

（オ）要配慮者支援計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

（カ）避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（キ）個別避難計画の事前提供

村は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び

避難支援等実施者の同意、または、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（ク）避難行動要支援者への配慮

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

（ケ）地区防災計画との調整

村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

２　在宅者対策

（１）現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）指定避難所の整備

村及び県は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

（イ）防災教育・防災訓練の実施

村及び県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（ウ）応援体制及び受援体制の整備

村及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

（エ）避難所における要配慮者支援体制の整備

村及び県は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

イ【村が実施する計画】

（ア）緊急通報装置等の整備

村は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

（イ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

（ウ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。

（エ）支援協力体制の整備

村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

３　要配慮者利用施設対策

（１）現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）非常災害時の整備

村及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

（イ）防災設備等の整備

村及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも３日分、可能な限り１週間分程度)を行うよう指導するものとする。

（ウ）組織体制の整備

村及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。

（エ）防災教育・防災訓練の実施

村及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。

（オ）応援体制及び受援体制の整備

村及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

（カ）村及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

（キ）村及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

（ク）村及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（ケ）ホテル・旅館等の確保

村は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

（ア）非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

（イ）防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うものとする。

（ウ）組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

（エ）防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（オ）応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

（カ）日本赤十字社長野県支部、県医師会、（一社）飯田医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備について、あらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

（キ）医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

（ク）医療機関においては、村、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

４　外国籍村民、外国人旅行者等、観光客対策

（１）現状及び課題

外国籍村民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍村民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）外国籍村民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

村及び県は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍村民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。

（イ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

村及び県は、外国籍村民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進するものとする。

（ウ）防災教育・防災訓練の実施

村及び県は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍村民等の参加推進などを通じて、外国籍村民等に対する防災知識の普及を図るものとする。

（エ）応援体制及び受援体制の整備

村及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

（オ）観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。（観光客安全対策推進会議の事業を推進する。）

イ【村が実施する計画】

（ア）外国籍村民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍村民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等、外国籍村民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

（イ）観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得)」を作成するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍村民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

（イ）医療機関においては、外国籍村民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

（１）現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本村内では、要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

村及び県は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。

イ【村が実施する計画】

（ア）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

村は、本計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

（イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

村は浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告するものとする。

第９節　緊急輸送計画

基本方針
・大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。
主な取組み
１　緊急交通路の確保に関する計画を策定する。 ２　ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。 ３　各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。 ４　緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。
実施機関
（通常時）総務課、地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　緊急交通路確保計画

（１）現状及び課題

本村の道路は、都市間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を推進・促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、各警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

（１）現状及び課題

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、最低１箇所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集

積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。

（イ）自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。

（ウ）拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について村民に周知するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（ヘリコプター保有機関）

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

３　輸送体制の整備計画

（１）現況及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、風水害発生を見据えて、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておくものとする。

（イ）必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

（ウ）物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

（エ）輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなるため、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）村内の輸送事業者等は、次の事項を推進する。

ａ　災害時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。

ｂ　緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。

ｃ　緊急輸送を形成するため、村及び関係事業者と連携を強化する。

ｄ　緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

（イ）（公社）長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

（ウ）（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

４　緊急通行車両等の事前届出の確認

（１）現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておくものとする。

第１０節　障害物の処理計画

基本方針
・災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。
主な取組み
１　応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。 ２　障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。
実施機関
（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　障害物の処理

（１）現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらを確保できる体制を整備しておく必要がある。緊急輸送路として確保すべき林道等の管理は、村が行っているが、障害物除去体制について村と事前に対応を検討する。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

飯伊森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。（中部地方整備局）

（イ）部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図るものとする。

第１１節　避難の受入活動計画

基本方針

・風水害の発生時には、まず行政、村民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。
・このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。
・避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生・食事・睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

主な取組み

１　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
２　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
３　村及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
４　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

実施機関

（通常時）総務課、住民税務課、教育委員会　（災対本部体制下）

計画の内容

１　避難計画の策定等

（１）現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと村民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。

（イ）村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。

（ウ）村及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。

（エ）浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

（オ）村及び県は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう

「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて村民に伝達するよう努めるものとする。

（カ）村及び県は、あらかじめ村民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

（キ）保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

（ク）自宅療養者等の避難の確保を図るため、村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。

また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受入れられるよう調整に努めるものとする。

イ【村が実施する計画】

（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ａ　村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。

ｂ　村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（イ）避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

ａ　避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

ｂ　高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

（避難指示、高齢者等避難については第３章第 12 節を参照）

ｃ　指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

ｄ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

ｅ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

ｆ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ａ）給食措置

（ｂ）給水措置

（ｃ）毛布、寝具等の支給

（ｄ）衣料、日用品の支給

（ｅ）負傷者に対する救急救護

ｇ　指定避難所の管理に関する事項

（ａ）避難受入れ中の秩序保持

（ｂ）避難住民に対する災害情報の伝達

（ｃ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

（ｄ）避難住民に対する各種相談業務

ｈ　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ａ）平常時における広報

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○村民に対する巡回指導

○防災訓練等

（ｂ）災害時における広報

○広報車による周知

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

なお村は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。

（ウ）避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

（エ）帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）それぞれの施設管理者は、避難計画を村及び県の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）

（イ）村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）

（ウ）要配慮者利用施設の管理者は、村及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

（エ）指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

エ【村民が実施する計画】

（ア）家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

ａ　災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。

（ａ）指定緊急避難場所への立退き避難

（ｂ）「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
（ｃ）「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

ｂ　災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか。
（テレビ、ラジオ、インターネット等）

ｃ　家の中でどこが一番安全か。

ｄ　救急医薬品や火気などの点検。

ｅ　幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。

ｆ　指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。

ｇ　避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。

ｈ　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

ｉ　昼の場合、夜の場合の家族の分担。

（イ）防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

（ウ）指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

オ【企業等において実施する計画】

（ア）帰宅困難者対策

a　公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

b　駅等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

２　避難場所の確保

（１）現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の村民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、公園、集会施設、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、村民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、本計画に掲載するものとする。

（イ）指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものと

する。
　なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
（ウ）村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
（エ）指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受入れることができるよう配慮するものとする。
（オ）村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】
（ア）管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）
（イ）要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

３　避難所の確保

（１）現状及び課題

　災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
（イ）指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
（ウ）福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
（エ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から村民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
（オ）村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
（カ）村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避

難することができるよう努めるものとする。

（キ）村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課室や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（ク）村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

（ケ）指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

（コ）避難所の感染症対策については、第３章第 17 節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（サ）指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

（シ）テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。

（ス）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努めるものとする。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

（セ）避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

（ソ）医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

（タ）公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

（チ）「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和４年３月改定）、長野県避難所ＴＫＢスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

（ツ）マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、村民等への普及にあたっては、村民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓

発に努めるものとする。
（テ）指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
（ト）指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受入れることができるよう配慮するものとする。
（ナ）安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
（ニ）指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
（ヌ）村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】
（ア）管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。（全機関）
（イ）要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

４　住宅の確保体制の整備

（１）現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
（ウ）応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
（エ）災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
（オ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
（カ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

５　学校等における避難計画

（１）現状及び課題

災害が発生した場合、保育所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という。）

においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育所長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村（教育委員会）が実施する計画】

（ア）防災計画（教育委員会）

ａ　学校長・保育所長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては県教委、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

ｂ　学校長・保育所長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ｃ　防災計画には、以下の事項を定めておく。

（ａ）風水害対策に係る防災組織の編成
（ｂ）風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
（ｃ） 県教委、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
（ｄ） 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
（ｅ）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
（ｆ）児童生徒等の帰宅と保護の方法
（ｇ）児童生徒等の保護者への引き渡し方法
（ｈ）児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
（ｉ）児童生徒等の救護方法
（ｊ）初期消火と重要物品の搬出の方法
（ｋ）施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
（ｌ）避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
（ｍ）防災訓練の回数、時期、方法
（ｎ）教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
（ｏ）風水害時における応急教育に関する事項
（ｐ）その他、学校長・保育所長が必要とする事項

（イ）施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

ａ　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

ｂ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ｃ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

（ウ）防火管理（教育委員会）

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ａ　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

ｂ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

（エ）避難誘導（教育委員会）

a　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

b　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

（ａ）児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。

（ｂ）全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

（ｃ）遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。

（ｄ）登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

（オ）私立学校に対する指導

私立学校については、村立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

６　在宅避難者等の支援

（１）現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア　在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ　親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

第１２節　孤立防止対策

基本方針
・本村では、山間地に小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。 こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。
主な取組み
１　災害時の孤立地域を予測し、村民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。 ２　孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。 ３　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。 ４　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。 ５　孤立予想地域ごとに避難所となり得る集会施設等の施設の整備を推進するものとする。 ６　孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。
実施機関
（通常時）総務課、建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　通信手段の確保

（１）現状及び課題

今後、村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。

（イ）アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。

（ウ）孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図るものとする。

（エ）東日本電信電話（株）等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

２　災害に強い道路網の整備

（１）現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、主要路線優先の対策推進と複線化の推進を図ることが必要である。

（２）実施事項

ア【村が実施する計画】

村道の災害予防対策を推進するものとする。

イ【村民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

３　孤立予想地域の実態把握

（１）現状及び課題

村内の孤立予想地域は、最大で 21 地域である。（平成 27 年３月実施「長野県地震被害想定調査報告書」による）

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で村民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある村民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、村民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておくものとする。

（イ）平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき村民の実態を把握しておくものとする。

（ウ）観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

イ【村民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

４　自主防災組織の育成

（１）現状及び課題

村内の自主防災組織は、村全体で令和５年４月１日現在 100%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、村民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）全地区における組織結成を推進するものとする。

（イ）災害時の活動要領について、教育指導を行うものとする。

（ウ）活動用資機材の整備充実を行うものとする。

イ【村民が実施する計画】

孤立が予想される地域の村民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

５　避難所の確保

（１）現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに最低１箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

孤立予想地区の集会施設等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

６　備蓄

（１）現状及び課題

備蓄計画については、第 13 節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた村民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、村民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

（２）実施計画

ア【村、県が実施する計画】

孤立が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【村民等が実施する計画】

（ア）孤立が予想される地域の村民は、平常時から備蓄を行うものとする。

（イ）観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第１３節　食料品等の備蓄・調達計画

基本方針

・大規模な災害が発生した場合、被災直後の村民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、村民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間可能な限り１週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。
・天龍村国土強靭化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき、村はこの間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

主な取組み

１　村民が発災直後から最低でも３日分、可能な限り１週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
２　協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
４　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

実施機関

（通常時）総務課、地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　食料品等の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、村民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）平成 25･26 年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、村の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しない

か、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、本計画等で定めるものとする。

（イ）他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。

（ウ）非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。

（エ）県と村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

（オ）村民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

（カ）県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）農林水産省

ａ　農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章のⅠの第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。

ｂ　政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。

（イ）米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。

（ウ）卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

ウ【村民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人あたり最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

エ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

２　食料品等の供給計画

（１）現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を村民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）備蓄食料及び協定等により調達した食料を村民に供給するための体制を整備するものとする。

（イ）食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

第１４節　給水計画

基本方針
・飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場にろ水器を設置し製造を行う。 また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。 ・このほか、村は、被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。
主な取組み
１　水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 ２　給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。
実施機関
（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備

（１）災害時の給水量の検討

最小限必要な飲料水として、一人１日３リットル、生活用水が、一人１日 16 リットルの合計 19 リットルを７日分（混乱期３日、復旧期４日と想定した日数。）確保するものとする。

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

（２）実施計画

ア【村・水道事業者等が実施する計画】

（ア）村が実施する計画

ａ　配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。

ｂ　村民が実施する事項への支援を行うものとする。

ｃ　県が実施する事項に対する協力を行うものとする。

ｄ　予備水源、予備電源の確保を行うものとする。

ｅ　飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

イ【村民が実施する計画】

（ア）風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

（イ）ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

（ウ）ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

（エ）自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

２　飲料水等の供給計画

（１）現状及び課題

令和３年４月１日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車、給水タンク、ポリタンク、ろ過器等の給水に資する器材が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難

になるとともに、給水車等の不足も予想される。

（２）実施計画

ア【水道事業者が実施する計画】

（ア）県企業局が実施する計画

a　飲料水供給場所の整備を行う。

b　「応急給水マニュアル」等により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。

c　給水源の確保を行う。

d　給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行う。

e　円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の村と締結した「災害時の応急活動の連携に関する協定」に基づく訓練を実施する。

（イ）村が実施する計画

a　給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。

b　給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。

c　被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。

d　給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

第１５節　生活必需品の備蓄・調達計画

基本方針

・災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

〇寝具（タオルケット・毛布等）
〇衣類（下着・靴下・作業着等）
〇炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
〇身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
〇食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
〇日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）
〇光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）
〇薬（服用中の薬のストック、お薬手帳の写し）

（必要量）

人口の５％程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

主な取組み

１　村においては、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、村民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

実施機関

（通常時）住民税務課、地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、村民自ら行うことが有効であり、村民の防災意識を高め、最低限の必要品については緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。
（イ）村民に対し防災思想の普及を行い、村民における備蓄の促進を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

ウ【村民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。

２　生活必需品の供給体制の整備

（１）現状及び課題

災害発生後、村はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。

（イ）輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

第１６節　危険物施設等災害予防計画

基本方針

・災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

主な取組み

１　危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
２　火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
３　高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
４　液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
５　毒物劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
６　放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
７　石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
８　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

実施機関

（通常時）総務課、地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　危険物施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、これら施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア）規制及び指導の強化

ａ　危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

ｂ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

ｃ　立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

（ａ）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（ｂ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

（イ）自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

（ウ）化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。

（エ）相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

（オ）県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

２　放射性物質使用施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期すものとする。

（イ）村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

第１７節　電気施設災害予防計画

基本方針
・電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、 〇災害に強い電気供給システムの整備促進 〇災害時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、予防対策を推進するものとする。
主な取組み
１　地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。 ２　災害時の職員の配備計画を樹立する。 ３　関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。
実施機関
（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　施設・設備の安全性の確保

（１）現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

（ア）中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。

２　関係機関との連携

（１）現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化するものとする。

（イ）大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。

（ウ）村、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第１８節　上水道施設等災害予防計画

基本方針
・水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災しにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。
主な取組み
１　老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。
実施機関
（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容
水道施設・設備の整備及び安全性の確保

１　現状及び課題

（１）現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、（公社）日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

（２）実施計画

ア【村・水道事業者等が実施する計画】

（ア）村が実施する計画

ａ　老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
ｂ　配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
ｃ　水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
ｄ　復旧資材の備蓄を行うものとする。
ｅ　水道管路図等の整備を行うものとする。

第１９節　下水道施設等災害予防計画

基本方針
・下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、村民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。 ・風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。
主な取組み
１　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。 ２　雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。 ３　緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 ４　緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 ５　下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 ６　管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。
実施機関
（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

（１）現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。

この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備により浸水対策を進める必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行うものとする。

２　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

（１）現状及び課題

災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、村、県とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。

（イ）業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

（ウ）復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を

確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

３　緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

（１）現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

４　下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

（１）現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備するものとする。

５　管渠及び処理場施設の系統の多重化

（１）現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の二系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第２０節　通信・放送施設災害予防計画

基本方針
・災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。
主な取組み
１　各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 ２　村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 ３　電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 ４　放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 ５　警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。 ６　通信ケーブルの地中化を推進する。
実施機関
（通常時）総務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　緊急時のための通信確保

（１）現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳が発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するための緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

（２）実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

２　村防災行政無線通信施設災害予防

（１）現状及び課題

村と県及び防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村民への情報伝達手段として有効な同報系及び防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。

また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

３　電気通信施設災害予防

（１）現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水

化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。
　また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
　村は、地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

イ【電気通信事業者が実施する計画】
　非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。
　また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

（ア）被災状況の早期把握
　村及び県防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。

（イ）通信システムの高信頼化
　a　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。
　b　主要な交換機を分散設置するものとする。
　c　通信ケーブルの地中化を推進するものとする。
　d　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

４　放送施設災害予防

（１）現状及び課題

ア　日本放送協会（長野放送局）
　地震災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

（ア）放送施設、局舎の耐震補強
　長野放送会館、松本支局、美ヶ原放送所、富竹ラジオ放送所、島立ラジオ放送所の電源設備、保管庫などについては、耐震補強対策は完了している。

イ　信越放送（株）
　地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

（ア）放送施設、局舎の補強
　高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

（イ）自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は 110 時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

（ウ）衛星を使った移動中継設備ＳＮＧを長野と松本に配備している。

ウ　（株）長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

（ア）演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備二台化等）

（イ）上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

（ウ）上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。

（エ）毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ　（株）テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

（ア）局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しを実施し、万全を期すようにしている。

（イ）電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

（ウ）非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ　長野朝日放送（株）

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、同社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出及び受信を確保し、防災及び取材体制の充実を図る。

また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

（ア）社屋の耐震性について

社屋は平成３年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分にある。

（イ）電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

（ウ）放送設備について災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ　長野エフエム放送（株）

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

（ア）放送施設の耐震固定の実施

（イ）予備放送設備の整備

（ウ）ＣＳ衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

（エ）非常災害時緊急音声割込み設備及びＦＭ文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

（２）実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図るものとする。

イ【信越放送（株）が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老巧化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【(株）長野放送が実施する計画】

（ア）定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行うものとする。
（イ）予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
（ウ）陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【(株）テレビ信州が実施する計画】

（ア）災害復旧及び取材活動を迅速に進めるための連絡手段（ＶＨＦ無線機等）を充実させるものとする。
（イ）演奏所と送信所を結ぶＳＴＬの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送（株）が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
（ア）衛星通信基地局に送信装置を追加
（イ）衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施
（ウ）衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送（株）が実施する計画】

（ア）設備の耐震基準（震度４以上）の見直しを行うものとする。
（イ）ＳＴＬ送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
（ウ）ＦＭ送信空中線給電系の２ルート化を行うものとする。
（エ）演奏所電源系改修を行うものとする。
（オ）ＳＴＬ非常回線の設置を検討するものとする。
（カ）非常用送信機設置等を実施するものとする。

５　道路埋設通信施設災害予防

（１）現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

（２）実施計画

ア【道路管理者が実施する計画】（村、県、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

第２１節　鉄道施設災害予防計画

基本方針
・鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとるものとする。 ・施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。
主な取組み
１　施設・設備の検査を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。 ２　各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。 ３　関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。
実施機関
（通常時）総務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　鉄道施設災害予防の課題

（１）現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

２　実施計画

（１）鉄道施設災害予防計画

ア【村が実施する計画】

村は、地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

イ【東海旅客鉄道（株）】

（ア）施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施するものとする。

（イ）関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとるものとする。

第２２節　災害広報計画

基本方針
・災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び村民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 ・放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。
主な取組み
１　被災者及び村民等への情報の提供体制を整備する。 ２　報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。
実施機関
（通常時）総務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　被災者及び村民等への情報の提供体制

（１）現状及び課題

災害時には、被災者及び村民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、村、県、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び村民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）被災者及び村民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。

（イ）コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

（ウ）Ｌアラート（災害情報共有システム）、村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、村民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。

（エ）被災者及び村民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、村民への普及啓発に努めるものとする。

（オ）東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

イ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び村民等に対して各種の情報提供を行うため、村及び県と体制の整備・確認を行うものとする。

ウ【電気事業者が実施する計画】

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する、被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

エ【電気通信事業者が実施する計画】

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、村民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、村及び県と体制の整備・確認を行う。

２　報道機関への情報提供及び協定

（１）現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

（イ）災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

第２３節　土砂災害等の災害予防計画

基本方針

・本村は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。
・これら土砂災害を防止するため、村、県、国等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。
特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。
・近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

主な取組み

１　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、村民への周知を図る。
２　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
３　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
４　土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、村民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

実施機関

（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　地すべり対策

（１）現状及び課題

本村には、地質構造の特異性から地すべりの可能性がある箇所が分布しており、当該地区は地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域等に指定されている。

地すべり箇所の種類	箇所数	時期
地滑り防止区域 （林務・県林務部森林づくり推進課 ・地すべり等防止法）	０箇所	平成 28 年度
地すべり防止区域 （農政・県農政部農地整備課）	２箇所	平成 31 年３月現在
地すべり危険地 （農政・県農政部農地整備課）	２箇所	平成 31 年３月現在
地すべり防止区域 （土木・県建設部砂防課所管 ・地すべり等防止法）	１箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。

（ウ）地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局、中部森林管理局）

（ア）直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

（イ）点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

ウ【村民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

２　山地災害危険地対策

（１）現状及び課題

山地災害箇所の種類	箇所数	時期
山地災害危険地区 （地すべり危険地区（林務） ・県林務部森林づくり推進課）	7 箇所	平成 28 年度現在
山地災害危険地区 （山腹崩壊危険地区（林務） ・県林務部森林づくり推進課）	54 箇所	平成 28 年度現在
山地災害危険地区 （崩壊土砂流出危険地区（林務） ・県林務部森林づくり推進課）	55 箇所	平成 30 年度現在

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

３　土石流対策

（１）現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。

土石流箇所の種類	箇所数	時期
土石流危険区域 （県建設部砂防課所管）	34 箇所	平成 23 年８月現在
砂防指定地（砂防法） （県建設部砂防課所管）	22 箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。

（ウ）土石流災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について、避難計画を確立するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局、長野県）

（ア）県が所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。

（イ）土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

ウ【村民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

４　急傾斜地崩壊対策

（１）現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。

急傾斜地崩壊箇所の種類	箇所数	時期
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） （県建設部砂防課所管）	７箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。また、土砂災害警戒区域等を村民に周知するものとする。
（ウ）崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
（エ）農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ【村民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

５　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

（１）現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川が流れる本村内には、複数の要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて村民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
（イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

６　土砂災害警戒区域の対策

（１）現状及び課題

未指定箇所については、県に協力しながら速やかな指定が行われる必要がある。

また、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは村民への情報の提供に留意する必要がある。

土砂災害警戒箇所の種類	箇所数	時期
土砂災害警戒区域 （県建設部砂防課所管）	342 箇所	令和３年３月現在
土砂災害特別警戒区域 （県建設部砂防課所管）	235 箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、村民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（イ）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ａ　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ｂ　勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

（ウ）土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ａ　地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

（ａ）土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

（ｂ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

（ｃ）土砂災害に係る避難訓練に関する事項

（ｄ）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

（ｅ）要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

（ｆ）救助に関する事項

（ｇ）その他警戒避難に関する事項

ｂ　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、村民等に周知する。

（エ）やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

イ【村民等が実施する計画】

（ア）村民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について村、県に助言を求めるものとする。

第２４節　建築物災害予防計画

基本方針
・強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、村民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。
主な取組み
１　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。 ２　出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。 ３　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。
実施機関
（通常時）住民税務課、建設課、教育委員会　（災対本部体制下）

計画の内容

１　建築物の風害対策

（１）現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行うものとする。

（イ）一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うものとする。

（ウ）道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行うものとする。

（エ）落下物、屋外設置物による被害の防止対策について、普及・啓発を図るものとする。

（オ）村民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

（イ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

２　建築物の水害対策

（１）現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。

（イ）崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。
（ウ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】
　出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとるものとする。

３　文化財の風水害予防

（１）現状及び課題

　文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。
　本村における指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。
　また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
　村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。
（ア）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
（イ）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。
（ウ）被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行う。

イ【所有者が実施する計画】
（ア）防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。
（イ）建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第２５節　道路及び橋梁災害予防計画

基本方針
・風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。
主な取組み
１　道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。 ２　被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 ３　危険防止のための事前規制を行う。
実施機関
（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　道路及び橋梁の風水害に対する整備

（１）現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者及び警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。

（イ）緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。

（ウ）道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。

（エ）発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。

（オ）「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・複断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。

２　関係団体との協力体制の整備

（１）現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者及び警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は、災害時の道路規制情報等について情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

（イ）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

（ウ）応急活動及び復旧活動の為、建設業協会と協力して効率の良い復旧を行う。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、村、県の協定等に協力するものとする。（全機関）

（イ）大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。（中部地方整備局）

３　危険防止のための事前規制

（１）現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

（２）実施計画

ア【道路管理者・警察本部が実施する計画】

（ア）道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

（イ）道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

（ウ）事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第２６節　河川施設等災害予防計画

基本方針
・出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。
主な取組み
１　過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。 ２　堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。 ３　出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。 ４　浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。
実施機関
（通常時）建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　河川施設災害予防

（１）現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や村民への注意を促すための対策を講じている。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

２　浸水想定区域内の災害予防

（１）現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では、低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。村は浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の防災体制の確立を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（ＦＡＸ、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導するものとする。

（イ）要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

イ【浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の管理者等が実施する計画】

（ア）浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

（イ）浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

ウ【水防管理者が実施する計画】

（ア）洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、必要に応じて河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第２７節　農林水産物災害予防計画

基本方針
・風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。 そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。
主な取組み
１　農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 ２　長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び天龍村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。
実施機関
（通常時）地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　農水産物災害予防計画

（１）現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

ウ【村民が実施する計画】

村、県、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施するものとする。

２　林産物災害予防計画

（１）現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）天龍村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

（イ）県（林務部）、飯伊森林組合等と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】
（ア）指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
（イ）関係業界は、村、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【村民が実施する計画】
村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第２８節　二次災害の予防計画

基本方針
・災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。 風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。
主な取組み
１　構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。 ２　危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。 ３　災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。 ４　土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。
実施機関
（通常時）総務課、建設課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　構造物に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

［危険物関係］

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必

［液化石油ガス関係］

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置をとれるよう、消費者に対する啓発も必要である。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【村が実施する計画】

（ア）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対す

る保安教育の実施
（イ）立入検査の実施等指導の強化
（ウ）防災応急対策用資機材等の整備についての指導
（エ）自衛消防組織の強化についての指導
（オ）近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】
（ア）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
（イ）防災応急対策用資機材等の整備
（ウ）自衛消防組織の強化促進
（エ）近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

［液化石油ガス関係］
ア【(一社）長野県ＬＰガス協会が実施する計画】
災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】
（ア）　容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
（イ）　水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置をとるものとする。

３　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）情報収集体制の整備を行う。
（イ）警戒避難体制の整備を行う。

第２９節　防災知識普及計画

基本方針
・「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など村民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、村民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、村、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により村民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い村民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。
主な取組み
１　村民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 ２　防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 ３　学校における実践的な防災教育を推進する。 ４　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 ５　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。
実施機関
（通常時）総務課、消防団　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　村民等に対する防災知識の普及活動

（１）現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い村民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、村民一人一人の生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、村民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

ａ　最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

ｂ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

ｃ　警報等や、避難指示等の意味や内容

ｄ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ｅ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
ｆ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
ｇ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
ｈ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
ｉ　台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
ｊ　「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
ｋ　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
ｌ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
ｍ　正確な情報入手の方法
ｎ　要配慮者に対する配慮
ｏ　男女共同参画の視点を取り入れた、男女のニーズの違いに対する配慮
ｐ　災害時の防犯対策。犯罪防止を目的とした見守り
ｑ　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
ｒ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
ｓ　各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
ｔ　各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
ｕ　必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。
ｖ　避難生活に関する知識
ｗ　平常時から村民が実施し得る、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
ｘ　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
ｙ　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
ｚ　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
ａａ　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

（イ）防災マップ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ａ　浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、村民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されて

いないか村民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

（ａ）避難の確保を図るため必要な事項

（ｂ）要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

ｂ　土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、村民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

（ａ）土砂災害に関する情報の伝達方法

（ｂ）指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

（ｃ）その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

ｃ　山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。

（ウ）防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような**取組み**を推進する。

（エ）自主防災組織における、防災マップの作成に対する協力について指導推進するものとする。

（オ）上記の防災マップの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

（カ）防災（防災・減災への**取組み**実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（キ）教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

（ク）各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の**取組み**が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

（ケ）防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、村民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。

（コ）村民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

（サ）村民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。（ウ）自主防災組織における、防災マップの作成に対する協力について指導推進するものとする。

（シ）大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（ス）地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、村民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮

した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

ウ【村民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
（イ）災害の状況に応じた避難行動の確認
　ａ　指定緊急避難場所への立退き避難
　ｂ　「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
　ｃ　「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
（ウ）災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
（エ）災害時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
（オ）幼児や高齢者の避難についての役割の確認
（カ）災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
（キ）備蓄食料の試食及び更新
（ク）負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
（ケ）地域の防災マップの作成
（コ）地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

エ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、村民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

危険物を使用する施設、診療所及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

イ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

３　学校における防災教育の推進

（１）現状及び課題

保育所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という。）において園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い村民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）学校においては、大規模災害にも対処できるように、県と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

（イ）消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（ウ）児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

ａ　防災知識一般
ｂ　避難の際の留意事項
ｃ　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
ｄ　具体的な危険箇所
ｅ　要配慮者に対する配慮

（エ）教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

４　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

村及び県は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

（ア）自然災害に関する一般的な知識

（イ）自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（ウ）職員等が果たすべき役割

（エ）自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

（オ）今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

５　大規模災害の教訓や災害文化の伝承

（１）現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、村民が災害教訓を伝承する**取組み**を支援するものとする。

イ【村民が実施する計画】

村民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第３０節　防災訓練計画

基本方針
・災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 ・発災時の状況を想定した訓練は、村民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び村民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 ・村、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び村民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。
主な取組み
１　年１回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。 ２　実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。
実施機関
（通常時）全課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　防災訓練の種別

（１）現状及び課題

現在、村は、防災の日（９月１日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村民等の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した防災訓練を行う。村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による**取組み**の支援に努めるものとする。

（ア）消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と併せて行うものとする。

（イ）水防訓練

水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。

（ウ）災害救助訓練

救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行うものとする。

（エ）通信訓練

災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行うものとする。

（オ）避難訓練

災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、

地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の村民及び診療所、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。

（カ）非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における村職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。

（キ）情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施するものとする。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。

（ク）要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等村民も含めた実践的な訓練を行う。

（ケ）複合災害を想定した訓練

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

イ【村民が実施する計画】

村民は、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

ウ【企業等が実施する計画】

（ア）企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（イ）本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

（２）実施計画

ア【訓練の実施機関において実施する計画】

（ア）実践的な訓練の実施

ａ　訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

ｂ　学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。
ｃ　避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。
ｄ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

（イ）訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第３１節　災害復旧・復興への備え

基本方針
・災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 ・災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。
主な取組み
１　災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。 ２　復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。 ３　災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。 ４　罹災証明書の発行体制の整備を行う。
実施機関
（通常時）全課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）【村が実施する計画】

ア　大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。

　また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

イ　災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

ウ　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

エ　県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

２　データの保存及びバックアップ

（１）現状及び課題

　災害からの復興には、戸籍、村民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

　これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

　村は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

　また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

３　災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

４　罹災証明書の発行体制の整備

（１）罹災証明書発行の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制を整備する必要がある。

ア【村が実施する計画】

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課室を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第３２節　自主防災組織等の育成に関する計画

基本方針
・災害時に、被害の防止又は軽減のために、村民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 ・地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。 ・自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。
主な取組み
１　自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。 ２　リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。 ３　防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
実施機関
（通常時）総務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　地域住民等の自主防災組織の育成

（１）現状及び課題

本村においては、村内全体で自主防災組織を組織している。

組織化の促進、自主防災意識のかん養を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が必要である。

また、学校、診療所等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と併せて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

２　活動環境の整備

（１）現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

３　組織の活性化

（１）現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。

（イ）県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。

（ウ）自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の**取組み**指針（内閣府 2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

４　各防災組織相互の協調

（１）現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

（イ）地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。

（ウ）自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第３３節　企業防災に関する計画

基本方針

・災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。
・各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

主な取組み

１　施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

実施機関

（通常時）地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　企業の防災体制の整備

（１）現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生したりすることのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実させる必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても、地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（２）実施計画

ア【村、県が実施する計画】

（ア）職員の村民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

（イ）中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（ウ）企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

イ【企業が実施する計画】

（ア）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるものとする。

（イ）強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の**取組み**を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（ウ）組織力を生かした地域活動への参加、住民防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

（エ）防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

（オ）要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

（カ）豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第３４節　ボランティア活動の環境整備

基本方針
・大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 ・ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。
主な取組み
１　ボランティアの事前登録を、村災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。 ２　ボランティア活動の環境整備を推進する。 ３　平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。 ４　国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。 ５　ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。 ６　ボランティアコーディネーターの養成を推進する。
実施機関
（通常時）総務課、住民税務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　ボランティアの事前登録

（１）現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍村民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、村民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。

イ【村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が実施する計画】

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

２　ボランティア活動の環境整備

（１）現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要

がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

（イ）防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

（ウ）社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

（エ）社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

３　ボランティア団体間の連携

（１）現状及び課題

現在本県内には、赤十字防災ボランティア、手話サークル連絡会議等のボランティア団体がそれぞれその団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的・効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

（２）実施計画

村及び県は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

４　ボランティアコーディネーターの養成

（１）現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

（２）実施計画

村、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上

に努めるものとする。

第３５節　財政調整基金等積立及び運用計画

基本方針
・災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。
主な取組み
１　県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。 ２　災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。
実施機関
（通常時）総務課、住民税務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　財政調整基金の積立及び運用

（１）現状及び課題

村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により、資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）を定めて財政調整基金を設置し、財政調整基金を設置し、その運用にあたる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図るものとする。

第３６節　風水害対策に関する調査研究及び観測

基本方針

・台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。
また、本村を含む県南部の中央構造線沿いには、大規模な破砕帯に由来する地すべり履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。
・既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

主な取組み

１　村、県、各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

実施機関

（通常時）総務課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　風水害対策調査研究及び観測

（１）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
　国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、村、県への提供について協力するものとする。

（イ）国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。

第３７節　観光地の災害予防計画

基本方針
・観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 ・近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。
主な取組み
１　村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 ２　外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。
実施機関
（通常時）地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

観光地での災害時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

イ【村が実施する計画】

（ア）観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。

（イ）それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。

（イ）観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

２　外国人旅行者の安全確保策

（１）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】（観光部）

（ア）災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

（イ）関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

イ【村が実施する計画】

観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレ

ットを作成するなど、外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

（イ）駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第３８節　村民及び事業者による地区内の防災活動の推進

基本方針
・村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定めるものとする。
主な取組み
１　村民等の提案により本計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。
実施機関
（通常時）総務課、地域振興課　　（災対本部体制下）

計画の内容

１　地区内の防災活動の推進

（１）現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、村等が活動の中心となる本計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって、地域における防災力の向上を図るものである。

本村では、13 地区において策定が完了（令和５年４月１日現在）している。未策定地区についても、必要に応じ、今後早急な策定を促進する。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

本計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定地区内の村民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

なお、村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

イ【村民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

村内の一定の地域内の村民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として天龍村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うものとする。

第３章　災害応急対策計画

.

第１節　災害直前活動

基本方針
・風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の村民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。
主な取組み
１　気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。 ２　村民に対して適切な避難誘導を実施する。 ３　災害を未然に防止するための活動を実施する。
実施機関
（通常時）全課　　（災対本部体制下）

活動の内容

１　警報等の伝達活動

（１）基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

（２）実施計画

ア　特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

（ア）【村が実施する対策】

村民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話（株）から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を村民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお周知にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ　特別警報以外の気象警報等発表時の対応

（ア）【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

（イ）【村が実施する対策】

ａ　村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。

ｂ　村において村民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

（ウ）【放送事業者が実施する対策】
　各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。
（エ）【その他防災関係機関が実施する対策】
　その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。
（オ）【村民が実施する対策】
　以下の様な異常を発見した者は、ただちに村長又は警察官に通報するものとする。
a　気象関係
　強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象
b　水象関係
　河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ　土砂災害警戒情報発表時の対応
（ア）【長野地方気象台が実施する対策】
　県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。
（イ）【村が実施する対策】
　県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど村民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。
（ウ）【放送事業者が実施する対策】
　長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

エ　水防に関する水位情報発表時の対応

２　村民の避難誘導対策

（１）基本方針

　風水害により、村民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。
　また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）村は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、村民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、村民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
（イ）避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・村民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

（ウ）村民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

（エ）避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、村民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村民等への周知徹底に努める。

（オ）村は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し村民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

（カ）村民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の村民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（キ）情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

（ク）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を村民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

（ケ）緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

（コ）地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、村民等が避難するための施設を開放し、村民等に対し周知徹底を図るものとする。

（サ）村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（シ）村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（ス）村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ【村民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】
（ア）要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
（イ）災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

３　災害の未然防止対策

（１）基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

（２）実施計画

ア【水防管理者（村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を村及び警察署に通報するとともに村民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【村民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報するものとする。

オ【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

警報等の種類及び発表基準

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

（１）特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量・風速等の予測値が時間帯ごとに示され、村について発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪より、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	雪崩注意報	「雪崩」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

（２）雨を要因とする特別警報の指標

ア　大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間におおむね 30mm 以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる１km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる１km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現。

イ　大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間におおむね 30mm 以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

（３）雨に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧（令和４年３月 24 日現在）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	50年に一度の値		
				R48	R03	SWI
長野県	飯田	下伊那地域	天龍村	458	128	269

注１）R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index)。

注２）「50 年に一度の値」とは、再現期間 50 年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる 5km 格子の値の平均をとったもの。

注３）大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった５km 格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03 は 150mm 以上となった格子をカウント対象とする。）個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった５km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

（４）台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

（５）雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

（６）雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧（令和３年 10 月 28 日現在）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪深（cm）
長野県	飯田	46*	81

注１）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注２）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注３）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

天龍村の警報・注意報発表基準一覧表

令和５年６月８日現在
発表官署　長野地方気象台

府県予報区			長野県	
一次細分区域			南部	
村等をまとめた地域			下伊那地域	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	161
	洪水		流域雨量指数基準	天竜川流域=87.7、遠山川流域=41.3、早木戸川流域=14.6
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	８
			土壌雨量指数基準	114
	洪水		流域雨量指数基準	天竜川流域=70.1、遠山川流域=33、早木戸川流域=11.6
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		１.積雪地域の日平均気温が10℃以上 ２.積雪地域の日平均気温が６℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧		視程	100ｍ
	乾燥		最小湿度20％で実効湿度55％※2	
	雪崩		１.表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 ２.全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より５℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
	低温		夏期：平均気温が平年より４℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が２日以上続く場合 冬期：最低気温－11℃以下（高冷地で－17℃以下）	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温　２℃以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合	
	着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100mm

※１　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表している。
※２　湿度は飯田特別地域気象観測所の値

１　警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
２　情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

警報・注意報基準一覧表の解説

（１）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

（２）波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

（３）大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

（４）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

（５）表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

（６）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表１～４）の解説】

（１）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。

（２）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

（３）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

（４）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方ごとに設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方ごとの基準値については、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

（５）洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

（６）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（７）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨

量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（８）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

別表　警報及び注意報の区域

一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
北部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	楢川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

２　水防法に基づくもの

（１）洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の村民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し３時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（２）避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は第７節「消防・水防活動計画」参照のこと。）

３　消防法に基づくもの

（１）火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

（２）火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	前項（１）の発表基準に準じる。

４　その他の情報

（１）大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。1 時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

（２）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（３）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等については特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

（４）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、村長の避難指示や村民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

（５）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、１時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

（６）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に

危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね１時間である。

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表からおおむね１時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所（共同）	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という）
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所（共同）	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課（共同）	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という）
	関係建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	村長	村内
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課（共同）	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

警報等伝達系統図

１　注意報・警報及び情報

（１）系統図

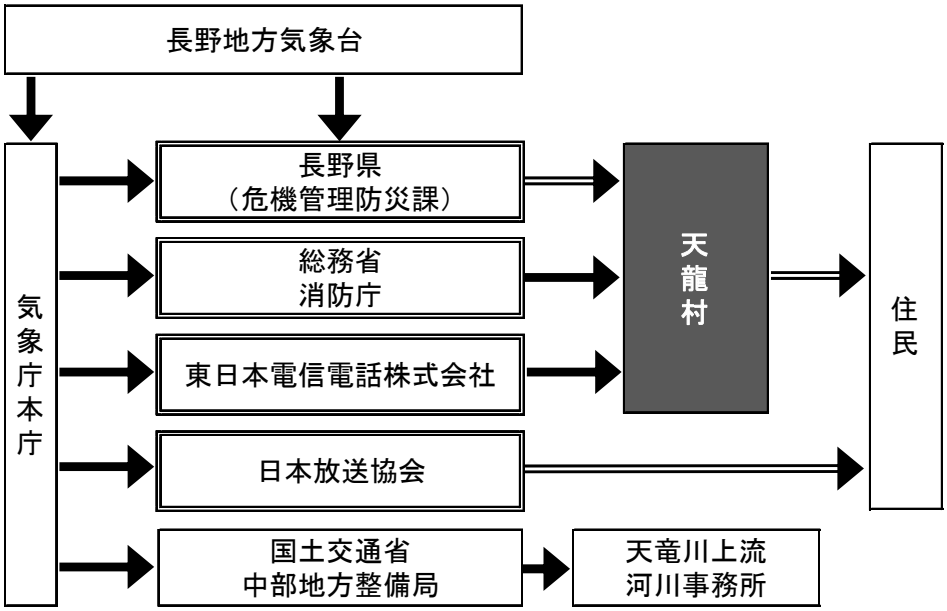

注１：二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１項の規定に基づく法定伝達先。

注２：二重線の経路は、気象業務法第 15 条の二第２項、第４項及び第５項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注３：火山現象特別警報及び火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。

（２）通信途絶時の代替経路

機関名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電話	8-231-5208～5210
	ＦＡＸ	8-231-8739
ＮＨＫ長野放送局	電話	8-231-8840
	ＦＡＸ	8-231-8841

機関名	加入電話ＦＡＸ
東日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 （平日　9:30-17:30） FAX 番号：03-6716-1041

（３）伝達系統図

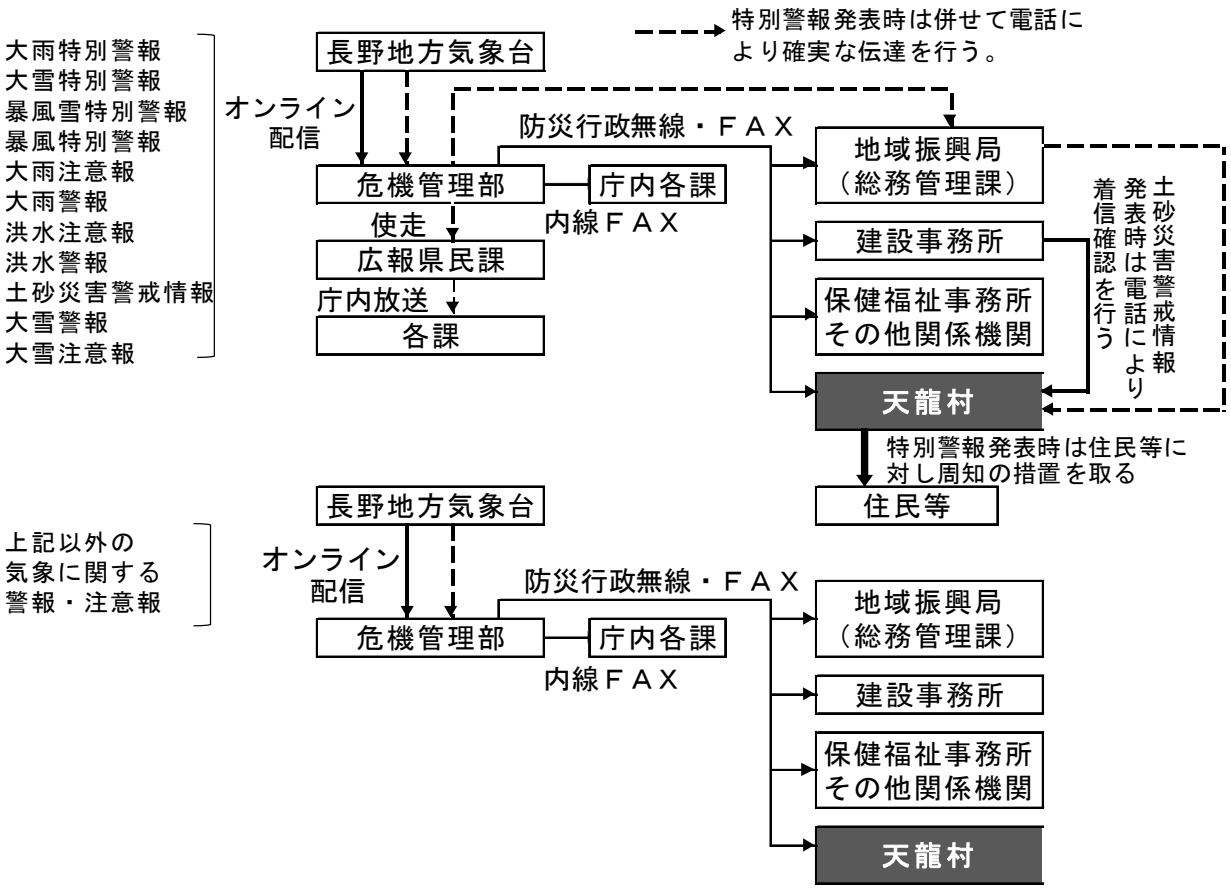

２　水防警報等

（１）伝達系統

ア　洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

（ア）天竜川

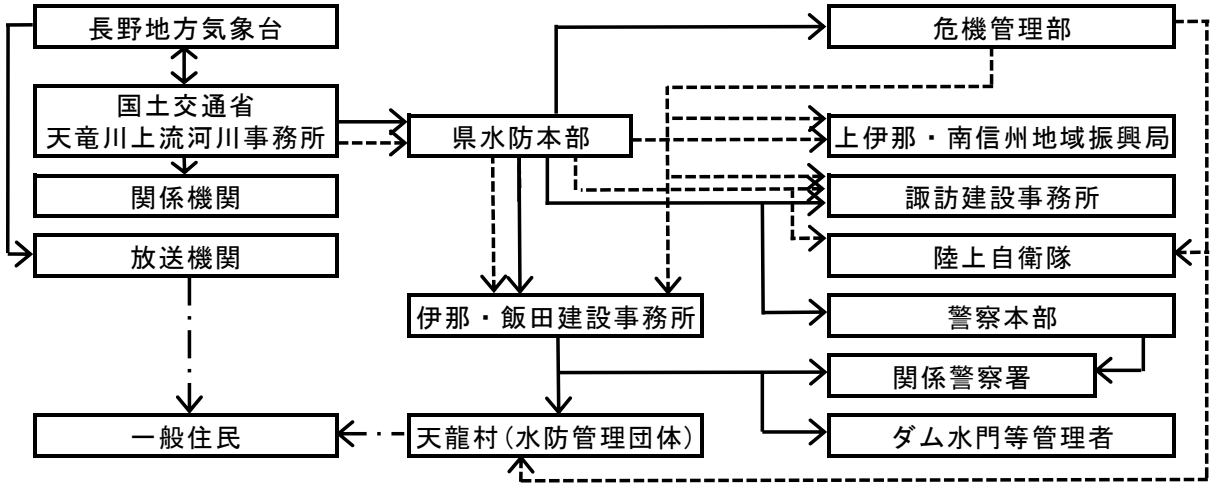

（注）　――― は、ＮＴＴＦＡＸ等による伝達を示す。
　　- - - - - - は、防災行政無線によるＦＡＸ伝達を示す。
　　――― は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
　　― ― は、電子メールによる伝達を示す。
　　―・― は、その他による伝達を示す。

イ　水防警報

（ア）天竜川

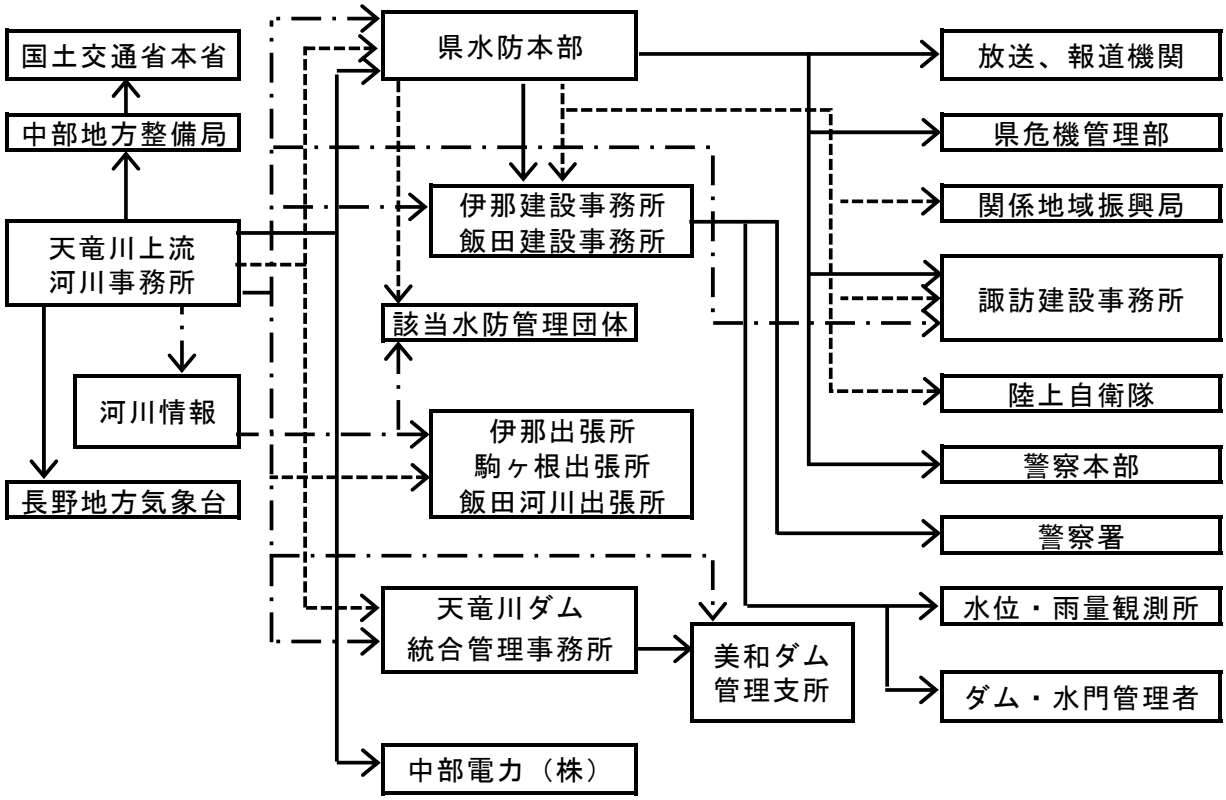

（注）→ は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
⇢ は、ファクシミリによる伝達を示す。
-·-→ は、ＨＰ「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系等を示す。

ウ　水防警報（知事が行うもの）

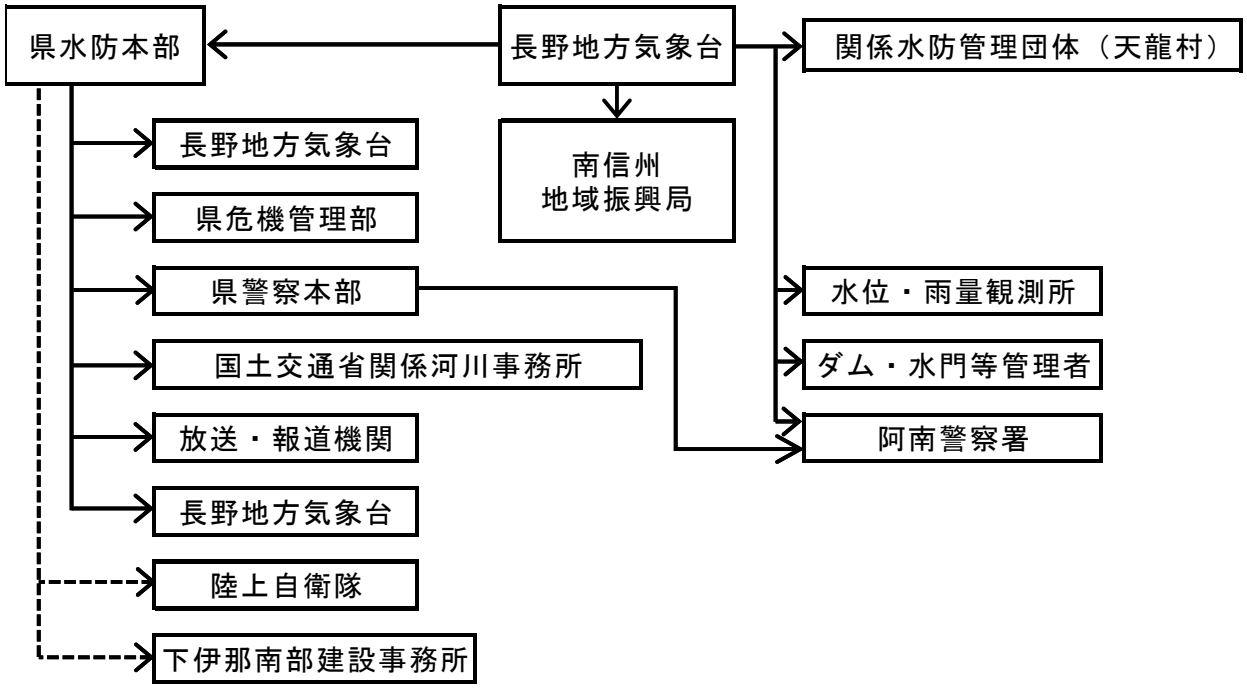

（注）→ は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
⇢ は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

第２節　災害情報の収集・連絡活動

基本方針
・災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。
実施機関
（通常時）全課　　（災対本部体制下）

活動の内容

１　報告の種別

（１）概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の 119 番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

（２）被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

（３）被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

２　被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染対策を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、村、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	村	地域振興局
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所･食肉衛生検査・水産試験場･農業協同組合
農地・農業用施設被害	村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所･砂防事務所・村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	村・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
村有財産被害	村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	村・警備業協会
火災即報	村	
危険物等の事故による被害	村	
水害等速報	水防関係機関	

３　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世　帯	生計を一にしている実際の生活単位
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、診療所、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分		認定基準
その他の被害　その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、野球場、スポーツ公園、社会体育館における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、漁港及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。　※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年４月１日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和２年12月４日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による。
※準半壊　：「災害救助事務取扱要領（令和２年３月30日付け内閣府政策統括官（防災担当))」による。（令和２年３月末時点）
＊本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。
＊損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
＊主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

４　災害情報の収集・連絡系統

（１）報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、それぞれ資料編に掲載のものとする。

（２）連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

（３）関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア　被害報告等

（ア）村の実施事項

ａ　あらかじめ定められた村地域防災計画等における情報収集連絡体制をとり、「２　被害状況等の調査と調査責任機関」において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、「４　災害情報の収集・連絡系統」に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火事災害等即報要領第３直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

ｂ　村における体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、地域振興局長に応援を求めるものとする。

ｃ　県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は、次のとおりとする。

（ａ）県において災害対策本部を設置した災害

（ｂ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ｃ）（ａ）又は（ｂ）に定める災害になるおそれのある災害

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

（イ）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

（ウ）「長野県防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ　水防情報

（ア）雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

ａ　県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通

報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c　雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により、観測した雨量を所轄建設事務所長に通報する。

（イ）水位の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

a　県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c　水位観測員は、「長野県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

５　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

（１）実施計画

ア【村が実施する事項】

（ア）災害情報の共有及び通信手段確保のため、村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。

（イ）災害情報の共有及び通信手段確保のため、可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

（ウ）必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

イ【電気通信事業者が実施する事項】

災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

別記災害情報収集連絡系統

（１）概況速報　長野県防災情報システムクロノロジーを使用

（消防庁への速報は消防庁第４号様式（その１））

村は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。

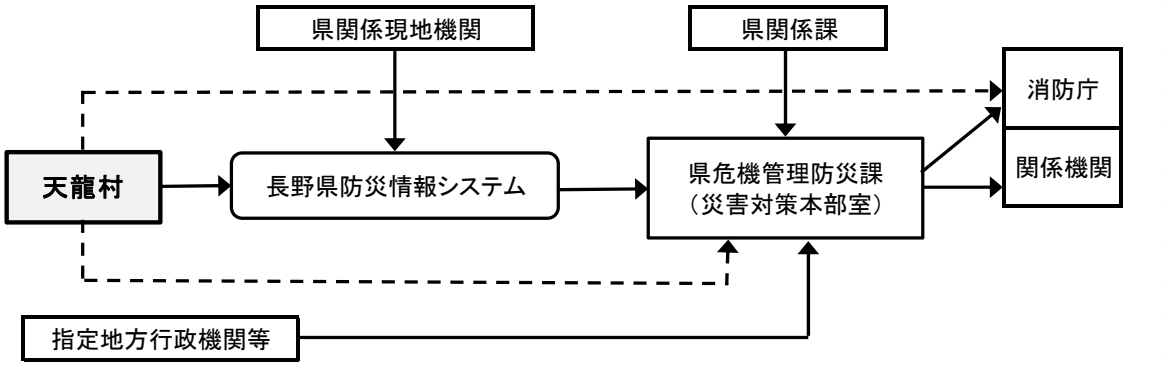

（２）人的及び住家の被害状況報告　様式２号又は消防庁第４号様式（その２）

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告

様式２－１号又は長野県防災情報システムにより報告

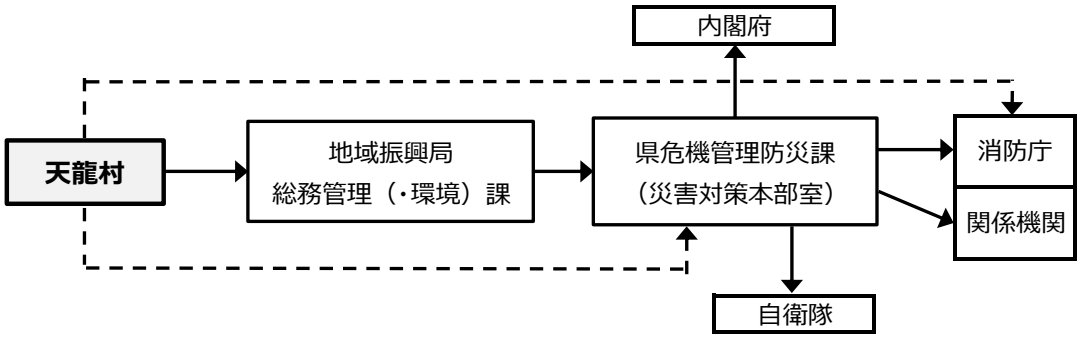

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

（３）社会福祉施設の被害状況報告　　様式３号

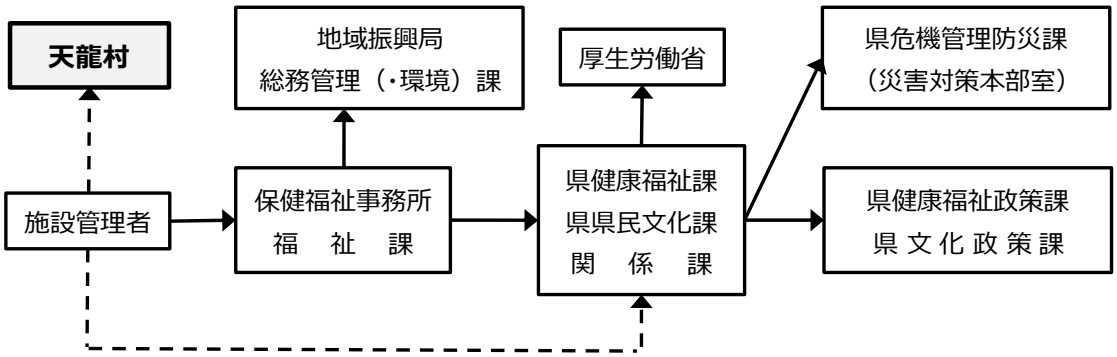

（４）農業関係被害状況報告　様式５号

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

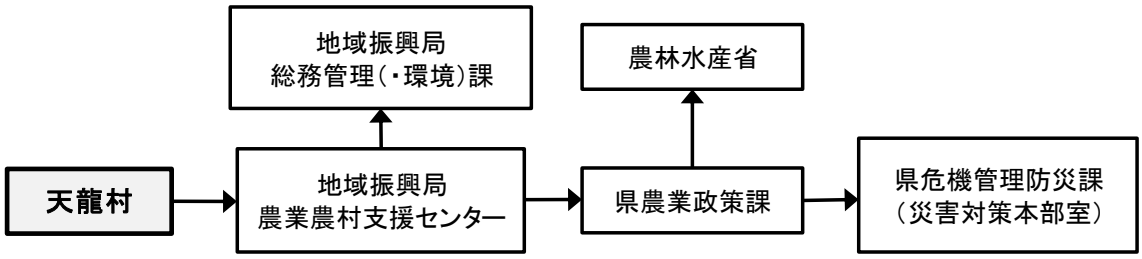

イ　農地・農業用施設被害状況報告　（農業集落排水施設を除く）

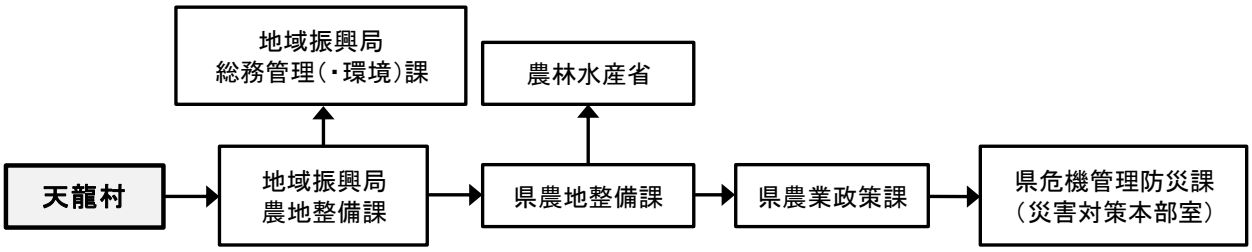

ウ　農業集落排水施設被害状況報告

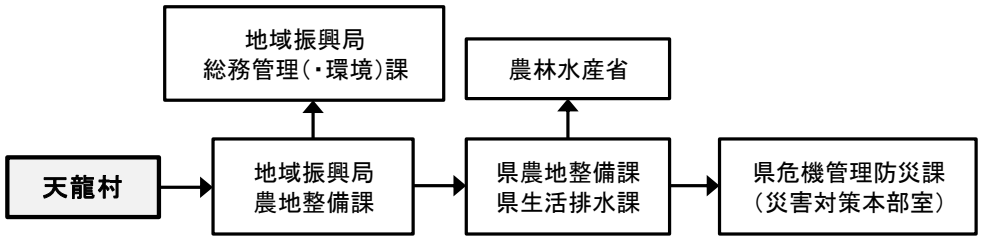

（５）林業関係被害状況報告　様式６号

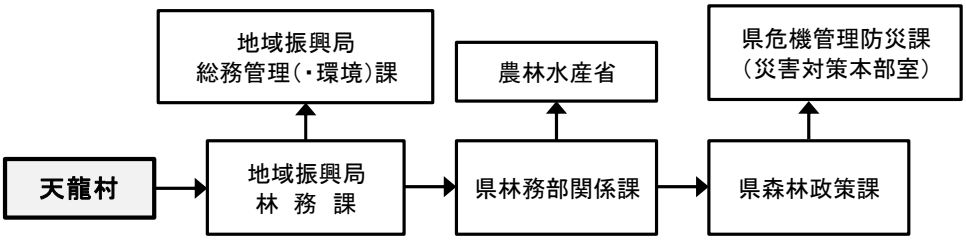

（６）土木関係被害状況報告

ア　県管理河川の氾濫箇所　地図又はＧＩＳによる

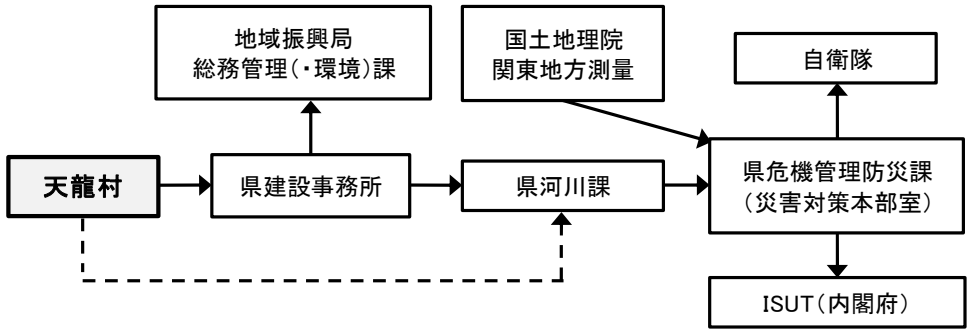

イ　公共土木施設被害状況報告等　様式７号

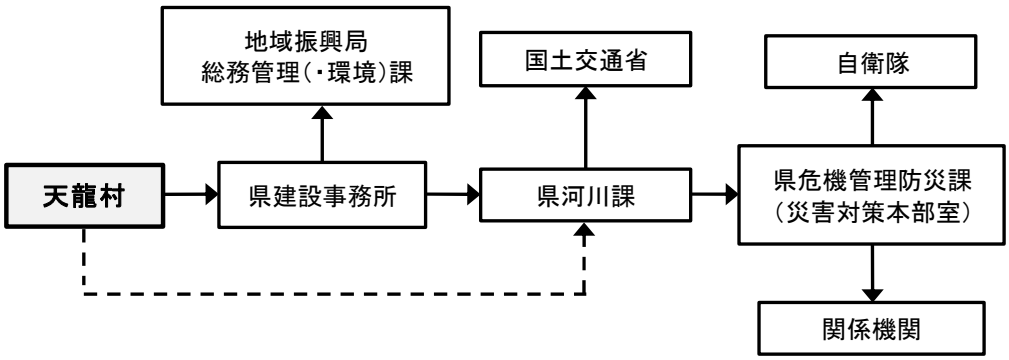

ウ　土砂災害等による被害報告　地図若しくはＧＩＳ又は様式７

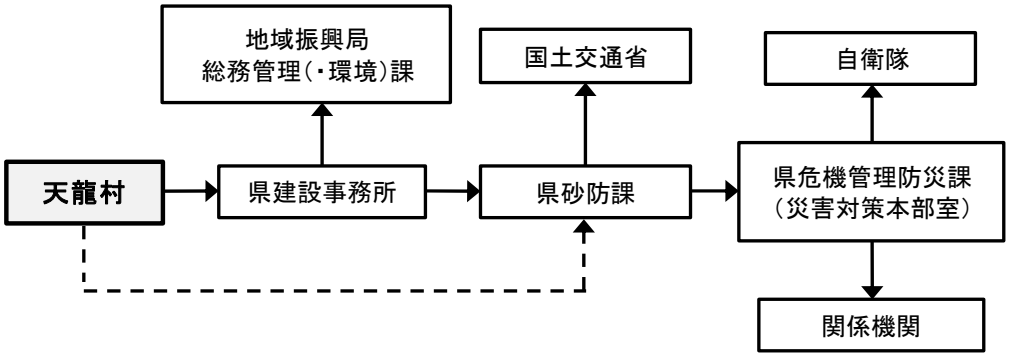

（７）都市施設被害状況報告　様式８号

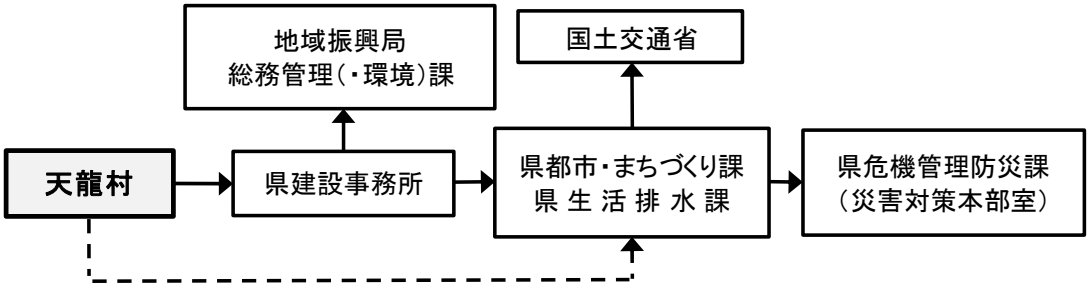

（８）水道施設被害状況報告　様式９号

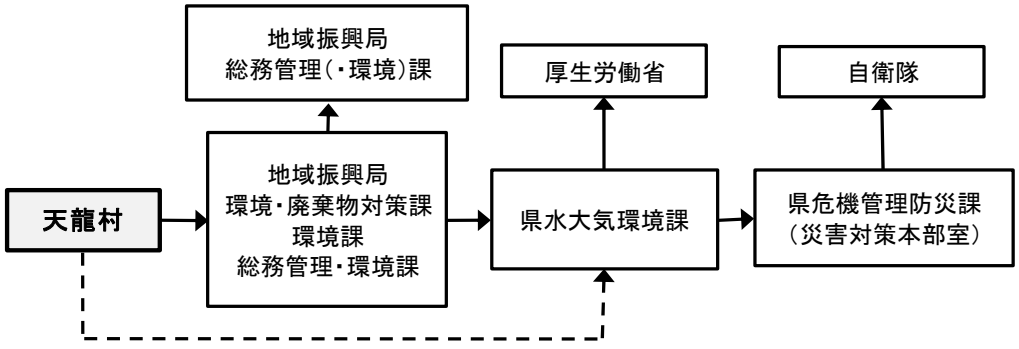

（９）廃棄物処理施設被害状況報告　様式 10 号

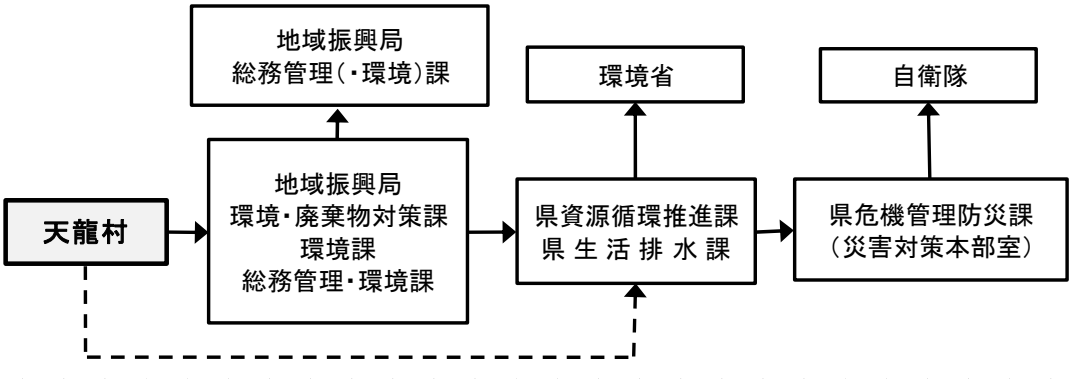

（１０）感染症関係報告　様式 11 号

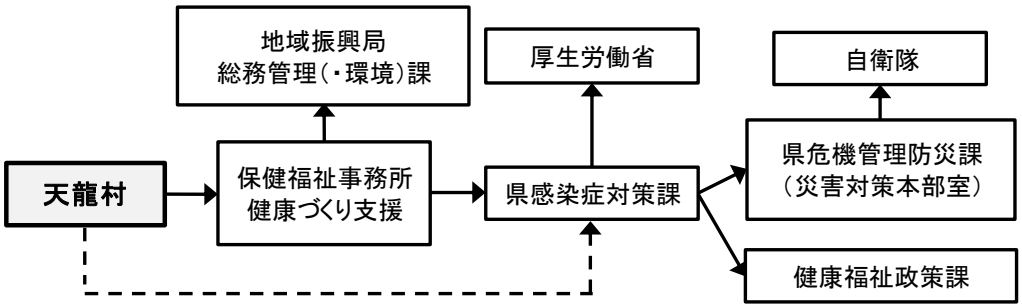

（１１）医療施設関係被害状況報告　様式 12 号

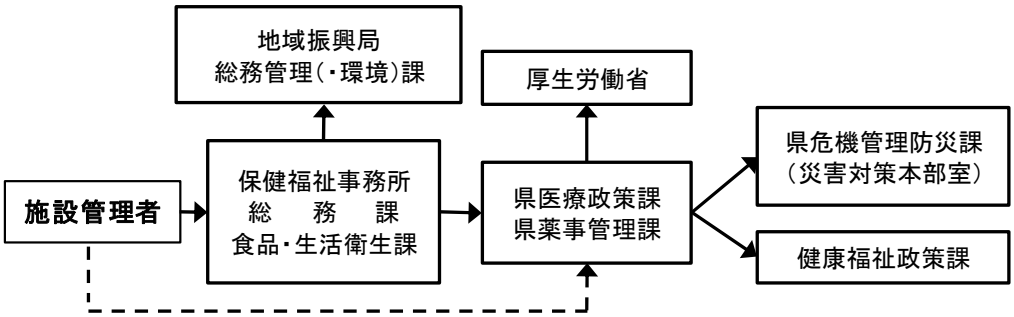

（１２）商工関係被害状況報告　様式 13 号

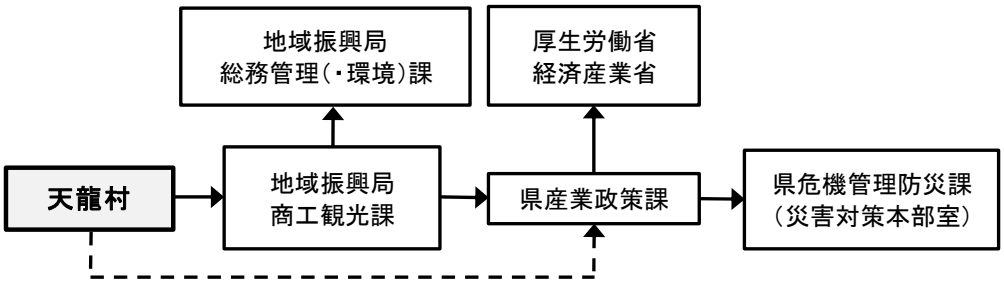

（１３）観光施設被害状況報告　様式 14 号

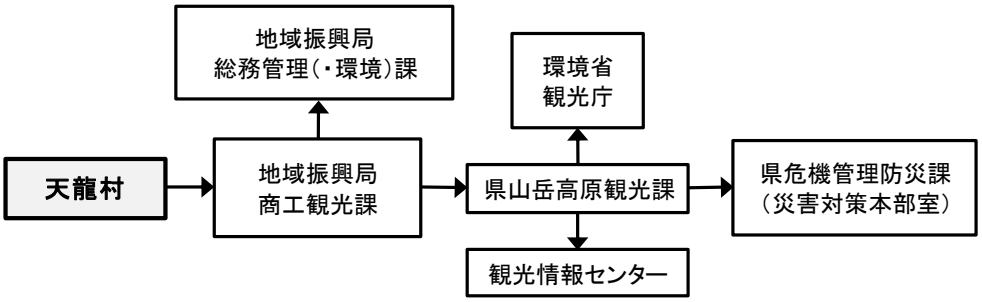

（１４）教育関係被害状況報告　様式 15 号

ア　村施設

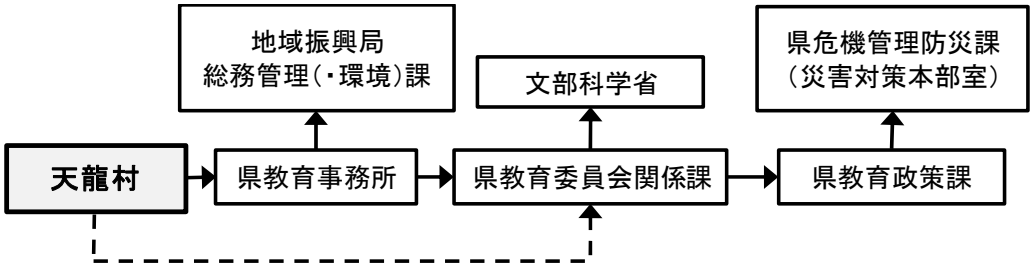

イ　県施設

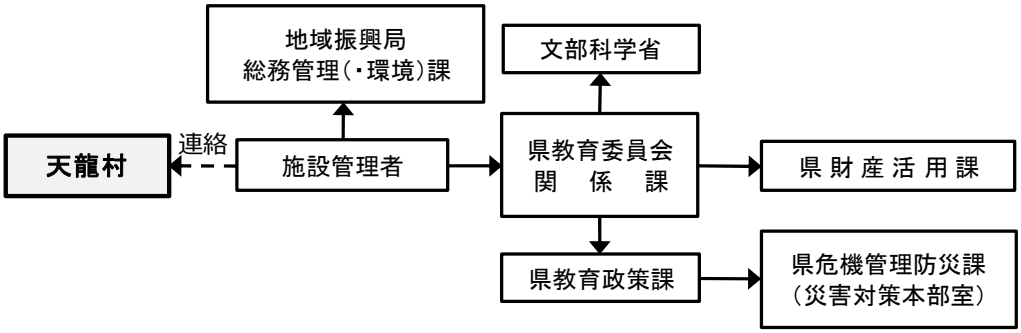

ウ　私立施設

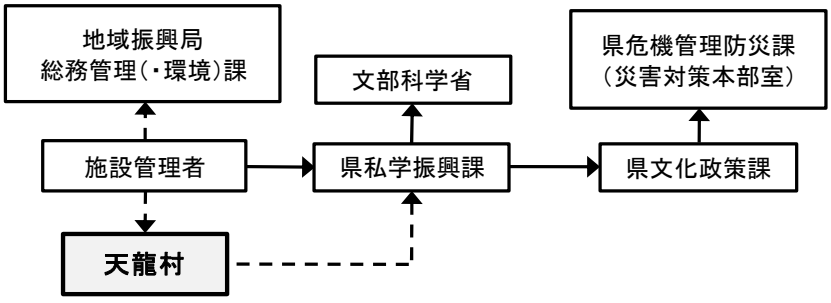

エ　文化財

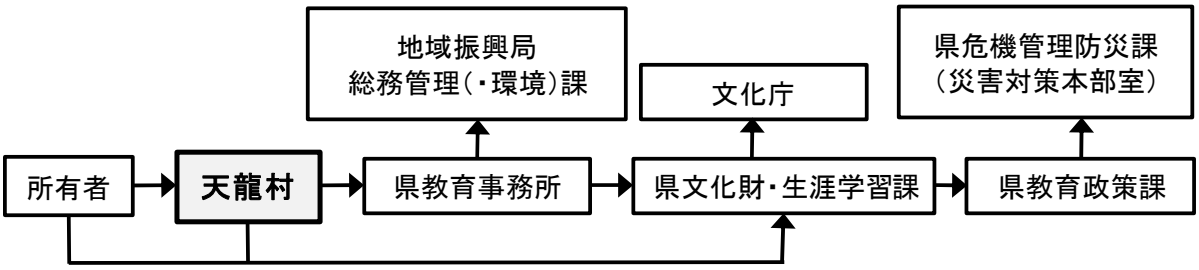

（１５）県有財産（企業財産を含む。）被害状況報告　様式 16 号

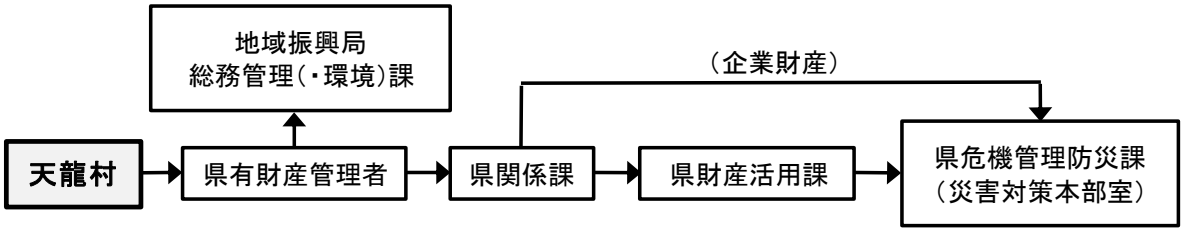

（１６）村有財産の被害状況報告　　様式 17 号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

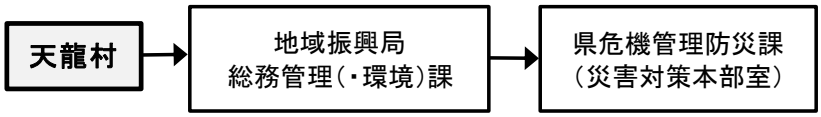

（１７）公益事業関係被害状況報告　様式 18 号

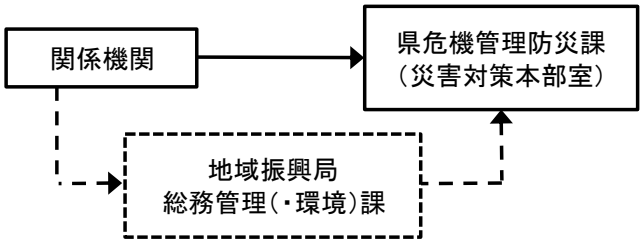

注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

（１８）火災即報　様式 19 号

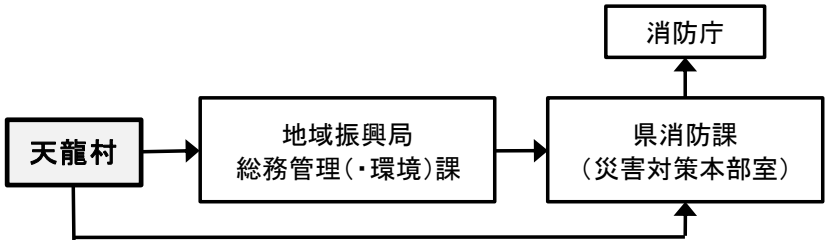

（１９）火災等即報（危険物に係る事故）

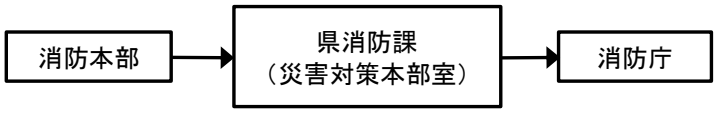

（２０）警察調査被害状況報告様式 20 号

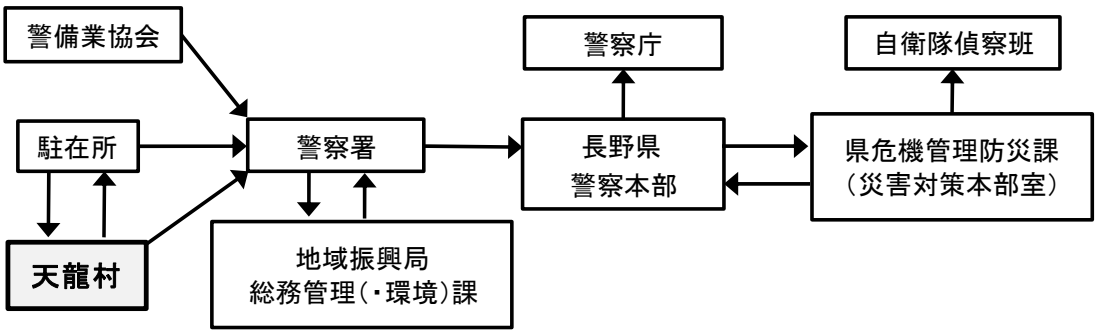

（２１）被害状況総合報告　　様式 21 号

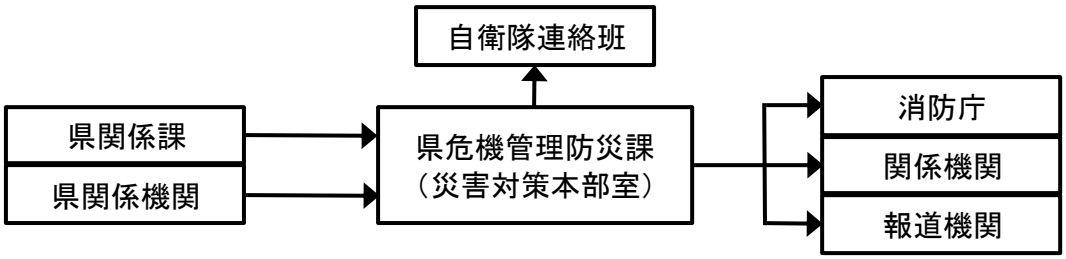

注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（２）から（18）までの報告によるものであること。

（２２）水防情報

雨量・水位の通報

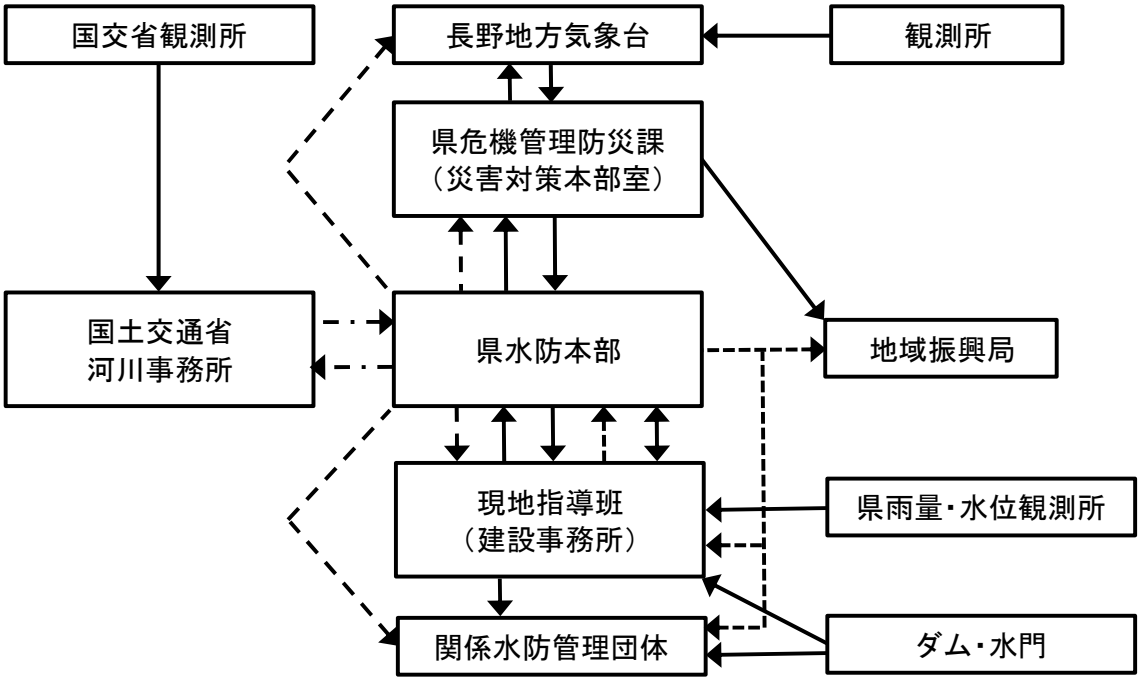

→　はオンライン配信又はＮＴＴＦＡＸ等による伝達を示す。
⇢　はＦＡＸによる伝達を示す。
⟶　は長野県水防情報システムを示す。
-·-·-▸　統一河川情報システムを示す。
⋯⋯▸　は長野県ＨＰ「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第３節　非常参集職員の活動

基本方針
・各機関は、県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。
主な活動
１　災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。
実施機関
（通常時）全課　　（災対本部体制下）

活動の内容

１　非常参集職員の活動

（１）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）責務

村は、村の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（村、県）及び受援計画（村、県）の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び村民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

（イ）組織、配備基準

村は、（ア）の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

（ウ）災害救助法が適用された場合の体制

村の地域に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）責務

ａ　指定地方行政機関

県の地域に災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、村及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ｂ　指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県

地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、村及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

c　県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（村、県）及び受援計画（村、県）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、村及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

（イ）活動体制

a　指定地方行政機関等は、（１）の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておくものとする。

b　県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第 13 普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

（２）災害対策本部体制について

村内において相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあり、応急対策活動を必要とする場合は、天龍村災害対策本部条例の定めるところにより、村長は、「天龍村災害対策本部」若しくは「天龍村災害警戒本部」、「天龍村地震災害警戒本部」を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、県や国が現地対策本部等を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策にあたるものとする。

ア　各本部体制の移行

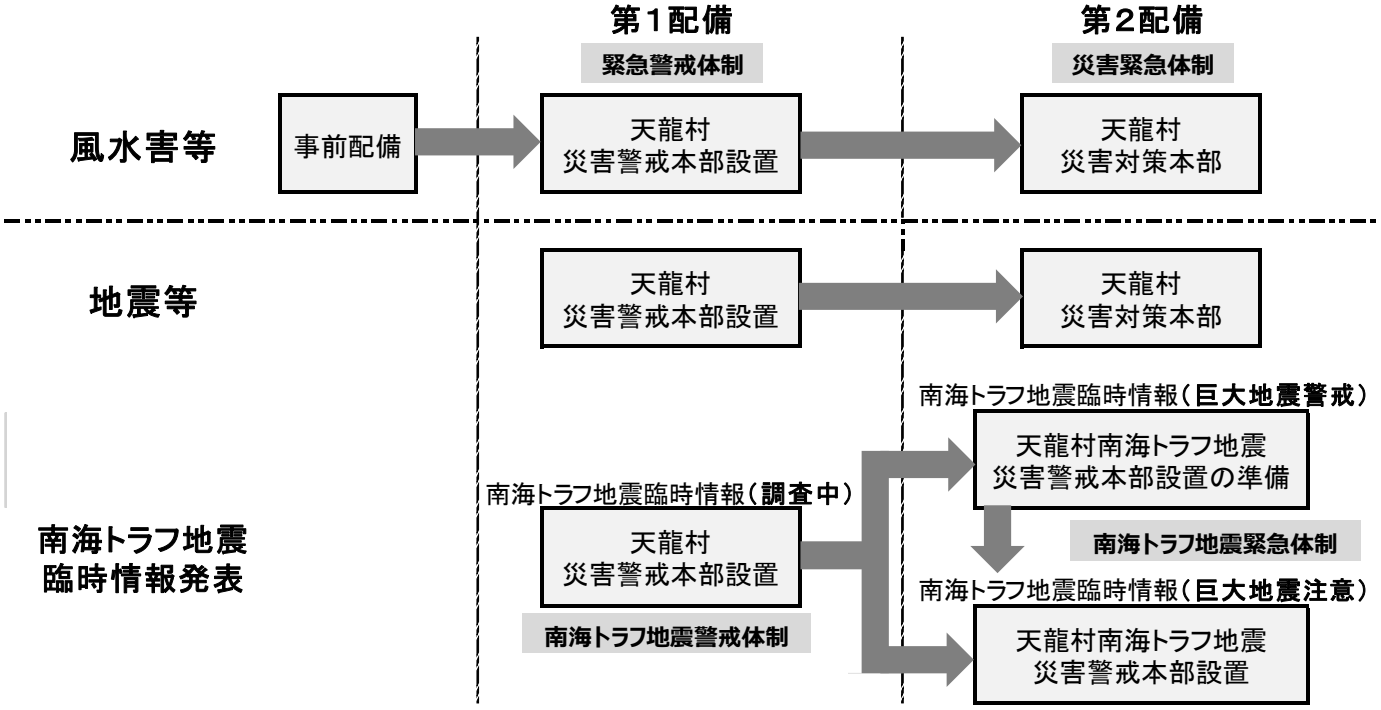

※災害状況により、段階を経ずに、各本部を設立する場合がある。

イ　配備動員基準

村長は、天龍村及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２の規定により、災害応急対策を実施するため村長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。また、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の配備指令を発令する。

（ア）風水害等発生時の配備動員基準

種類	本部	発令基準	配備職員	活動内容
事前配備	なし	１　台風、大雨等で災害発生のおそれがある場合で総務課長が必要と判断したとき	宿日直者の増員 各課ローテーションによる	１　気象情報及び地震情報の収集・伝達 ２　職員配備の連絡
第１配備	緊急警戒体制 災害警戒本部設置	１　以下の場合で総務課長が必要と認めたとき ①小規模な災害が発生したとき ②災害が発生するおそれがあるとき（本計画風水害編第１章第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」の３「天龍村災害警戒本部の設置」に記載） ③各警報が発表されたとき ２　土砂災害警戒情報が発表されたとき	3班体制で警報ごと交代する。 各課長・各係長・センター長・総務情報係員の合計 18 名 参集出来ない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。	１　気象情報の収集・伝達 ２　災害警戒本部の設置 ３　被害状況の把握 ４　その他必要な応急対策の実施 ５　情報連絡体制
第２配備	災害緊急体制 災害対策本部設置	１　大規模災害が発生したとき ２　大規模災害が発生するおそれのあるとき	全職員	１　南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 ２　準備行動の開始

（イ）地震発生時の配備動員基準

種類	体制及び本部	発令基準	配備職員	活動内容
第1配備	緊急警戒体制 災害警戒本部設置	1　震度４の地震が発生したとき 2　以下の場合で総務課長が必要と認めたとき ①小規模な災害が発生したとき ②災害が発生するおそれがあるとき ③各警報が発表されたとき 3　土砂災害警戒情報が発表されたとき	3班体制で警報ごと交代する。 各課長･各係長･センター長･総務情報係員の合計18名 参集出来ない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。	1　気象情報及び地震情報の収集･伝達 2　災害警戒本部の設置 3　被害状況の把握 4　その他必要な応急対策の実施 5　情報連絡体制
	南海トラフ地震警戒体制 災害警戒本部設置	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき		
第2配備	災害緊急体制 災害対策本部設置	1　震度５弱以上の地震が発生したとき 2　大規模災害が発生したとき 3　大規模災害が発生するおそれのあるとき	全職員	1　南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 2　地震防災応急対策の準備 3　準備行動の開始
	南海トラフ地震緊急体制 南海トラフ地震災害警戒本部設置準備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		1　情報の収集･伝達･広報 2　地震災害警戒本部設置の準備 3　応急対策の準備
	南海トラフ地震緊急体制 南海トラフ地震災害警戒本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき		1　地震災害警戒本部設置 2　予知情報等の収集･伝達 3　地震防災応急対策の実施

ウ　本部の廃止基準

(ア)災害救助法による応急救助が完了したとき。
(イ)公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
(ウ)災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
(エ)被害数値がおおむね確定したとき。
(オ)その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

エ　本部組織

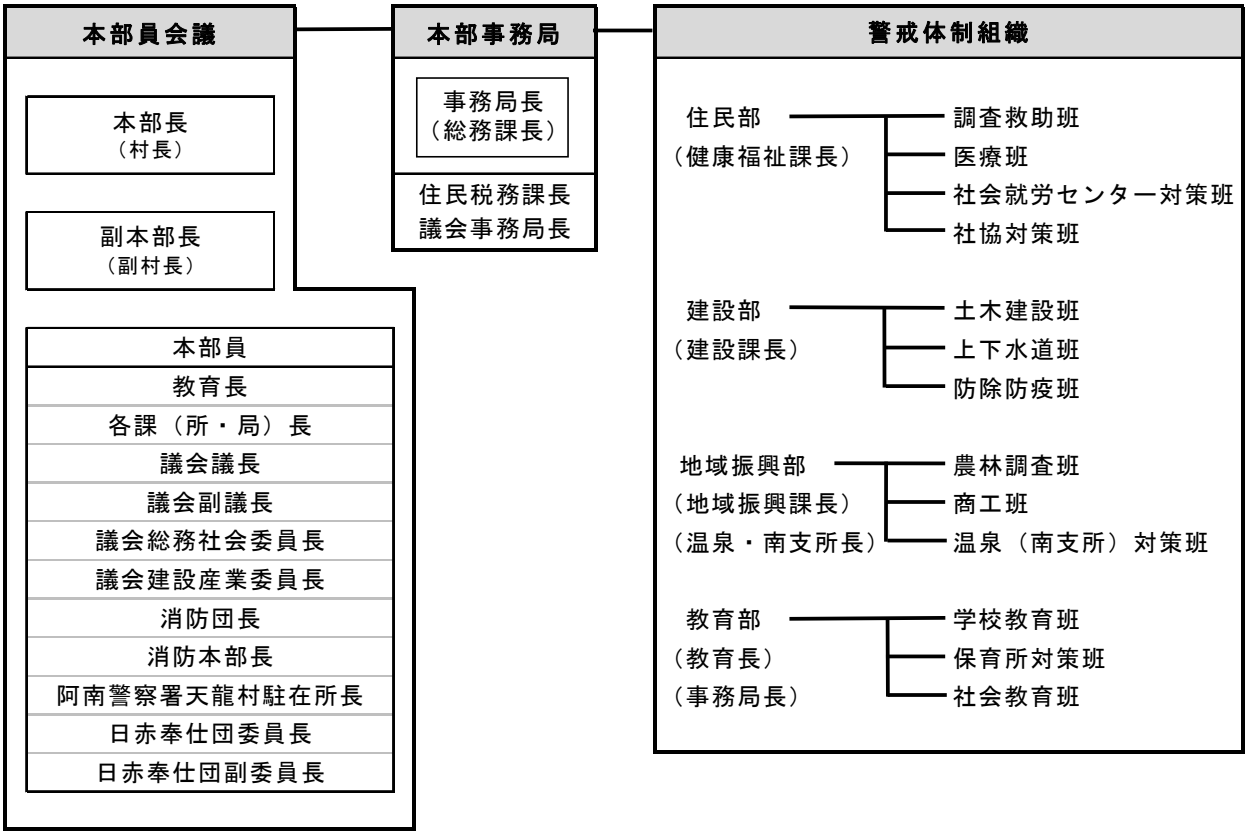

オ　本部長及び副本部長

(ア)本部長は村長、副本部長は副村長をもってあてる。

なお、村長が事故や不在時等の非常時については、副村長、教育長の順に指揮を執るものとし、いずれの場合も、次席の者を副本部長とする。３者がいずれも不在のときには、総務課長を最優先として上席職員で代行するものとする。

村長不在及び連絡がとれない場合の意思決定者
（上位者不在等の場合は、左方から右方へ順次決定権を移行する）

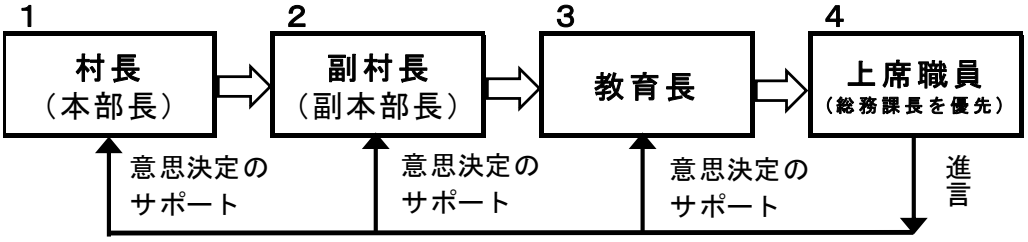

(イ)本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

カ　本部員

本部員は、本部長及び副本部長を補佐するものとして、教育長、各課（所・局）長、議会正・副議長、議会総務社会委員長、議会建設産業委員長、消防団長、消防本部長、阿南警察署天龍村駐在所長及び日赤奉仕団正・副委員長の職にあたる者をもってあてる。

本部員は、所属の各部を指揮監督する。また、本部長及び副本部長とともに、本部員会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議する。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

キ　本部員会議

(ア)開催

ａ　本部員会議は、本部連絡員を通じて本部長が必要の都度招集し、開催する。

ｂ　本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部に申し出る。

ｃ　部長である本部員は、それぞれの分掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ｄ　本部長は必要と認められるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

ｅ　本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

ｆ　本部員会議は、本部員２名の参集をもって会議の開催をすることができることとする。

(イ)協議事項

本部の下に、応急対策など的確迅速な防災活動を実施するにあたっての基本方針や早急に実施すべき事項を決定する。

本部員会議の協議事項

ａ　本部の配備体制及び解除の決定に関すること。

ｂ　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

ｃ　避難指示等に関すること。

ｄ　避難所の開設及び閉鎖に関すること。

ｅ　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

ｆ　災害対策経費の処理に関すること。

ｇ　災害救助法の適用に関すること。

ｈ　その他災害対策の重要事項に関すること。

（ａ）本部の非常事態体制の切替え及び廃止

（ｂ）必要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針

（ｃ）災害対策に要する経費

（ｄ）その他

なお、本部員会議を招集・開催するいとまがないときは、在庁又は連絡可能の最上位意思決定者において専決する。

(ウ)決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部員又は本部連絡員が速やかにその徹底を図るものとする。

ク　本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を総務課内に設置する。

（ア）本部事務局の組織

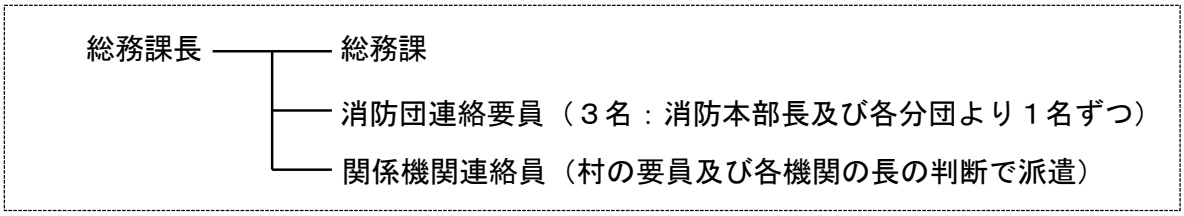

（イ）総務課の任務

ａ　本部事務局の統括

ｂ　本部員会議の庶務

ｃ　情報収集・伝達

（ａ）電話、駆け込み、県防災行政無線、村防災行政無線、アマチュア無線からの情報受信、受理

（ｂ）入手情報の集約、区分、整理、掲示・地図への記入

（ｃ）行政無線、ＣＡＴＶ、村ホームページ、車両等による村民への広報

（ｄ）県への速報等の報告

（ｅ）マスコミ、関係機関への情報提供、発信

（ウ）消防団連絡要員の任務

消防無線による情報収集と総務課への報告

（エ）関係機関連絡員の任務

本部からの要請又は各機関の長の判断により、本部連絡員を派遣する。派遣の際は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

ケ　現地災害対策本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」）を設置することができる。

（ア）組織及び運営

ａ　現地本部長

（ａ）現地本部長は、本部長が指名した者をもってこれにあたる。

（ｂ）現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

ｂ　現地本部員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員があたる。

（イ）所掌事務

ａ　応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

ｂ　本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告

ｃ　その他、本部長の特命事務

コ　天龍村消防団の組織及び構成

火災の拡大を防止する消防活動は、飯田広域消防本部、阿南消防署及び天龍村消防団が密接な協力体制のもとに実施する。

消防団は、「天龍村消防団の設置に関する条例（昭和 43 年条例第 13 号）」に基づく非常備組織であり、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）による「飯田広域消防本部消防計画」に定めるところに従って活動しているが、災害対策本部が設置されたときはその体制下に入る。

消防団の出動区分（山林火災は別に定める）

分団別	整備台数		担当区
	積載車（普）	積載車（軽）	
本部	－	－	村全域
第１分団	２台	２台	為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町、岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、長沼、長島宇連
第２分団	－	６台	鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、鶯巣宇連、福島、倉の平、坂部、中組、戸口、大久那、合戸、向方、峠山、大河内、梨畑、見遠
飯田広域消防本部（阿南消防署、和田分署）			村内全域

サ　地区連絡所の設置

本部長は、地震等全村的な大規模な災害に対して、地区対応班を設置したときは、情報の収集及び災害応急活動を円滑に実施するため、防災活動拠点として地区連絡所を設置することができる。

（ア）設置基準

a　緊急活動体制が発令されたときは、地区連絡所を開設する。

b　警戒本部からの指令があった場合は指令のあった地区連絡所を設置する。

シ　平常時の体制と災害対策本部体制

警戒体制組織	平常業務時の組織	
本部事務局	総務課、議会事務局、住民税務課	
調査救助班	健康福祉課	福祉係
医療班		健康支援係、包括支援センター
社会就労センター対策班		社会就労センター、福祉係
社協対策班		社会福祉協議会
土木建設班	建設課	建設係
上下水道班		環境水道係
防除防疫班		
農林調査班	地域振興課	農務国調係、林務係
商工班		商工観光係、移住定住推進係
温泉（南支所）対策班	おきよめの湯、南支所、（地域振興課商工観光係）	
学校教育班	教育委員会	
保育所対策班		
社会教育班		

シ　緊急活動体制

地震等全村的な大規模な災害に対しては、災害活動の緊急性を考慮した緊急活動体制を敷くとともに、災害発生直後から居住地区を基本に応急活動を行う地区対応班を組織し、村民と連携して村民の生命と安全確保に重点をおいた活動を展開することとする。

災害対策本部緊急活動体制組織図

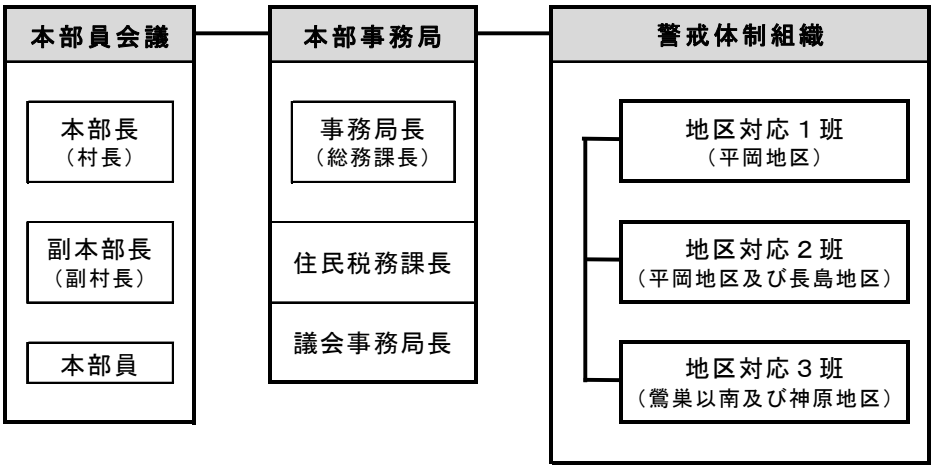

（ア）設置基準

震度５弱以上の地震が発生したとき、避難、人命救助、火災処理、給水等、村民の生命、安全にかかわる重点活動を実施するために発足する体制とする。

（イ）体制の移行について

発災直後の重点活動が終了若しくは、軌道にのった時点で本部長の指示により、段階的に一般災害体制に移行する。

（ウ）地区対応班について

ａ　本部長は、災害発生時の初動活動体制を強化するため、発災直後の地区対応にあたる職員を派遣する。

ｂ　地区対応班となる職員は、本村地区担当職員制度によりあらかじめ村長から指名された者を優先する。

ｃ　地区対応班は、本部の指示があるまで、班長の指示に従い、各地区内において消防団及び自主防災組織と連携して村民の救護及び避難対応にあたるものとする。

（ａ）災害情報の収集、受理及び村民への伝達に関する活動
（ｂ）被害情報の収集及び本部への報告に関する活動
（ｃ）負傷者の救出・救護に関する活動
（ｄ）消火・水防活動等、被害拡大の防ぎょに関する活動
（ｅ）避難誘導等、村民の安全確保に関する活動
（ｆ）避難所の早期開設及び管理運営に関する活動

ｄ　地区対応班員の任務は、以下により解かれるものとする。

（ａ）地区対応班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、本部が一般災害体制に移行した場合
（ｂ）本部長から一般災害体制の活動に戻るよう指示があった場合
（ｃ）その他本部長が必要と認めた場合

（エ）組織の編成

この体制で設置される各課の班編制については、職員が揃わないことも予想されるの

で、地区対応班の任務を最大限果たしうるよう要員の弾力的運用を図るものとする。

（オ）地区対応班の担当区域と設置場所は、以下のように定めておく。

a　１班　地区連絡所　天龍小学校

担当区域：為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町
消防団　：第１分団

b　２班　地区連絡所　天龍村役場（鶯巣以南については役場南支所）

担当区域：岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、長沼、
長島宇連
消防団　：第１分団

c　３班　地区連絡所　役場南支所（鶯巣以北については天龍村役場）

担当区域：鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、福島、倉の平、坂部、中組、
戸口、大久那、合戸、鶯巣宇連、向方、峠山、大河内、梨畑、見遠
消防団　：第２分団

（３）天龍村災害対策本部組織及び事務分掌

部	班	分掌事務
本部事務局 総務課長 住民税務課長 議会事務局長		１　応援職員の受入れ、配置 ２　役場庁舎の安全確保 ３　庁舎機器（パソコン、電話、電気等）の使用可否確認、確保 ４　防災行政無線の管理・運営 ５　人的、住居等の被災状況及び電気・通信・ガス・交通機関（鉄道、バス）等状況確認 ６　村民に対する広報、広聴活動 ７　村民に対する避難指示等の伝達 ８　関係機関（国、県、飯田広域消防、阿南警察署、自衛隊、他市町村等）との連絡調整 ９　災害対策車両の確保 １０　報道機関への対応 １１　仮設電話の設置、管理 １２　村有財産の安全措置 １３　罹災証明書等の発行準備 １４　災害対策の支払い、必要物品の出納 １５　災害対策経費の集約 １６　土地建物等の使用・収用等の損失補償

		１７　災害対策予算の編成 １８　本部の設置に関すること １９　本部員の招集に関すること ２０　本部員会議に関すること ２１　各種情報の収集、警報の受理、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること ２２　自衛隊、長野県、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること ２３　受援体制の確保、広域避難に関すること ２４　災害救助法の適用申請に関すること ２５　県災害対策本部との連絡に関すること ２６　職員及びその家族の安否集約 ２７　各部との連絡調整に関すること ２８　消防との連絡に関すること ２９　本部長命令、その他指令の伝達に関すること
住民部 健康福祉課長	調査救助班	１　部の庶務及び部内の調整 ２　食料品、生活必需品の確保、供給（商工班と連携） ３　避難所の開設、運営 ４　救援物資の受理 ５　社会就労センターの入所者の安否確認、安全確保 ６　ボランティアの受入れ、支援等 ７　国、県等との連絡調整
	医療班	１　救護所の開設・運営 ２　医師会及び天龍村診療所、新野診療所、阿南病院等医療機関との連絡調整 ３　村民への保健指導、健康相談 ４　保険・医療情報の提供
	社会就労 センター 対策班	１　施設作業員の安全確保 ２　所管施設の安全確保 ３　所管の防災応急対策
	社協対策班	１　施設入所者の安全確保 ２　所管施設の安全確保 ３　所管の防災応急対策

建設部 建設課長	土木建設班	1　部の庶務及び部内の調整 2　国、県等関係機関との連絡調整 3　資材・機器の調達 4　河川、道路、崖地等災害危険区域の警戒及び安全措置 5　道路障害物の排除、道路交通の確保 6　公営住宅の安全措置 7　所管施設の安全措置
	上下水道班	1　部の庶務及び部内の調整 2　上水道施設の安全措置 3　下水道施設の安全措置 4　飲料水に関する村民への広報
	防除防免班	1　廃棄物（し尿、ごみ）の収集、整理の準備 2　仮設トイレの設置、管理の準備 3　被災地の消毒、感染症対策、伝染病予防対策に関すること 4　保健所等関係機関との連絡調整
地域振興部 地域振興課長	農林調査班	1　部の庶務及び部内の調整 2　農務所管の防災応急対策 3　農家、林家、国、県、農協・森林組合等関係団体との連絡調整 4　林務関係の防災応急対策
	商工班	1　食料品、生活必需品の調達、供給（調査救助班と連絡と連携） 2　商工業、観光施設（龍泉閣、おきよめの湯、和知野川キャンプ場、大河内森林公園キャンプ場）、所管の防災応急対策実施促進及び確認 3　観光客、観光施設（龍泉閣・おきよめの湯・和知野川キャンプ場・大河内森林公園キャンプ場）利用客、各イベント参加者の動向把握 4　商工会、観光協会、ＪＲ等関係機関との連絡調整
	温泉 （南支所） 対策班	1　施設利用者（客）の安全確保 2　施設の安全確保及び安全措置 3　おきよめの湯利用客、各イベント参加者の動向把握 4　所管の防災応急対策

教育部 教育長 事務局長	学校教育班	1　児童生徒の安全確保 2　学校教職員及びその家族の状況把握 3　避難所の開設、運営の協力 4　食料品、生活必需品の供給 5　避難指示等の伝達、避難時の誘導
	保育所対策班	1　園児の安全確保 2　所管施設の安全確認及び安全確保 3　所管の防災応急対策 4　避難所の開設・運営 5　食料品、生活必需品の供給 6　避難指示等の伝達、避難時の誘導
	社会教育班	1　部の庶務及び部内の調整 2　部の防災応急対策 3　教育施設（保育所・小中学校・なんでも館・福島文化センター及びどんぐり向方学園）の安全措置 4　総合体育施設、村営グラウンドの安全措置 5　教員住宅、文化財の安全措置 6　避難所の開設、運営の協力 7　県等との連絡調整

災害対策本部組織における各職員の人員配備は、別に定める組織図によるが、参集人員数・事態の推移等を勘案し、柔軟かつ適切な人員支援を行うものとする。

特に初動対応期においては、人命の救出・救助、安全の確保、また、火災等の被害を最小限にとどめるための体制を確立し、総力戦で災害に対処する。

次に示す活動は、通常業務の中で対応していく。

ア　農作物、家畜、農業用施設の災害対策に関すること
イ　被害農家の災害融資、種苗、生産飼料等のあっせんに関すること
ウ　商工業の災害対策に関すること
エ　被災商工業者に対する融資に関すること

第４節　広域相互応援活動

基本方針
・災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。（別記参照） ・村が被災した場合に、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請にあたっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。 ・村が被災地ではない場合には、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。 ・職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染対策を徹底するものとする。 ・会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
主な活動
１　被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 ２　災害時に速やかな応援体制を整える。 ３　応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 ４　応援活動に伴う経費を負担する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　応援要請

（１）基本方針

村及び県においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図るものとする。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）消防に関する応援要請

ａ　県内市町村に対する応援要請

村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b　他都道府県への応援要請

村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

（ａ）緊急消防援助隊
（ｂ）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
（ｃ）その他、他都道府県からの消防隊

（イ）消防以外に関する応援要請

a　他市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

【応援の要請事項】

〇応援を求める理由及び災害の状況
〇応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
〇応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
〇その他必要な事項

b　県に対する応援要請等

村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定により、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

c　指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求めるものとする。

イ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

２　応援体制の整備

（１）基本方針

ア　相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ　要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ　県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、村と県が一体となって支援を行う。

（２）実施計画

ア【村、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

（ア）情報収集及び応援体制の確立

村、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

（イ）指揮

応援側は、要請側の指揮の下で緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

（ウ）自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

（エ）自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

（ア）長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、村と県が一体となって的確な支援を行うものとする。

（イ）県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行うものとする。

（ウ）主な支援内容は以下のとおり。

ａ　被災都道府県等への職員派遣及び物資の提供

ｂ　被災者の受入及び施設の提供

（ａ）県内医療機関での傷病者の受入

（ｂ）県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

ｃ　その他都道府被災県等との協議の中で必要と認めた支援

３　受援体制の整備

（１）基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

（２）実施計画

ア【村、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

４　経費の負担

（１）国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から村又は県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第 18 条）

（２）前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

（別記）

広域相互応援体制

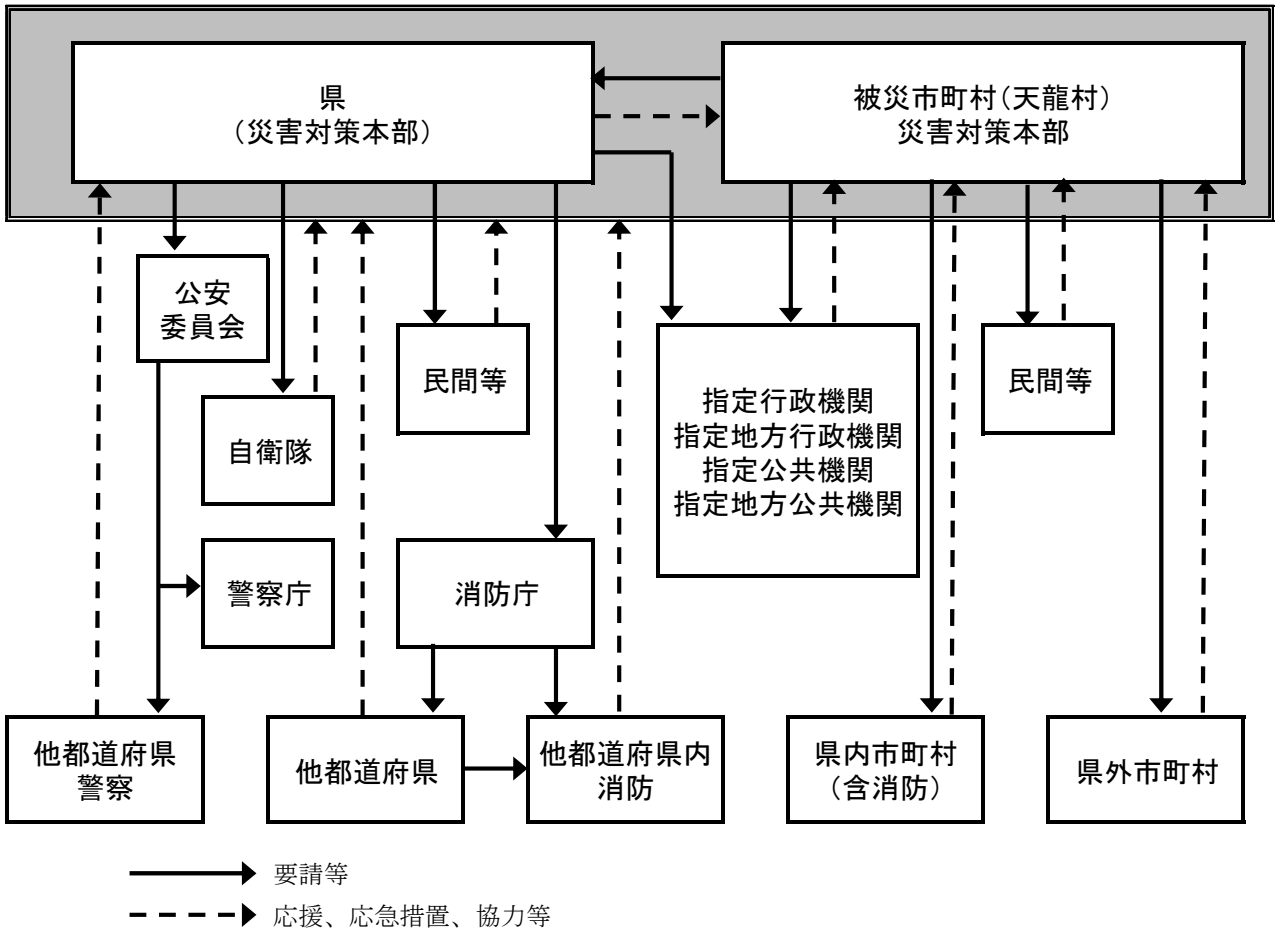
県
（災害対策本部）
被災市町村（天龍村）
災害対策本部
公安
委員会
自衛隊
民間等
警察庁
消防庁
指定行政機関
指定地方行政機関
指定公共機関
指定地方公共機関
民間等
他都道府県
警察
他都道府県
他都道府県内
消防
県内市町村
（含消防）
県外市町村
要請等
応援、応急措置、協力等

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

（常備消防分を除く）

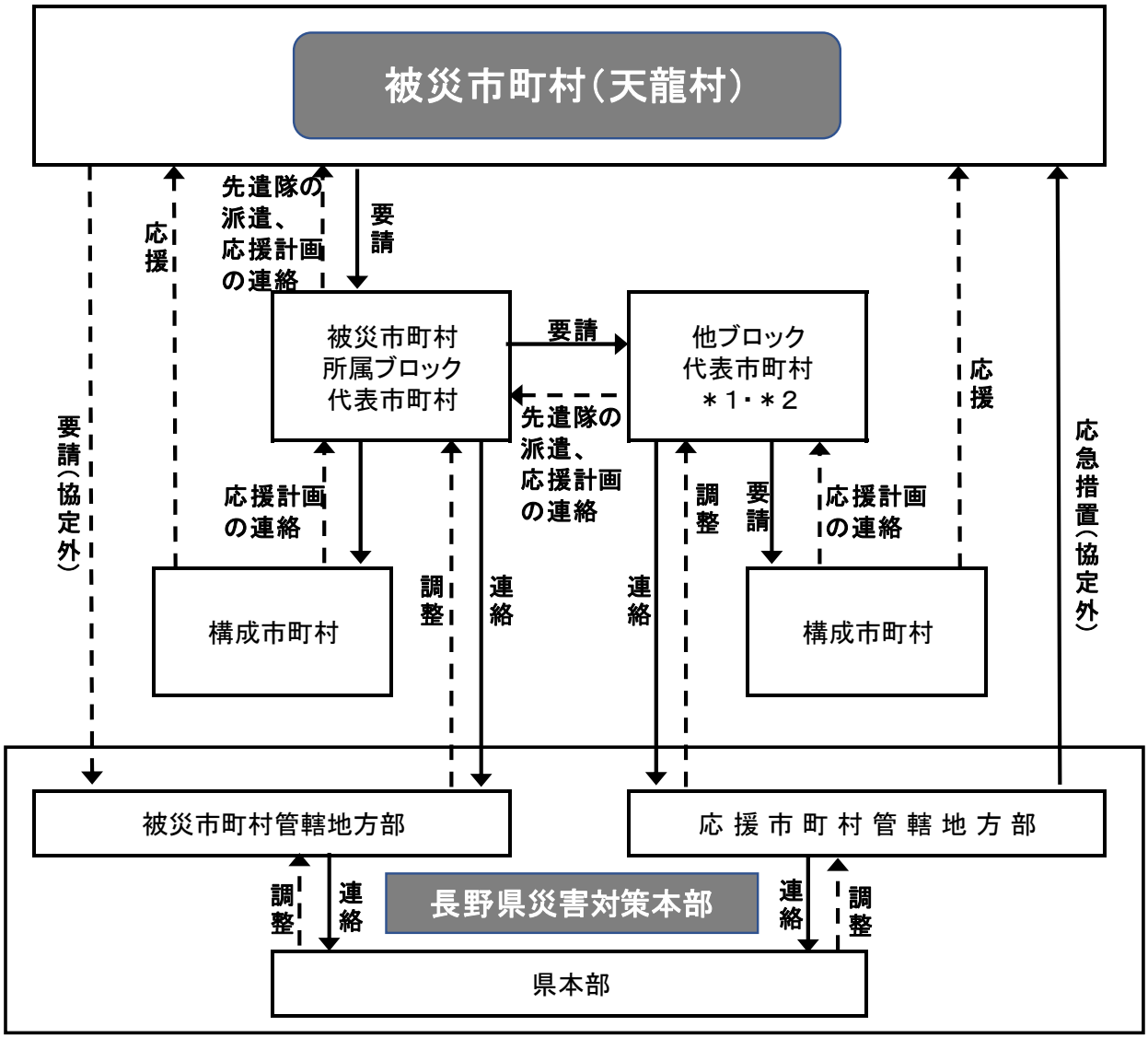

＊１ 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
＊２ 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

第５節　ヘリコプターの運用計画

基本方針

・災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

主な活動

１　災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

実施機関

（通常時）　　（災対本部体制下）本部事務局

計画の内容

１　活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

（１）基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名称	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

２　出動手続の実施

（１）基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行うものとする。
（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

（２）実施計画

ア【村等が実施する対策】

（ア）要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。

（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。）

・災害の状況と活動の具体的内容
（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
・活動に必要な資機材等
・ヘリポート及び給油体制
・要請者、現場責任者及び連絡方法
・資機材等の準備状況

・気象状況
・ヘリコプターの誘導方法
・他のヘリコプターの活動状況
・その他必要な事項

（イ）県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとるものとする。
（ウ）傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。
（エ）連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。
（オ）ヘリポートの所在地等は、資料編を参照のこと。

（別記）ヘリコプター要請手続要領

１　消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

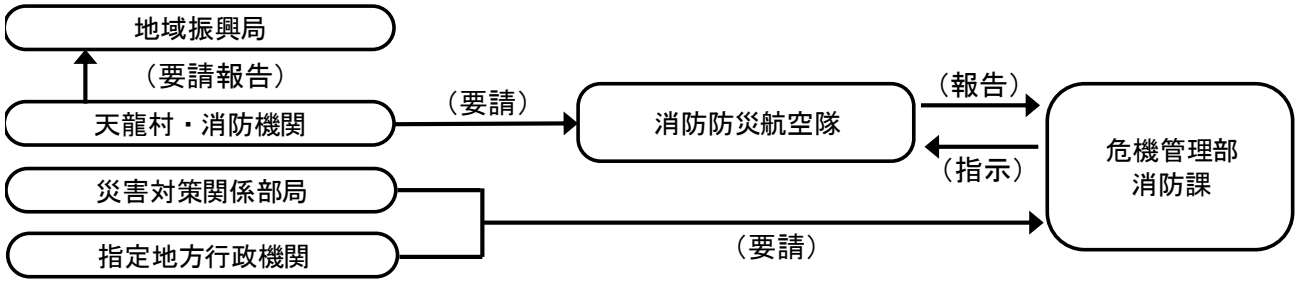

※　連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）
　　呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす１（いち)」

２　県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。

３　広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

（１）広域航空応援要請手順

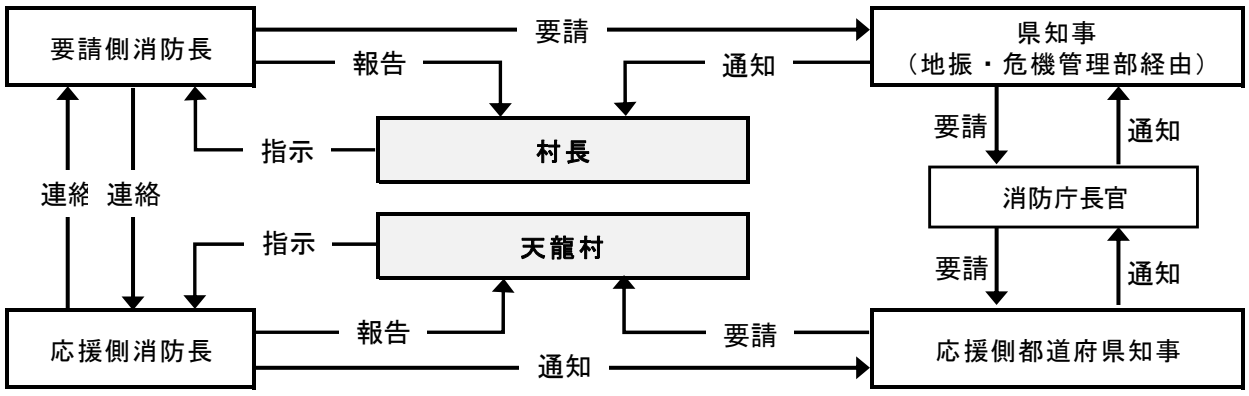

（２）緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア　大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第１次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とする。長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ　第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とする。長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

４　自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第６節「自衛隊の災害派遣」による。

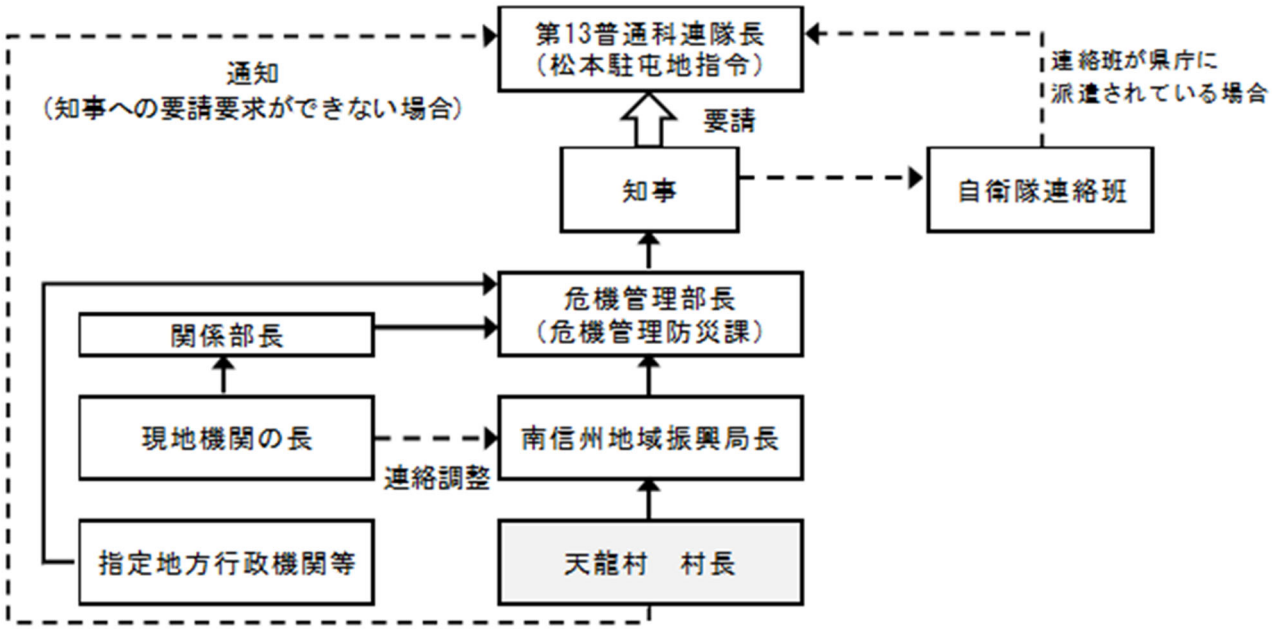

５　海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。

６　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。

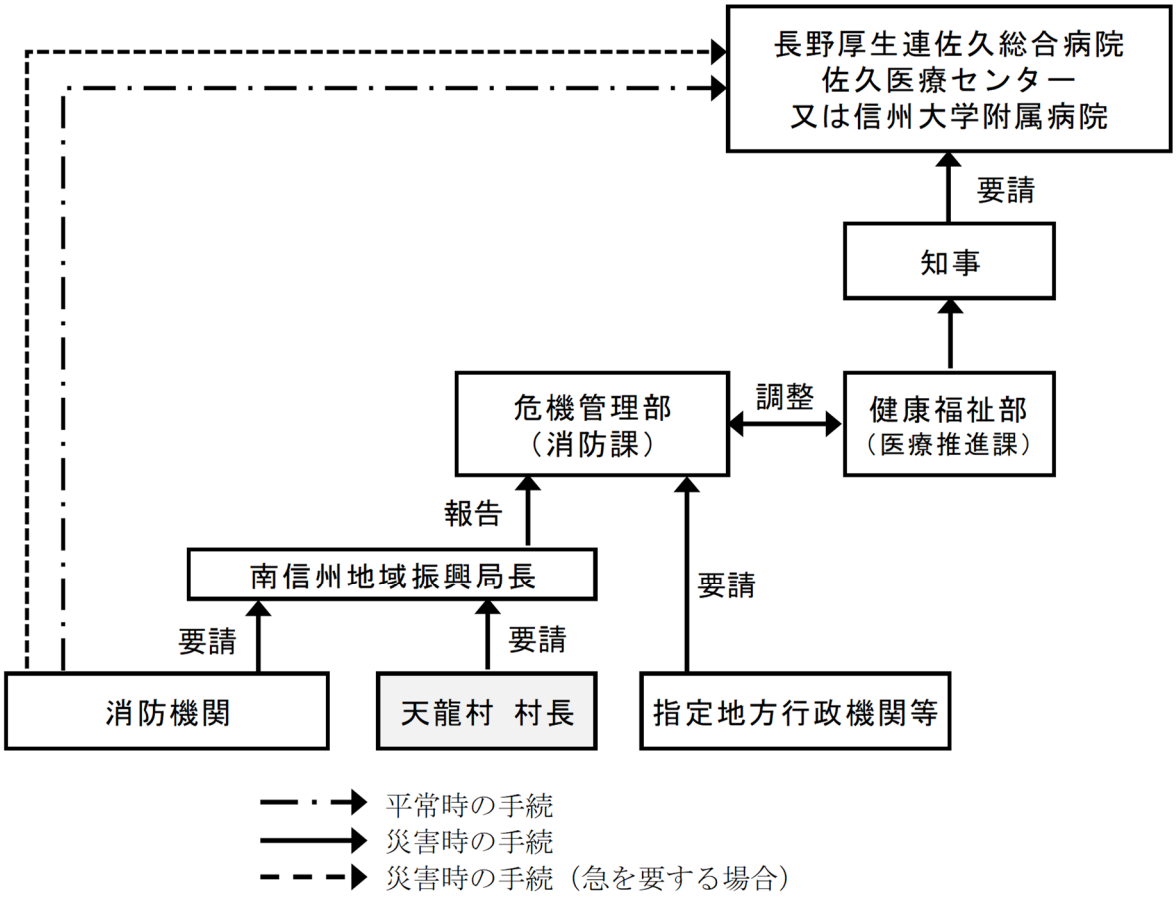

第６節　自衛隊の災害派遣

基本方針
・災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。 ・災害対策法第 68 条の２に基づき、村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。 ・自衛隊が派遣された場合に、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。
主な活動
１　自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。 ２　県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。 ３　派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。 ４　派遣に要した経費の負担について定める。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　派遣要請

（１）基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、災害時の情報収集を速やかに行う。必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちに県を通じてその旨を自衛隊に連絡する。

（２）実施計画

派遣要請系統

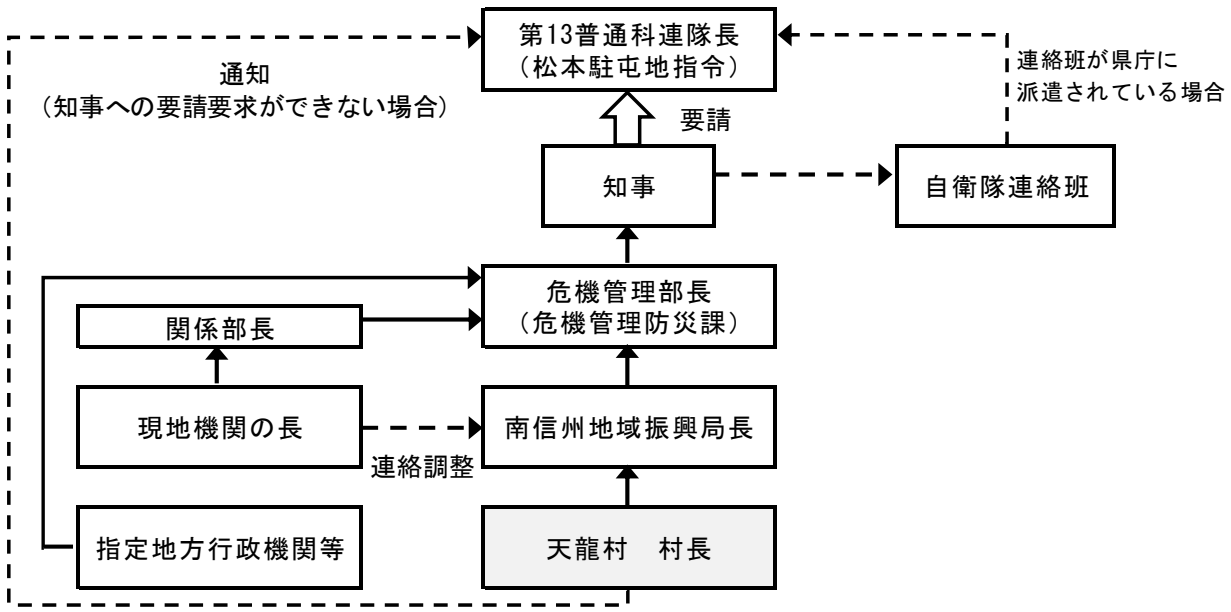

ア【村が実施する対策】

村長は１（２）イ（ア）の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、以下により要請を求めるものとする。

（ア）村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長に派遣要請を求めるものとする。

（イ）村長は、（ア）により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をするものとする。

（ウ）村長は、（ア）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知するものとする。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定地方行政機関等における措置

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

救助活動	内容
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われるときに必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年 1 月 10 日総理府令第 1 号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

指定地方行政機関等の長は、上表の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合に、以下により要請を求めるものとする。

a　指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって県危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。

b　指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

２　派遣部隊との連絡調整

（１）基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

（イ）村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。また、派遣部隊と村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

（ウ）村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定地方行政機関等における措置

a　指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

b　指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

（イ）自衛隊における措置

a　第 13 普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

b　第 13 普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け連絡班等及び部隊を派遣する。

ウ【村民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

３　派遣部隊の撤収要請

（１）実施計画

ア【村が実施する対策】

村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告するものとする。

４　経費の負担

（１）実施計画

ア【村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

（ア）派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）

（イ）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

（ウ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

（エ）派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

イ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第 13 普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、村長に請求するものとする。

第７節　救助・救急・医療活動

基本方針
・大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。 ・道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。
主な取組み
１　村、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。 ２　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び関係機関により編成された救護班で初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）消防団、医療班

活動の内容

１　救助・救急活動

（１）基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等の感染対策を徹底するものとする。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

（イ）必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊の災害派遣」により行い、村民の安全確保を図るものとする。

（ウ）消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。

（エ）消防機関は、救助活動にあたって、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

（オ）消防機関は、救急活動にあたって、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機

関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。
その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
（カ）ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ【村民及び自主防災組織が実施する対策】
村民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

２　医療活動

（１）基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。
災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。
また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。
さらに、村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。
なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）本計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、診療所等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行うものとする。
また、必要に応じて県、隣接市町村、（一社）飯田医師会、等に協力を要請するものとする。
（イ）管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備するものとする。
（ウ）医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を、広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備するものとする。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請するものとする。
（エ）必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請するものとする。
（オ）医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】
（ア）医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム

（ＥＭＩＳ）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。

（イ）日本赤十字社長野県支部長は、村、県から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等にあたる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。

（ウ）日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において、関係機関との密接な連携の下に傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。

（エ）日本赤十字社長野県支部長は、県内２箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。

（オ）（一社）長野県医師会、（一社）飯田医師会、（一社）長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、（公社）長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

また、村、県から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣するものとする。

〈救護班等の業務内容〉

○負傷の程度の判定
○負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
○救急処置の実施
○救急活動の記録
○遺体の検案
○その他必要な事項

（カ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。

（キ）（一社）長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。

また、村、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

（ク）災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

（ケ）長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、村、県からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

（コ）（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。

（サ）長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。

（シ）（公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。

（ス）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

（セ）（一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。

ウ【村民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がけるものとする。

第８節　消防・水防活動

基本方針
・大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。 ・自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。
主な取組み
１　火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。 ２　洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）消防団

活動の内容

１　消防活動

（１）基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、村民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）消火活動関係

ａ　出火防止及び初期消火

村民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

ｂ　情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

ｃ　応援要請等

（ａ）村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

（ｂ）村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運

用計画」により要請するものとする。

（イ）救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、村民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第７節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ【村民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

（ア）出火防止、初期消火活動等

村民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、村民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

（イ）救助・救急活動

村民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助)、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

２　水防活動

（１）基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎょし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

（２）実施計画

ア【村（水防管理団体）が実施する対策】

（ア）監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努めるものとする。

（イ）通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

（ウ）水防活動の実施

水防管理者（村長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮した、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

（エ）応援による水防活動の実施

a　村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

b　村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報するものとする。

（ア）洪水警戒時における措置

予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとるものとする。

（イ）洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行うものとする。

（ウ）緊急時の措置

計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域に被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域に被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

（ア）警報等

国が管理する河川において、洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により県水防本部へ伝達するものとする。

（イ）水防資器材の貸与等

水防管理者が備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輌の貸与等を行うものとする。

第９節　要配慮者に対する応急活動

基本方針
・災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。
主な活動
１　要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 ２　介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 ３　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 ４　災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）調査救助班、保育所対策班、医療班

活動の内容

１　避難受入れ活動

（１）基本方針

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

（イ）避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

（ウ）避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設･設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置するものとする。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

a　避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行うものとする。

b　避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行うものとする。

c　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染対策を徹底するものとする。

d　外国籍村民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍村民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

e　情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ＦＡＸ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置するものとする。

（エ）在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行うものとする。

a　在宅者の訪問の実施

村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b　物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供するものとする。

c　相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行うものとする。

d　情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を、要配慮者の態様に応じた手段により提供するものとする。

（オ）応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

イ【関係機関等が実施する対策】

（ア）避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお災害時において、村からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動

要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

（イ）医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

（ウ）医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

２　広域相互応援体制等の確立

（１）基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。

このような場合、村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、村、県等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第１０節　緊急輸送活動

基本方針

・大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。
・緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第１段階の活動	第２段階の活動	第３段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第１段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・（第１・２段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

なお、基本的に物資の輸送は村からの要請に基づいて行われるが、村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、村に対する物資を確保し、輸送する。

主な活動

１　緊急輸送全般の調整は、災害対策本部が行う。
２　被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
３　主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
４　輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
５　支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

実施機関

（通常時）　　（災対本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　緊急輸送の調整

（１）基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。

２　緊急交通路確保のための交通規制等

（１）基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救

助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

（２）実施計画

ア【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

イ【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

（ア）警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下「物件等」という。）の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。

（イ）警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、（ア）の措置をとるものとする。

３　緊急交通路確保のための応急復旧

（１）基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第１次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第１次確保路線復旧が困難な場合は第２次確保路線、第２次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

（イ）緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。（中部地方整備局）

（イ）高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。（中日本高速道路（株））

（ウ）豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。

（エ）必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

４　緊急通行車両等確認事務

（１）基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

５　輸送手段の確保

（１）基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会）

（ア）ヘリコプター運航機関は要請に基づいて直ちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。（自衛隊等）

（イ）緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。（北陸信越運輸局）

（ウ）緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。（北陸信越運輸局）

（エ）（公社）長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。

ａ　道路運送法第 84 条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。

ｂ　県下７地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。

ｃ　輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。

ｄ　広域的な災害については、（公社）全日本トラック協会、各県トラック協会、（一社）全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

（オ）北陸信越運輸局から要請を受けた（公社）長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

（カ）北陸信越運輸局から要請を受けた（一社）長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

（キ）赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。

（ク）（公社）長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

６　輸送拠点の確保

（１）基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受入れた物資を拠点に一旦集積し、避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の村があたることを原則とし、運営にあたっては、村及び県と密接に連携するものとする。

（イ）村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

輸送拠点一覧

施設名	施設管理者	面積	住所
天龍村文化センターなんでも館	村教育委員会	1,485 ㎡	平岡 1234-1

イ【関係機関が実施する対策】

長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

第１１節　障害物の処理活動

基本方針
・発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。 ・障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。
主な活動
１　障害物の除去処理については、関係機関との連携の下、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 ２　除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）土木建設班

活動の内容

１障害物除去処理

（１）基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（イ）放置車両等の移動等

a　村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b　運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（ウ）応援協力体制

a　村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

b　村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（各機関）

（ア）実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

（イ）障害物除去の方法

a　緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図るものとするものとする。（中部地方整備局）

b　巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。

c　除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（ウ）放置車両等の移動等

ａ　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

ｂ　運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

（エ）必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。（オ）応援協力体制

ａ　各機関限りでの実施が困難なときは、村長に応援協力を要請するものとする。

ｂ　村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

２　除去障害物の集積、処分方法

（１）方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（イ）応援協力体制

ａ　村に所在する各機関等から、集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

ｂ　村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（各機関）

（ア）実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

（イ）障害物の集積、処分の方法

ａ　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

ｂ　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（ウ）必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

（エ）障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

ａ　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

ｂ　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

ｃ　障害物が二次災害の原因にならないような場所

ｄ　広域避難地として指定された場所以外の場所

（オ）応援協力体制

ａ　各機関限りでの実施が困難なときは、村長に応援協力を要請するものとする。

ｂ　村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第１２節　避難受入れ及び情報提供活動

基本方針

・風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次的実施責任者である村長が中心に計画作成をしておくものとする。その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。
特に、県内には、複数の要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定及び避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。
・避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、村民の自発的な避難判断等を促す。

避難情報等（警戒レベル）				河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等		防災気象情報（警戒レベル相当情報）浸水の情報（河川）	防災気象情報（警戒レベル相当情報）土砂災害の情報（面）
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（土砂災害）
～～～～～ <警戒レベル4までに必ず避難！> ～～～～～						
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当	氾濫注意情報	―
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当	―	―

引用：長野県地域防災計画

主な活動

１　避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を村民に周知する。
２　村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
３　避難誘導にあたっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
４　村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
５　村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
６　村及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
７　村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

実施機関

（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局、調査救助班
保育所対策班、医療班

活動の内容

１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

（１）基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、村民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を村民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、村民の自発的な避難判断等を促す。

（２）実施計画

ア　実施機関

（ア）

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条警察官職務執行法第４条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
指定避難所の開設、受入れ	村長		

（イ）知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

（ウ）県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。さらに、村は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

イ　高齢者等避難、避難指示の意味

○「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援にあたる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難指示」

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、村民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

ウ　避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

（ア）村長の行う措置

ａ　避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

なお災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

（ａ）長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｂ）長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｃ）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）

（ｄ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｅ）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域

（ｆ）河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域

（ｇ）上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

（ｈ）地すべりにより著しい危険が切迫している地域

（ｉ）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

（ｊ）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

（ｋ）避難路の断たれる危険のある地域

（ｌ）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

（ｍ）酸素欠乏若しくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

ｂ　高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記ａの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

（ａ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

ｃ　報告（災害対策基本法第 60 条等）

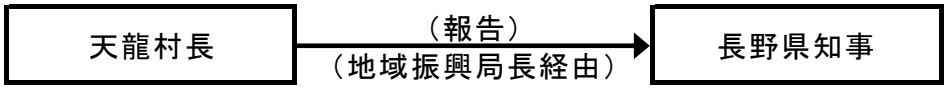

（報告様式は第２節「災害情報の収集・連絡活動」活動の内容の３「被害状況等報告内容の基準」参照）

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

（イ）水防管理者の行う措置

ａ　指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

ｂ　通知（水防法第 29 条）

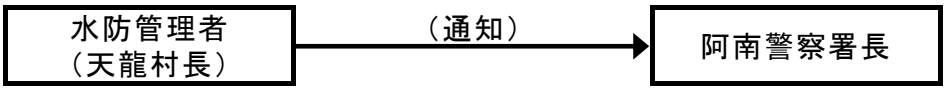

（ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置

ａ　洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

b　地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

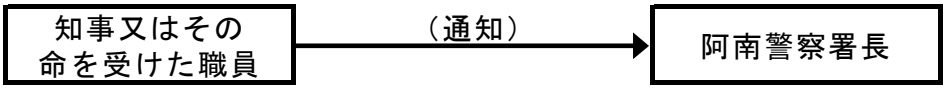

（エ）警察官の行う措置

a　指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

（ａ）村民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

（ｂ）村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

（ｃ）村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

（ｄ）被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

（ｅ）避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

（ｆ）被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

（ｇ）避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

（ｈ）警察署に一次的に受入れた避難住民については、村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

（ｉ）被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b　報告、通知

（ａ）上記ａ（ｄ）による場合（災害対策基本法第 61 条）

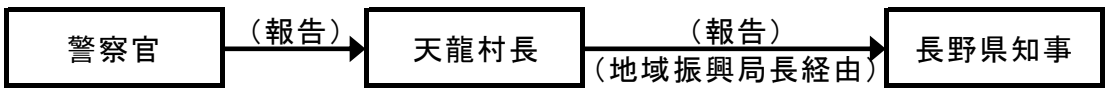

（ｂ）上記ａ（ｄ）による場合（警察官職務執行法第４条）

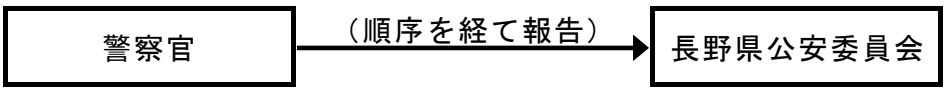

（オ）自衛官

a　避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) ａ（ａ）警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の

措置をとる。

ｂ　報告（自衛隊法第 94 条）

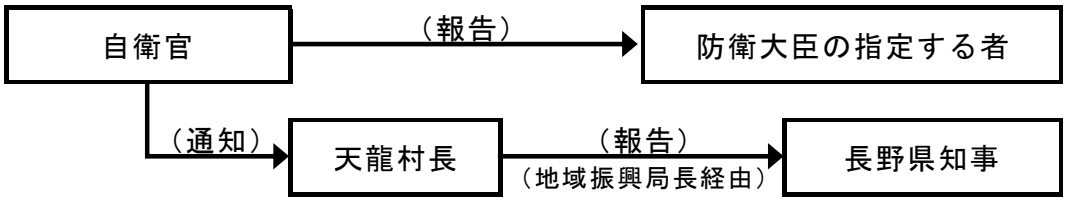

エ　避難指示等の時期

上記ウ（ア）ａ(ａ)～(ｉ)に該当する地域が発生すると予想され、村民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ　避難指示や高齢者等避難の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。

（ア）発令者
（イ）発令日時
（ウ）避難情報の種類
（エ）対象地域及び対象者
（オ）緊急避難場所
（カ）避難の時期・時間
（キ）避難すべき理由
（ク）村民のとるべき行動や注意事項
（ケ）避難の経路または通行できない経路
（コ）危険の度合い

カ　村民への周知

（ア）避難指示、高齢者等避難を行った者は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接村民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

（イ）村長以外の指示者は、村民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

（ウ）村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

（エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、また、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

（オ）村及び県は、さまざまな環境下にある村民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（カ）高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク　村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

（ア）施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難の誘導を行う。

（イ）避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

２　避難指示等の判断基準

（１）土砂災害に係る避難実施基準

土砂災害については、「長野県河川砂防情報ステーション」及び気象庁で提供している土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報等を参考情報として、村が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

対象地域の考え方は次のとおり。

ア　避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

（ア）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（同区域の指定が進んでいない地域においては、土砂災害危険区域の調査結果を準用する。）

（イ）土砂災害危険区域

（ウ）その他の場所

イ　避難指示等の発表単位

（ア）土砂災害警戒区域等を避難指示等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する。

（イ）土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域にさらに避難指示等を検討する。

ウ　注意事項

（ア）避難指示の発令に当たっては、村内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。

（イ）上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する。

エ　現象ごとの判断基準

現象の種類	判断基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	１　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となり、今後土砂災害警戒情報が発表される可能性があるとき。 ２　土砂災害警戒情報が発令され、２時間以内に雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越えるとき。 ３　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定されるとき。 ４　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 ［現象・状況］ ・近隣でわき水が濁り始めた、量が変化した等の前兆現象が発生したとき。 ・大雨警報が発表され、近隣町村で湧水・地下水の濁りや流量の変化等前兆現象（別表参照）が確認されたとき。 ・雨量の予測が村内の観測所で過去の災害雨量に匹敵すると判断された後の適時。 ・土砂災害警戒情報（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発令されたとき。
警戒レベル４ 避難指示	１　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）となったとき。 ２　土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害判定メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（村内内に「極めて危険」が表示）」したとき。 ３　土砂災害警戒情報が発令され、２時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線 値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合 ４　土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ５　土砂災害が発生したとき。 ６　避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要があるとき。 ［現象・状況］ ・周辺地域で前兆現象（別表参照）や斜面の崩壊・はらみ、道路施設等へのクラック等の発生が確認されたとき。 ・近隣町村で土砂災害が発生したとき。 ・雨量状況における村内メッシュ「雨量状況曲線」が「土砂災害発生危険基準線」を超えることが予想されたとき。 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発令されたとき

警戒レベル５ 緊急安全確保	１　土砂災害の危険度分布（キキクル）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）となったとき。 ２　大雨特別警報(土砂災害)（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。 ３　土砂災害の発生が確認され、人命に影響を及ぼすとき。 ［現象・状況］ ・村内で土砂災害が確認され、避難を指示することがかえって危険であると判断されるとき ・前兆現象や雨量状況から土砂災害が発生する可能性が極めて高く、避難を指示することがかえって危険であると判断されるとき

※「キキクル」は、気象庁ＨＰ上に公開されている、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報のこと。常時 10 分ごとに更新しており、土砂キキクル、洪水キキクル、浸水キキクルの３種類がある。

※土砂災害警戒情報とは、大雨注意報、大雨警報に続いて、長野県と長野地方気象台が共同により、降雨量と土壌雨量指数から判断し、スネークライン図において、２時間以内雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越え、土砂災害のおそれがあるときに発表されるもの。

※洪水等・土砂災害において、避難のための立ち退きを行うことにより生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときには、「屋内での待機等の指示」を出すときがある。

※別表 前兆現象別の避難情報の種類

予測される 土砂災害	高齢者等 避難	避難指示	緊急安全確保
土石流	流水の異常な濁り	渓流内で転石の音 流木発生 土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位激減※	土砂災害が発生または避難指示までに該当する前兆現象から土砂災害の発生が切迫していると判断される場合。
崖くずれ	湧水量の増加 表面流発生	小石がぱらぱら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り湧水の停止 湧水の噴き出し亀裂の発生 斜面のふくらみ 小石がぼろぼろ落下 地鳴り	

地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさの急変 亀裂や段差の発生、拡大 落石や小崩落 斜面のふくらみ 構造物のふくらみ、クラック 根の切れる音 樹木の傾き 地鳴り、山鳴り 地面の震動	
※「渓流水位激減」とは…降雨が継続しているにもかかわらず、水位が減少している現象。このような場合は、渓流の上流域で山腹が崩壊し、天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。			

（２）洪水等の避難実施基準

河川洪水については、気象情報等を参考情報として村が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

ア　注意事項

（ア）避難指示等の発令に当たっては、村内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。

（イ）上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する。

イ　水位観測所

（ア）天竜峡水位観測所（長野県飯田市龍江太田下）　（単位：m）

水系	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	ゼロ点高（標高）
天竜川	天竜川	9.7	11	15.6	16.2	355.02

（イ）南和田（平岡）水位観測所（飯田市南信濃名古山）　（単位：m）

水系	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	ゼロ点高（標高）
天竜川	遠山川	2.4	3.7	4.9	5.5	341.4

ウ　判断基準

（ア）【水位周知河川：天竜川】

現象の種類	判断基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	1　相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 2　大雨・洪水警報が発表され、護岸等に異常は見られないものの、今後も河川水位の上昇が見込まれる場合 3　洪水警報の危険度分布（浸水キキクル）で村内区間に「警戒」が表示されたとき。 4　大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）により、村内内に「警戒」が表示されたとき。 5　軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 6　高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜

	間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 7　近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれるとき。 ・河川管理者（天竜川上流河川事務所）と気象台が共同で氾濫注意情報（洪水注意報）を発表し、２時間後に氾濫危険水位に到達すると予想されたとき ・基準とする水位観測地点（天竜峡）の水位が氾濫注意水位の11.0ｍに到達したとき ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき
警戒レベル４ 避難指示	1　相当な豪雨で、災害の発生が予想されるとき。 2　なお河川水位が上昇し、護岸決壊の前兆現象が確認された場合、又は決壊した場合 3　洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で村内区間に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 4　大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）により、村内内に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 5　大雨特別警報が発表されたとき。 6　異常な漏水・浸食等が発見されたとき。又は異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。 7　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 8　近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高いとき。 ・河川管理者（天竜川上流河川事務所）と気象台が共同で氾濫注意情報（洪水注意報）を発表し、１時間後に氾濫危険水位に到達すると予想されたとき ・水位観測地点（天竜峡）の水位が避難判断水位の15.6ｍに到達したとき ・氾濫危険情報が発表されたとき ・水位観測地点（天竜峡）の水位が氾濫危険水位の16.2ｍに到達したとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立ち退き困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予測されるとき（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報発表後に速やかに発令判断すること）
警戒レベル５ 緊急安全確保	1　相当な豪雨で、災害の発生が切迫していると予想されるとき。 2　河川水位が上昇し、護岸・堤防決壊の前兆現象が確認された場合、又は決壊した場合 3　洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で村内区間に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 4　大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）により、村内内に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 5　大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 6　異常な漏水・浸食等が発見されたとき。又は異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。 7　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 8　近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予

	測により、浸水の危険が高いとき。 9　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ないとき。 ・氾濫が確認され、避難を指示することがかえって危険であると判断されるとき

（イ）【水位周知河川：遠山川】

現象の種類	判断基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	・河川管理者（飯田建設事務所）と気象台が共同で氾濫注意情報（洪水注意報）を発表し、２時間後に氾濫危険水位に到達すると予想されたとき ・基準とする水位観測地点（南和田（平岡））の水位が氾濫注意水位の3.7ｍに到達したとき ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき
警戒レベル４ 避難指示	・河川管理者（飯田建設事務所）と気象台が共同で氾濫注意情報（洪水注意報）を発表し、１時間後に氾濫危険水位に到達すると予想されたとき ・水位観測地点（南和田（平岡））の水位が避難判断水位の4.9ｍに到達したとき ・氾濫危険情報が発表されたとき ・水位観測地点（南和田（平岡））の水位が氾濫危険水位の5.5ｍに到達したとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立ち退き困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予測されるとき（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報発表後に速やかに発令判断すること）
警戒レベル５ 緊急安全確保	・氾濫が確認され、避難を指示することがかえって危険であると判断されるとき

（ウ）【その他の河川：早木戸川など】

現象の種類	判断基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	・大雨警報発表後も引き続き降雨が続き、中小河川の著しい増水が確認されたとき
警戒レベル４ 避難指示	・大雨警報発表後も同じ状態で降雨が続き、中小河川で氾濫のおそれがあるとき ・気象庁より特別警報が発表されたとき ・危険な水位を観測したとき ・堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき ・堤防の決壊、越流が発生したとき
警戒レベル５ 緊急安全確保	・堤防の決壊、越流が発生し、避難を指示することがかえって危険であると判断されるとき

なお、和知野川については、流域に 24 時間で 732mm の降雨を想定した場合に、河畔に最大で「5.0～10.0m 未満」の浸水が発生すると想定している。

※発令の区域は、土砂災害警戒区域図の警戒区域及び重要水防区域を基準として、実状に応じて決定する。

※情報の入手先は、インターネット（長野県砂防情報ステーション、長野地方気象台、長野県河川水位情報、国土交通省川の防災情報)、その他テレビ、データ放送及び関係諸機関への電話連絡等による。
※その他留意事項
災害避難情報等の判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。
・早期の巡視等により、正確な現状把握を努めること。
・暴風を伴う天候状態や夜間等、避難に時間を要することが見込まれる状況にあっては、数値等の基準の他にも対象地域の実情等も総合的に判断し、避難情報の発令の可否を決定する。
・想定を超える規模の災害等への対応を臨機応変に執るため、関係機関との情報交換を緊密に行い、広域的な情報把握に努めること。
・国や県における災害時の各種判断基準の更新や災害に関する新たな定め等の状況に応じて柔軟な対応に努めること。

（３）地震災害

地震災害については、多くの場合、事前避難は困難であるが、地震発生に伴う二次災害のおそれにより、村民の避難が必要になる可能性があり、状況を判断する必要がある。

ア　注意事項
（ア）避難指示等の発令に当たっては、村内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。

	基準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする）
警戒レベル３ 高齢者等避難	―	発令対象地区については、状況により、小学校区単位、町丁目等の地区単位で発令するものとする。
警戒レベル４ 避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ・地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ・地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合	

３　警戒区域の設定

（１）基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

（２）実施計画

ア　実施者
（ア）村長、村職員（災害対策基本法第 63 条）
（イ）消防団長、消防団員、消防職員等（水防法第 21 条）
（ウ）消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
（エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
（オ）自衛隊法第 83 条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策

基本法第 63 条第３項－村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）
※県は、被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、村に代わって行う。

イ　警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。

（ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の村民の保護を図ろうとするものである。
（イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
（ウ）避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び村民にその内容を周知する。

エ　上記（２）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

４　避難誘導活動

（１）基本方針

避難指示等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

（２）実施計画

ア【上記１（２）アの実施機関が実施する対策】

（ア）誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

（イ）誘導の方法

ａ　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
ｂ　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
ｃ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
ｄ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
ｅ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
ｆ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

ｇ　村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

ｈ　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。

村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

ｉ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。

ｊ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

（ウ）避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【村民が実施する対策】

（ア）要避難地区で避難を要する場合

村民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

（イ）任意避難地区で避難を要する場合

村民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、（ア）同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

５　避難所の開設・運営

（１）基本方針

村は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、指定避難所を開設し、村民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（イ）災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（ウ）指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームペー

ジやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（エ）避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（オ）避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。

（カ）指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

ａ　避難者
ｂ　村民
ｃ　自主防災組織
ｄ　他の地方公共団体
ｅ　ボランティア
ｆ　避難所運営について専門性を有したＮＰＯ等の外部支援者

（キ）指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（ク）避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（ケ）避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

（コ）指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

（サ）指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

　また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受入れを適切に行うものとする。

（シ）指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

（ス）指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（セ）災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

（ソ）指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

ａ　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

ｂ　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

ｃ　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

（ａ）介護職員等の派遣

（ｂ）入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

（ｃ）病院や社会福祉施設等への受入れ

ｄ　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

ｅ　大画面のテレビ、ＦＡＸ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

（タ）指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

（チ）村教育委員会及び学校長・保育所長は、次の対策例に準じて、村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

ａ　指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長・保育所長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

　また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

ｂ　学校長・保育所長は、指定避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ｃ　園児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長・保育所長は、園児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と園児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

（ツ）指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（テ）やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

（ト）避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

（ナ）指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

（ニ）必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めると

ともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。

（イ）被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。

（ウ）日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携を取り、被災者救援に協力するものとする。

ａ　日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

ｂ　赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

（エ）民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村、県に提供するものとする。

エ【村民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合いの良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

６　広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

（１）基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）広域避難の対応

ａ　協議

災害の予測規模、避難者数に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

ｂ　実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ｃ　避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（イ）広域一時滞在の対応

ａ　協議

村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、

県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

ｂ　広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）】

（ア）活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

（イ）避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

７　住宅の確保

（１）基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう村及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

（ウ）災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。

ａ　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。

ｂ　応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供するものとする。

ｃ　被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行うものとする。

ｄ　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

（エ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。

（オ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅などを把握し、村に情報提供を行うものとする。

（カ）応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

８　被災者等への的確な情報伝達

（１）基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

（ア）村は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。

（イ）村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、その把握に努めるものとする。

（ウ）村及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

（エ）村及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

（イ）指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（ウ）要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第１３節　孤立地域対策活動

基本方針
・災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当県の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、 １　被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施 ２　緊急物資等の輸送 ３　道路の応急復旧による生活の確保 の優先順位をもってあたるものとする。
主な取組み
１　孤立予想地域に対しては村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。 ２　交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。 ３　通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。 ４　陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。 ５　迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局、調査救助班

活動の内容

１　孤立実態の把握対策

（１）基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶･復旧見込み、村民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった村民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。

（イ）孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

２　救助・救出対策

（１）基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報するものとする。

（イ）ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告するものとする。

（ウ）負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意するものとする。

（エ）孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

３　通信手段の確保

（１）現状及び課題

ＮＴＴ回線が不通となった場合、村防災行政無線の整備されていない村にあっては、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株））

（ア）携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

（イ）避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

ウ【村民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努めるものとする。

４　食料品等の生活必需物資の搬送

（１）基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

イ【村民が実施する対策】

（ア）孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活

確保について協力しあうものとする。
（イ）村民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努めるものとする。

５　道路の応急復旧活動

（１）基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第１４節　食料品等の調達供給活動

基本方針
・災害発生後の被災地区における食料の調達・供給については、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。 ・地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。
主な取組み
１　村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。 ２　備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局、農林調査班

活動の内容

１食料品等の調達

（１）基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、県災害対策本部室に対して食料の供給に関して種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

（イ）避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）農林水産省

農林水産省は、知事又は村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行うものとする。

（イ）米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

（ウ）卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

２　食料品等の供給

（１）基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を、迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず村の備蓄食料の供給を行うものとする。

（イ）村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行い調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。

（ウ）食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力するものとする。

イ【村民が実施する対策】

村民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米必要量
１　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１食あたり 精米２００グラム
２　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	１食あたり 精米３００グラム

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー

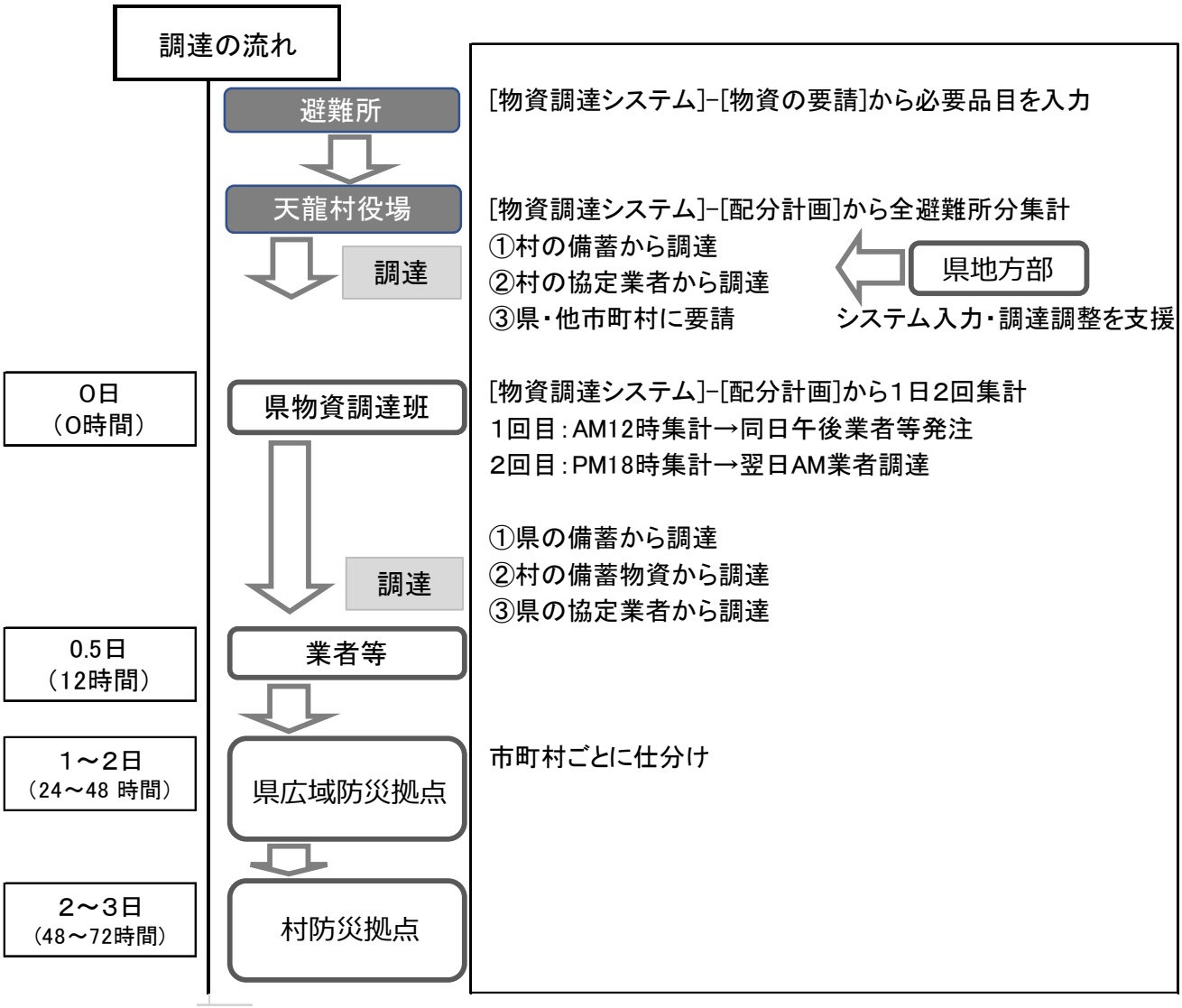

第１５節　飲料水の調達供給活動

基本方針
・飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。 ・飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。
主な取組み
１　被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。 ２　飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）上下水道班

活動の内容

１　飲料水の調達

（１）基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池等にろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

（２）実施計画

ア【水道事業者等が実施する対策】

（ア）村が実施する対策

ａ　被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。

ｂ　貯水池等へろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。

ｃ　村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

イ【村民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

２　飲料水の供給

（１）基本方針

村は、本計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、診療所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

（２）実施計画

ア【水道事業者等が実施する対策】

（ア）村が実施する対策

ａ　断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。

ｂ　出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
ｃ　給水用具の確保を行うものとする。
ｄ　災害のために水道・井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、一人１日３リットル以上の飲料水を供給するものとする。
ｅ　応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
ｆ　被災の状況により、村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
ｇ　復旧作業にあたり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
ｈ　村民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

第１６節　生活必需品の調達供給活動

基本方針
・災害発生後、村民の避難所での生活必需品については、基本的には村が備蓄分を供給する。被害状況等に応じて、村は県へ生活必需品の迅速な調達・供給を要請する。 このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。 なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
主な活動
１　村においては、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県への協力を要請する。 ２　県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）本部事務局、調査救助班

活動の内容

１　生活必需品の調達

（１）基本方針

村、県及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請するものとする。

２　生活必需品の供給

（１）基本方針

村、県及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力するものとする。

第１７節　保健衛生、感染症予防活動

基本方針
・被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。
主な活動
１　保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 　さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。 ２　平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）医療班

活動の内容

１　保健衛生活動

（１）基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。

（イ）被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。

（ウ）県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

（エ）被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）医師会等は行政との連携の下に、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。

（イ）看護協会等は行政との連携の下に、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。

（ウ）栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携の下に、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。

（エ）関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整

備しておくものとする。

ウ【村民が実施する対策】
（ア）医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
（イ）村民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

２　感染症予防対策

（１）基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応するものとする。
（イ）災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図るものとする。
（ウ）感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。
（エ）感染症の発生を未然に防止するため、管轄保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図るものとする。
（オ）災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。
（カ）被災地における新型コロナウイルス感染症を含む感染症について、患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係課室において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。
（キ）関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、管轄保健所を経由して県へ報告するものとする。
（ク）感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。
（ケ）災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。

イ【村民が実施する対策】

村及び県の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第１８節　遺体の捜索及び対策等の活動

基本方針
・災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。 ・災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。 さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。
主な活動
１　関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）医療班、防除防疫班

活動の内容
遺体の捜索及び対応

１　基本方針

（１）遺体の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。

（２）災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等について的確な対応を行う。

ア　多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

イ　検視場所、遺体死体安置場所等をあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となる場合の、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

２　実施計画

（１）遺体の捜索及び対策

ア【村が実施する対策】

（ア）遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。

（イ）被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。なお、場所についてはあらかじめ選定しておくことが望ましい。
　また、収容に必要な機材を確保するものとする。

（ウ）収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めるものとする。

（エ）身元が判明しない遺体の埋・火葬を行うものとする。

（オ）外国籍村民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議するものとする。

（カ）火葬許可証発行事務処理体制の整備を行うものとする。

（キ）遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会（一社）飯田医師会、（一社）長野県歯

科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行うものとする。

第１９節　廃棄物の処理活動

基本方針
・災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、村民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。 村によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。
主な取組み
１　ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。 ２　処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）防除防疫班

活動の内容

１　ごみ、し尿処理対策

（１）基本方針

村において、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。

（イ）被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。

（ウ）下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。

（エ）生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。

（オ）災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、村民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。

（カ）収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。

（キ）ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

（ク）被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに村を管轄する地域振興局へ報告するものとする。

イ【村民が実施する対策】

村民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入するものとする。搬入にあたっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

２　廃棄物処理の広域応援

（１）基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、被災した地方公共団体のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求めるものとする。

第２０節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

基本方針
・災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。
主な取組み
１　災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。 ２　災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局 調査救助班、商工班

活動の内容

１　社会秩序の維持

（１）基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

２　物価の安定、物資の安定供給

（１）基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。

（イ）適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

（ウ）情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

（エ）買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

（オ）管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

イ【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ【村民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第２１節　危険物施設等応急活動

基本方針
・大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。 ・関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。
主な取組み
１　危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 ２　火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 ３　高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 ４　液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。 ５　毒物劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 ６　放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 ７　石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 ８　大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）商工班、消防団

活動の内容

１　共通事項

（１）基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の完全を確保する。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する主な対策】

（ア）災害時等における連絡（村、県）

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立するものとする。

（イ）漏洩量等の把握（村、県）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努めるものとする。

（ウ）危険物施設等の管理者等に対する指導（村、県）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

（エ）周辺住民への広報の実施（村）

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

（オ）避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域村民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止するものとする。

（カ）環境汚染状況の把握（村、県）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握するものとする。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行うものとする。

（キ）人員、機材等の応援要請（村、県）

必要に応じて、隣接村、県に対して応援要請をし、応急対策等を行うものとする。

イ【危険物施設等管理者が実施する対策】

（ア）危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとるものとする。

（イ）危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

（ウ）危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

２　危険物施設応急対策

（１）基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

（イ）災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導するものとする。

ａ　危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をするものとする。

ｂ　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ｃ　危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切

な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずるものとする。

ｄ　危険物施設における災害発生時の応急措置等

（ａ）応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

（ｂ）関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

（ｃ）相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

（ｄ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

３　毒物劇物保管貯蔵施設応急対策

（１）基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行うものとする。

（イ）飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。

（ウ）消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行うものとする。

イ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

（ア）災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置をとるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

（イ）毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずるものとする。

４　放射性物質使用施設応急対策

（１）基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

イ【放射性同位元素使用者が実施する対策】

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施するものとする。

（ア）放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報するものとする。

（イ）放射線障害の危険のある地域（放射線量１ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告するものとする。

（ウ）放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとるものとする。

（エ）放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行うものとする。

（オ）放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止するものとする。

（カ）事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置をとるものとする。

第２２節　電気施設応急活動

基本方針
・電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 〇早期復旧による迅速な供給再開 〇感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。
主な取組み
１　職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。 ２　復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。 ３　感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　応急復旧体制の確立

（１）基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する対策】

（ア）電力会社が実施する対策

ａ　計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。

ｂ　被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。

ｃ　電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

２　迅速な応急復旧活動

（１）基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する対策】

（ア）電力会社が実施する対策

ａ　県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、診療所、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。

また、電気事業者等は、大規模停電発生時には電源車等の配備に努めるものとする。

ｂ　復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。

ｃ　資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。

ｄ　応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。

また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行うものとする。

ｅ　自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給するものとする。

（イ）県企業局が実施する対策

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発するおそれがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置をとり、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。

３　二次災害防止及び節電

（１）基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

県及び電力会社からの要請に基づき、村の有線放送、防災行政無線により、村民に対する広報活動を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（電力会社）

（ア）電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

ａ　停電による社会不安除去に関する事項

（ａ）停電の区域

（ｂ）復旧の見通し

ｂ　感電等の事故防止に関する事項

（ａ）垂れ下がった電線に触れないこと

（ｂ）断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

ｃ　送電再開時の火災予防に関する事項

（ａ）電熱器具等の開放確認

（ｂ）ガスの漏洩確認

（イ）広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村の有線放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（ウ）需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、村及び県へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第２３節　上水道施設応急活動

基本方針
・大規模災害等により長期間の断水となることは村民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。 ・復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の、早期応急復旧のための手段を講ずる。
主な取組み
１　応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）上下水道班

活動の内容

１　基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

２　実施計画

（１）上水道施設応急活動

ア【村が実施する対策】

（ア）被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。

（イ）復旧体制の確立を行うものとする。

（ウ）被災の状況により応援要請を行うものとする。

（エ）村民への広報活動を行うものとする。

（オ）指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第２４節　下水道施設等応急活動

基本方針
・市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 ・下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、村民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。 このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。
主な取組み
１　情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。 ２　収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。 ３　ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）上下水道班

活動の内容

１　情報の収集連絡、被害規模の把握

（１）基本方針

村及び県は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

（ア）下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。

（イ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

２　応急対策の実施体制

（１）基本方針

村及び県は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

（ア）災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

（イ）被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとるものとする。

（ウ）災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

３　応急対策の実施

（１）基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、村及び県は、備蓄してある応急資機材等の活用を図るほか、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

（ア）管渠

ａ　管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努めるものとする。

ｂ　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせるものとする。

（イ）処理場等

ａ　停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努めるものとする。

ｂ　処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行うものとする。

ｃ　処理場等での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【村民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第２５節　通信・放送施設応急活動

基本方針
・災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため機関ごとに必要な対策計画を定める。
主な取組み
１　村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、そ通維持を行う。 ２　電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。 ３　放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。 ４　警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局

計画の内容

１　村防災行政無線通信の応急活動

（１）基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、村民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。

（イ）通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたるものとする。

（ウ）停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。

（エ）孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。

（オ）災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

２　電気通信施設の応急活動

（１）基本方針

通信サービス確保の基本方針

ア　被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ　避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。

（２）実施計画

ア【電気通信事業者が実施する対策】

（ア）重要通信のそ通確保

a　応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。

b　重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

c　非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取

り扱う対策を講じるものとする。

（イ）災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。

（ウ）無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の設置

避難所等への無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の設置に努めるものとする。

（エ）携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

（オ）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

（カ）情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

第２６節　鉄道施設応急活動

基本方針
・災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめて輸送の確保を図るため、村及び関係機関は、密接な連携を取りつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 ・復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。 ・関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
主な活動
1　鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）本部事務局

１　基本方針

（１）鉄道施設応急活動

ア　東海旅客鉄道（株）

（ア）部内規程の定めるところにより、危険防止措置をとるものとする。

（イ）部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処するものとする。

（ウ）災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常召集計画によるものとする。

（エ）鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努めるものとする。

２　実施計画

（１）鉄道施設応急対策

ア【東海旅客鉄道（株）が実施する対策】

（ア）危険防止措置

保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し、列車運転の可否を決定するものとする。

（イ）応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

（ウ）災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行うものとする。

第２７節　災害広報活動

基本方針
・誤った情報等による社会的混乱を防止し、村民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の村民等、被災者、滞在者（以下この節において「村民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び村民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 ・災害の発生が予想される場合、村民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、村長等から直接呼びかけを行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍村民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。
主な活動
１　村民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。 ２　村民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　村民等への的確な情報の伝達

（１）基本方針

村、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等村民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、村民等の立場に立って的確に提供するものとする。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、村民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム)、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直接村民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。

（ア）災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
（イ）二次災害の防止に関する情報
（ウ）避難所・経路・方法等に関する情報
（エ）医療機関等の生活関連情報
（オ）ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
（カ）交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
（キ）それぞれの機関が講じている施策に関する情報
（ク）安否情報
（ケ）その他必要と認められる情報

イ【放送事業者が実施する対策】（ＮＨＫ・ＳＢＣ・ＮＢＳ・ＴＳＢ・ＡＢＮ・ＦＭ長野）

（ア）法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

ａ　村及び県

ｂ　長野地方気象台（ＮＨＫ・ＳＢＣ・ＮＢＳ・ＴＳＢ・ＡＢＮに通知）

ｃ　日本赤十字社長野県支部

（イ）臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、村民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

ウ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道にあたっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍村民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

エ【関係機関が実施する対策】

村、県と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、村民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

２　村民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

（１）基本方針

村、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、村民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に村民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

第２８節　土砂災害等応急活動

基本方針
・風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。
主な活動
１　被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　大規模土砂災害対策

（１）基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に村民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）避難情報を村民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。

（イ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（ウ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

（ア）河道閉塞に起因する土砂災害で、天然ダムの高さがおおむね 20m以上あり、おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

（イ）緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。

（ウ）必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

ウ【村民が実施する対策】

避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

２　地すべり等応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

（イ）地すべり被害の拡大を防止するために排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（エ）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局、気象台）

（ア）直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

（イ）豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議の上、速やかに避難対策等の措置をとるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

（ウ）地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣するものとする。

（オ）村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【村民が実施する対策】

避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

３　土石流応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。

（イ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（ウ）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局、長野地方気象台）

（ア）直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

（イ）豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

（ウ）防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣するものとする。
（オ）村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【村民が実施する対策】
避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。

４　崖崩れ応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
（イ）崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。
（エ）災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関から速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局、長野地方気象台）
（ア）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣するものとする。
（イ）村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【村民が実施する対策】
避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

第２９節　建築物災害応急活動

基本方針
・災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。
主な取組み
１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。 ２　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　建築物

（１）基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、診療所、村営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとるものとする。

（イ）住宅や宅地が被災した場合、二次災害から村民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。

また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

（ウ）必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策を講じれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する対策】

（ア）建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

（イ）安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとるものとする。

２　文化財

（１）基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

（イ）国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
（ウ）被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ【所有者又は管理者が実施する対策】
（ア）見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
（イ）文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
（ウ）災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。
（エ）被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第３０節　道路及び橋梁応急活動

基本方針
・災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。 ・道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。
主な取組み
１　道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。 ２　被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　道路及び橋梁応急対策

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために、路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

（ア）道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。

（イ）パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

なお、措置にあたっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行うものとする。

（ウ）災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、村民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

（エ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行うものとする。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

２　関係団体との協力

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関及び隣接県と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、村のみでは応急活動及び復旧活動が困難である場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行うものとする。

第３１節　河川施設等応急活動

基本方針
・災害による被害を軽減するため、村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。 １　水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制 ２　水防上必要な資器材の調達体制 ３　水門若しくは、閘門の適切な操作 ４　村における相互の協力及び応援体制
主な活動
１　水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画を策定する。 ２　大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）土木建設班

計画の内容

１　河川施設等応急対策

（１）基本方針

村の水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。

（イ）河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

（ウ）被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

（ア）村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。

（イ）河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

（ウ）被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

（エ）堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行うものとする。

ウ【村民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

２　ダム施設応急対策

（１）基本方針

異常出水が生じた場合、大規模地震が発生した場合、ダム施設に障害が生じた場合、またはそのおそれのある場合には、速やかに臨時点検を実施する。

その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置をとり安全を確保する。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局、水資源機構、電力会社）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第３２節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

基本方針
・風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。 被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。
主な取組み
１　構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。 ２　危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 ３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。 ４　倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。 ５　危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）本部事務局、土木建設班

活動の内容

１　構造物に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

道路・橋梁等の構造物についても、倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

（イ）災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

（ア）道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。

（イ）パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

（ウ）災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。

（エ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

［危険物関係］

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び村民の安

全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

［火薬関係］

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも、火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により、周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

［液化石油ガス関係］

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

［毒物劇物関係］

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに、危害防止のため必要な措置をとる。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

（イ）災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

（イ）危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

（ウ）危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じるものとする。

（エ）危険物施設における災害発生時の応急措置等

ａ応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

ｂ関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

（オ）相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

（カ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

［火薬関係］

ア【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

（ア）保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

（イ）火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の村民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

［高圧ガス関係］

ア【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

（ア）高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

ａ　災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。

ｂ　施設の保安責任者は、災害時は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。

ｃ　高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

ｄ　製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

ｅ　貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとるものとする。

ｆ　漏洩ガスが、静電気、摩擦等により引火し火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

ｇ　状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。

ｈ　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

（イ）高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。

ａ　状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。

b　輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の村民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。

c　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

［液化石油ガス関係］

ア【(一社) 長野県ＬＰガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

［毒物劇物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

（イ）飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携を取り、水道使用者及び井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

（イ）毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

（ウ）毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a　応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b　従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

（１）基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。

（イ）河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

（ウ）風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復

させるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）
（ア）村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
（イ）河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
（ウ）風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【村民が実施する対策】
被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

エ【ダム管理者が実施する対策】
（ア）異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施するものとする。
（イ）臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
（ウ）この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び村民へ連絡及び警報等を行うものとする。

４　風倒木対策

（１）基本方針

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となることや、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

（２）実施計画

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
倒木による二次災害の発生を防止するため、倒木除去が必要な場合管理者に連絡を行う。
村管理河川等においては倒木除去等の応急対策を講じるものとする。

５　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

大雨等により地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から村民を守るための措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。
（イ）専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、村民の避難、応急対策を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）
必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対す

る支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて合同調整所等を活用し、当該部隊との間で情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第３３節　農林水産物災害応急活動

基本方針
・被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 ・被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。
主な活動
１　被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）農林調査班

活動の内容

１　農産物災害応急対策

（１）基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、村、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告するものとする。

（イ）農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

ウ【村民が実施する対策】

（ア）村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

（イ）作目別の主な応急対策

ａ　水稲

（ａ）浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行うものとする。

（ｂ）土砂流入田は、茎葉が３分の２以上埋没した場合、土砂を取り除くものとする。

（ｃ）水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行うものとする。

ｂ　果樹

（ａ）浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行うものとする。

（ｂ）倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努めるものとする。
（ｃ）傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。
（ｄ）果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流すものとする。
（ｅ）病害虫の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

ｃ　野菜及び花き
（ａ）浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図るものとする。
（ｂ）病害虫の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。
（ｃ）傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。
（ｄ）茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行うものとする。

ｄ　畜産
（ａ）畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行うものとする。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。
（ｂ）倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努めるものとする。

ｅ　水産
養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

（ウ）被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

２　林産物災害応急対策

（１）基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。
また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
被害状況を調査し、その結果を県（林務部）、飯伊森林組合等に速やかに報告するとともに、応急復旧のための技術指導など必要な措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】
（ア）村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ【村民が実施する対策】
村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第３４節　文教活動

基本方針
・保育所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。
主な活動
１　児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡しを行う。 ２　被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保を確保する。 ３　被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助を行う。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）学校教育班、保育所対策班

活動の内容

１　児童生徒等に対する避難誘導

（１）基本方針

学校長・保育所長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

（２）実施計画

ア【村（教育委員会）が実施する対策】

県が実施する対策に準じて村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものする。

２　応急教育計画

（１）基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

（２）実施計画

ア【村（教育委員会）が実施する対策】

県が実施する対策の例に準じて、村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

３　教科書の供与及び授業料の減免等

（１）基本方針

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

（２）実施計画

ア教科書の供与

（ア）【村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

村における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼するものとする。

イ　就学援助

（ア）【村（教育委員会）が実施する対策】

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

第３５節　飼養動物の保護対策

基本方針
・災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。
主な取組み
１　被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）調査救助班

活動の内容

１　基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

２　実施計画

（１）飼養動物の保護

ア【村が実施する対策】

（ア）関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。

（イ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。

（ウ）ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。

イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】

（ア）飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号)」及び「動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号)」に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第３６節　ボランティアの受入れ体制

基本方針
・被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。 そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。
主な活動
１　被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。 ２　災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）社協対策班

活動の内容

１　被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

（１）基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図るものとする。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努めるものとする。

（イ）ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行うものとする。

（ウ）村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

（エ）ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

（オ）県等又は県から事務の委任を受けた村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の

実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

イ【社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する対策】
村及び県の災害対策本部との連携の下に、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

ウ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク（Ｎ－ＮＥＴ）など）が実施する対策】
（ア）被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。
（イ）村及び県の災害対策本部との連携の下に、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。
（ウ）必要に応じて県や村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

エ【その他ＮＰＯ・ＮＧＯ等が実施する対策】
被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

２　ボランティア活動拠点の提供支援

（１）基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携の下に、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】
（ア）村及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。
その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、県に関係者間の調整を依頼するものとする。
（イ）必要に応じ、ボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

イ【社会福祉協議会が実施する対策】
（ア）県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、村災害ボランティアセンター（以下「村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。
また、村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。
（イ）被災地の村社会福祉協議会は、村と協議の上、村センターを設置し、被災者のボラン

ティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

（ウ）被災市町村広域圏内の村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

ウ【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

村及び県との連携の下に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

第３７節　義援物資及び義援金の受入れ体制

基本方針

・大規模な災害が発生した場合には、村、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

主な活動

１【義援物資】

（１）県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。

（２）被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。
なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

（３）各関係機関が受け付けた義援物資については、村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

２【義援金】

（１）県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
　なお、県が募集する義援金の取扱いについては災害義援金募集要綱等により定めるものとする。

（２）義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

実施機関

（通常時）　　（災対本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　義援物資及び義援金の募集等

（１）基本方針

義援物資及び義援金の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

（２）実施計画

ア【村、県及び関係機関が実施する対策】

（ア）【義援物資】

ａ　村、県は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知するものとする。

ｂ　村、県及び関係機関等は、村民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知するものとする。

（イ）【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

イ【村民、企業等が実施する対策】

（ア）【義援物資】

a　義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮するものとする。

b　義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

２　義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

（１）基本方針

義援物資は村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議の上、迅速かつ公正に配分する。

（２）実施計画

ア【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、村に速やかに引き継ぎを行う。

イ【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、村を通じて適正に配分する。

３　委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則の定めるところによる。

第３８節　災害救助法の適用

基本方針
・村の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。 災害救助法による救助は、県が実施する。ただし村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。
主な取組み
１　被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。 ２　村、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　災害救助法の適用

（１）基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

（２）活動の内容

ア【村が実施する対策】

（ア）村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行うものとする。

（イ）村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行うものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならないものとする。

【法の適用事務】

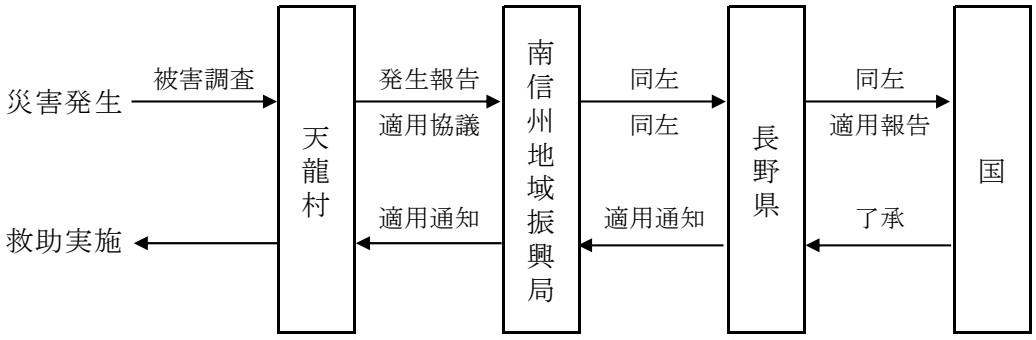

２　救助の実施

（１）基本方針

村、県は関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

（２）実施計画

救助の種類	村が県より委任され 実施する事務	県が実施する事務
避難所の設置	その他全て	村からの要請による資材調達
応急仮設住宅の供与	募集・維持管理	委任する事務以外全て
炊き出しその他による食品の給与	その他全て	村からの要請による食品の調達
飲料水の供給	村管理上水道の受給者への供給	県管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全て	
医療及び助産	インフルエンザの 予防接種等	ＤＭＡＴ等の救護班による活動
災害にかかった者の救出		全て
住宅の応急修理	その他全て	応急修理実施要領の制定
埋葬	全て	
死体の捜索・処理		全て
障害物の除去	その他全て	村からの要請による資材調達

ア【村が実施する対策】

（ア）村長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行うものとする。
　　委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。

（イ）救助の実施は、別に定める基準により行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

（ア）日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

（イ）知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

第３９節　観光地の災害応急対策

基本方針
・観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、国、県、関係機関が連携し、対応していく。
主な取組み
１　観光地で災害が発生した際には村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 ２　外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）商工班、温泉（南支所）対策班

活動の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）安全確保対策

ア【村及び県が実施する対策】

観光地での災害時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

イ【村が実施する対策】

（ア）観光地での災害時には、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

（イ）消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

ウ【村民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

２　外国人旅行者の安全確保

（１）安全確保対策

ア【村及び県が実施する対策】

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。

イ【村が実施する対策】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

基本方針
・被災地の復旧・復興については、村民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。
主な取組み
１　原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。 ２　復旧・復興にあたり必要に応じ他の自治体への支援を求める。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）全班

活動の内容

１　復旧・復興の基本方針の決定

（１）基本方針

村、県は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を早急に決定し、実施に移るものとする。

（２）実施計画

ア【村、県が実施する対策】

（ア）村、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に村民に周知するものとする。

（イ）被災地の復旧・復興は、村民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は村、県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

ウ【村民が実施する対策】

村民は村、県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

２　支援体制

（１）基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

（２）実施計画

ア【村、県が実施する対策】

村、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

基本方針
・被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。
主な取組み
１　被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。 ２　円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。 ３　村から要請して、応援市町村や県から職員派遣を受ける。
実施機関
（通常時）　　（災対本部体制下）全班

活動の内容

１　被災施設の復旧等

（１）基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

（２）実施計画

ア【村、県及び公共機関が実施する対策】

（ア）被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

（イ）被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

（ウ）大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

（エ）ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

（オ）他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。

（カ）被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努めるものとする。

（キ）災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。

（ク）復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

（ケ）緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

（コ）暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

２　災害廃棄物の処理

（１）基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するものとする。

ａ　適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努めるものとする。

ｂ　復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努めるものとする。

ｃ　環境汚染の防止、村民、作業者の健康管理のため適切な措置をとるものとする。

（イ）収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村等から応援を求めるものとする。

３　職員派遣

（１）基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染対策を徹底する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、村は、県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

（イ）被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

第３節　計画的な復興

基本方針
・大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、村民の理解を求めながら、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。
主な取組み
１　複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備 ２　再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりの実施 ３　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）全班

計画の内容

１　復興計画の作成

（１）基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いむらづくりを目指し、村の構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、男女共同参画等の観点から、その検討組織等に女性・障がい者・高齢者等を参加促進できるよう努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、村民の理解を得ながら迅速かつ的確に村における復興計画を作成するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

村、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

２　防災むらづくり

（１）基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指

し、「むらづくりは現在の村民のみならず将来の村民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でむらのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを村民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）復興のため街並み・区画割等の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、村民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに村民のコンセンサスを得るように努めるものとする。

また、地震や津波で被災した後の復興むらづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興むらづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の**取組み**を進めるよう努めることとする。

（イ）防災むらづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とするものとする。

ａ　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

ｂ　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

ｃ　建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

ｄ　耐震性貯水槽の設置等

（ウ）前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ａ　公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、村民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

ｂ　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施するものとする。

ｃ　既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を村民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

ｄ　復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

ｅ　村民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、村民が主役となるむらづくりを行うものとする。

ｆ　女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

（エ）建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

（オ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害

状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】
村、県等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

ウ【村民が実施する計画】
再度の災害防止や、より安全で快適なむらづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解と協力に努めるものとする。

３　特定大規模災害からの復興

（１）基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、村の構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

（２）実施計画

ア【村、県及び関係機関が実施する計画】
村、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

イ【村が実施する計画】
（ア）必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することで、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
（イ）特定大規模災害からの復興にために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第４節　資金計画

基本方針
・災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。
主な取組み
１　村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置をとる。 ２　関東財務局長野財務事務所は必要資金量を調査し応急資金の貸付を行う。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）全班

活動の内容

１　村の資金計画

災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん、災害復旧事業を行うにあたって必要な資金を迅速に調査し、掌握する。村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努めるものとする。

（１）地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

（２）地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

（３）一時借入金

災害応急融資

２　村、県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、村、県等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行うものとする。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

基本方針

・災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。
・被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

主な取組み

１　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
２　被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続等を実施する。
３　被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
５　被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
６　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
７　被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
８　被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
９　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
１０　被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
１１　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
１２　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

実施機関

（通常時）　　（災対本部体制下）全班

活動の内容

１　住宅対策

（１）基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行うものとする。

（イ）災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

（ウ）既存村営住宅の再建

既存村営住宅が、災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

（エ）村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。

（オ）居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

２　被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

（１）基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

（イ）災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告するものとする。

（ウ）被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。

（エ）被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行うものとする。

（オ）被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。

（カ）被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

３　生活福祉資金等の貸付

（１）基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

（２）実施計画

ア【村、県が実施する対策】

村及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、災害援護資金、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

４　生活保護

（１）基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じて生活宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

５　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

（１）基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は条例に基づき、一定の災害により死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた村民に災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（イ）災害援護資金の貸付

村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものとする。

６　被災者に対する金融上の措置

（１）基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

（２）実施計画

ア【関東財務局（長野財務事務所)、日本銀行（松本支店）が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所)、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。

（ア）資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

（イ）預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

（ウ）事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

（エ）災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

（オ）生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

７　租税の徴収猶予、及び減免

（１）基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

地方税法又は村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

８　医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

（１）基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

イ【関係機関が実施する対策】

厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。

９　罹災証明書の交付

（１）基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

１０　被災者台帳の作成

（１）基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

１１　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

（１）基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く村民に広報する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村長は、必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

（イ）相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

（ウ）村民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行うものとする。

（エ）報道機関に対し、発表を行うものとする。

第６節　被災中小企業等の復興

基本方針
・被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。
主な取組み
１　事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。 ２　事業再開に対する相談体制を整備する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）商工班

活動の内容

１　被害農林漁業者等に対する支援

（１）基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

２　被災中小企業者に対する支援

（１）基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するための迅速かつ的確な措置をとるものとする。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第７節　被災した観光地の復興

基本方針
・被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。
主な取組み
１　観光地の早期復興を図るため、国、村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。 ２　風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。
実施機関
（通常時）　（災対本部体制下）商工班、温泉（南支所）対策班

活動の内容

１　被災した観光地に対する支援

（１）観光地の復興

ア【村及び県が実施する対策】（観光部）

（ア）国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

（イ）国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

イ【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、村、県、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。

震災対策編

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この天龍村地域防災計画は、村民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない村民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この震災対策編は、災害対策基本法第 42 条、大規模地震対策特別措置法第６条第２項の規定に基づき、天龍村防災会議が作成する「天龍村地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第 21 条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら２つの計画を兼ねるものとする。

３　計画の推進及び修正

この震災対策編は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

４　天龍村国土強靭化地域計画の目指すべき将来の姿、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

天龍村国土強靭化地域計画は、大規模災害等に対する村内の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本村における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第 13 条に基づき策定されている。このため、村は、本村の国土強靭化に関する部分については、天龍村国土強靭化地域計画の目指すべき将来の姿「天龍村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい天龍村の維持・発展を目指す。」を基本とし、基本目標である

１　人命の保護を最大限図る
２　村及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないよう維持する
３　村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
４　迅速な復旧復興を図る

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第２節　防災の基本理念及び施策の概要

参照
風水害対策編　第１章第２節（Ｐ４）

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

１　実施責任

（１）天龍村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するために指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

（２）長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

（３）南信州広域連合飯田広域消防本部

飯田広域消防本部は、本村を含む構成市町村の消防機関として、非常災害時には、消防法に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等、他の地方公共団体と相互に協力し、防災活動を実施する。

（４）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

（５）指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

（６）公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、村、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

（７）村民

村民は、日頃から大規模災害に備え、村、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

２　処理すべき事務又は業務の大綱

（１）村

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
天龍村	ア　天龍村防災会議、天龍村災害対策本部及び天龍村災害警戒本部に関すること。 イ　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 ウ　被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 エ　水防その他の応急措置に関すること。 オ　災害情報等の伝達、収集及び被害調査に関すること。 カ　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 キ　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 ク　防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 ケ　村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 コ　その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

（２）消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 飯田広域消防本部 （阿南消防署）	ア　消防施設等の新設、改良等整備に関すること。 イ　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 ウ　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 エ　防災に関する調査研究、訓練の実施及び教育に関すること。 オ　自主防災組織の育成指導に関すること。 カ　水防その他の応急措置に関すること。 キ　天龍村災害対策本部の業務に関すること。 ク　災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関すること。 ケ　避難情報等の伝達に関すること。 コ　消防及び救急・救助活動に関すること。 サ　村消防団との連携・協調に関すること。
天龍村消防団	ア　消防施設、消防体制の整備に関すること。 イ　防災に関する訓練、教育、広報に関すること。 ウ　消火、水防、救助救急活動に関すること。 エ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関すること。 オ　村民の避難の実施に関すること。

（３）県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 （南信州地域振興局、 飯田建設事務所、 下伊那南部建設事務所、 飯田保健福祉事務所）	ア　長野県防災会議、長野県災害対策本部、長野県災害警戒本部に関すること。 イ　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 ウ　水防その他の応急措置に関すること。 エ　県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 オ　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 カ　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 キ　村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 ク　自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 ケ　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
阿南警察署	ア　災害関連情報の収集及び情報共有に関すること。 イ　被災者の救出及び避難誘導に関すること。 ウ　交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 エ　避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 オ　行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 カ　犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 キ　危険物の取締りに関すること。

（４）指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	ア　管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ　災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
関東財務局 （長野財務事務所）	ア　地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東信越厚生局	ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係機関との連絡調整に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 （長野県拠点）	●災害予防対策 ア　ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ　農地、農業用施設等を防護するための、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 ●災害応急対策 ア　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ　災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ　災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ　災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 オ　土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ●災害復旧対策 ア　災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 （南信森林管理署 上村森林事務所）	ア　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ　災害応急対策用材の供給に関すること。
関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ　被災中小企業の振興に関すること。
中部経済産業局	ア　電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
関東東北産業保安監督部	ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
中部近畿産業保安監督部	ア　電気の保安に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸信越運輸局	ア　災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京管区気象台 （長野地方気象台）	ア　地震、火災情報の発表及び伝達に関すること。 イ　注意報、警報等の発表及び伝達に関すること。 ウ　防災気象知識の普及に関すること。
信越総合通信局	ア　災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ　非常通信に関すること。 ウ　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ　通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
長野労働局 （飯田労働基準監督署）	ア　事業場における産業災害の防止に関すること。 イ　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
中部地方整備局 （天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所）	●災害予防 ア　所管施設の耐震性の確保に関すること。 イ　応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 ウ　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 エ　公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定に関すること。 オ　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。 ●応急・復旧 ア　防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 イ　災害対策用資機材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等の支援（大規模土砂災害時等に備えた相互協定に基づく）に関すること。 ウ　災害時の広域応援に関すること（重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合、災害時の情報交換に関する協定により、現地情報連絡員「リエゾン」の派遣を要請。また、重大な災害が発生した場合、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の災害応急対策について、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請。）。 エ　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部地方整備局 （天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所） （前ページの続き）	オ　所管施設の緊急点検の実施に関すること。 カ　照明車などの災害対策車両や防災ヘリの出動要請に関すること。 キ　利用可能な通信回線（衛星通信車）等の派遣要請に関すること。 ク　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に関すること。 ●警戒宣言時 ア　警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達に関すること。 イ　地震災害警戒体制の整備に関すること。 ウ　人員・資機材等の配備・手配に関すること。 エ　緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力に関すること。 オ　道路利用者に対する情報の提供に関すること。
中部地方環境事務所	ア　有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
関東地方測量部	ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

（５）自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊 （松本駐屯地）	ア　災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 イ　災害時における応急復旧活動に関すること。

（６）指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)信越支社 （平岡・神原郵便局）	ア　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。
東海旅客鉄道（株） 飯田支店	ア　鉄道施設の防災に関すること。 イ　災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) 関東支社南東京支店	ア　災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 長野支店	ア　公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ　災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(株)ＮＴＴドコモ 関信越支社長野支店	
ＫＤＤＩ(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
日本銀行（松本支店）	ア　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ　損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 （長野県支部）	ア　医療、助産等の救助、救護に関すること。 イ　災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ　義援金品の募集に関すること。
国立病院機構 （関東信越グループ）	ア　医療、助産等救助、救護に関すること
日本放送協会 （長野放送局）	ア　気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) （長野支店）	ア　災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワーグリッド(株) （飯田支社）	ア　電力施設の保全、保安に関すること。 イ　電力の供給に関すること。
中日本高速道路(株) （名古屋支社飯田保全・サービスセンター）	ア　中央自動車道（伊北ＩＣ～中津川ＩＣ）の防災に関すること。
独立行政法人水資源機構 （愛知用水総合事業部牧尾支所）	ア　ダムの地震防災に関すること。

（７）指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	ア　ため池及びダムの防災に関すること。 イ　排水機場の改良及び復旧に関すること。
信州ガス(株)	ア　ガス施設の保全、保安に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。
信南交通(株)	ア　災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
信越放送(株)	ア　天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム放送(株)	
飯田医師会	ア　災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 イ　災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること
（一社）長野県ＬＰガス協会	ア　液化石油ガスの安全に関すること。
(一社）長野県建設業協会	ア　災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会 (社福)天龍村社会福祉協議会	ア　災害ボランティアに関すること。 イ　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること。

（８）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
みなみ信州農業協同組合	ア　村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ　農産物の需給調整に関すること。 カ　被災事業者等に対する資金融資に関すること。
飯伊森林組合	ア　村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　木材の供給と物資のあっせんに関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
天龍村商工会	ア　村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ　災害時における物価安定の協力に関すること。 エ　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
診療所等医療施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における来所者の保護及び誘導に関すること。 ウ　災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ　災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
学校法人	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における教育対策に関すること。 ウ　被災施設の災害復旧に関すること。
危険物施設及び高圧ガスの管理者	ア　安全管理の徹底に関すること。 イ　防護施設の整備に関すること。
各地区自主防災組織	ア　避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 イ　被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等の協力に関すること。 ウ　被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。 エ　自主防衛活動の実施に関すること。
婦人会	ア　村が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ　被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。

３　天龍村災害警戒本部の設置

（１）災害警戒本部の設置基準

原則として第１配備体制が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

この他に、以下に示すア～オの局面が発生し、関係課長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等にあたるものとする。なお、総務課長が不在または連絡が取れない場合は、①建設課長、②振興課長、③健康福祉課長、④住民税務課長の順で連絡し、連絡が取れた課長職に判断を仰ぐ。

ア　①連続降雨量が 200 ㎜に達しなお降り続くおそれのあるとき、②連続降雨量が 100 ㎜に達しかつ時雨量が 30 ㎜を超えたとき、③村役場周辺の積雪量が 12 時間で 10 ㎝に達しなお降雪が続くおそれのあるとき。また、早木戸川（川島、月畑橋付近）における水位が 1.5ｍを超えた際には状況を確認し、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ　近隣市町村で災害が発生し、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。
ウ　三遠南信地域で災害が発生し、「三遠南信災害時相互応援協定」に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。
エ　その他の広域応援要請を受けたとき。
オ　国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され村民の生活への影響が予測されるとき。

（２）災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、村役場総務課内に置く。

（３）災害警戒本部の組織及び運営

ア　災害警戒本部は、本部長を村長とし、以下のとおり組織する。本部長不在の場合は副村長、教育長の順で任務を代行し、３者がいずれも不在のときは（１）災害警戒本部の設置基準によるものとする。

災害警戒本部指揮系統図

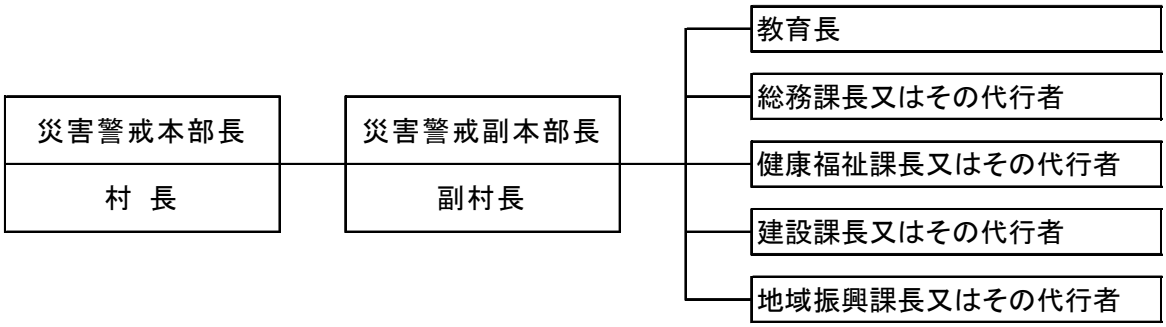

イ　配備要員は三班体制で臨み、警報ごとに交代する。ただし、参集できない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。

（４）災害警戒本部の廃止

総務課長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散するものとする。

４　天龍村災害対策本部及び天龍村南海トラフ地震災害警戒本部の設置

村に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、村長は天龍村災害対策本部条例に基づき、天龍村災害対策本部（以下「本部」という。）若しくは天龍村（南海トラフ）地震災害警戒本部を設置する。

（１）設置基準

ア　村内に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき
イ　村に震度５弱以上の地震が発生したとき（第２配備指令発令時）
ウ　災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき

（２）本部設置決定権者

ア　本部設置の決定は、村長が行うものとする。
イ　村長不在のときは、副村長、教育長の順で代行する。
ウ　三者がいずれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

（３）設置場所

ア　本部は、原則として村役場会議室に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保することができないときには、本部長の指示により代替地に設ける。

イ　本部が設置されたときは、村役場正面玄関に「天龍村災害対策本部」の標識を掲げ、併せて本部員室の設置場所を明示するものとする。

（４）本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を解散する。

ア　災害救助法による応急救助が完了したとき

イ　公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

ウ　災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

エ　被害数値がおおむね確定したとき

オ　その他災害応急対策から災害復旧対策に移行すると判断できるとき

（５）本部設置及び廃止の通知

ア　本部を設置又は廃止した場合には、総務課長が直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。

イ　本部は、必要に応じて関係機関に対し、本部設置の通知と併せて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

通知先	通知の方法
庁内各課	職員一斉配信メール、庁内放送、電話等
県知事	県防災無線、電話等
阿南警察署長	県防災無線、電話等
阿南消防署長	県消防無線、消防無線、電話等
その他防災関係機関	電話等
村民	防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ等
報道機関	電話又は文書等
隣接市町村長	県防災無線、電話等

第４節　防災面から見た天龍村の概況

参照
風水害対策編　第１章第４節（Ｐ18）

第５節　被害想定

１　基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成 25、26 年度の２か年で実施した長野県地震被害想定調査報告書（以下「県地震被害想定」という。）の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の基礎資料とするものである。

２　想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。

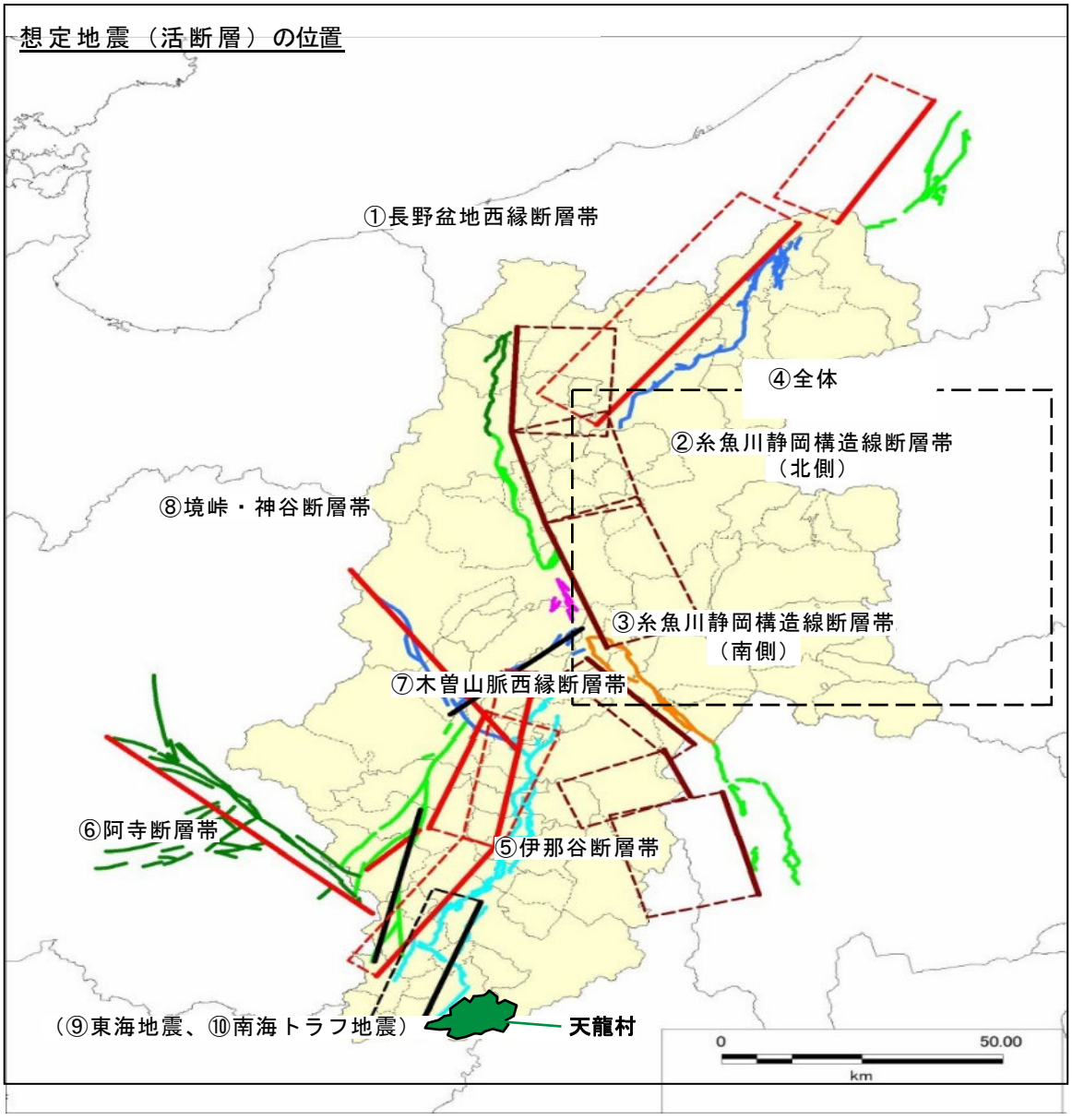

村内を走る平岡断層

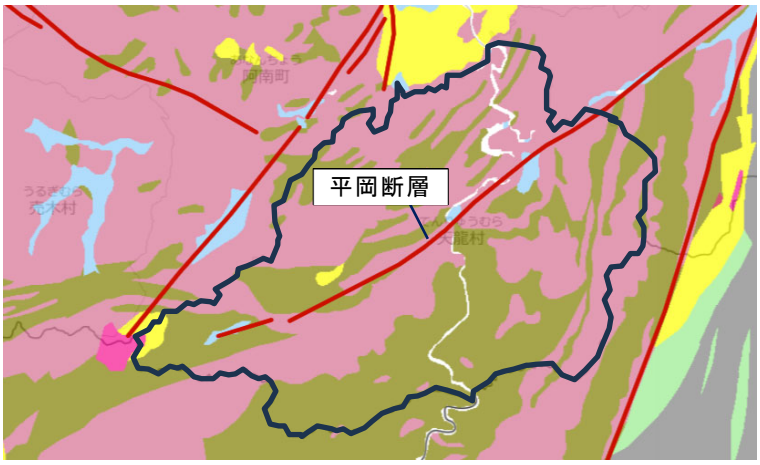

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
シームレス地質情報より引用、加工

３　地震による各ケースの被害一覧（天龍村）

村の最大震度

長野盆地西縁断層帯の地震における本村の最大震度	長野盆地西縁断層帯の地震 Mj7.8	ケース１	3
		ケース２	3
		ケース３	3
		ケース４	3
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震における本村の最大震度	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体 Mj8.5	4
		北側 Mj8.0	3
		南側 Mj7.9	4
伊那谷断層帯（主部）の地震における本村の最大震度	伊那谷断層帯（主部）の地震 M8.0	ケース１	5 強
		ケース２	5 強
		ケース３	5 強
		ケース４	5 強
阿寺断層帯（主部南部）の地震における本村の最大震度	阿寺断層帯（主部南部）の地震 M7.8	ケース１	4
		ケース２	5 弱
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震における本村の最大震度	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 M7.5	ケース１	4
		ケース２	4
境峠・神谷断層帯（主部）の地震における本村の最大震度	境峠・神谷断層帯（主部）の地震 M7.6	ケース１	4
		ケース２	4
		ケース３	3
		ケース４	4
想定東海地震における天龍村の最大震度		想定東海地震 M8.0（統計的グリーン関数法）	5 強
		想定東海地震 M8.0（経験的手法）	6 弱
		想定東海地震 M8.0（最大震度の重ね合わせ）	6 弱
南海トラフ巨大地震における天龍村の最大震度		南海トラフ巨大地震 M9.0（基本ケース）	5 強
		南海トラフ巨大地震 M9.0（陸側ケース）	6 弱
		南海トラフ巨大地震 M9.0（経験的手法）	6 弱
		南海トラフ巨大地震（最大震度の重ね合わせ）	6 弱

地震時危険度ランク別集計表

	急傾斜地崩壊危険箇所				山腹崩壊危険地区				合計			
	箇所数	危険度ランク			箇所数	危険度ランク			箇所数	危険度ランク		
		A	B	C		A	B	C		A	B	C
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース1）（ケース2）（ケース3）（ケース4）	104	0	0	104	54	0	0	54	158	0	0	158
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	104	0	0	104	54	0	8	46	158	0	8	150
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	104	0	0	104	54	0	0	54	158	0	0	158
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	104	0	0	104	54	0	8	46	158	0	8	150
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	104	0	26	78	54	0	10	44	158	0	36	122
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース2）	104	0	31	73	54	0	9	45	158	0	40	118
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）	104	0	35	69	54	0	9	45	158	0	44	114
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース4）	104	0	19	85	54	0	8	46	158	0	27	131
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）（ケース2）	104	0	0	104	54	0	8	46	158	0	8	150
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）	104	0	0	104	54	0	4	50	158	0	4	154
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース2）	104	0	0	104	54	0	8	46	158	0	8	150
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）（ケース2）（ケース3）（ケース4）	104	0	0	104	54	0	0	54	158	0	0	158
想定東海地震	104	5	36	63	54	0	9	45	158	5	45	108
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	104	1	35	68	54	0	8	46	158	1	43	114
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	104	78	22	4	54	15	10	29	158	93	32	33

地すべり危険度ランク別集計表

	地すべり危険地区の危険度ランク			
	箇所数	a	b	c
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3） 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）（北側）（南側） 伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3） 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） 木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1） 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	7	0	0	7
想定東海地震	7	0	1	6
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	7	0	0	7
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	7	2	3	2

液状化による建物被害

		全壊棟数(棟)		半壊棟数(棟)	
想定東海地震の揺れによる建物被害	基本ケース	0	0	*	*
	陸側ケース	20	20	230	230
	想定東海	0	0	*	*

上記以外の地震は、本村内には該当棟はない

断層変位に伴う建物全壊棟数

全ての想定地震において、本村内には該当棟はない

市町村別消火可能件数一覧

可住地面積	消防	小型動力ポンプ積載車数	水利数	消火可能件数	
(k㎡)※1	ポンプ車数			平常時	強風時
7.16	1	9	73	0.4	0.3

消失棟数一覧

全ての想定地震において、本村内には該当棟はない

建物被害

村内においては、下記地震以外での建物の全壊・半壊の被害想定は「なし」、若しくは「わずか」の想定となる。

	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
想定東海地震 冬深夜、夏 12 時、冬 18 時・強風及び平常風速時の建物被害	*	*	0	*	*	10	0	*	10
南海トラフ巨大地震（基本ケース）冬深夜、夏 12 時、冬 18 時・強風及び平常風速時の建物被害	*	*	0	*	*	*	0	*	*
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）冬深夜、冬 18 時・強風及び平常風速時の建物被害	*	*	20	230	30	80	0	50	300
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）夏 12 時・強風及び平常風速時の建物被害	*	*	20	230	30	80	0	50	300

人的被害

村内においては、下記地震以外での建物の全壊・半壊の被害想定は「なし」、若しくは「わずか」の想定となる。

		死者数											
		建物倒壊		（うちわけ）屋内収容物		土砂		火災		ブロック塀等		合計	
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	冬深夜・強風及び平常風速時	*	(*)	*	(*)	*	(*)	0	0	*	0	*	(*)
	夏 12 時・強風及び平常風速時	*	(*)	*	(*)	*	0	0	0	*	0	*	(*)
	冬 18 時・強風及び平常風速時	*	(*)	*	(*)	*	0	0	0	*	(*)	*	(*)

		負傷者数											
		建物倒壊		（うちわけ）屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	冬深夜・強風及び平常風速時	40	(*)	*	(*)	*	(*)	0	0	*	(*)	40	(*)
	夏 12 時・強風及び平常風速時	30	(*)	*	(*)	*	0	0	0	*	(*)	30	(*)
	冬 18 時・強風及び平常風速時	30	(*)	*	(*)	*	0	0	0	*	(*)	40	(*)

		重傷者数											
		建物倒壊		（うちわけ）屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	冬深夜・強風及び平常風速時	20	0	*	(*)	*	(*)	0	0	*	(*)	20	(*)
	夏 12 時・強風及び平常風速時	20	0	*	(*)	*	0	0	0	*	(*)	20	(*)
	冬 18 時・強風及び平常風速時	20	0	*	(*)	*	0	0	0	*	(*)	20	(*)

自力脱出困難者数

村内においては、自力脱出困難者数はいずれの地震においても「なし」、若しくは「わずか」の想定となる。

避難者数

	被災１日後			被災2日後			被災１週間			被災1ヶ月後		
	避難者			避難者			避難者			避難者		
		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
想定東海地震	*	*	*	10	10	10	10	*	*	*	*	*
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	*	*	*	10	*	*	*	*	*	*	*	*
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	90	50	40	280	140	140	210	100	100	150	40	100

避難所避難者数と要配慮者数

村内においては、下記地震以外での避難所避難者数と要配慮者数は「なし」、若しくは「わずか」の想定となる。

	被災１日後		被災２日後		被災１週間後		被災1ヶ月後	
	避難所避難者数	要配慮者数	避難所避難者数	要配慮者数	避難所避難者数	要配慮者数	避難所避難者数	要配慮者数
想定東海地震での避難所避難者数と要配慮者数	*	*	10	*	*	*	*	*
南海トラフ巨大地震（基本ケース）での避難所避難者数と要配慮者数	*	*	*	*	*	*	*	*
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）での避難所避難者数と要配慮者数	50	20	140	50	100	30	40	10

強風時の自力脱出困難者数と要配慮者数

村内においては、避難所避難者数と要配慮者数は「なし」、若しくは「わずか」の想定となる。

負傷者数と要配慮者数

	負傷者(人)					
	冬深夜	要配慮者数	夏 12 時	要配慮者数	冬 18 時	要配慮者数
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)での強風時の負傷者数と要配慮者数	40	10	30	10	40	10

食料過不足量

村内においては、下記地震以外での避難所避難は発生せず、そのため備蓄食料の使用は発生しない想定となる。

	備蓄食料数	避難所避難者数			食料過不足量(食)		
	村	1 日後	2 日後	3 日後	1 日後	2 日後	3 日後
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース 3)での食料過不足量	1520	0	2	2	1,518	1,511	1,504
想定東海地震での食料過不足量		2	6	5	1,513	1,491	1,472
南海トラフ巨大地震(基本ケース)での食料過不足量		1	4	4	1,515	1,499	1,485
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)での食料過不足量		53	140	128	1,329	826	365

飲料水過不足量

村内においては、下記地震以外での断水は発生せず、飲料水の不足は発生しない想定となる。

	備蓄飲料水(リットル)	長野盆地西縁断層帯の地震(ケース 3)					
	村	断水人口			飲料水過不足量(リットル)		
		1 日後	2 日後	3 日後	1 日後	2 日後	3 日後
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース 3)	3,840	18	11	9	3,785	3,752	3,726
想定東海地震		47	27	23	3,700	3,619	3,550
南海トラフ巨大地震(基本ケース)		36	21	17	3,731	3,669	3,617
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		741	617	541	1,616	△233	△1,855

毛布の過不足量
村内においては、下記地震以外での毛布使用量は「なし」、若しくは「わずか」の想定となる。

	毛布(枚)	長野盆地西縁断層帯の地震(ケース 3)					
	村	避難所避難者数			生活必需品(毛布)過不足量(枚)		
		1 日後	2 日後	3 日後	1 日後	2 日後	3 日後
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース 3)での毛布の過不足量	220	0	2	2	219	216	216

活断層型地震における災害廃棄物の発生量想定（冬 18 時・強風時）
村内においては、下記地震以外での災害廃棄物の発生は「なし」の想定となる。

災害廃棄物（トン）	活断層型地震	伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース 3)	30
	海溝型地震	想定東海地震	150
		南海トラフ巨大地震(基本ケース)	100
		南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	3,230

孤立集落数

	孤立の可能性がある集落	震度 6 強以上の集落	アクセス困難のおそれがある集落	合計
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	21	0	1	1
想定東海地震	21	0	1	1
南海トラフ巨大地震(基本ケース)	21	0	1	1
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	21	0	19	19

各地震動での緊急輸送路における道路施設被害箇所数
下記以外の地震は、被害想定は「なし」、若しくは「わずか」の想定となる。

被害箇所数(箇所)	
延長(km)	20
想定東海地震	*
(基本ケース)	*
(陸側ケース)	1

鉄道施設被害箇所数

	延長（km）	被害箇所数（箇所）
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース 3)	15	4
想定東海地震での鉄道施設被害箇所数	15	5
南海トラフ巨大地震(基本ケース)	15	4
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	15	24

断水人口、断水率

	給水人口	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）	1,140	150	13	20	1	*	0	0	0
想定東海地震	1,140	310	27	40	4	10	1	0	0
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	1,140	260	23	30	3	10	1	0	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	1,140	1,020	89	670	59	340	30	50	4

機能支障人口、機能支障率

	処理人口	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
	（人）	機能支障人口（人）	機能支障率（%）	機能支障人口（人）	機能支障率（%）	機能支障人口（人）	機能支障率（%）	機能支障人口（人）	機能支障率（%）
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース 3）	1,000	60	6	30	4	*	0	*	0
糸魚川−静岡構造線断層帯の地震（全体）（北側）（南側）	1,000	60	6	30	4	*	0	*	0
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）	1,000	170	17	40	4	*	0	*	0
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース 1）	1,000	60	6	30	4	*	0	*	0
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース 1）	1,000	60	6	30	4	*	0	*	0
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース 1）	1,000	60	6	30	4	*	0	*	0
想定東海地震	1,000	290	29	50	5	*	0	*	0
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	1,000	260	26	40	4	*	0	*	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	1,000	910	91	650	65	340	34	40	4

被災直後、1 日後、1 週間後、1 ヶ月後の都市ガス供給停止戸数、供給停止率
復旧対象需要家数と被災直後の都市ガス供給停止戸数、供給停止率

村内に該当施設無し

被災直後停電軒数、停電率、（参考）配電線 被害による停電軒数

	電灯軒数	被災直後停電軒数(軒)						被災直後停電率(%)					
		平常時			強風時			平常時			強風時		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)での被災直後停電軒数、停電率、(参考)配電線被害による停電軒数	1,050	130	130	130	130	130	130	12	12	12	12	12	12
想定東海地震での被災直後停電軒数、停電率、(参考)配電線被害による停電軒数	1,050	260	260	260	260	260	260	25	25	25	25	25	25
南海トラフ巨大地震(基本ケース)での被災直後停電軒数、停電率、(参考)配電線被害による停電軒数	1,050	220	220	220	220	220	220	21	21	21	21	21	21
海トラフ巨大地震(陸側ケース)での被災直後停電軒数、停電率、(参考)配電線被害による停電軒数	1,050	830	830	830	830	830	830	80	80	80	80	80	80

停電軒数、停電率

	電灯軒数	被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
		停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
	（軒）	（軒）	（%）	（軒）	（%）	（軒）	（%）	（軒）	（%）
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	1,050	130	12	10	1	0	0	0	0
想定東海地震	1,050	260	25	10	1	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(基本ケース)	1,050	220	21	10	1	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	1,050	830	80	250	24	20	2	*	0

被災直後（停電の影響 50%及び 100%）・1 日後・1 週間後・1 ヶ月後の固定電話不通回線数、不通回線率

	回線数	被災直後（停電の影響が 50%）		被災直後（停電の影響が 100%）		被災 1 日後	
	（回線）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース 3)	840	50	6	100	12	*	1
想定東海地震	840	110	13	210	25	10	1
南海トラフ巨大地震(基本ケース)	840	90	10	180	21	10	1
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	840	330	40	670	80	200	24

携帯電話停波基地局率・不通ランク

	被災直後	被災 1 日後	被災 4 日後	被災1週間後
	停波基地局率（%）	停波基地局率（%）	停波基地局率（%）	停波基地局率（%）
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	2	1	0	0
想定東海地震	4	3	0	0
南海トラフの巨大地震(基本ケース)	3	2	0	0
南海トラフの巨大地震(陸側ケース)	12	43	5	0

重要施設の建物使用可能性評価結果（災害対策本部施設）

		長野盆地西縁断層帯の地震（ケース 3）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）			伊那谷断層帯(主部)の地震（ケース 3）			阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース 1）		
	対象施設	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
災害対策本部	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1
避難活動拠点施設	26	0	0	26	0	0	26	0	0	26	0	0	26	0	2	24	0	0	26

		木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース 1)			峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース 1)			想定東海地震			南海トラフ巨大地震(基本ケース)			南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
	対象施設	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
災害対策本部施設	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0
避難活動拠点施設	26	0	0	26	0	0	26	0	4	22	0	1	25	17	3	6

重要施設の活動可能性評価結果（災害対策本部施設）

		長野盆地西縁断層帯の地震（ケース 3）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）			伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）			阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース 1）		
	対象施設	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ
災害対策本部施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
警察･消防活動拠点施設	0	－	1	－	－	1	－	－	1	－	－	1	－	－	1	－	－	1	－
避難活動拠点施設	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
医療活動拠点施設	0	－	1	－	－	1	－	－	1	－	－	1	－	－	1	－	－	1	－

		長野盆地西縁断層帯の地震（ケース 3）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）			糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）			伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）		
	対象施設	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ
災害対策本部施設	1	1	1	1	1	1	1	1	0.99	0.99	1	0.99	1	0.5	0.8	0.4
警察･消防活動拠点施設	0	－	1	－	－	1	－	－	0.97	－	－	0.98	－	－	0.6	－
避難活動拠点施設	26	1	1	1	1	1	1	0.92	0.98	0.9	0.98	0.98	1	0.3	0.4	0.1
医療活動拠点施設	0	－	1	－	－	1	－	－	0.94	－	－	0.95	－	－	0.2	－

※断層変位による被害は、地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、揺れによる全壊被害の内数とする。
※土砂災害による全壊建物数は、揺れ・液状化による全壊建物との重複処理によって、冬と夏とで被害数が変化する場合がある。
※人的被害は観光客を考慮した場合を示す。
※割合（率）を除き、被害数は一の位で四捨五入している。そのため合計が合わない場合がある。“＊”はわずかだが被害があることを示す。

４　過去の主な災害記録

本村の過去の地震履歴については、次に掲げるとおりである。

天龍村の地震災害履歴

年代（西暦）	月日	規模	被害内容
永享５年（1433）	11．７	Ｍ７＜	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応７年（1498）	９．20	Ｍ 8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年（1586）	１．18	Ｍ 7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文２年（1662）	６．16	Ｍ 7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年（1703）	12.31	Ｍ 8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永４年（1707）	10.28	Ｍ 8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保３年（1718）	８．22	Ｍ 7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩れ、跳び石で死者50余人。中央構造線の活動による。
享保10年（1725）	８．14	Ｍ 6.5	諏訪・高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政元年（1854）	12.23	Ｍ 8.4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年（1891）	10.28	Ｍ 8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面の亀裂など。山崩れ多数。
大正12年（1923）	９．１	Ｍ 7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年（1944）	12．７	Ｍ 7.9	東南海地震。飯田は震度４。落石で飯田線が不通になった。
昭和21年（1946）	12.21	Ｍ 8.0	南海地震。飯田は震度４。落石で飯田線が不通になった。
昭和59年（1984）	９．14	Ｍ 6.8	長野県西部地震。飯田は震度４。小学生２人が落下した蛍光灯で負傷。
平成７年（1995）	１．17	Ｍ 7.3	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震） 飯田の震度は３。
平成23年（2011）	３．11	Ｍ 9.0	東日本大震災（東北地方太平洋沖地震） 天龍村の震度は３。

＊Ｍ＝マグニチュード

第２章　災害予防計画

第１節　地震に強いむらづくり

基本方針
・県内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。 ・首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード７クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード８クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード７クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、村及び県の被害が最大となるよう想定を行うものとする。 ・地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、むらづくりを図る。 ・地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。
主な取組み
１　施設等への耐震性の確保、村内保全機能の増進等地震に強い村内を形成する。 ２　地震に強い村の構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いむらづくりを推進する。
実施機関
（通常時）全課　　（本部体制下）

計画の内容

１　地震に強い村内づくり

（１）現状及び課題

県内には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な村内の形成に取り組む必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から村内及び村民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

（イ）基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

（ウ）地すべり・崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの村内保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や診療所等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。

（エ）東海地震、南海トラフ地震及び中央防災会議が策定する「地震防災戦略」が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、本編第１章第５節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・村民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。

（オ）老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持

管理に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

２　地震に強いむらづくり

（１）現状及び課題

建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い村の構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したむらづくりが必要となっている。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）地震に強い村の構造の形成

a　避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の**取組み**と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

b　道路、公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い村の構造の形成を図るものとする。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

c　不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。

d　防災むらづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

（イ）建築物等の安全化

a　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

b　住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

c　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。

d　建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

（ウ）ライフライン施設等の機能の確保

a　ライフラインの被災は、安否確認、村民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライ

ン施設の耐震性確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b　関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

c　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な**取組み**を促進するものとする。

（エ）地質、地盤の安全確保

a　施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図るものとする。

b　個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。

c　大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

（オ）危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

（カ）災害応急対策等への備え

a　被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び村民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。

b　指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。

c　村、県との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。

d　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

e　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

f　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

g　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

h　平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）地震に強い村の構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

（イ）建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

（ウ）ライフライン施設等の機能の確保

ａ　ライフラインの被災は、安否確認、村民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

ｂ　ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

ｃ　関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

ｄ　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

（エ）地盤、地質の安全確保

施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図るものとする。

（オ）危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

（カ）災害応急対策等への備え

ａ　次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

ｂ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。

ｃ　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ｄ　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ｅ　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時

系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

f　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第２節　情報の収集・連絡体制計画

基本方針

・災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。
・地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

主な取組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
２　村、県は、防災関連情報のデータベース化を図り、村民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
３　情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

実施機関

（通常時）総務課　　（本部体制下）

計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。村、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
（ウ）公共施設（学校、集会施設等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
（エ）「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
（オ）意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の本部等への出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

イ【防災関係機関が実施する計画】

（ア）被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

２　情報の分析整理

村及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、村民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものと

する。

３　通信手段の確保

（１）現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

（イ）非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。

（ウ）災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。

（エ）衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

（オ）震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

（カ）災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第３節　活動体制計画

基本方針
・地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。
主な取組み
１　職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 ２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 ３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 ４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 ５　業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
実施機関
（通常時）全課　　（本部体制下）

計画の内容

１　職員の参集・活動体制

（１）現状及び課題

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

（イ）災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

（ウ）応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

（エ）応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（全機関）

（ア）職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

（イ）応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
（ウ）ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

２　組織の整備

（１）現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、村、県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）災害対策基本法第 16 条に基づき、天龍村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した本計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。
（イ）震災対策計画未整備市町村は、速やかに整備を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、村、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

３　防災中枢機能等の確保

（１）現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

（イ）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

４　複合災害への備え

（１）現状及び課題

同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

（２）実施計画

ア【村、県及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる人員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、人員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

５　業務継続性の確保

（１）現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

（２）実施計画

ア【村及び関係機関が実施する計画】

（ア）災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

（イ）実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第４節　広域相互応援計画

参照
風水害対策編　第２章第５節（Ｐ37）

第５節　救助・救急・医療計画

基本方針
・地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。 ・災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 ・このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。
主な取組み
１　救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救急用資機材の整備を図る。 ２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。 ３　災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 ４　消防署所の耐震診断等の実施促進を図る。 ５　災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。
実施機関
（通常時）総務課、健康福祉課　　（本部体制下）

計画の内容

１　救助・救急用資機材の整備

（１）現状及び課題

令和５年４月１日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車119台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%※、救急自動車98.3%※である。

これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア)消防団詰所、集会施設、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に村民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から村民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ【飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急

自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

（イ）大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班１個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）

（イ）赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）

（ウ）大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

２　医療用資機材等の備蓄

（１）現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等 43 品目を県下 13 箇所に、衛生材料 24 品目を県下６箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成 30 年３月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下２箇所の血液センターに常時備蓄している。

このほか村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。

（イ）診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）飯田医師会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

（イ）長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。

a　災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

b　不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安

委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。

ｃ　使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

（１）現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、さらに要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に１箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）飯田医師会、（一社）長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、（公社）長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

（イ）長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

（ウ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

（エ）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

４　消防及び医療機関耐震化

（１）現状及び課題

消防関連施設は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）新耐震基準以前に建築された消防団施設を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。

また、定期的な建物診断を実施し、当該施設等の管理の徹底を図るものとする。

（イ）耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防団施設等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。

（ウ）診療所の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、村内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。

（イ）日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

５　消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

（１）現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

ａ　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
ｂ　最先到着隊による措置
ｃ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
ｄ　応急救護所の設置基準、編成、任務等
ｅ　各活動隊の編成と任務
ｆ　消防団の活動要領
ｇ　通信体制
ｈ　関係機関との連絡
ｉ　報告及び広報
ｊ　訓練計画
ｋ　その他必要と認められる事項

（イ）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連

絡体制を整備するとともに、傷病者の搬送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

（エ）関係機関の協力を得て、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

（イ）（一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

（ウ）医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第６節　消防・水防活動計画

参照
風水害対策編　第２章第７節（Ｐ45）

第７節　要配慮者支援計画

参照
風水害対策編　第２章第８節（Ｐ49）

第８節　緊急輸送計画

参照
風水害対策編　第２章第９節（Ｐ57）

第９節　障害物の処理計画

基本方針
・地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は、平常時から不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。
主な取組み
１　各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置をとる。 ２　応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。 ３　放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　障害物の処理

（１）現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置をとり、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物等の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき林道等の管理は村が行い、障害物等除去体制について県と事前に対応を検討する。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

（イ）緊急輸送路とされている農道について、速やかな障害物等除去体制の整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備などの巡回点検を定期的に行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

ウ【村民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第１０節　避難の受入活動計画

基本方針

・大地震の発生時には、まず行政、村民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。
・このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。
・避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

主な取組み

１　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
２　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
３　村及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
４　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

実施機関

（通常時）総務課、住民税務課、教育委員会　（本部体制下）

計画の内容

１　避難計画の策定等

（１）現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害警戒区域等等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）村及び県は、土砂災害警戒区域等等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

（イ）村及び県はあらかじめ村民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

（ウ）保健所（長野県健康観察センター）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

（エ）自宅療養者等の避難の確保を図るため、村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避

難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。

また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受入れられるよう調整に努めるものとする。

イ【村が実施する計画】

（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ａ　村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。

ｂ　村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（イ）避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

ａ　避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

ｂ　高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

（避難指示、高齢者等避難については第３章第 12 節を参照）

ｃ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

ｄ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

ｅ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ａ）給食措置

（ｂ）給水措置

（ｃ）毛布、寝具等の支給

（ｄ）衣料、日用品の支給

（ｅ）負傷者に対する救急救護

ｆ　指定避難所の管理に関する事項

（ａ）避難の受入中の秩序保持

（ｂ）避難住民に対する災害情報の伝達

（ｃ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

（ｄ）避難住民に対する各種相談業務

ｇ　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ａ）平常時における広報

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○村民に対する巡回指導

○防災訓練等

（ｂ）災害時における広報

○広報車による周知

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

（ウ）避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

（エ）帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。（全機関）

（イ）村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）

（ウ）要配慮者利用施設の管理者は、村及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

エ【村民が実施する計画】

（ア）家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

a　家の中でどこが一番安全か。
b　救急医薬品や火気などの点検
c　幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。
d　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
e　避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
f　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
g　昼の場合、夜の場合の家族の分担。

（イ）防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

（ウ）指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

オ【企業等において実施する計画】

（ア）帰宅困難者対策

a　公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

b　駅等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

２　避難場所の確保

（１）現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の村民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、公園、集会施設、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、村民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、本計画に掲載するものとする。

（イ）指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

（ウ）村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

（エ）指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受入れることができるよう配慮するものとする。

（オ）村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

（イ）要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

３　避難所の確保

（１）現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指

定するものとする。
（イ）指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
（ウ）村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
（エ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から村民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
（オ）村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
（カ）村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
（キ）村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課室や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
（ク）村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
（ケ）指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。
　なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
（コ）避難所の感染症対策については、第３章第１６節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
　また、必要な場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
（サ）指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
　また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
（シ）テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
（ス）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努める

ものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

（セ）避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

（ソ）医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

（タ）公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

（チ）「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和４年３月改定）、長野県避難所ＴＫＢスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

（ツ）マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、村民等への普及にあたっては、村民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

（テ）指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（ト）指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受入れることができるよう配慮するものとする。

（ナ）安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（ニ）指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（ヌ）村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。

（イ）要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

４　住宅確保体制の整備

（１）現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

（ウ）応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

（エ）災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

（オ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。

（カ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、村に情報提供する体制を整備するものとする。

５　在宅避難者等の支援

（１）現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア　在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ　親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

（イ）避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。

６　学校等における避難計画

（１）現状及び課題

地震発生時、保育所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という。）においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育所長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、村地域防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第１１節　孤立防止対策

参照
風水害対策編　第２章第１２節（Ｐ70）

第１２節　食料品等の備蓄・調達計画

参照
風水害対策編　第２章第１３節（Ｐ73）

第１３節　給水計画

参照
風水害対策編　第２章第１４節（Ｐ76）

第１４節　生活必需品の備蓄・調達計画

参照
風水害対策編　第２章第１５節（Ｐ78）

第１５節　危険物施設等災害予防計画

基本方針
・大規模地震等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。
主な取組み
１　危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。 ２　火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。 ３　高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。 ４　液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。 ５　毒物劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。 ６　放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。 ７　石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。 ８　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
実施機関
（通常時）地域振興課　　（本部体制下）

計画の内容

１　危険物施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力1,000キロリットル以上の大規模な貯油施設もあることから、これら施設においては、大規模地震等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア）規制及び指導の強化

ａ　危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

ｂ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図るものとする。

ｃ　立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

（ａ）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（ｂ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

（イ）自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について

指導するものとする。

（ウ）化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。

（エ）相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

（オ）県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

２　火薬類施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、さらに火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、災害による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、地震により火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

３　高圧ガス施設災害予防計画

（１）現状及び課題

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県ＣＥ事務検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

４　液化石油ガス施設災害予防計画

（１）現状及び課題

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要が

ある。
　また、地震時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

５　毒物劇物保管貯蔵施設災害予防計画

（１）現状及び課題

　県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。
　また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。
　なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、県が災害発生時に備えて常時備蓄している。
　また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）
　毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

６　放射性物質使用施設災害予防計画

（１）現状及び課題

　県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。
　消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】
（ア）所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期すものとする。
（イ）村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

７　石綿使用建築物等災害予防計画

（１）現状及び課題

　石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、震災発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散するおそれがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

８　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

（１）現状及び課題

　大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置をとり、かつ、その

事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。また、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、同法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

第１６節　電気施設災害予防計画

参照

風水害対策編　第２章第１７節（Ｐ82）

第１７節　上水道施設災害予防計画

基本方針
・水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災しにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。
主な取組み
１　老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容
水道施設・設備の整備及び安全性の確保

１　水道施設・設備の現状

（１）現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また同要綱により、（公社）日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

２　実施計画

（１）水道施設・設備の整備及び安全性の確保

ア【水道事業者等が実施する計画】

（ア）村が実施する計画

ａ　管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。

ｂ　配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。

ｃ　水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。

ｄ　復旧資材の備蓄を行うものとする。

ｅ　水道管路図等の整備を行うものとする。

第１８節　下水道施設等災害予防計画

基本方針
・下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、村民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。このため、地震による被害が予想される地域の施設、老巧化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。 ・地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。
主な取組み
１　新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。 ２　緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 ３　緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 ４　下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 ５　管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　新耐震基準に基づく施設整備

（１）現状及び課題

下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。

このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずるものとする。

（イ）新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずるものとする。

２　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

（１）現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、村、県とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。

（イ）業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

（ウ）復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

３　緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄

（１）現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

４　下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

（１）現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

５　管渠及び処理場施設等の系統の多重化

（１）現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の二系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第１９節　通信・放送施設災害予防計画

基本方針
・災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。
主な取組み
１　各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 ２　村は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 ３　電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 ４　放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 ５　警察機関は通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。 ６　通信ケーブルの地中化を推進する。
実施機関
（通常時）総務課　　（本部体制下）

計画の内容

１　緊急時のための通信確保

（１）現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

（２）実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

２　村防災行政無線通信施設災害予防

（１）現状及び課題

村と県及び防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村民への情報伝達手段として有効な同報系及び防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。

３　電気通信施設災害予防

（１）現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度６弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度７を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

イ【電気通信事業者が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。

（ア）建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

a　震度７でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等の耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施するものとする。

b　事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度７に耐えられるよう補強するものとする。

（イ）電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。

（ウ）設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。

（エ）重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。

（オ）緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。

（カ）災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。

（キ）災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。

（ク）被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、村及び県等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。

（ケ）危機管理、復旧体制の強化

a　社内情報連絡ツールの充実

ｂ　災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

（コ）電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

４　放送施設災害予防

（１）現状及び課題

ア　日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

（ア）放送施設、局舎の耐震補強

長野放送会館、松本支局、美ヶ原放送所、富竹ラジオ放送所、島立ラジオ放送所の電源設備、保管庫などについては、耐震補強対策は完了している。

イ　信越放送（株）

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

（ア）放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

（イ）自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

（ウ）衛星を使った移動中継設備ＳＮＧを長野と松本に配備している。

ウ　（株）長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

（ア）演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備二台化等）

（イ）上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

（ウ）上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。

（エ）毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ　（株）テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

（ア）局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しを実施し、万全を期すようにしている。

（イ）電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

（ウ）非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ　長野朝日放送（株）

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、同社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出及び受信を確保し、防災及び取材体制の充実を図る。

また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

（ア）社屋の耐震性について

社屋は平成３年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分にある。

（イ）電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

（ウ）放送設備について災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ　長野エフエム放送（株）

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

（ア）放送施設の耐震固定の実施

（イ）予備放送設備の整備

（ウ）ＣＳ衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

（エ）非常災害時緊急音声割込み設備及びＦＭ文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

（２）実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図るものとする。

イ【信越放送（株）が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老巧化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【(株）長野放送が実施する計画】

（ア）定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行うものとする。

（イ）予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。

（ウ）陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【(株）テレビ信州が実施する計画】

（ア）災害復旧及び取材活動を迅速に進めるための連絡手段（ＶＨＦ無線機等）を充実させるものとする。

（イ）演奏所と送信所を結ぶＳＴＬの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送（株）が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。

（ア）衛星通信基地局に送信装置を追加

（イ）衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施

（ウ）衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送（株）が実施する計画】
（ア）設備の耐震基準（震度４以上）の見直しを行うものとする。
（イ）ＳＴＬ送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
（ウ）ＦＭ送信空中線給電系の２ルート化を行うものとする。
（エ）演奏所電源系改修を行うものとする。
（オ）ＳＴＬ非常回線の設置を検討するものとする。
（カ）非常用送信機設置等を実施するものとする。

５　道路埋設通信施設災害予防

（１）現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

（２）実施計画

ア【道路管理者が実施する計画】（村、県、中部地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

第２０節　鉄道施設災害予防計画

参照
風水害対策編　第２章第２１節（Ｐ90）

第２１節　災害広報計画

参照
風水害対策編　第２章第２２節（Ｐ91）

第２２節　土砂災害等の災害予防計画

基本方針

・本村は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。
・これら土砂災害を防止するため、村、県、国等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

主な取組み

１　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、村民への周知を図る。
２　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
３　土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域等として指定する。
４　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。

実施機関

（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　地すべり対策

（１）現状及び課題

本村には、地質構造の特異性から地すべりの可能性がある箇所が分布しており、当該地区は地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域等に指定されている。

地すべり箇所の種類	箇所数	時期
地滑り防止区域 （林務・県林務部森林づくり推進課 ・地すべり等防止法）	０箇所	平成 28 年度
地すべり防止区域 （農政・県農政部農地整備課）	２箇所	平成 31 年３月現在
地すべり危険地 （農政・県農政部農地整備課）	２箇所	平成 31 年３月現在
地すべり防止区域 （土木・県建設部砂防課所管 ・地すべり等防止法）	１箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。

（ウ）地震に起因する地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者

等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局、中部森林管理局）

（ア）直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

（イ）点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

ウ【村民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

２　山地災害危険地対策

（１）現状及び課題

山地災害箇所の種類	箇所数	時期
山地災害危険地区 （地すべり危険地区（林務） ・県林務部森林づくり推進課県）	7 箇所	平成 28 年度現在
山地災害危険地区 （山腹崩壊危険地区（林務） ・県林務部森林づくり推進課県）	54 箇所	平成 28 年度現在
山地災害危険地区 （崩壊土砂流出危険地区（林務） ・県林務部森林づくり推進課県）	55 箇所	平成 30 年度現在

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

３　土石流対策

（１）現状及び課題

山腹で崩壊した大量の土砂が谷の堆積物や水を含んで土石流となって流下し、大きな被害をもたらすことがある。また、斜面崩壊や土石流などが発生した場合、河川のせき止め、決壊による二次災害が発生する場合もある。

土石流箇所の種類	箇所数	時期
土石流危険区域 （県建設部砂防課所管）	34 箇所	平成 23 年８月現在
砂防指定地（砂防法） （県建設部砂防課所管）	22 箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定

めるものとする。
（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
（ウ）地震に起因する土石流災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について、避難計画を確立するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局）
（ア）直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
（イ）土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

ウ【村民が実施する計画】
ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

４　急傾斜地崩壊対策

（１）現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。
また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。

急傾斜地崩壊箇所の種類	箇所数	時期
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）（県建設部砂防課所管）	７箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を村民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。また、土砂災害警戒区域等を村民に周知するものとする。
（ウ）地震に起因する崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
（エ）農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ【村民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

５　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

（１）現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川が流れる本村内には、複数の要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて村民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

（イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

６　土砂災害警戒区域の対策

（１）現状及び課題

未指定箇所については、県に協力しながら速やかな指定が行われる必要がある。

また、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは村民への情報の提供に留意する必要がある。

土砂災害警戒箇所の種類	箇所数	時期
土砂災害警戒区域 （県建設部砂防課所管）	342 箇所	令和３年３月現在
土砂災害特別警戒区域 （県建設部砂防課所管）	235 箇所	令和３年３月現在

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、村民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（イ）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ａ　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ｂ　勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

（ウ）土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ａ　地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

（ａ）土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

（ｂ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

（ｃ）土砂災害に係る避難訓練に関する事項

（ｄ）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
（ｅ）要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
（ｆ）救助に関する事項
（ｇ）その他警戒避難に関する事項

ｂ　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、村民等に周知する。

（エ）やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

イ【村民等が実施する計画】

（ア）村民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

（イ）土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について村、県に助言を求めるものとする。

第２３節　建築物災害予防計画

基本方針
・地震による建築物の被害を最小限に抑え、村民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。
主な取組み
１　建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 ２　建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。 ３　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。
実施機関
（通常時）住民税務課、建設課、教育委員会　（本部体制下）

計画の内容

１　公共建築物

（１）現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和 56 年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、診療所、村営住宅、村立学校等で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

（イ）耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

（ウ）防火管理者の設置

学校、保育所、診療所等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

（エ）緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（全機関）

（ア）昭和 56 年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

（イ）防火管理者の設置

関係機関は、消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

２　一般建築物

（１）現状及び課題

昭和 56 年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）耐震診断、耐震改修のための支援措置

a　住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行うものとする。

b　賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行うものとする。

（イ）崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

（ウ）地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

（イ）「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

（ウ）地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

３　落下物・ブロック塀等

（１）現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ【村民が実施する計画】

（ア）外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

（イ）地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

４　文化財

（１）現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国、県指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村教育委員会室は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

（ア）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

（イ）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

（ウ）区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ【所有者が実施する計画】

（ア）防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

（イ）建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第２４節　道路及び橋梁災害予防計画

基本方針

・震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。
・構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に１～２度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。
・道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

主な取組み

１　道路及び橋梁の耐震性を確保する。
２　震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

実施機関

（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　道路及び橋梁の震災に対する整備

（１）現状及び課題

大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者及び警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、それぞれの防災業務計画により耐震性に配慮し、整備を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。（中部地方整備局）

（イ）「道路橋示方書」、「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・複断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進するものとする。（中部地方整備局）

（ウ）緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（中部地方整備局）

（エ）県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の４路線であり、県内の総延長は 317.1 ㎞である。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（中日本高速道路（株））

（オ）災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（中日本高速道路（株））
（カ）地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。（中日本高速道路（株））

２　関係団体との協力体制の整備

（１）現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者及び警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）村は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。
（イ）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。
（ウ）応急活動及び復旧活動の為、建設業協会と協力して効率の良い復旧を行う。

イ【関係機関が実施する計画】
（ア）各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、村、県の協定等に協力するものとする。（全機関）
（イ）大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。（中部地方整備局）
（ウ）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、村及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第２５節　河川施設等災害予防計画

基本方針
・河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。
主な取組み
１　堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の補強を行う。 ２　出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　河川施設災害予防

（１）現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。また、水害に強い村内作りを目指し、未改修河川の整備が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性を向上させるもとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

第２６節　農林水産物災害予防計画

基本方針
・地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。 ・そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。 ・また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。
主な取組み
１　農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 　また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。 ２　長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び天龍村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。
実施機関
（通常時）地域振興課　　（本部体制下）

計画の内容

１　農水産物災害予防計画

（１）現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

（イ）必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（ウ）新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

ウ【村民が実施する計画】

（ア）生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（イ）新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

２　林産物災害予防計画

（１）現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）**天龍村**森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

（イ）県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）指導指針に基づいた適正な森林施業するものとする。

（イ）関係業界は、村、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【村民が実施する計画】

（ア）村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

（イ）施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第２７節　積雪期の地震災害予防計画

基本方針

・積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、村、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いむらづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

主な取組み

１　地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いむらづくりを行う。
２　冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
３　適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
４　ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
５　雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
６　建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
７　積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
８　積雪時においても村民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
９　冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

実施機関

（通常時）全課　　（本部体制下）

計画の内容

１　雪対策の推進

（１）現状及び課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いむらづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

２　道路交通の確保

（１）現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、村、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。

（イ）村民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。（中部地方整備局）

（イ）地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図るものとする。（中日本高速道路（株））

ウ【自主防災組織・村民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

３　鉄道運行の確保

（１）現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、村民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（鉄道会社）

（ア）排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化

（イ）雪崩防止柵、流雪溝等の消融雪施設の整備充実

（ウ）利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

４　航空輸送の確保

（１）現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的麻痺、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除・圧雪体制を整備するものとする。

５　雪害予防計画

（１）現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村内の雪崩危険箇所の村民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

６　家屋倒壊の防止

（１）現状及び課題

建築基準法施行細則第９条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

（イ）地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）建築基準法第 12 条第１項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

（イ）雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

７　消防活動の確保

（１）現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

（ア）雪に強い消防資機材の整備拡充を図るものとする。

（イ）防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行するものとする。

（ウ）防火水槽の積雪型への切り替えを推進するものとする。

（エ）多雪式消火栓の整備を図るものとする。

８　避難場所及び避難路の確保

（１）現状及び課題

積雪時において地震が発生した場合においても村民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

（２）実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、村民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

（イ）小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

（ウ）機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

イ【村が実施する計画】

（ア）地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

（イ）避難誘導のための標識は、村民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

９　寒冷対策の推進

（１）現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間のライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努めるものとする。

（イ）電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

（ウ）積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討するものとする。

第２８節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

基本方針
・地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。
主な取組み
１　建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。 ２　それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置をとる。 ３　河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置をとる。 ４　土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制整備に努める。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

［建築物や宅地関係］

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から村民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

［道路・橋梁関係］

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

（２）実施計画

［建築物や宅地関係］

ア【村が実施する計画】

被災時に危険度判定を行う危険度判定士の受入体制を整備するものとする。

［道路・橋梁関係］

ア【村が実施する計画】

村はそれぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

［危険物関係］

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

［火薬関係］

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

［液化石油ガス関係］

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置をとれるよう、消費者に対する啓発も必要である。

［毒物劇物関係］

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、毒物劇物危害防止規定の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【村が実施する計画】

（ア）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

（イ）立入検査の実施等指導の強化

（ウ）防災応急対策用資機材等の整備についての指導

（エ）自衛消防組織の強化についての指導

（オ）近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

（ア）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

（イ）危険物施設の耐震性の向上

（ウ）防災応急対策用資機材等の整備

（エ）自衛消防組織の強化促進

（オ）近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

［火薬関係］

ア【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

（ア）日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。

（イ）日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

［高圧ガス関係］

ア【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

（ア）高圧ガス貯蔵施設地盤の不同沈下による災害の防止のため、年１回以上の不同沈下量

の測定の実施
（イ）高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
（ウ）高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
（エ）ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
（オ）近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
（カ）警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

［液化石油ガス関係］
ア【(一社）長野県ＬＰガス協会が実施する計画】
　地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】
（ア）地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
（イ）地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターＳを含む。）を設置するものとする。
（ウ）地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。
　特に、学校・診療所等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
（エ）地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

［毒物劇物関係］
ア【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
(ア)毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
(イ)毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
(ウ)防災応急対策用資機材等の整備

３　河川施設の二次災害予防対策

（１）現状及び課題

　地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。
　今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。
　また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。
（イ）現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（中部地方整備局）
　改善の必要があると認められる施設について整備を図るものとする。

ウ【ダム管理者が実施する計画】
　ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

　災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）情報収集体制の整備を行う。
（イ）警戒避難体制の整備を行う。

第２９節　防災知識普及計画

基本方針
・「自らの命は自らが守る。」が防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など村民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 ・また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、村民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 ・しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 ・このため、村、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により村民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い村民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。
主な取組み
１　村民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 ２　防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 ３　学校における実践的な防災教育を推進する。 ４　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 ５　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。
実施機関
（通常時）総務課、消防団　　（本部体制下）

計画の内容

１　村民等に対する防災知識の普及活動

（１）現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い村民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、村民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

ａ　最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

ｂ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

ｃ　警報等や、避難指示等の意味や内容

ｄ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ｅ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ｆ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
ｇ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
ｈ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
ｉ　台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
ｊ　「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
ｋ　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
ｌ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
ｍ　正確な情報入手の方法
ｎ　要配慮者に対する配慮
ｏ　男女共同参画の視点を取り入れた、男女のニーズの違いに対する配慮
ｐ　災害時の防犯対策。犯罪防止を目的とした見守り
ｑ　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
ｒ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
ｓ　各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
ｔ　各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
ｕ　必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。
ｖ　避難生活に関する知識
ｗ　平常時から村民が実施し得る、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
ｘ　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
ｙ　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
ｚ　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
ａａ　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

（イ）県所有の地震体験車等を利用して、村民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
（ウ）防災マップ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
（エ）自主防災組織における、防災マップの作成に対する協力について指導推進するものとする。
（オ）上記の防災マップの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
（カ）教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
（キ）村民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

（ク）大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
（ケ）地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、村民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【報道機関等が実施する計画】
報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

ウ【村民等が実施する計画】
各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。
（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
（イ）発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
（ウ）幼児や高齢者の避難についての役割の確認
（エ）災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
（オ）備蓄食料の試食及び更新
（カ）負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
（キ）地域の防災マップの作成
（ク）地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
（ケ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

エ【企業等が実施する計画】
企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】
日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、村民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。
長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。
したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

イ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

３　学校における防災教育の推進

（１）現状及び課題

保育所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という。）において園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い村民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）学校においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

（イ）消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（ウ）児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

a　防災知識一般
b　避難の際の留意事項
c　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
d　具体的な危険箇所
e　要配慮者に対する配慮

（エ）教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

４　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

村及び県は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

（ア）地震及び津波に関する一般的な知識
（イ）地震発生時の地震動及び津波に関する知識
（ウ）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（エ）地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
（オ）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（カ）地震対策として取り組む必要のある課題

５　大規模災害の教訓や災害文化の伝承

（１）現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、村民が災害教訓を伝承する**取組み**を支援するものとする。

イ【村民が実施する計画】

村民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第３０節　防災訓練計画

参照
風水害対策編　第１章第３０節（Ｐ114）

第３１節　災害復旧・復興への備え

参照
風水害対策編　第１章第３１節（Ｐ117）

第３２節　自主防災組織等の育成に関する計画

参照
風水害対策編　第１章第３２節（Ｐ119）

第３３節　企業防災に関する計画

基本方針

・災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。
・各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。
・施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

主な取組み

１　施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

実施機関

（通常時）地域振興課　　（本部体制下）

計画の内容

１　企業防災に関する計画

（１）現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（２）実施計画

ア【村、県が実施する計画】

（ア）職員の村民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

（イ）中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（ウ）企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（エ）要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

イ【企業が実施する計画】

（ア）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるものとする。

（イ）社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の**取組み**を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（ウ）組織力を生かした地域活動への参加、住民防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

（エ）防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

（オ）地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものする。

第３４節　ボランティア活動の環境整備

参照
風水害対策編　第１章第３４節（Ｐ123）

第３５節　財政調整基金等積立及び運用計画

参照
風水害対策編　第１章第３５節（Ｐ126）

第３６節　震災対策に関する調査研究及び観測

基本方針
・地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。 ・既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。
主な取組み
１　村、県、各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。
実施機関
（通常時）総務課　　（本部体制下）

計画の内容

１　震災対策に関する調査研究及び観測

（１）震災対策に関する調査研究及び観測

ア【村が実施する計画】

（ア）地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。

（イ）国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努めるものとする。

第３７節　観光地の災害予防計画

参照
風水害対策編　第１章第３７節（Ｐ128）

第３８節　村民及び事業者による地区内の防災活動の推進

参照
風水害対策編　第１章第３８節（Ｐ130）

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害情報の収集・連絡活動

基本方針
・地震が発生し、緊急地震速報を受信した村、県及び放送事業者は、直ちに村民等への伝達に努めるものとする。 ・災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。
実施機関
（通常時）全課　　（本部体制下）

活動の内容

１　緊急地震速報の伝達

（１）伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた村、県及び放送事業者は、直ちに村民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

伝達を受けた緊急地震速報を村民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

イ【放送事業者が実施する対策】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに村民等への伝達に努めるものとする。

２　報告の種別

（１）概況速報

災害が発生したとき、本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

（２）被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

（３）被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

３　被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を

速やかに派遣するものとする。

また、村、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	村	地域振興局
高齢者等避難 避難指示等避難状況	村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕 ・水産業被害	村	農業農村支援センター ･家畜保健衛生所 ･食肉衛生検査所・水産試験場 ･農業協同組合
農地・農業用施設被害	村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・ 村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	村・企業局	地域振興局
廃棄物処理施設被害	村・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	村	地域振興局・商工会議所 ・商工会
観光施設被害	村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
村有財産被害	村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力 ・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	村・警備業協会
火災速報	村	
危険物等の事故 による被害	村	
水害等速報	水防関係機関	

４　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世　帯	生計を一にしている実際の生活単位
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、診療所、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分		認定基準
その他の被害　その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、野球場、スポーツ公園、社会体育館における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、漁港及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。　※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年４月１日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和２年12月４日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による。
※準半壊　：「災害救助事務取扱要領（令和２年３月30日付け内閣府政策統括官（防災担当))」による。
（令和２年３月末時点）
＊本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。
＊損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
＊主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

５　災害情報の収集・連絡系統

（１）報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より県危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。

（２）連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末別記災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

（３）関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア　被害報告等

（ア）村の実施事項

ａ　あらかじめ定められた村地域防災計画等における情報収集連絡体制をとり、「３　被害状況等の調査と調査責任機関」において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、「５　災害情報の収集・連絡系統」に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火事災害等即報要領第３直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

ｂ　村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。

ｃ　県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は次に定めるとおりとする。

（ａ）県において災害対策本部を設置した災害

（ｂ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ｃ）（ａ）又は（ｂ）に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火事災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

また、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

（イ）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

（ウ）「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ　地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

（ア）緊急地震速報（警報・予報）	緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。 村、県、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を村防災行政無線（個別受信機を含む。）等により村民への伝達を行うものとする。 村は、村民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の村民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 ａ　緊急地震速報（警報） 最大震度５弱以上の揺れが推定されたときに、震度４以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお、地震に対する特別警報は、震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から村への通知、村から村民等への周知の措置が義務とはなっていない。 ｂ　緊急地震速報（予報） 最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。
（イ）震度速報	震度３以上を観測した場合に発表する情報。 地震発生後約１分半で、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。
（ウ）地震情報（震源に関する情報）	震度３以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
（エ）地震情報（震源・震度に関する情報）	震度３以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない場合は、その市町村名を発表。
（オ）地震情報（そ	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合

の他の情報）	の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
（カ）地震情報（各地の震度に関する情報）	震度１以上を観測した場合に発表する情報。 震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
（キ）地震情報（推計震度分布図）	震度５弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
（ク）長周期地震動に関する観測情報	震度３以上を観測した場合に発表する情報。 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

ウ　水防情報

（ア）雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a　県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c　雨量観測員は、県水防計画書に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

（イ）水位の通報（システム障害が発生した場合）

a　県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c　水位観測員は、県水防計画書に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

６　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

（１）通信手段の確保

ア【村が実施する事項】

（ア）災害情報の共有及び通信手段確保のため村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。

（イ）災害情報の共有及び通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

（ウ）必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電

源車の貸出要請を行う。

イ【電気通信事業者が実施する事項】
災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

別記災害情報収集連絡系統

参照

風水害対策編　第３章第２節内「別記災害情報収集連絡系統」参照（Ｐ156）

第２節　非常参集職員の活動

参照
風水害対策編　第３章第３節（Ｐ163）

第３節　広域相互応援活動

基本方針

・災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。
・村が被災した場合に、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請にあたっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。
・村が、被災していない場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。
・職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染対策を徹底するものとする。
・会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

①東海地震に関連する情報の一つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定、平成 18 年４月 21 日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 16 年６月 29 日中央防災会議幹事会申合せ、平成 18 年４月 21 日修正）	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年３月 28 日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 26 年３月 30 日中央防災会議幹事会）
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度６強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年３月 28 日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年３月30日中央防災会議幹事会決定、令和４年６月改定）	

・東京23区の区域において、震度６強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度６強以上の震度が観測されない場合においても、１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年３月29日中央防災会議幹事会決定、令和４年６月改定）	

主な活動

１　被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
２　災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
３　応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
４　応援活動に伴う経費を負担する。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　応援要請

（１）基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）消防に関する応援要請

a　県内市町村に対する応援要請

村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b　他都道府県への応援要請

村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

（ａ）緊急消防援助隊
（ｂ）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
（ｃ）その他、他都道府県からの消防隊

（イ）消防以外に関する応援要請

a　他市町村に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要がある

と認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度６強以上の地震が観測された場合は、当該自治体へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

【応援の要請事項】

○応援を求める理由及び災害の状況
○応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
○応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
○その他必要な事項

b　県に対する応援要請等

村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

c　指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あっせんを求めるものとする。

イ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

２　応援体制の整備

（１）基本方針

ア　相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、村、県等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ　要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行うものとする。

ウ　県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、村と県が一体となって支援を行うものとする。

（２）実施計画

ア【村、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

（ア）情報収集及び応援体制の確立

村、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。

（イ）指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

（ウ）自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意するものとする。

（エ）自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

（ア）長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって的確な支援を行うものとする。

（イ）村及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行うものとする。

（ウ）主な支援内容は以下のとおり。

ａ　被災都道府県等への職員派遣及び物資の提供

ｂ　被災者の受入及び施設の提供

（ａ）県内医療機関での傷病者の受入

（ｂ）県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

ｃ　その他被災都道府県等との協議の中で必要と認めた支援

３　受援体制の整備

（１）基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

（２）実施計画

ア【村、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

４　経費の負担

（１）国から県又は村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第 18 条）

（２）前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

（別記）

広域相互応援体制
長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

参照
風水害対策編　第３章第４節内「広域相互応援体制」（P180）、「長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統」（P181）**参照**

第４節　ヘリコプターの運用計画

参照
風水害対策編　第３章第５節（Ｐ182）

第５節　自衛隊の災害派遣

参照
風水害対策編　第３章第６節（Ｐ187）

第６節　救助・救急・医療活動

参照
風水害対策編　第３章第７節（Ｐ191）

第７節　消防・水防活動

基本方針
・大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。 ・自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。
主な活動
１　二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。 ２　堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）消防団

活動の内容

１　消防活動

（１）基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず村民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

（２）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）消火活動関係

ａ　出火防止及び初期消火

村民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

ｂ　情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

ｃ　応援要請等

（ａ）村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公

共団体等に対する応援要請等を第３節「広域相互応援活動」及び第５節「自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

(ｂ)村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第４節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

（イ）救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、村民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第６節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ【村民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

（ア）出火防止、初期消火活動等

村民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、村民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

（イ）救助・救急活動

村民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行う（共助）とともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

２　水防活動

（１）基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎょし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

（２）実施計画

ア【村（水防管理団体）が実施する対策】

（ア）監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置をとるものとする。

（イ）通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

（ウ）水防活動の実施

水防管理者（村長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による

被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

（エ）応援による水防活動の実施

ａ　村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第３節「広域相互応援活動」及び第５節「自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

ｂ　村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第４節「ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

イ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及びその他関係機関へその状況を迅速に通報するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

（ア）警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達するものとする。

（イ）水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行うものとする。

第８節　要配慮者に対する応急活動

参照
風水害対策編　第３章第９節（Ｐ198）

第９節　緊急輸送活動

参照
風水害対策編　第３章第１０節（Ｐ201）

第１０節　障害物の処理活動

基本方針
・発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。 ・障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、障害となる物件の速やかな集積、処分ができるよう措置する必要がある。
主な活動
１　障害物の除去処理については、関係機関との連携の下、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 ２　除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　障害物除去処理

（１）基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（イ）放置車両等の移動等

ａ　村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

ｂ　運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（ウ）応援協力体制

ａ　村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

ｂ　村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（各機関）

（ア）実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

（イ）障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（ウ）放置車両等の移動等

ａ　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行

を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
b　運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
（エ）必要な資機材等の整備
障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
（オ）応援協力体制
a　各機関限りでの実施が困難なときは、村長に応援協力を要請するものとする。
b　村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

２　除去障害物の集積、処分方法

（１）基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、障害となる物件の速やかな集積、処分を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
（イ）応援協力体制
a　村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
b　村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（各機関）
（ア）実施機関
各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
（イ）障害物の集積、処分の方法
a　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
b　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
（ウ）必要な資機材等の整備
障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
（エ）障害物の集積場所
それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
a　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
b　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
c　障害物が二次災害の原因にならないような場所
d　広域避難場所として指定された場所以外の場所
（オ）応援協力体制
a　各機関限りでの実施が困難なときは、村長に応援協力を要請するものとする。
b　村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第１１節　避難受入れ及び情報提供活動

基本方針

・地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次的実施責任者である村長が中心に計画作成をしておくものとする。その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。
・特に、村内には、複数の要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定及び避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

主な活動

１　避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を村民に周知する。
２　村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
３　避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
４　村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
５　村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
６　村及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
７　村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）調査救助班

活動の内容

１　避難指示

（１）基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、村民に対して避難指示を行う。

避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を村民に周知するものとする。

（２）実施計画

ア　実施機関

（ア）

実施事項	機　関　等	根　　拠	対象災害
避難指示	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又は その命を受けた職員	水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、受入	村長		

（イ）知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

（ウ）県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌

事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ　避難指示の意味

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、村民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ　避難指示及び報告、通知等

（ア）村長及び消防機関の長の行う措置

a　避難指示

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示を行うものとする。

（ａ）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
（ｂ）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
（ｃ）避難路の断たれる危険のある地域
（ｄ）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
（ｅ）酸素欠乏、若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b　報告（災害対策基本法第 60 条）

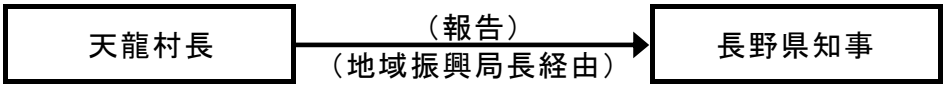

（報告様式は第１節「災害情報の収集・連絡活動」活動の内容の４「被害状況等報告内容の基準」参照）

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

（イ）水防管理者の行う措置

a　指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b　通知（水防法第 29 条）

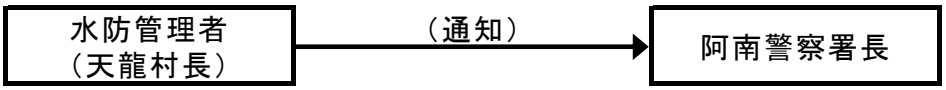

（ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置

a　洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

b　地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

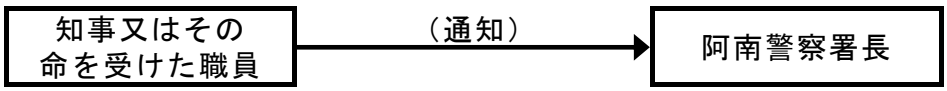

（エ）警察官の行う措置

a　指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、県警災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(ａ)村民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(ｂ)村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(ｃ)村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(ｄ)被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(ｅ)避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(ｆ)被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上で、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

(ｇ)避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(ｈ)警察署に一次的に受入れた避難住民については、村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

(ｉ)被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b　報告、通知

(ａ)上記ａ(ｃ)による場合（災害対策基本法第 61 条）

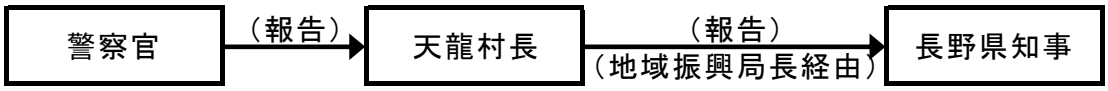

(ｂ)上記ａ(d)による場合（警察官職務執行法第４条）

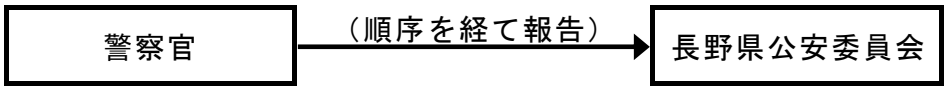

（オ）自衛官

a　避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) ａ警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置をとる。

b　報告（自衛隊法第 94 条）

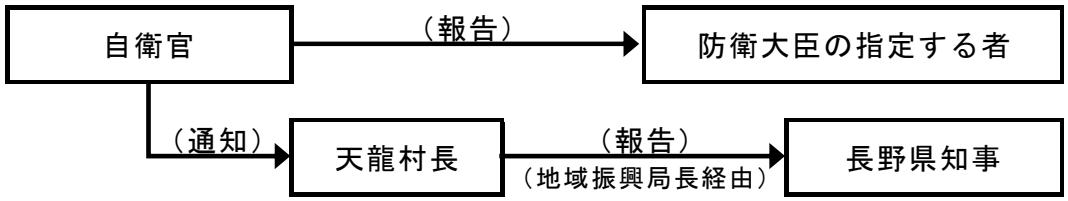

エ　避難[illegible]

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ、地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他村民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ　避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

（ア）発令者
（イ）発令日時
（ウ）避難情報の種類
（エ）対象地域及び対象者
（オ）緊急避難場所
（カ）避難の時期・時間
（キ）避難すべき理由
（ク）村民のとるべき行動や注意事項
（ケ）避難の経路または通行できない経路
（コ）危険の度合い

カ　村民への周知

（ア）避難指示を行った者は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接村民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

（イ）村長以外の指示者は、村民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

（ウ）村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

（エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

（オ）村及び県は、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（カ）高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク　村有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

（ア）施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

（イ）避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

２　警戒区域の設定

（１）基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

（２）実施計画

ア　実施者

（ア）村長、村職員（災害対策基本法第 63 条）

（イ）消防団長、消防団員、消防職員等（水防法第 21 条）

（ウ）消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

（エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

（オ）自衛隊法第 83 条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項－市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお、県は、被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、村に代わって行う。

イ　警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の三点である。

（ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の村民の保護を図ろうとするものである。

（イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

（ウ）避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び村民にその内容を周知する。

エ　上記（２）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

３　避難誘導活動

（１）基本方針

避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

（２）実施計画

ア【上記１（２）アの実施機関が実施する対策】

（ア）誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

（イ）誘導の方法

ａ　誘導員は、指定緊急避難場所、避難経路及び方向を的確に指示するものとする。

ｂ　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

ｃ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。

ｄ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。

ｅ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

ｆ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

ｇ　村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

ｈ　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

ｉ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。

ｊ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

（ウ）避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【村民が実施する対策】

（ア）要避難地区で避難を要する場合

村民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

（イ）任意避難地区で避難を要する場合

村民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、（ア）同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

４　避難所の開設・運営

（１）基本方針

村は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、村民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（イ）災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（ウ）指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（エ）避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（オ）避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護するものとする。

（カ）指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

a　避難者
b　村民
c　自主防災組織
d　他の地方公共団体
e　ボランティア
f　避難所運営について専門性を有したＮＰＯ等の外部支援者

（キ）指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（ク）避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（ケ）避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

（コ）指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の

衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

（サ）指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受入れを適切に行うものとする。

（シ）指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

（ス）指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（セ）災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

（ソ）指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

ａ　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

ｂ　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

ｃ　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

（ａ）介護職員等の派遣

（ｂ）入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

（ｃ）病院や社会福祉施設等への受入れ

ｄ　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

ｅ　大画面のテレビ、ＦＡＸ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

（タ）指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

（チ）村教育委員会及び学校長・保育所長は、県が実施する対策の例（ア（オ）参照）に準じて、天龍村地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

（ツ）指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（テ）やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の

伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
（ト）避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
（ナ）指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。
（ニ）必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】
（ア）指定避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。
（イ）被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
（ウ）日本赤十字社長野県支部は、本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携を取り、被災者救援に協力するものとする。
ａ　日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
ｂ　赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
（エ）民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村、県に提供するものとする。

ウ【村民が実施する対策】
指定避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合いの良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

５　広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

（１）基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）広域避難の対応
ａ　協議等
災害の予測規模、避難者数に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。
ｂ　実施
あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
ｃ　避難者への情報提供
避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の

地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

イ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）】

（ア）活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

（イ）避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

６　住宅の確保

（１）基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう村及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

（ウ）災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。

ａ　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。

ｂ　応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供するものとする。

ｃ　被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。

ｄ　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

（エ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。

（オ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、村に情報提供を行うものとする。

（カ）応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

７　被災者等への的確な情報伝達

（１）基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

（ア）村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。

（イ）村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

（ウ）村及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

（エ）村及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（オ）村及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

（カ）村及び県は、被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、村及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

（イ）指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（ウ）要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第１２節　孤立地域対策活動

参照
風水害対策編　第３章第１３節（Ｐ226）

第１３節　食料品等の調達供給活動

参照
風水害対策編　第３章第１４節（Ｐ229）

第１４節　飲料水の調達供給活動

参照
風水害対策編　第３章第１５節（Ｐ232）

第１５節　生活必需品の調達供給活動

参照
風水害対策編　第３章第１６節（Ｐ234）

第１６節　保健衛生、感染症予防活動

参照
風水害対策編　第３章第１７節（Ｐ235）

第１７節　遺体の捜索及び処置等の活動

参照
風水害対策編　第３章第１８節（Ｐ238）

第１８節　廃棄物の処理活動

参照
風水害対策編　第３章第１９節（Ｐ240）

第１９節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

参照
風水害対策編　第３章第２０節（Ｐ242）

第２０節　危険物施設等応急活動

参照
風水害対策編　第３章第２１節（Ｐ243）

第２１節　電気施設応急活動

参照
風水害対策編　第３章第２２節（Ｐ247）

第２２節　上水道施設応急活動

参照
風水害対策編　第３章第２３節（Ｐ249）

第２３節　下水道施設等応急活動

参照
風水害対策編　第３章第２４節（Ｐ250）

第２４節　通信・放送施設応急活動

参照
風水害対策編　第３章第２５節（Ｐ252）

第２５節　鉄道施設応急活動

基本方針
・災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、村及び関係機関は、密接な連携を取りつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 ・復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。 ・関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
主な活動
１　鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、地震発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　基本方針

（１）鉄道施設応急活動

ア　東海旅客鉄道（株）

（ア）部内規程の定めるところにより、危険防止措置をとるものとする。

（イ）部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処するものとする。

（ウ）災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常召集計画によるものとする。

（エ）事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努めるものとする。

２　実施計画

（１）鉄道施設応急活動

ア【東海旅客鉄道（株）が実施する対策】

（ア）危険防止措置

ａ　地震を感知した場合、乗務員は危険な場所をさけ、運転を一時停止するものとする。

ｂ　駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとるものとする。

ｃ　保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定するものとする。

（イ）応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

（ウ）災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行うものとする。

第２６節　災害広報活動

参照

風水害対策編　第３章第２７節（Ｐ255）

第２７節　土砂災害等応急活動

基本方針
・地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。
主な活動
１　被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　大規模土砂災害対策

（１）基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に村民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）避難情報を村民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。

（イ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（ウ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【村民が実施する対策】

避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

２　地すべり等応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

（イ）地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（エ）災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）
（ア）直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
（イ）余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し､被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。
（ウ）地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣するものとする。
（オ）村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【村民が実施する対策】
避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

３　土石流応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。
（イ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。
（ウ）災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局、長野地方気象台）
（ア）直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行うものとする。
（イ）余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。
（ウ）防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣するものとする。
（オ）村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【村民が実施する対策】
避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

４　崖崩れ応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）避難情報を村民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

（イ）崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の出動を要請するものとする。

（エ）災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関から速やかに助言を求める。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局、長野地方気象台）

（ア）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣するものとする。

（イ）村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【村民が実施する対策】

避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第２８節　建築物災害応急活動

基本方針
・地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。
主な活動
１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。 ２　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　公共建築物

（１）基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）庁舎、社会福祉施設、診療所、村営住宅、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

（イ）緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとるものとする。

（ウ）被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（全機関）

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

２　一般建築物

（１）基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）住宅や宅地が被災した場合、二次災害から村民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとるものとする。

（イ）災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県又は近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

（ウ）必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住

宅や宅地の応急修繕を推進するものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する対策】
建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置をとるものとする。

３　文化財

（１）基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
（イ）国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
（ウ）被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ【所有者又は管理者が実施する対策】
（ア）見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
（イ）文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
（ウ）災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。
（エ）被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第２９節　道路及び橋梁応急活動

参照
風水害対策編　第３章第３０節（Ｐ262）

第３０節　河川施設等応急活動

参照
風水害対策編　第３章第３１節（Ｐ264）

第３１節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

基本方針
・地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。
主な活動
１　建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。 ２　危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。 ３　河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。 ４　危険箇所の緊急点検等の活動を行う。
実施機関
（通常時）　（本部体制下）本部事務局、土木建設班

活動の内容

１　建築物、構造物に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

［建築物関係］

被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から村民を守るための措置をとる。

［道路及び橋梁関係］

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

（２）実施計画

［建築物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

ａ　危険度判定士の派遣要請
ｂ　危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
ｃ　村内の被災地域への派遣手段の確保
ｄ　危険度判定士との連絡手段の確保

（イ）村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。

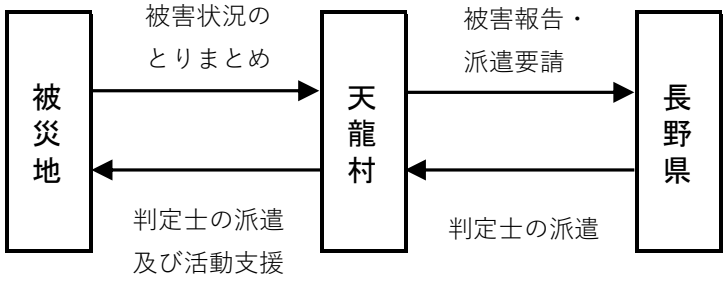

（ウ）災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための

必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

イ【建築物や敷地の所有者等が実施する対策】
危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

［道路及び橋梁関係］
ア【村が実施する対策】
行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）
（ア）道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
（イ）パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
（ウ）災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、村民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
（エ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

［危険物関係］
地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び村民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

［火薬関係］
火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。
このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

［高圧ガス関係］
高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。
被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

［液化石油ガス関係］

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

［毒物劇物関係］

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

（イ）災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

（イ）危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

（ウ）危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じるものとする。

（エ）危険物施設における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

ｂ　関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

（オ）相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱

事業所に応援を要請するものとする。

（カ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

［火薬関係］

ア【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

（ア）保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

（イ）搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置をとり、危険区域内の村民を避難させるものとする。

［高圧ガス関係］

ア【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

（ア）高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

a　災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。

b　施設の保安責任者は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。

c　高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

d　製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

e　貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。

f　漏洩ガスが、静電気、摩擦等により引火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

g　状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。

h　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

（イ）高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。

a　状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。

b　輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の村民等を安全な場所に退避させるものとする。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。

c　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

［液化石油ガス関係］

ア【(一社) 長野県ＬＰガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

［毒物劇物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

（イ）飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携を取り、水道使用者及び井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

（イ）毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

（ウ）毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

ｂ　従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

３　河川施設の二次災害防止対策

（１）基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

（イ）その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や村民に周知を図るものとする。

（ウ）災害防止のため応急工事を実施するものとする。

（エ）災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（オ）必要に応じて水防活動を実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局)

（ア）河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険

箇所を重点的に巡視するものとする。
（イ）その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や村民に周知を図るものとする。
（ウ）災害防止のため応急工事を実施するものとする。

ウ【ダム管理者が実施する対策】
（ア）あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。
（イ）臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
（ウ）この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から村民を守るための措置をとる。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】
（ア）緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。
（イ）専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、村民の避難、応急対策を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】
（ア）長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。（長野地方気象台）
（イ）必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（中部地方整備局）

第３２節　農林水産物災害応急活動

基本方針
・被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るととともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 ・被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。
主な活動
１　被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）農林調査班

活動の内容

１　農水産物災害応急対策

（１）基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、村、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告するものとする。

（イ）農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

（イ）被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

ウ【村民が実施する対策】

（ア）村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

（イ）被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

２　林産物災害応急対策

（１）基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

（イ）村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ【村民が実施する対策】

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第３３節　文教活動

基本方針
・保育所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 ・このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。
主な活動
１　児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し ２　被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 ３　被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）学校教育班、保育所対策班

活動の内容

１　児童生徒等に対する避難誘導

（１）基本方針

学校長・保育所長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

（２）実施計画

ア【村（教育委員会）が実施する対策】

県が実施する対策に準じて村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものする。

２　応急教育計画

（１）基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

（２）実施計画

ア【村（教育委員会）が実施する対策】

県が実施する対策の例に準じて、村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

３　教科書の供給及び授業料の減免等

（１）基本方針

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

（２）実施計画

ア　教科書の供与

（ア）【村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における

調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼するものとする。

イ　就学援助

（ア）【村が実施する対策】

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

第３４節　飼養動物の保護対策

参照
風水害対策編　第３章第３５節（Ｐ276）

第３５節　ボランティア活動の受入れ体制

参照
風水害対策編　第３章第３６節（Ｐ277）

第３６節　義援物資及び義援金の受入れ体制

参照
風水害対策編　第３章第３７節（Ｐ280）

第３７節　災害救助法の適用

参照
風水害対策編　第３章第３８節（Ｐ282）

第３８節　観光地の災害応急対策

参照
風水害対策編　第３章第３９節（Ｐ284）

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

参照
風水害対策編　第４章第１節（Ｐ286）

第２節　迅速な原状復旧の進め方

参照
風水害対策編　第４章第２節（Ｐ287）

第３節　計画的な復興

参照
風水害対策編　第４章第３節（Ｐ289）

第４節　資金計画

参照
風水害対策編　第４章第４節（Ｐ292）

第５節　被災者等の生活再建等の支援

参照
風水害対策編　第４章第５節（Ｐ293）

第６節　被災中小企業等の復興

参照
風水害対策編　第４章第６節（Ｐ298）

第７節　被災した観光地の復興

参照
風水害対策編　第４章第７節（Ｐ299）

第５章　東海地震等に関する事前対策活動

第１節　総則

１　目的

この第５章「東海地震等に関する事前対策活動」は、大規模地震対策特別措置法第６条第２項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

２　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

３　防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第１章第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第２節　東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

１　県の体制

（１）東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、村は県とともにその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

なお、各体制の人員については、別表「『東海地震に関連する情報』に対応する県の活動体制」による。

ア　東海地震に関連する情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進

※「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

なお、平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

イ　地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第 16 条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置する。

（ア）本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

（イ）本部の位置及び活動要領

a　地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

b　地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第 17 条第７項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。

（２）東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

（３）職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

２　村の体制

（１）東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

ア　地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
イ　地震災害警戒本部設置の準備
ウ　地震防災応急対策の準備、また、
（ア）警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
（イ）地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
（ウ）管理している施設の緊急点検
（エ）公立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

（２）警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「村地震災害警戒本部」を設置し、地域防災計画等に定めるところにより、次の業務を行う。

ア　地震予知情報等の収集及び村民、防災関係機関等への伝達
イ　自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
ウ　村内における地震防災対策の実施

３　防災関係機関の体制

（１）東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

ア　警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
イ　地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
ウ　管理している施設の緊急点検

（２）警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

別表「『東海地震に関連する情報』に対応する県の活動体制」

危険度	東海地震関連情報		県地域防災計画に規定する対応		
	名称	発表基準等	主な防災対策活動	活動体制	配備人員
	東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測され、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合	①連絡要員の確保 ②情報収集	東海地震観測体制	警戒二次相当
	⇩				
	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合	①地震注意情報等の収集・伝達・防災対応等に関する広報 ・村民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置準備 ③地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言時の対応確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入準備、物資、資機材等の確認 ・管理施設の緊急点検 ・県立学校の児童・生徒の引渡し等安全確保等	東海地震注意体制	（全職員）
	⇩				
	東海地震予知情報	警戒宣言発令	①地震災害警戒本部の設置	東海地震警戒体制	（全職員）
		◎東海地震が発生するおそれがあると認められた場合	①地震予知情報等の収集・伝達 ②防災関係機関等の対策状況の収集・国への報告 ③地震防災応急対策の実施・総合調整 ④広域的応急対策の実施		
	⇩				
	発災		①地震災害対策本部の設置 ②応急対策活動	全体体制	（全職員）

第３節　情報収集伝達計画

１　地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

（１）東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

ア　伝達系統図

（ア）勤務時間内

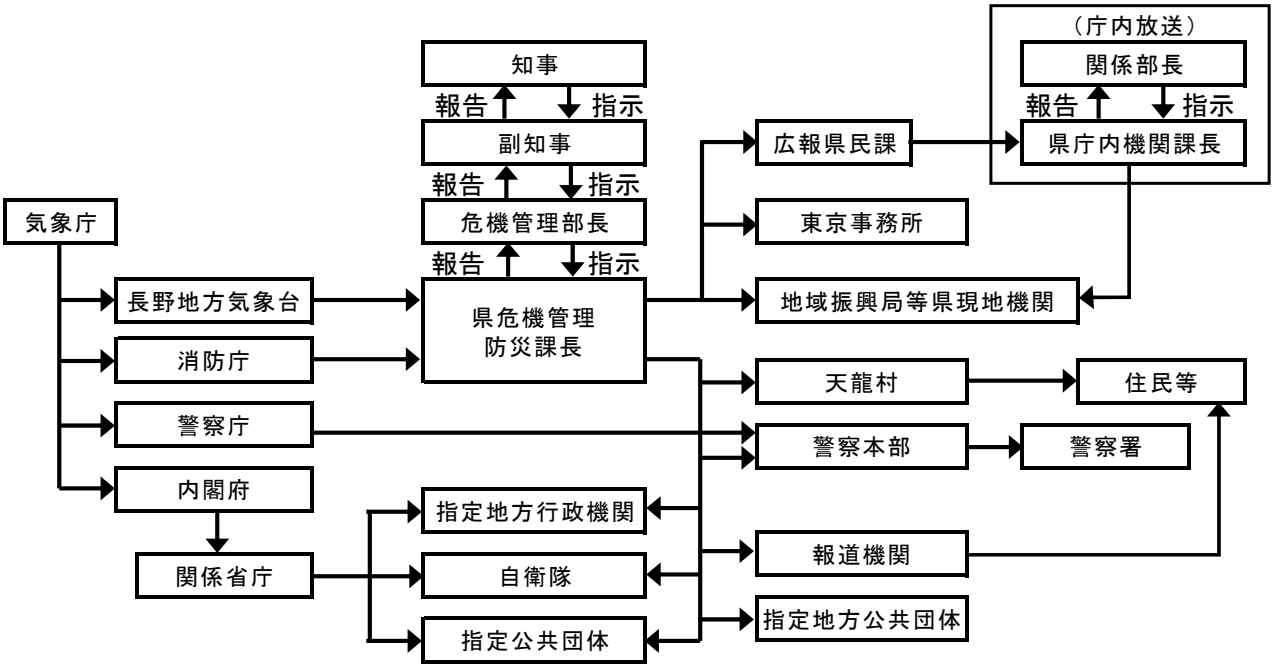

（イ）勤務時間外及び休日

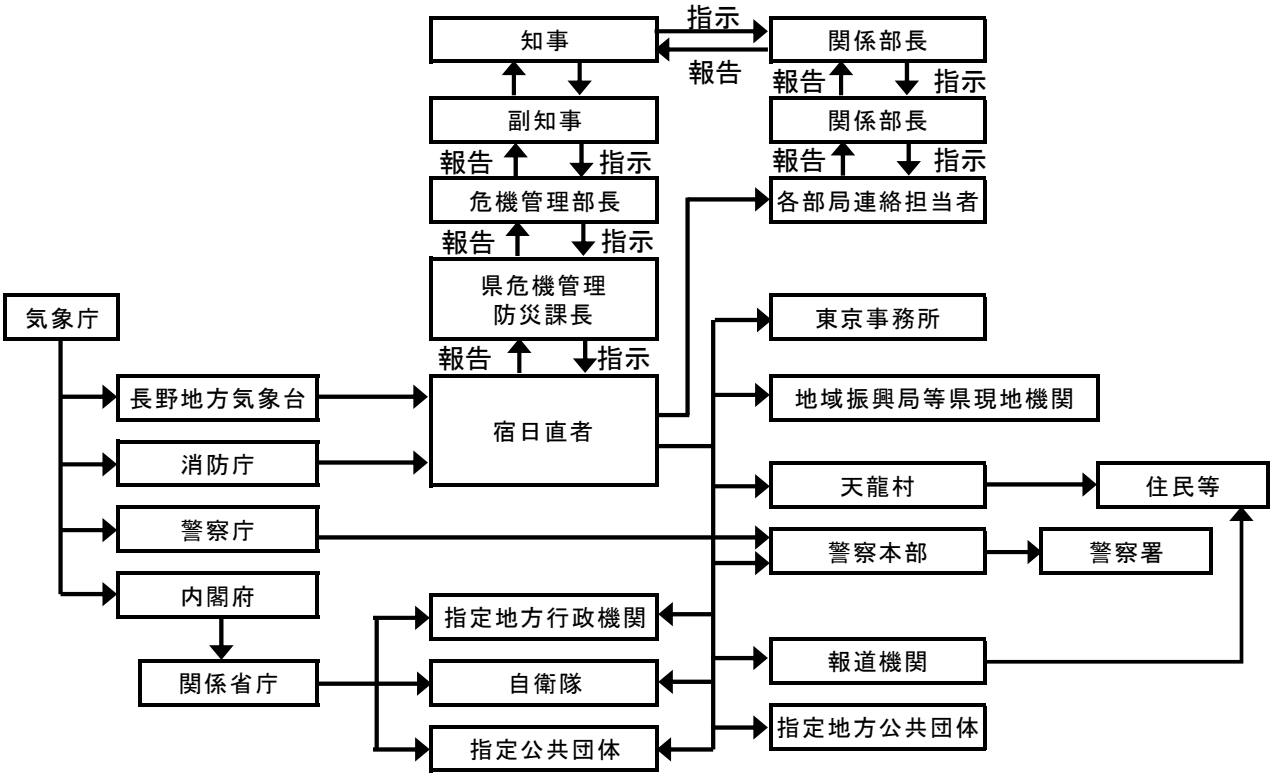

イ　勤務時間内の伝達要領

（ア）勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した県危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により村、県出先機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

（イ）庁内県職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

ウ　勤務時間外、休日の伝達要領

（ア）勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を県危機管理防災課長へ報告する。

（イ）報告を受けた県危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。

（ウ）県危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により村、県現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各課室連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

（２）警戒宣言

ア　伝達系統図

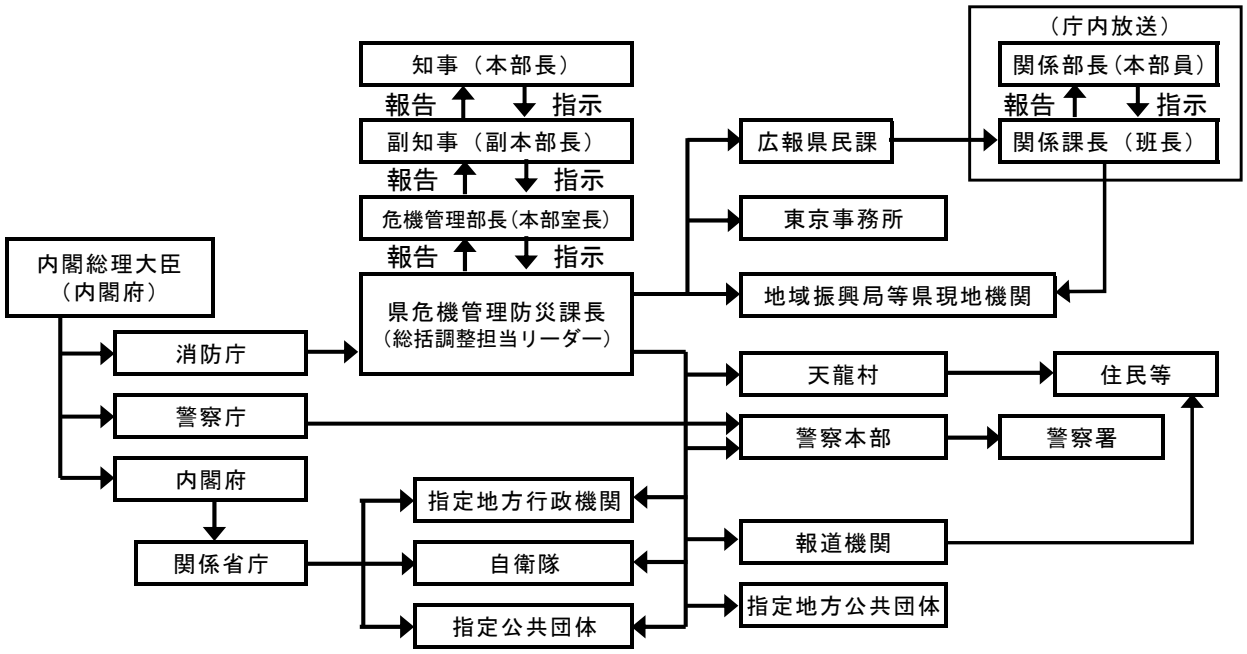

イ　伝達要領

（ア）警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を県危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して（１）の伝達系統図に準じて伝達する。

（イ）警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長（県警戒本部総括調整担当リーダー）は、直ちに系統図に従い知事（県警戒本部長）へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料を配付する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （３箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと判定会が判断した場合等）
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （２箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと判定会が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （１箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の判定会で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

２　応急対策実施状況等の収集伝達

村、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	診療所管理者－天龍村－保健福祉事務所（保健所） －県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） （農協－天龍村－地域振興局－県警戒本部）（農政部） （労働金庫－県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部）（危機管理部）
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野支局－県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	ＪＲ東海－県警戒本部（企画振興部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部（企画振興部）
電話等のそ通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部（健康福祉部） （公社）県医師会－県警戒本部（健康福祉部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	中日本高速道路（株）－県警戒本部（建設部） 中部地方整備局－県警戒本部（建設部） 天龍村－建設事務所－県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	（公社）県トラック協会－県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、スーパーの営業状況	天龍村－地域振興局－県警戒本部（危機管理部）
保育所、小中学校の授業実施状況等	天龍村教育委員会－教育事務所－県警戒本部（教育委員会） 私立学校－県警戒本部（県民文化部）

第４節　広報計画

基本方針

・地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。
・居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）本部事務局、調査救助班

活動の内容

１　警戒本部設置時の広報

ア【村が実施する計画】

（ア）村においては、東海地震注意情報受理時及び警戒本部設置時の県担当部署の広報に準じた、内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、村民に周知するものとする。

イ【防災関係機関が実施する計画】

（ア）放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行うものとする。

（イ）電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行うものとする。

（ウ）ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。

（エ）電気通信事業者

報道機関、広報車等を通じ、通信のそ通状況、利用制限措置等について村民に周知するものとする。

（オ）東海旅客鉄道（株）

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について村民に周知するものとする。

（カ）路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について村民に周知するものとする。

（キ）道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について村民に周知するものとする。

（ク）水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等につい

て村民に周知するものとする。

（ケ）その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行うものとする。

第５節　避難活動等

基本方針

・東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。
その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍村民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。
・避難指示の対象となる崖地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。
・なお、避難対象地区以外の村民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）調査救助班、保育所対策班、医療班

活動の内容

１　避難指示

（１）避難指示

ア【村が実施する計画】

（ア）避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

a　崖地、山崩れ崩落危険地区

b　その他村長が危険と認める地域

（イ）避難対象地区の村民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

（ウ）警戒宣言が発せられた時、村長は、避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、村長は、自主防災組織、村民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

a　防災用具、非常持出品及び食料の準備

b　避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

c　避難場所の点検及び収容準備

d　収容者の安全管理

e　負傷者の救護準備

f　避難行動要支援者の避難救護

イ【村民が実施する計画】

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の村民等は、村の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。

２　車両による避難

（１）車両による避難活動等

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、警察本部、県危機管理部と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

（イ）車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね４km 以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

（ウ）車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

（エ）車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

（オ）災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

イ【村民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心がけるとともに、発災時の停車または、避難場所における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

３　屋内避難

（１）屋内避難活動等

ア【村が実施する計画】

（ア）警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の村民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とするものとする。

（イ）村は、指針に従い、公立小中校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

（ウ）屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

４　要配慮者利用施設における避難対策

（１）要配慮者利用施設における避難活動等

ア【村が実施する計画】

村は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。）
・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

イ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

・夜間・休日を含めた連絡体制
・避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
・利用者・入所者等の態様に応じた避難先

５　避難活動

（１）避難活動

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。

（イ）避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。

a　避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。

b　避難所で避難生活をする者は、避難指示を受けた者、帰宅困難者等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。

c　設置場所は、地域防災計画に基づく危険のない場所とする。

d　避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

e　避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て村が行うものとする。

f　避難所には、運営のため必要な村職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

イ【村民が実施する計画】

村民及び自主防災組織は、避難及び避難場所の運営に関し村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第６節　食料、生活必需品、飲料水の確保計画

基本方針

・警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、村民が自主防災活動により確保するものとする。
・村及び県は、村民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。
・また、地震発生時の飲料水確保について、村及び県は必要な措置をとるものとする。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）調査救助班、土木建設班、農林調査班

活動の内容

１　食料及び生活必需品の確保

（１）食料、生活必需品、飲料水の確保計画

ア【村が実施する計画】

（ア）緊急避難等で非常持出しができなかった村民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行うものとする。

（イ）平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

（ウ）県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行うものとする。

（エ）村は、避難対象地区以外において村民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

　また、上記の要請が可能となるよう、村における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

（オ）生活必需品等の備蓄について、村民に対して周知するものとする。

（カ）物資拠点の開設準備を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（農林水産省政策統括官付）

　「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章のⅠの第 11 に基づき知事又は村長からの要請を受けて、緊急売却の措置をとるものとする。

ウ【村民が実施する計画】

　村民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

　村民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動するものとする。

２　飲料水の確保計画

（１）食料、生活必需品、飲料水の確保計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。

（イ）給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行

うものとする。
（ウ）水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
（エ）応急復旧体制の準備を行うものとする。
（オ）物資拠点の開設準備を行うものとする。

イ【村民が実施する計画】
飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第７節　医療救護及び保健衛生活動計画

基本方針

・村及び県は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。
・なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）消防団、医療班

１　活動の内容

（１）医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

ア【村が実施する計画】

（ア）（一社）飯田医師会等に対し、救護班の出動準備を要請するものとする。

（イ）医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行うものとする。

（ウ）救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。

（エ）傷病者の搬送準備をするものとする。

（オ）村民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社長野県支部

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備えるものとする。

県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

（イ）（一社）長野県医師会、（一社）飯田医師会

市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

（ウ）災害拠点病院

発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

（エ）国立病院機構、大学病院

県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣するものとする。

（オ）長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

（カ）（一社）長野県薬剤師会

県から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

２　保健衛生体制の確立

村及び県は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、村民は、自己

完結の努力をするものとする。

（１）医療救護及び保健衛生活動計画

ア【村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

イ【村民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結するものとする。

第８節　児童生徒等の保護活動計画

基本方針

・保育所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。
・なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）学校教育班、保育所対策班

活動の内容

１　児童生徒等の保護活動計画

（１）児童生徒等の保護活動計画

ア【村（教育委員会）及び私立学校が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、村の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第９節　消防・救急救助対策等

基本方針
・警戒宣言が発せられた場合、村は、本計画及び飯田広域消防本部消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。 ・村、県は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）消防団、調査救助班

活動の内容

（１）消防・救急救助対策等

ア【村が実施する計画】

（ア）消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。

（イ）警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保するものとする。

（ウ）火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図るものとする。

（エ）火災発生の防止、初期消火活動については村民等への広報を行うものとする。

（オ）自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。

（カ）消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、集会施設、コミュニティ防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（自衛隊、消防本部）

（ア）地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。

（イ）地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。

（ウ）資機材及び救急資機材を確保するものとする。

（エ）迅速な救急救助のための体制確保

（オ）応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保するものとする。

（カ）出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。（消防本部）

（キ）施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。（消防本部）

第１０節　防災関係機関の講ずる措置

基本方針
・防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。 ・防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）関係機関

活動の内容

１　電力会社

（１）地震災害警戒本部を設置するものとする。

（２）電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立するものとする。

（３）社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯するものとする。

（４）訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行うものとする。

２　通信（電気通信事業者）

（１）地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立するものとする。

（２）重要通信を確保するため、通信のそ通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置をとるものとする。

（３）通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行うものとする。

（４）通信のそ通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行うものとする。

（５）警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・ｉモード災害用伝言板・ｗｅｂ171 の運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始するものとする。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

３　ガス（ガス事業者）

（１）速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立するものとする。

（２）工事中のガス工作物については、安全措置をとり直ちに中止するものとする。

（３）巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保するものとする。

（４）利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。

（５）警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保するものとする。

４　金融機関

（１）警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、

店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止するものとする。

（２）預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置をとるものとする。

（３）営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

５　日本郵便（株）信越支社

（１）日本郵便（株）信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整えるものとする。

（２）警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止するものとする。

（３）日本郵便（株）信越支社は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行うものとする。

（４）強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示するものとする。

（５）警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行うものとする。

第１１節　売り惜しみ・買い占め等の防止

基本方針
・警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）商工班

活動の内容

１　売り惜しみ・買い占め等の防止

（１）売り惜しみ・買い占め等の防止

ア【村が実施する計画】

（ア）売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。

（イ）適正な価格又は条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

（ウ）情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

（エ）売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

（オ）管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

イ【村民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第１２節　交通対策

基本方針
・警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、村民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。 また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置をとる。 ・なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　道路に関する事項

（１）道路

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。

（イ）村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

イ【中日本高速道路（株）が実施する計画】

中日本高速道路（株）は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

ウ【路線バス会社が実施する計画】

（ア）主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。

（イ）警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

２　鉄道に関する事項

（１）鉄道

ア【村が実施する計画】

村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

イ【東海旅客鉄道（株）が実施する計画】

（ア）東海地震注意情報発表時の対応

ａ　東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内するものとする。

ｂ　東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。

(ａ)旅客列車は運転を継続するものとする。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止するものとする。

(ｂ)貨物列車は強化地域への進入を禁止するものとする。

（イ）警戒宣言発令時の対応

ａ　警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内するものとする。

ｂ　滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

ｃ　警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施するものとする。

（ａ）強化地域内への進入を禁止するものとする。

（ｂ）強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車するものとする。

（ｃ）長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続するものとする。

（ｄ）強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曽駅）以北の運転を必要に応じ速度を制限して可能な限り確保するものとする。

第１３節　緊急輸送

基本方針
・警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。 ・なお、村、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局

活動の内容

１　緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

（１）地震防災応急対策実施要員

（２）地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材

（３）その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

２　地震防災応急対策実施要員

（１）地震防災応急対策実施要員

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。

（イ）村は、必要に応じて、震災対策編第３章第４節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

３　緊急通行車両の確認

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第３章第 10 節「緊急輸送活動」の４「緊急通行車両等確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

第１４節　事業所等対策計画

基本方針

・警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第７条第１項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。
・なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。
・これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置をとるものとする。

実施機関

（通常時）地域振興課　　（本部体制下）

活動の内容

１　事業所等対策計画

（１）事業所等対策

ア【事業所等が実施する計画】

（ア）施設内の防災体制の確立

ａ　防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立するものとする。

ｂ　地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置をとるものとする。

ｃ　あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施するものとする。

（イ）応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整えるものとする。

ａ　火気使用を自粛するものとする。

ｂ　落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施するものとする。

ｃ　消火器具等の消防施設を点検し、出火に備えるものとする。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うものとする。

イ【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置をとった後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置をとっておくものとする。

第６章　南海トラフ地震臨時の運用

第１節　総則

１　目的

この第６章「南海トラフ地震臨時の運用」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第３条第１項の規定により、天龍村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策、南海トラフ特措法第５条第２項の規定に基づき、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

２　防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第１章第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

３　南海トラフ地震臨時情報について

（１）南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

（２）「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	（略）
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※６8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※２が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

	想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

４　異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

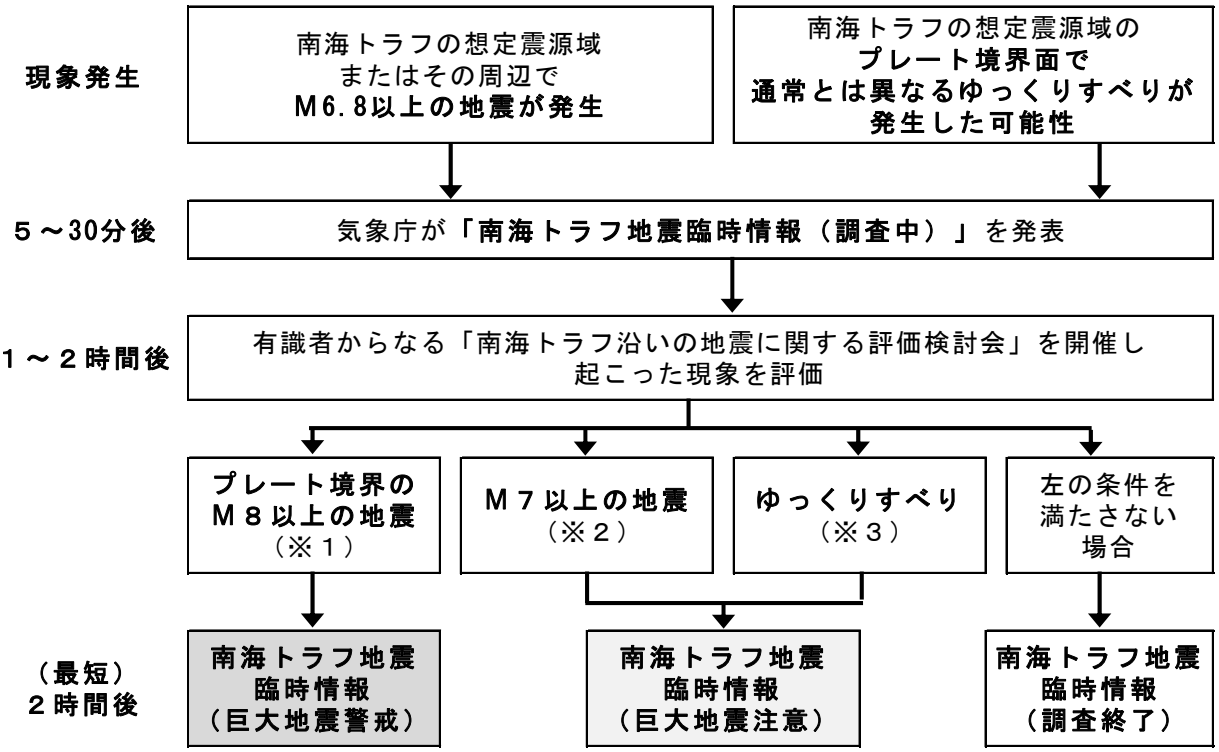

※１　想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
※２　監視領域内※１において、M7.0 以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※３　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート協会の膠着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

気象庁報道発表資料より

５　推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町

第２節　南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

１　村の体制

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

ア　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
イ　村民等に密接に関係のある事項の広報

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
ウ　後発地震に対して注意する措置の実施

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、本部を設置し、地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行う。

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達
イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報
ウ　後発地震に対して注意する措置の実施
エ　村内における災害応急対策に係る措置の実施

２　防災関係機関の体制

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第３節　情報の収集伝達計画

１　南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

（１）伝達系統図

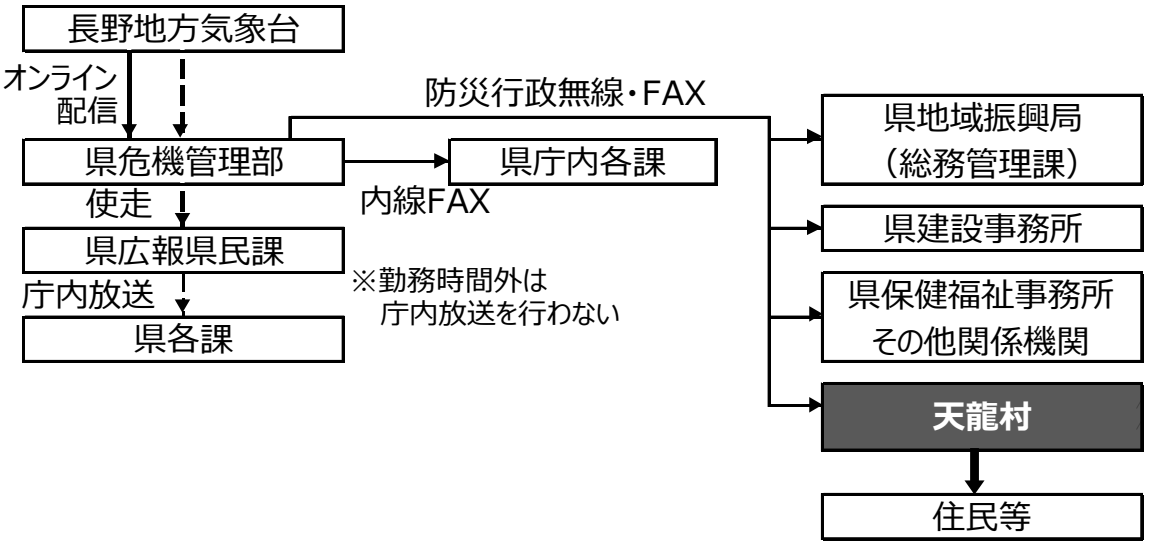

（２）勤務時間内の伝達要領

ア　勤務時間内に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により村、県出先機関、防災関係機関へ伝達する。

イ　庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

（３）勤務時間外、休日の伝達要領

ア　勤務時間外及び休日に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。

イ　報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。

ウ　危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により村、県現地機関、防災関係機関へ伝達する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各課室連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

２　応急対策実施状況等の情報収集・伝達

村、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。

なお、県災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－村－建設事務所－県災害対策本部
電話等のそ通状況、 利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部 （農協－村－地域振興局－県災害対策本部） （労働金庫－県災害対策本部） （その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部）
道路の交通規制の状況・ 車両通行状況	中日本高速道路（株）－県災害対策本部 中部地方整備局－県災害対策本部 村－建設事務所－県災害対策本部
列車の運転状況、 旅客の状況	ＪＲ東海－県災害対策本部
滞留旅客等の状況	村－地域振興局－県災害対策本部

第４節　広報計画

基本方針
・村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局、調査救助班

活動の内容

１　広報計画

（１）広報計画

ア【村が実施する計画】

村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

（ア）広報内容

ａ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ａ）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（ｂ）村民等に密接に関係のある事項

ｂ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

（ａ）南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容

（ｂ）交通に関する情報

（ｃ）ライフラインに関する情報

（ｄ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

ｃ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

（ａ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

（ｂ）交通に関する情報

（ｃ）ライフラインに関する情報

（ｄ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（イ）広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

（ウ）問い合わせ窓口

村民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

イ【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記１に準じた、内容、手段、方法により村及び県等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて村民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するにあたっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

【参考】村、県から村民、企業等への防災対応の呼びかけについて

村及び県は、ホームページ、防災行政無線、広報車、ＳＮＳ等により、村民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒)」発表から２週間
・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意)」発表から１週間
・ゆっくりすべりケースの場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

（１）村民への防災対応の呼びかけ（第６節、第７節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に村民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、村民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、村及び県は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報（巨大地震警戒)」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する村民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する村民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

（２）観光客への防災対応の呼びかけ（第７節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

（３）推進地域外の村民等への防災対応の呼びかけ（第７節関連）

村民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを併せて呼びかける。

（４）企業等への防災対応の呼びかけ（第８節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

○南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を１週間どのように継続するか検討する。

○南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

○各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第５節　災害応急対策をとるべき期間

基本方針
・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）全班

１　災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第６節　避難対策等

基本方針
・村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて村民の意見を十分に聴くものとする。
実施機関
（通常時）総務課　　（本部体制下）

地域住民等の避難行動等

１　土砂災害に対する避難行動等

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する村民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

２　住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

村は、住宅の耐震化が突発的に発生する大規模地震への備えにつながることから、日頃からその対策の重要性を、村民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある村民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

避難先の確保

１　避難所の受入れ人数の把握

（１）村民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい村民に対して、村は、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。

（２）要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。

（３）宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておくものとする。

２　避難所候補リストの作成

（１）避難所は、村が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。

（２）後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。

（３）各避難所の収容人数については、１週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を

来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人あたりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。

（４）避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。

ア　施設名、住所、面積、収容人数
イ　管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
ウ　耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
エ　非構造部材の落下防止対策の有無
オ　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域か否か
カ　学校の状況（授業継続または休校）
キ　周辺の避難場所からの移動距離
ク　要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
ケ　冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
コ　食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

３　避難所の選定

村は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

（１）前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の村民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、村民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。

（２）いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、村民にそれを理解してもらった上で避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

４　避難所が不足する場合の対応

（１）検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。

（２）村民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。

（３）あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。

（４）避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。

（５）災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十

分に配慮するものとする。

５　避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、村は、村民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第７節　村民の防災対応

基本方針

・大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々の人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。
・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、村民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、村及び県は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

実施機関

（通常時）総務課　　（本部体制下）

南海トラフ臨時地震情報発表前に実施する事項

１　推進地域内

村民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて村民一人一人が検討・実施するものとする。

南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

１　推進地域内

（１）村民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合の被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。

（２）観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。

（３）村民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。

日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第８節　企業等対策計画

基本方針
・企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とする。
実施機関
（通常時）地域振興課　　（本部体制下）

企業等の防災対応の検討

１　防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

（１）南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（ＢＣＰ）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。

（２）その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。

（３）これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

２　南海トラフ地震に関するＢＣＰの確認

（１）南海トラフ地震に関するＢＣＰは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。

（２）ＢＣＰ未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

３　防災対応検討の前提となる諸条件の確認

（１）南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続にあたっての影響を想定するものとする。

（２）個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における村民の行動を把握するものとする。

４　企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

（１）企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

５　企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

（１）必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人

的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を１週間どのように継続するか検討するものとする。

（２）日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

ア　安否確認手段の確認
イ　什器の固定・落下防止対策の確認
ウ　救援物資の集積場所等の災害拠点の確認
エ　発災時の職員の役割分担の確認

（３）施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

（４）地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のＢＣＰ等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア　荷物の平積み措置
イ　燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
ウ　サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
エ　製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
オ　ヘルメットの携行の徹底
カ　定期的な重要データのバックアップ
キ　速やかに作業中断するための準備

（５）地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支

援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

（６）情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

（７）防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第９節　防災関係機関のとるべき措置

基本方針
・防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）関係機関

活動の内容

１　消防機関等

消防機関及び消防団が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

２　警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

（１）正確な情報の収集及び伝達
（２）不法事案等の予防及び取締り
（３）地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

３　水道、電気、ガス、通信、放送関係

（１）水道

村及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

（２）電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

（３）ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

（４）通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用され

るサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

（５）放送

ア　放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための**取組み**等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供にあたっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

４　金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

５　交通

（１）道路

ア　県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ　村及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

（２）鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

６　防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

村及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設ごとに定めるものとし、村又は県以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

（１）防災上重要な施設に関する対策

村及び県は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を

整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア　道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む。）

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ　河川・ダム

（ア）河川

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

（イ）ダム

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ　用水路

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ　庁舎その他災害応急対策上重要な施設

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、消防団の活動確認等を行う。また、本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

（２）多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

・入場者等への情報伝達
・入場者等の安全確保のための退避等の措置
・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
・出火防止措置
・水、食料等の備蓄
・消防設備の点検、整備
・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア　保育園、小・中学校等（村など所管）

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

イ　社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

ウ　病院・診療所等

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

エ　上下水道施設

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

（３）工事中の公共施設、建築物、その他

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

（４）防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第１０節　関係機関との連携協力の確保

基本方針
・防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。 ・村、県、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局

交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

１　滞留旅客等に対する措置

（１）滞留旅客等に対する措置

ア【村が実施する計画】

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

イ【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第１１節　地震防災上必要な教育及び広報活動計画

基本方針

・村及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、村民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。
・村民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。
そのため、村及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、村民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

実施機関

（通常時）総務課、消防団　　（本部体制下）

計画の内容

１　職員等に対する防災上の教育

（１）職員等に対する防災上の教育

ア【村及び防災関係機関が実施する計画】

村及び防災関係機関は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその概ねの実施内容として行う。

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（イ）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
（ウ）地震に関する一般的な知識
（エ）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（オ）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
（カ）南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
（キ）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　村民等に対する防災上の教育

（１）村民等に対する防災上の教育

ア【村が実施する計画】

村は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ村民等の立場を

考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、前記（１）に準じた内容を実施内容として行うものとする。

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。

（ア）ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

（イ）地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。

（ウ）現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

原子力災害対策編

第１章　総則

第１節　本編作成の趣旨

基本方針

・この原子力災害対策編は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、村、県、防災関係機関、原子力事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

１　定義

この原子力災害対策編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「放射性物質」とは、原子力基本法第３条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。

（２）「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第２条第１号に規定する被害をいう。

（３）「原子力事業者」とは、原災法第２条第３号に規定する事業者をいう。

（４）「原子力事業所」とは、原災法第２条第４号に規定する工場又は事業所をいう。

（５）「特定事象」とは、原災法第 10 条第１項に規定する政令第４条第４項各号に掲げる事象をいう。

（６）「原子力緊急事態」とは、原災法第２条第２号に規定する事態をいう。

（７）「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

２　本編の性格

この原子力災害対策編は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、天龍村防災会議が作成する「天龍村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

３　本編の推進及び修正

この原子力災害対策編は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

４　本編の対象とする災害

県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径５km)」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径 30km 圏内)」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、村民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第２節　防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、村民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

１　実施責任

（１）村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

（２）県

県は、村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

（３）原子力事業者

原子力事業者は、原災法第３条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置をとるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置をとる。

（４）防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第 13 普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

２　処理すべき事務又は業務の大綱

（１）村及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
ア　放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
イ　原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
ウ　原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
エ　自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
オ　村民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
カ　環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
キ　健康被害の防止に関すること。
ク　飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
ケ　農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
コ　原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。

（２）原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
（東京電力ホールディングス（株）、中部電力（株）等） ア　原子力施設の防災管理に関すること。 イ　従業員等に対する教育、訓練に関すること。 ウ　関係機関に対する情報の提供に関すること。 エ　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 オ　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 カ　原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 キ　国、村、県及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 ク　汚染物質の除去に関すること。

本村から 100km、200km、300km の範囲と原発の位置（概略図）

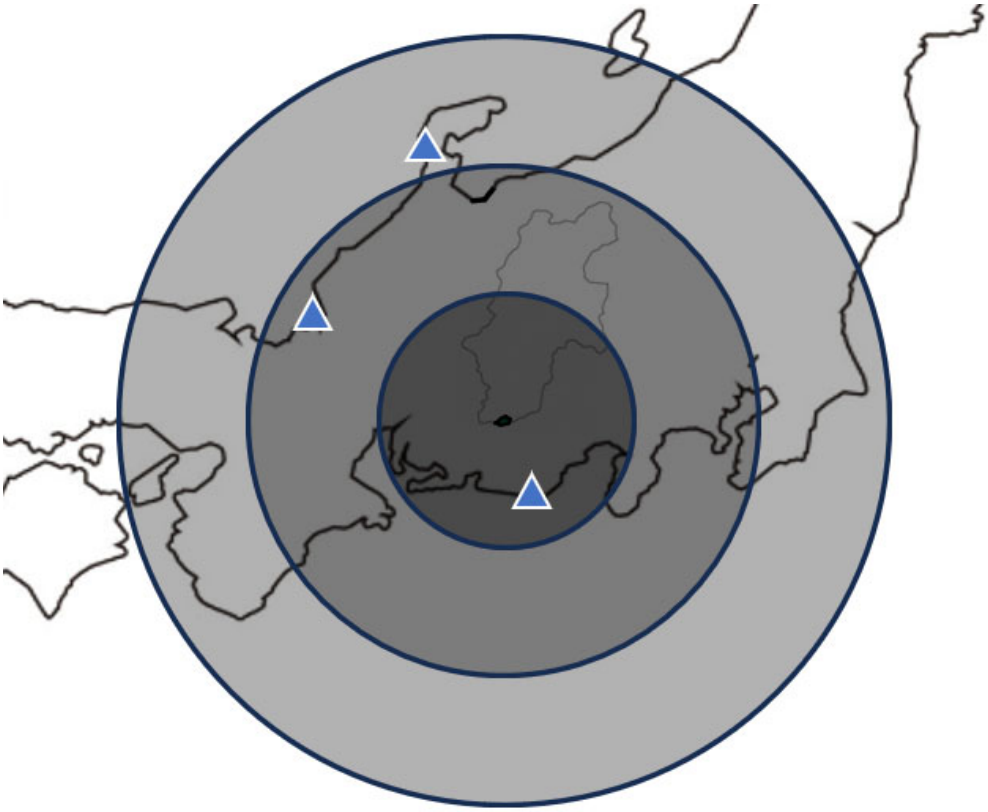

第２章　災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第３章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

１　モニタリング等

村及び県は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。

２　屋内退避、避難誘導等の防護活動

（１）村は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

（２）村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

３　健康被害の防止

村及び県は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

４　原子力防災に関する村民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村、県及び原子力事業者は、村民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

（１）放射性物質及び放射線の特性に関すること。
（２）原子力災害とその特殊性に関すること。
（３）放射線防護に関すること。
（４）県等が講じる対策の内容に関すること。
（５）屋内退避、避難に関すること。
（６）原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

５　原子力防災に関する訓練の実施

村及び県は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する

第３章　災害応急対策

第１節　基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、村民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第２節　情報の収集・連絡活動

１　村の体制

災害が発生した場合、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速かつ的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

２　活動の内容

（１）災害対策本部の設置

下記、ア、イいずれの場合においても、県が災害対策本部を設置した時点で、村は本部を設置する。

ア　原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となったとき、そのおそれのあるとき。

イ　その他、村長が必要と認めたとき。

（２）組織

震災対策編に記載の本部体制他を準用する。

（３）村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

（４）原子力災害合同対策協議会への村職員の出席

ア　原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退 避又は避難が必要となったとき、そのおそれのあるとき。

イ　その他、村長が必要と認めたとき。

３　通信手段の確保

村及び県は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第３節　モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」に基づく実施要領等を整備する。

１　災害時のモニタリング

村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力し、モニタリング結果を県より受領する。

２　放射性物質濃度の測定

（１）村は、県が実施する水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定結果を県ホームページで確認する。

（２）村は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第４節　健康被害防止対策

１　健康被害防止対策の実施

村及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第５節　村民等への的確な情報伝達

１　村民等への情報伝達活動

（１）村及び県は、村民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

　情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

（２）県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

２　村民等からの問い合わせに対する対応

村及び県は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに村民等からの問い合わせに対応する。

第６節　屋内退避、避難誘導等の防護活動

１　屋内退避及び避難誘導

（１）村及び県は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第 15 条第３項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、村民等に次の方法等で情報を提供する。

ア　報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
イ　警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
ウ　消防本部の広報車等による広報活動
エ　村の防災行政無線や広報車等による広報活動
オ　村教育委員会等を通じた小中学校への連絡
カ　電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
キ　インターネット、ホームページを活用した情報提供

（２）村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置をとる。

ア　屋内退避対象地域の村民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ　避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ　退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、村民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ　退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、村民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

オ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、村民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、村民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日令和４年７月６日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、村民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率*2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、村民等を１週間程度内に一時移転*4させるための基準	20μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。

＊１「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
＊２実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
＊３「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
＊４「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

２　広域避難活動

（１）村の区域を越えて避難を行う必要が生じた村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

（２）要避難市町村は、避難者の把握、村民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

（３）要避難市町村からの要請に基づき避難者を受入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

（４）ＪＲ東海、路線バス会社等は、村、県と連携し、避難者の輸送を行う。

（５）自衛隊は、村及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

（６）村及び県は、必要に応じ、国、原子力規制委員会等の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

３　屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、村長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第７節　飲料水・飲食物の摂取制限等

１　飲料水、飲食物の摂取制限

（１）県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。

（２）村又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

２　農林畜水産物の採取及び出荷制限

（１）県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。

（２）村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

３　経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム

（「原子力災害対策指針（令和４年７月６日）」より）

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム
牛乳	50 ベクレル／キログラム
一般食品	100 ベクレル／キログラム
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム

（厚生労働省省令及び告示より）

第８節　県外からの避難者の受入れ活動

１　避難者の受入れ

（１）緊急的な一時受入れ

ア　村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

（２）短期的な避難者の受入れ

ア　村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

（３）中期的な避難者の受入れ

ア　村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

２　避難者の生活支援及び情報提供

（１）村及び県は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

（２）村及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第４章　災害からの復旧・復興

国、県、村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

１　放射性物質による汚染の除去等

村及び県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

２　その他災害後の対応

（１）村及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

（２）村及び県は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

（３）村及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

（４）村及び県は、村民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第５章　核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第２章　災害に対する備え」、「第３章　災害応急対策」、「第４章災害からの復旧・復興」を準用する。

１　原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

（１）安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報

（２）消火・延焼防止

（３）立入禁止区域の設定

（４）避難のための警告

（５）汚染の拡大防止及び除去

（６）放射線の遮蔽

（７）放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

２　警察及び消防機関の対応

（１）警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

（２）消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

その他災害対策編

その他災害対策編の「雪害対策編」、「道路災害対策編」、「鉄道災害対策編」、「危険物等災害対策編」、「大規模な火事災害対策編」「林野火災対策編」では、「風水害対策編」、「震災対策編」、震災対策編の中の「東海地震等に関する事前対策活動」及び「南海トラフ地震の運用」そして「原子力災害対策編」に記載の、「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」の記載がない。

これらについては、「風水害対策編」の「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」（７ページ）を参照のこと。

雪害対策編

第１章　災害予防計画

基本方針

・豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び村民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。

第１節　雪害に強い地域づくり

基本方針

・村及び県は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

主な活動

1　地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、むらづくりを行う。
2　冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
3　適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
4　雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
5　電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
6　ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
7　雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
8　農林水産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
9　建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
10　豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
11　文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
12　雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
13　雪害に関する知識について村民に対して普及・啓発を図る。

実施機関

（通常時）全課　　（本部体制下）

計画の内容

１　雪害に強い村づくり

（１）基本方針

村及び県は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、むらづくりを行うものとする。

（２）実施計画

ア【村、県及び関係機関が実施する計画】

村、県及び中部地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

イ【村が実施する計画】

（ア）大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

（イ）雪害に強い村内の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。

（ウ）雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。

（エ）積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。

（オ）消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・渓流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

２　道路交通の確保計画

（１）基本方針

県内の冬期道路交通を確保するため、村、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

村、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村、県及び関係機関が実施する計画】

（ア）豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、村、県及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

（イ）豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、村、県及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

（ウ）集中的な大雪に対しては、国、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

（エ）集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。

イ【村が実施する計画】

（ア）村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交

通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。

（イ）村民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

（ウ）熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

（エ）村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、村民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。（中部地方整備局）

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。

（イ）円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。（中部地方整備局）

（ウ）高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。（中日本高速道路（株））

（エ）道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。（路線バス会社等）

（オ）豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

エ【村民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

３　鉄道運行確保計画（鉄道会社）

（１）基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、村民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（鉄道会社）

（ア）排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

（イ）雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

（ウ）利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

（エ）降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

４　雪崩災害予防計画

（１）基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

５　電力の確保

（１）基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

（ア）中部電力パワーグリッド㈱が実施する計画

ａ　発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。

ｂ　送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。

ｃ　配電設備については、以下の対策を行うものとする。

（ａ）電線の太線化
（ｂ）難着雪化電線の使用
（ｃ）支持物の強化
（ｄ）冠雪対策装柱の採用
（ｅ）雪害対策支線ガードの採用
（ｆ）支障木の伐採

６　ガス施設の安全確保

（１）基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

７　通信の確保

（１）基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機及び移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話（株）長野支店）

（ア）電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

８　医療の確保

（１）基本方針

豪雪時の医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

（ア）へき地診療所整備事業の実施

（イ）患者輸送車整備事業の実施

９　農林水産物対策計画

（１）基本方針

雪害による農林水産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

10　建築物対策

（１）基本方針

建築基準法施行細則第９条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

（イ）地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

（ウ）村民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）建築基準法第 12 条第１項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

（イ）雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

（ウ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

11　授業等の確保

（１）基本方針

保育所、小学校及び中学校においては、園児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の保育・教育を確保するための対策を講ずる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】（教育委員会）

（ア）児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。

（イ）県が実施する対策に準じて、村地域防災計画等を踏まえ適切な対策を行うものとする。

12　文化財の保護

（１）基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における国・県・村指定文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】（教育委員会）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

イ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

13　警備体制の確立

（１）基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

14　雪害に関する知識の普及・啓発

（１）基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の村民の適切な活動及び村民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、村民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、村民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、村民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者世帯等の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

基本方針
・雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。 このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。
主な活動
１　迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施 ２　雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施 ３　雪害時における通信を確保するための活動の実施 ４　村民の安全確保を図るための活動の実施 ５　冬期における児童生徒の教育の確保 ６　文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施 ７　警備体制の確立による応急活動の実施 ８　雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施
実施機関
（通常時）全課　　（本部体制下）

活動の内容

１　除雪等活動

（１）基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するために、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

２　鉄道運行確保計画（鉄道各社）

（１）基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本

的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。
　このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。
　なお、本村とも事前に打ち合わせを行い、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

（２）実施計画
ア【関係機関が実施する対策】（鉄道会社）
（ア）除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。
（イ）列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。
（ウ）雪崩危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置をとり安全運行の確保を図るものとする。
（エ）雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、村・村民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。
（オ）雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については自衛隊法に基づき県知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

３　通信の確保

（１）基本方針
　雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

（２）実施計画
ア【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株））
（ア）電気通信設備の復旧体制
　a　災害が発生し又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。
　b　応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足が生じるときは、他支店に保有する資機材を使用するものとする。
　　また、通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。
　c　災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

４　村民の安全対策、福祉対策

（１）基本方針
　雪下ろしや除雪作業の際の安全を確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。
　さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

（２）実施計画

ア【村、県、社会福祉協議会等が実施する対策】

（ア）村民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

（イ）広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

（ウ）村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難である場合や、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

５　授業等の確保

（１）基本方針

保育所、小学校及び中学校においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の保育・教育を確保するための対策を講ずる。

６　文化財の保護

（１）基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における国・県・村指定文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

（２）実施計画

ア【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがあることから、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

７　警備体制の確立

（１）基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

８　雪崩災害の発生及び拡大の防止

（１）基本方針

本村は、急峻な地形が多く、また多量の降雪を記録するときもあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

（２）実施計画

ア【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について村等から要請があった場合、協力するものとする。

第３節　観測・予測体制の充実

基本方針
・雪を克服するため、また、雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。 ・複数の観測機関の協力による村民に対する情報提供体制の整備が必要である。
主な取組み
１　降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。 ２　村民に対する情報の提供体制を整備する。
実施機関
（通常時）総務課　　（本部体制下）

計画の内容

１　観測・予測体制の充実強化

（１）基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報及び情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。（長野地方気象台）

２　情報提供体制の充実

（１）基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

（イ）インターネットポータル会社等を利用し、村民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第２章　災害応急対策計画

基本方針

・本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第１節　災害直前活動

基本方針

・雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

主な活動

１　雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
２　村民の避難誘導等

実施機関

（通常時）総務課　　（本部体制下）

活動の内容

１　気象警報・注意報等の伝達活動

（１）基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、村・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、風水害対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照のこと。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		長野地方気象台
県予報区		長野県
一次細分区域		南部
市町村等をまとめた地域		下伊那地域
警報	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う
	大雪（12 時間降雪の深さ）	12 時間降雪の深さ 20cm
注意報	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う
	大雪（12 時間降雪の深さ）	12 時間降雪の深さ 10cm
	融雪	１　積雪地域の日平均気温が 10℃以上 ２　積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上
	雪崩	１　表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 ２　全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上
	着氷	著しい着氷が予想さる場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合

（注）１警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
２情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
３警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第３章第１節「災害直前活動」にある内容を参照する。

２　村民の避難誘導等

（１）基本方針

ア　村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

イ　道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村は、村民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

（イ）状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請するものとする。

（ウ）村民への避難指示等の伝達にあたっては村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の村民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第２節　除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

基本方針
・雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。 このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。
主な活動
１　迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施 ２　雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施 ３　雪害時における通信を確保するための活動の実施 ４　村民の安全確保を図るための活動の実施 ５　冬期における児童生徒の教育の確保 ６　文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施 ７　警備体制の確立による応急活動の実施 ８　雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施
実施機関
（通常時）総務課、建設課、地域振興課　　（本部体制下）

活動の内容

１　除雪等活動

（１）基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するために、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

（イ）村は、家屋倒壊による被害を防止するため、村民に対し、屋根の雪下ろしを督励するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（中部地方整備局）

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

２　鉄道運行確保計画（鉄道各社）

（１）基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、本村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する対策】（鉄道会社）

（ア）除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。

（イ）列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。

（ウ）雪崩危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置をとり安全運行の確保を図るものとする。

（エ）雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、村・村民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。

（オ）雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については自衛隊法に基づき県知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

３　通信の確保

（１）基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株））

（ア）電気通信設備の復旧体制

a　災害が発生し又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

b　応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じるときは、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

また、通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。

c　災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

４　村民の安全対策、福祉対策

（１）基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

（２）実施計画

ア【村、県、社会福祉協議会等が実施する対策】

（ア）村民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

（イ）広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

５　授業等の確保

（１）基本方針

保育所、小学校及び中学校においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の保育・教育を確保するための対策を講ずる。

６　文化財の保護

（１）基本方針

本村における国・県・村指定文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における国・県・村指定文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

（２）実施計画

ア【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがあることから、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

７　警備体制の確立

（１）基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

８　雪崩災害の発生及び拡大の防止

（１）基本方針

本村は、急峻な地形が多く、また多量の降雪を記録するときもあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

ア【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について村等から要請があった場合、協力するものとする。

第３節　避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

基本方針
・災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。
主な活動
１　避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。
実施機関
（通常時）総務課　　（本部体制下）

活動の内容

（１）基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行うものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）避難誘導にあたっては、村民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。

（イ）指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

１　雪害における連絡体制

（１）災害発生直後の被害の第Ｉ次情報等の収集・連絡

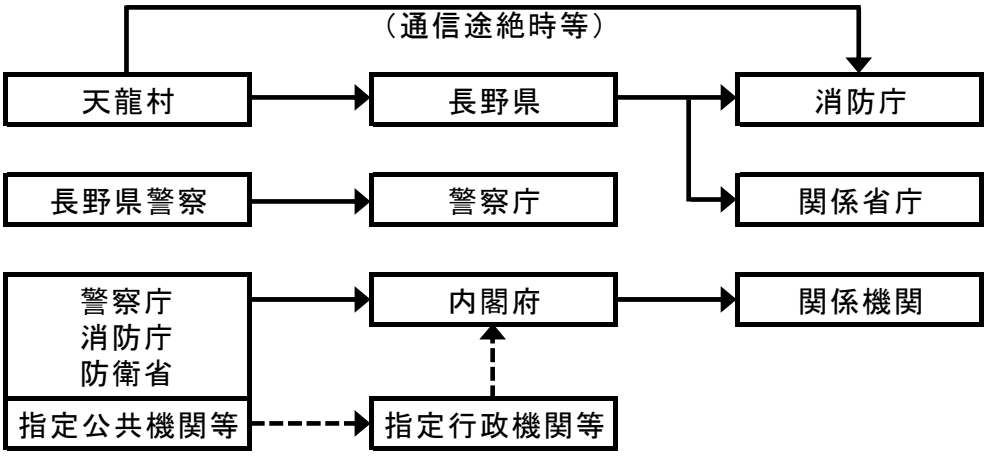

大規模な場合

（　------→　は、指定公共機関等の場合）

（２）一般被害情報等の収集

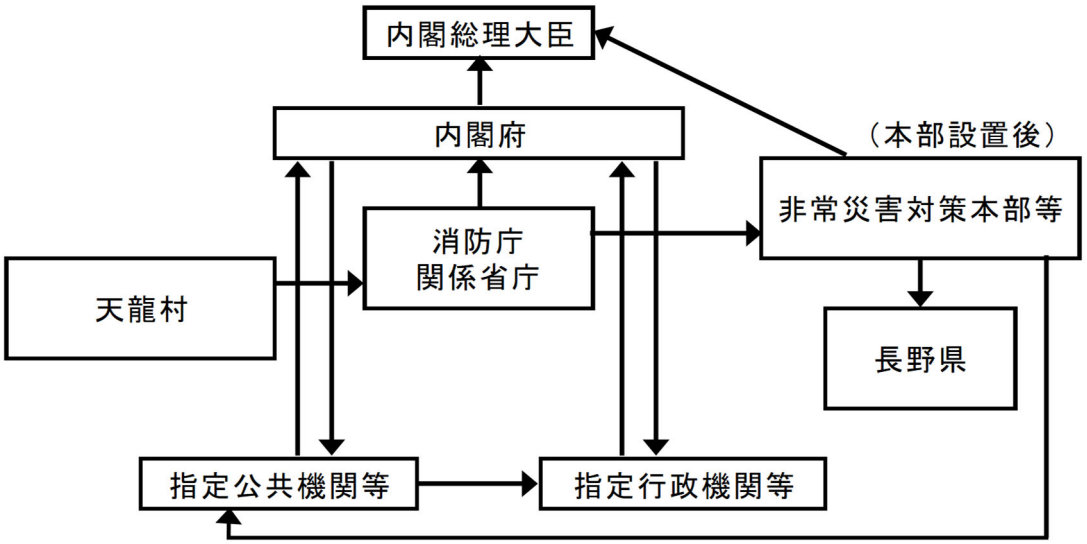

（３）応急対策活動情報の連絡

（本部設置後）

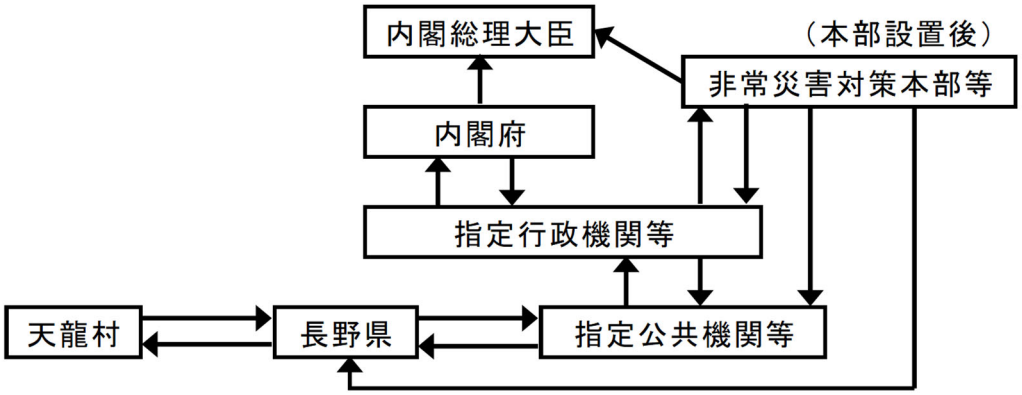

※　この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

道路災害対策編

第１章　災害予防計画

基本方針

・自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び村民の生命及び身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第１節　道路交通の安全のための情報の充実

基本方針

・自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

主な取組み

１　関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

実施機関

（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

（１）基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報周知をすることが求められる。

（２）実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報及び情報を各関係機関へ速やかに伝達するものとする。(長野地方気象台)

第２節　道路（橋梁等を含む。）の整備

基本方針
・自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む。）整備を行う。 ・気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。
主な取組み
１　道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む。）の整備を図る。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

（１）基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む。）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者及び警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む。）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、施設の整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

（イ）自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

（イ）災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

基本方針
・自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。
主な取組み
１　関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。 ２　関係者への的確な情報伝達活動を行う。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　災害応急体制の整備

（１）基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関との連係を密にし、災害時の医療情報を速やかに入手できるよう努める必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の搬送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、村、県の協定等に協力するものとする。（全機関）

（イ）自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置をとっておくものとする。（中部地方整備局）

（ウ）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。（医療機関）

（エ）（一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。（医師会）

２　関係者への的確な情報伝達体制の整備

（１）基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

（２）実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第２章　災害応急対策計画

基本方針

・自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第１節　発災直後の情報の収集･提供･連絡及び通信の確保

基本方針

・自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

主な活動

１　情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、あらゆる手段を用い、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

（１）基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

パトロール等の結果や通報、村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

（イ）道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はそのおそれがある場合、速やかに村、県、関係各機関へ通報するものとする。また、村や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用するなどお互いに協力するものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

第２節　救急・救助・消火活動

基本方針
・道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。
主な活動
１　村、県及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）全班、消防団

活動の内容

１　救急・救助活動

（１）基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

「風水害対策編」第３章第７節「救助・救急・医療活動」及び第８節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施するものとする。

イ【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するものとする。

第３節　災害応急対策の実施

基本方針
・各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知させる。
主な活動
１　道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。 　また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。 ２　関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

（１）基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

行政区域内の道路（橋梁等を含む。）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

（イ）災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して関係機関の一元化した情報提供を行うものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

２　関係機関の協力体制の確立

（１）基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施する上で有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに村、県、関係各機関へ通報する。また、村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

第４節　関係者への情報伝達活動

基本方針
・被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。
主な活動
１　被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

２　実施計画

（１）被災家族等に対する的確な情報伝達活動

ア【村、県、関係機関が実施する対策】

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。

第５節　道路（橋梁等を含む。）の応急復旧活動

基本方針
・道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。
主な活動
１　道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）土木建設班

活動の内容

１　基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を図るものとする。

２　実施計画

（１）迅速な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

ア【村が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。（中部地方整備局、中日本高速道路（株））

（イ）県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施するものとする。（建設業者団体等）

道路災害における連絡体制

（１）道路災害等事故情報の連絡

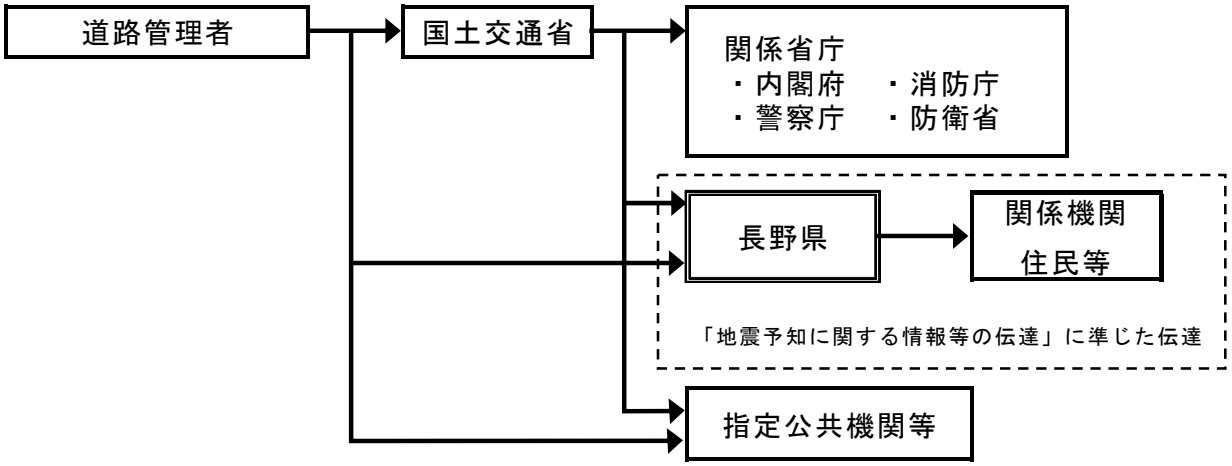

（２）道路事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

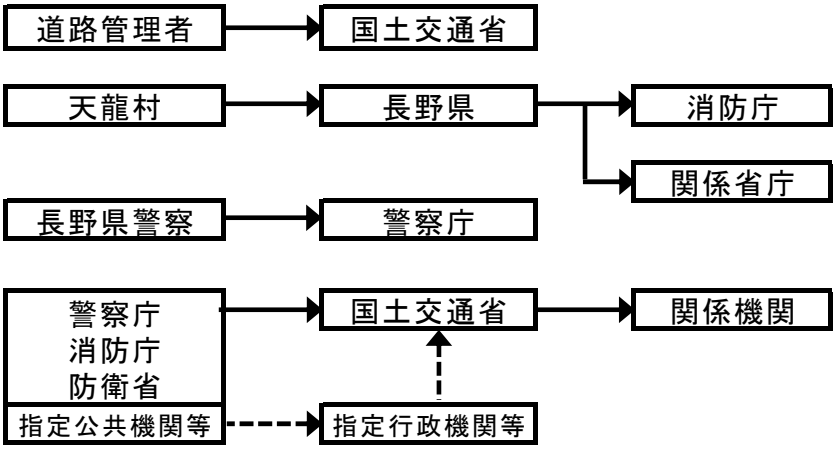

大規模な場合（ ┅┅→ は、指定公共機関等の場合）

（３）一般被害情報等の収集・連絡

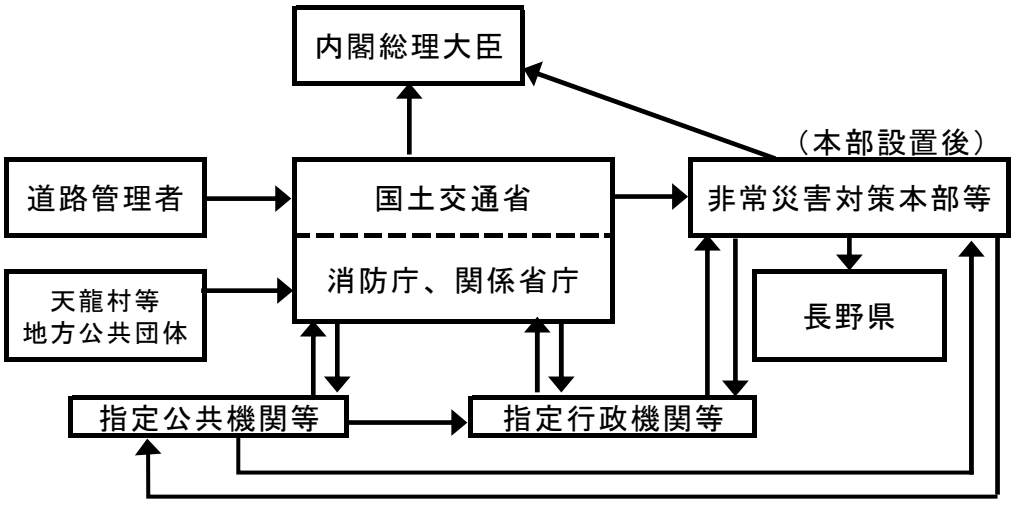

（４）応急対策活動情報の連絡

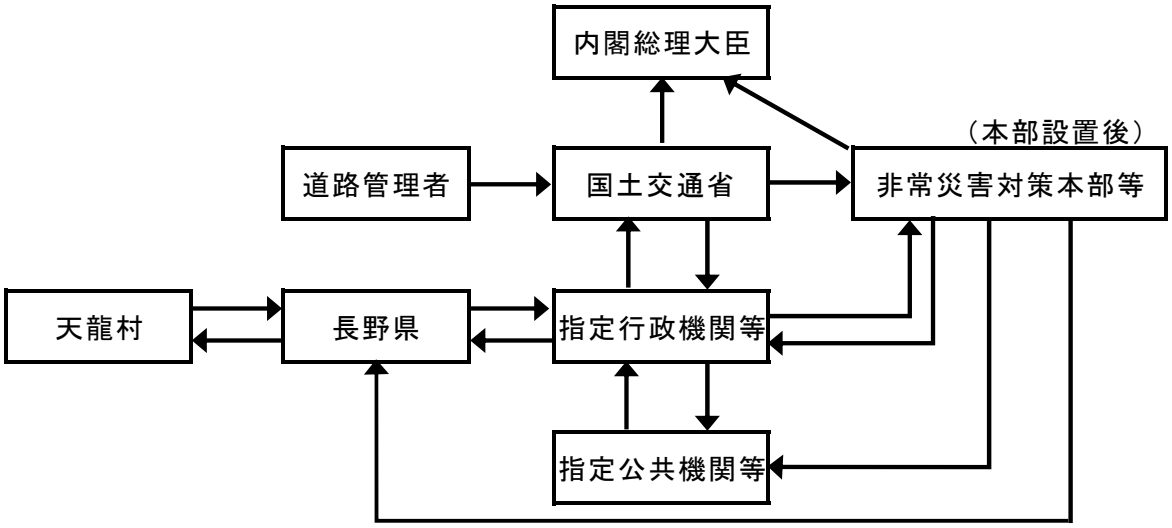

※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第１章　災害予防計画

基本方針

・大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び村民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第１節　鉄道交通の安全のための情報の充実

基本方針

・踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

主な取組み

１　県及び鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

実施機関

（通常時）総務課　　（本部体制下）

計画の内容

１　基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

２　実施計画

（１）事故防止のための知識の普及

ア【県及び鉄道事業者が実施する計画】（警察本部、鉄道会社）

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第２節　鉄道施設・設備の整備・充実等

基本方針

・大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。
また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置をとる必要がある。

主な取組み

１　村、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
２　鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
３　村、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
４　村及び県は、鉄道事故による村民生活への支障等を防止するために必要な措置をとる。

実施機関

（通常時）総務課、建設課、ＪＲ東海　　（本部体制下）

計画の内容

１　踏切道の保守・改良

（１）基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

（２）実施計画

ア【村、県、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

（ア）踏切道の立体交差化
（イ）踏切道の構造の改良
（ウ）踏切保安設備の整備

２　施設・設備の整備

（１）基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

（２）実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置をとることができるよう、以下の対策を行うものとする。

（ア）線路・路盤等の施設の適切な保守
（イ）線路防護施設の整備の推進
（ウ）運転保安設備の整備・充実
（エ）諸施設の新設及び改良
（オ）列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
（カ）救援車・作業車等の整備
（キ）建築限界の確認

（ク）保安設備の点検・整備

イ【東海旅客鉄道（株）が実施する計画】

非常用具及び応急工事用具、材料は、年２回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。

また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

３　鉄道施設周辺の安全の確保

（１）基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置をとる必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

４　被害の拡大を防止するための事前の措置

（１）基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置をとっておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び村民生活への支障並びに地域の孤立を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施するものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

（ア）鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努めるものとする。

（イ）事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努めるものとする。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

基本方針
・大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。 　事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。
主な取組み
１　村、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。 ２　鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置をとる。 ３　村、県及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。 ４　村、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。 ５　村、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。 ６　鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立に努める。 ７　鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。
実施機関
（通常時）総務課、建設課、ＪＲ東海　　（本部体制下）

計画の内容

１　情報収集・連絡体制の整備

（１）基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村、県及び鉄道事業者が実施する計画】

（ア）事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。

（イ）特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

２　通信手段の確保等

（１）基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

（２）実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

（ア）事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努めるものとする。

（イ）外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

３　救助・救急・消火活動のための体制の整備

（１）基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

風水害対策編第２章第６節「救助・救急・医療計画」及び第７節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努めるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

（ア）事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

（イ）火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

（ウ）事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努めるものとする。

（エ）鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

４　消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

（１）基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の搬送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

（イ）近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

（イ）（一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

５　緊急輸送活動のための体制の整備

（１）基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

（２）実施計画

ア【村、県及び道路管理者が実施する計画】

村、県及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

ウ【東海旅客鉄道（株）が実施する計画】

緊急自動車の配置所所長は、台帳を備えつけ、責任者を指定しておくとともに、年３回以上又は出動の都度整備を行い、併せてその機能状況を記録しておくものとする。

６　防災訓練の実施

（１）基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

（２）実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、村及び県の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

７　事故復旧への備え

（１）基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第２章　災害応急対策計画

基本方針

・本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

基本方針

・大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

主な活動

１　鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。

２　大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第一次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

実施機関

（通常時）　（本部体制下）本部事務局、土木建設班、ＪＲ東海

活動の内容

１　鉄道事故情報等の連絡

（１）基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生の情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

（２）実施計画

伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

ア【村、県及び鉄道事業者が実施する対策】

（ア）村、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。

（イ）発見又は連絡に基づき、村及び県はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

（ウ）発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

イ【県及び東海旅客鉄道（株）が実施する対策】

（ア）県及び東海旅客鉄道（株）は、斜面の浮き石、落石等を発見した場合には「斜面災害対策連絡体制」に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。

（イ）発見又は連絡に基づき、県はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるもの

とする。

（ウ）発見又は連絡に基づき、東海旅客鉄道（株）はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

２　その他各種情報等の収集・連絡

（１）基本方針

事故発生後の第一次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

（２）実施計画

事故発生直後の第一次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第２節　活動体制及び応援体制

基本方針
・大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。
主な活動
１　鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置をとり、必要な体制をとる。 ２　村及び県は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を要請する。 ３　村及び県は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続をとる。
実施機関
（通常時）　（本部体制下）本部事務局、土木建設班、ＪＲ東海

活動の内容

１　鉄道事業者の活動体制

（１）基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

（２）実施計画

ア【鉄道事業者が実施する対策】

（ア）被害拡大防止措置

a　関係列車の非常停止の手配

b　乗客の避難

（イ）活動体制の確立

a　職員の非常招集

b　情報収集連絡体制の確立

c　対策本部の設置

イ【東海旅客鉄道（株）が実施する対策】

（ア）非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置するものとする。

（イ）対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、ＦＡＸ等必要な情報連絡設備を設置するものとする。

２　広域応援体制

（１）基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、村、県は広域応援を要請し、また他の都道府県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

（ア）鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他都道府県・他市町村に応援

を求めるものとする。

（イ）他都道府県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

３　自衛隊派遣要請

（１）基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、県は自衛隊に災害派遣を要請する。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第３章「災害応急対策計画」第６節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。

第３節　救助・救急・消火活動

基本方針
・大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。
主な活動
１　村、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。
実施機関
（通常時）　（本部体制下）本部事務局、消防団、ＪＲ東海

活動の内容

１　基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、村、県及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

２　実施計画

（１）救急・救助・消火活動

ア【村及び県が実施する対策】

風水害対策編第３章第７節「救助・救急・医療活動」及び第８節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施するものとする。

イ【鉄道事業者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第４節　関係者等への情報伝達活動

基本方針
・被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。 　また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。
主な活動
１　被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。 ２　一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。
実施機関
（通常時）　（本部体制下）調査救助班、ＪＲ東海

活動の内容

１　被災者家族等への情報伝達活動

（１）基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

（２）実施計画

ア【村、県及び鉄道事業者が実施する対策】

村、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、被災者家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

２　一般住民への情報伝達活動

（１）基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

（２）実施計画

ア【村、県及び鉄道事業者が実施する対策】

村、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、被災者家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

このために必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。

イ【鉄道事業者が実施する対策】

鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行うものとする。

斜面災害対策連絡体制［長野県］

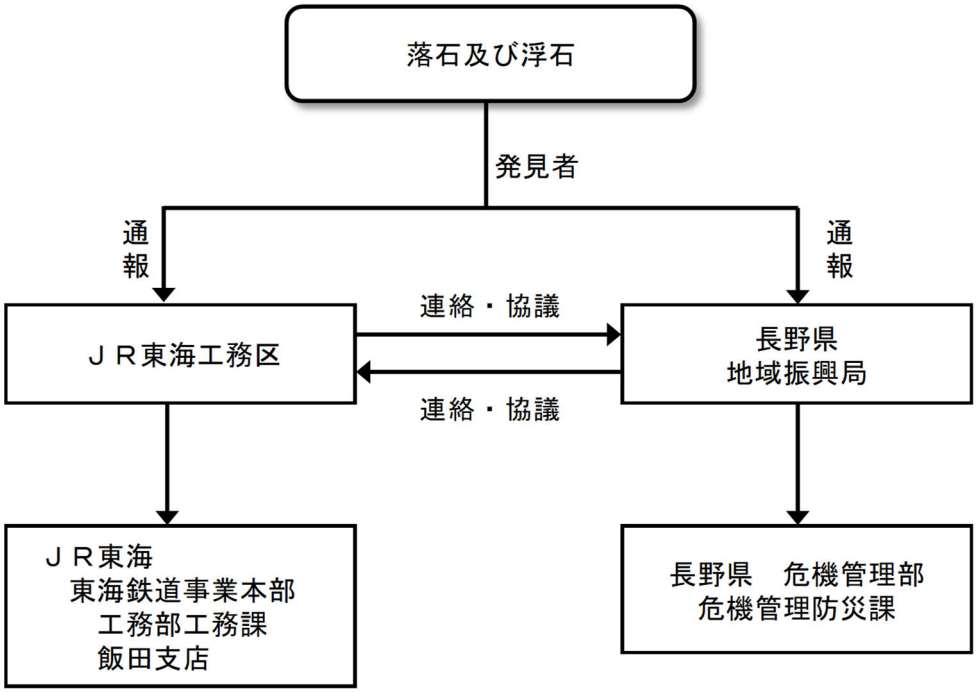

連絡先一覧

	ＪＲ東海		長野県	
飯田線	飯田支店	TEL0265-22-7082 FAX0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課	TEL026-235-7184 FAX026-233-4332
	新城工務区 （小和田・中井侍間 85K737m～85K900m）	TEL0536-23-6300 FAX0536-23-6392	南信州地域振興局 総務管理課（管轄地区 飯田市・下伊那郡）	TEL0265-53-0402 FAX0265-53-0404
	飯田工務区 （小和田・辰野間 85K900m～195K520m）	TEL0265-22-1144 FAX0265-22-5054	上伊那地域振興局 総務管理課 （管轄地区：伊那市・ 駒ケ根市・上伊那郡）	TEL0265-76-6802 FAX0265-76-6804
	☆緊急時・夜間連絡先			
	ＪＲ東海総合指令所	TEL052-541-1263 FAX052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課	TEL026-235-7184
			上伊那地域振興局 （代表番号で衛視が対応）	TEL0265-78-2111
			南信州地域振興局 （代表番号で衛視が対応）	TEL0265-23-1111

鉄道災害における連絡体制

（１）鉄道事故情報等の連絡

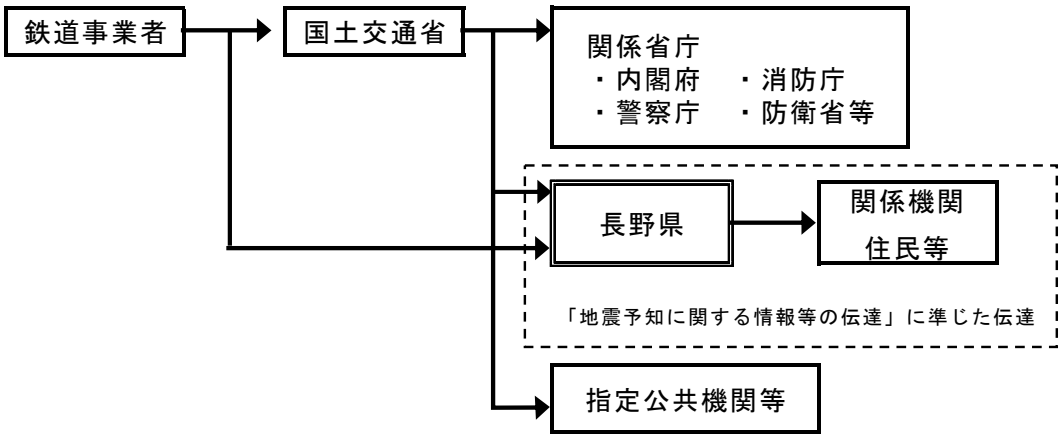

（２）鉄道事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

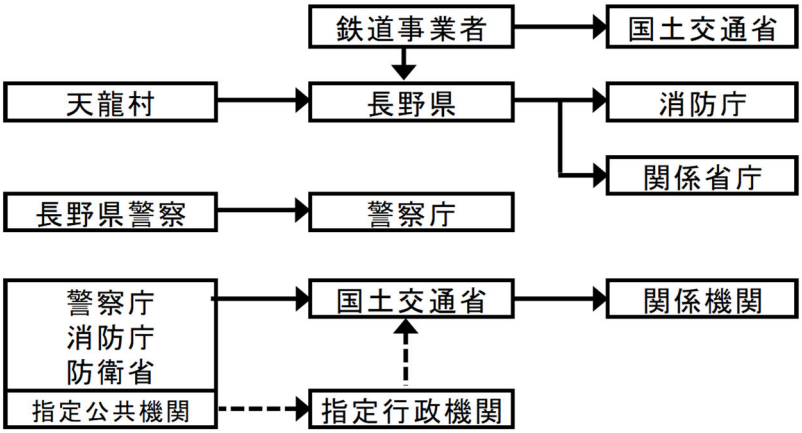

大規模な場合（ ----→ は、指定公共機関等の場合）

（３）一般被害情報等の収集・連絡

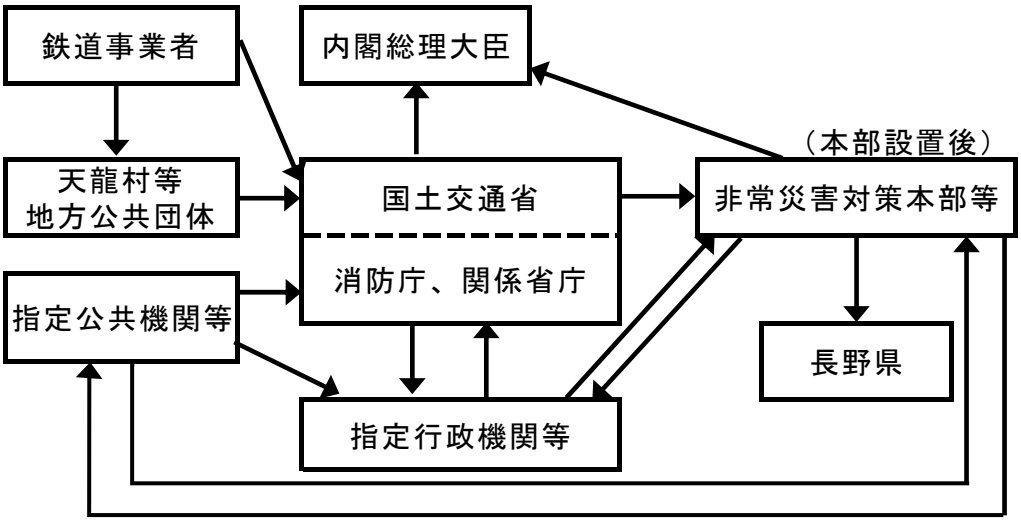

（４）応急対策活動情報の連絡

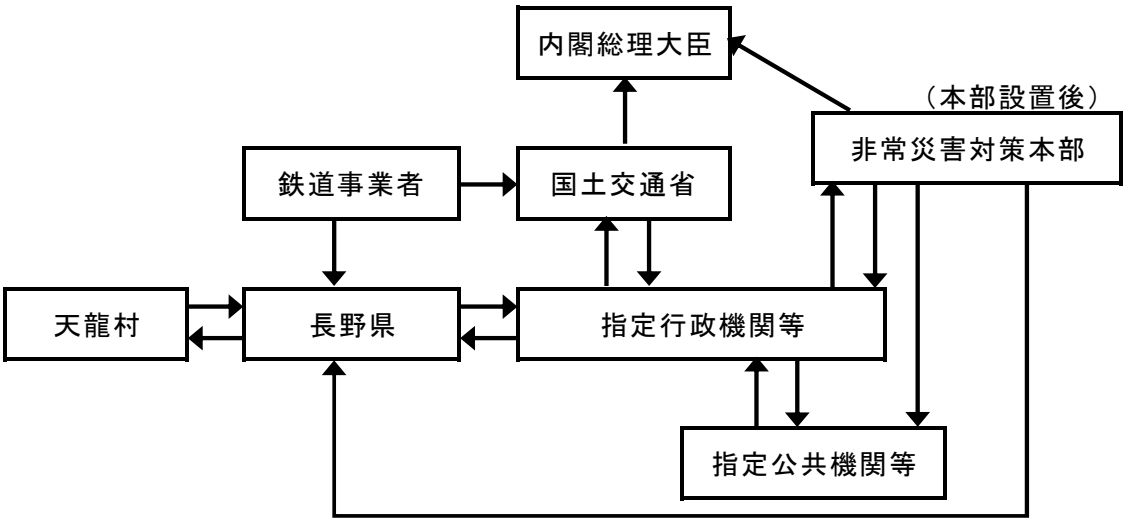

※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

危険物等災害対策編

第１章　災害予防計画

基本方針

・危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第１節　危険物等関係施設の安全性の確保

基本方針

・危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

主な取組み

１　危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

実施機関

（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　危険物等関係施設の安全性の確保

（１）基本方針

［危険物関係］

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

［火薬関係］

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、さらに火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

［高圧ガス関係］

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

［毒物劇物関係］

営業者及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

また、研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【村が実施する計画】

（ア）規制及び指導の強化

ａ　危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

ｂ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

ｃ　立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

（ａ）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（ｂ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

（イ）自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導するものとする。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

（ア）危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

（イ）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

（ウ）緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

［高圧ガス関係］

ア【関係機関が実施する計画】（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県ＣＥ検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実

施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

（ア）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年１回以上の不同沈下量の測定を実施するものとする。

（イ）高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持するものとする。

（ウ）高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。

（エ）ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施するものとする。

［毒物劇物関係］

ア【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

基本方針
・危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。
主な取組み
１　危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。 ２　危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。
実施機関
（通常時）建設課　　（本部体制下）

計画の内容

１　危険物等関係施設における災害応急体制の整備

（１）基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア【村が実施する計画】

（ア）消火資機材の整備促進

村は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。

（イ）相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

（ウ）県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

［火薬関係］

ア【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

（ア）自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

（イ）緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

［高圧ガス関係］

ア【関係機関が実施する計画】（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県ＣＥ検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立するものとする。

［毒物劇物関係］

ア【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

２　危険物等の大量流出時における防除体制の整備

（１）基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。

（イ）消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

（ア）危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。

（イ）関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

（ウ）給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。（水道事業者）

第２章　災害応急対策計画

基本方針

・本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。
また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

基本方針

・危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

主な活動

１　効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

実施機関

（通常時）　（本部体制下）本部事務局、土木建設班

活動の内容

１　基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

２　実施計画

（１）災害情報の収集・連絡活動

ア【村が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡するものとする。

イ【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡するものとする。

第２節　災害の拡大防止活動

基本方針
・危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。 　また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。
主な活動
１　危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局、土木建設班、医療班、消防団

活動の内容
危険物等施設における災害拡大防止応急対策

１　基本方針

［危険物関係］

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

［火薬関係］

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員及び周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

［毒物劇物関係］

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出し又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

［タンクローリー等の横転事故関係］

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、本章の各節において定めたところにより実施する。

２　実施計画

［危険物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

（イ）災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

（イ）危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

（ウ）危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じるものとする。

（エ）危険物施設における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

ｂ　関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

（オ）相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

（カ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

［火薬関係］

ア【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

（ア）保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

（イ）搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置をとり、危険区域内の村民を避難させるものとする。

［高圧ガス関係］

ア【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

（ア）施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報するものとする。

（イ）高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

（ウ）製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

（エ）貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。

（オ）漏洩ガスが、静電気、摩擦等により引火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

（カ）状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。

（キ）状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

［毒物劇物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行うものとする。

（イ）飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。

（ウ）消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行うものとする。

イ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

（イ）毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

（ウ）毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a　応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b　従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

ウ【水道事業者等が実施する対策】

取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。

［共通事項］

ア【村及び県が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第３章第７節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施するものとする。

第３節　危険物等の大量流出に対する応急対策

基本方針
・危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、県及び関係機関は、密接に連携を取りつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。
主な活動
１　危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。
実施機関
（通常時）　（本部体制下）本部事務局、土木建設班、医療班、消防団

活動の内容
危険物等大量流出時における応急対策

１　基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

２　実施計画

（１）危険物等の大量流出に対する応急対策

ア【村が実施する対策】

（ア）オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとるものとする。

（イ）飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。

（ウ）環境モニタリングを実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等）

（ア）危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）

（イ）危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報するものとする。（危険物等施設の管理者等）

（ウ）取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。（水道事業者）

危険物災害における連絡体制

（１）危険物等事故情報の連絡

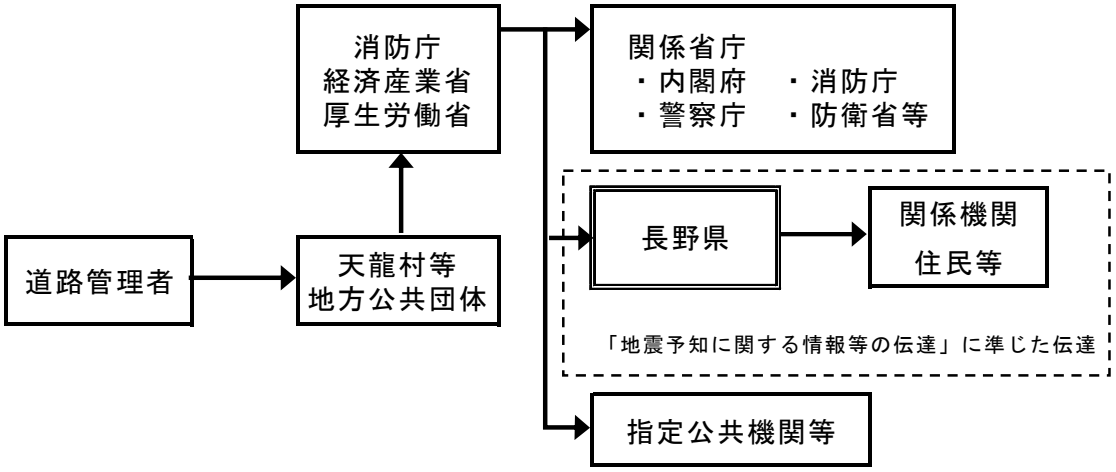

（２）危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

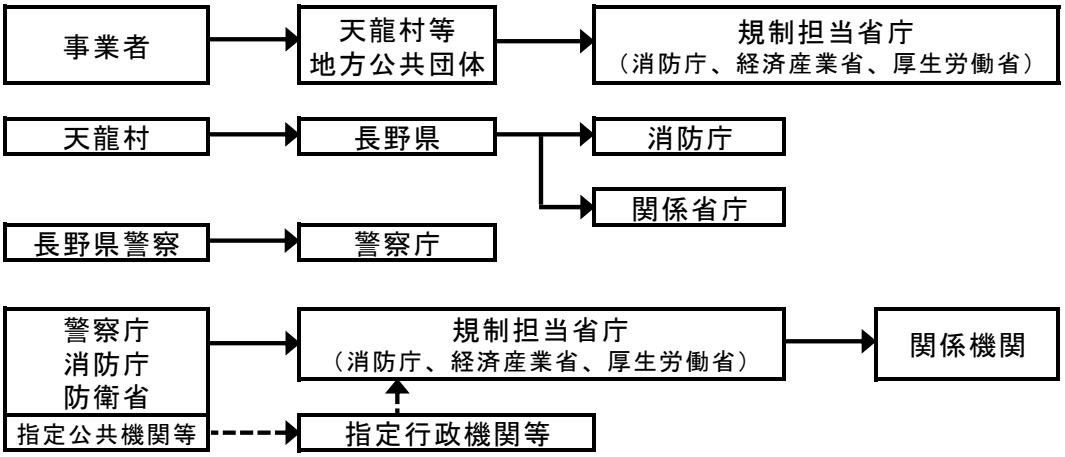

大規模な場合（ ----→ は、指定公共機関等の場合）

（３）一般被害情報等の収集・連絡

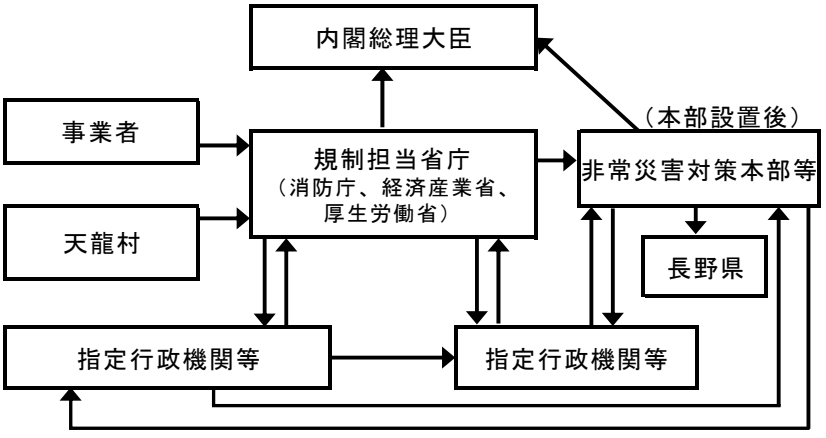

（４）応急対策活動情報の連絡

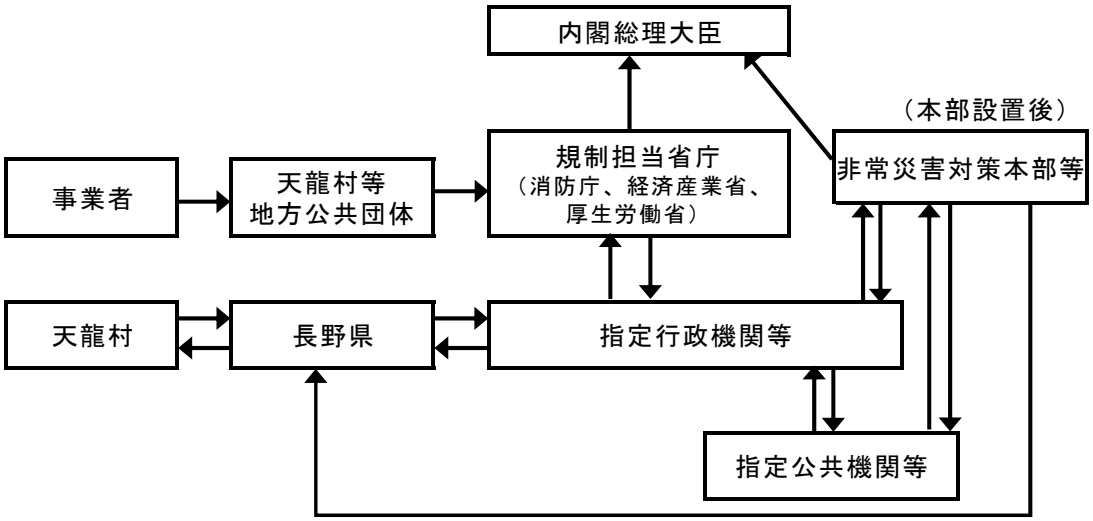

※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

大規模な火事災害対策編

第１章　災害予防計画

基本方針
・近年は、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。 このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び村民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いむらづくりを形成するものとする。

第１節　災害に強いむらづくり

基本方針
・村及び県は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いむらづくりを行うものとする。
主な取組み
１　大規模な火事災害に強いむらの形成 ２　火災に対する建築物の安全化
実施機関
（通常時）全課　　（本部体制下）

計画の内容

１　大規模な火事災害に強いむらの形成

（１）基本方針

村及び県は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いむらづくり・県づくりを行うものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から村内及び村民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

（イ）村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努めるものとする。

（ウ）木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いむらづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進するものとする。

２　火災に対する建築物の安全化

（１）基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、村民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指

導するものとする。
（イ）防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第 22 条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進するものとする。
（ウ）学校、病院等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備えるものとする。
（エ）消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。
（オ）所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

基本方針
・大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。
主な取組み
１　救助・救急用資機材の整備 ２　消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 ３　消火活動の計画 ４　避難誘導計画の整備
実施機関
（通常時）全課　　（本部体制下）

計画の内容

１　救助・救急用資機材の整備

（１）基本方針

令和５年４月１日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車119台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%※、救急自動車98.3%※である。

これらの状況から、救助工作車の及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる促進が必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア)消防団詰所、集会施設、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に村民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から村民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ【飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

（イ）大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

（ア）日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班１個班あたりの救護装備等の基

準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）
（イ）赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）
（ウ）大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

２　消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

（１）基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】
（ア）大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
ａ　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
ｂ　最先到着隊による措置
ｃ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
ｄ　応急救護所の設置基準、編成、任務等
ｅ　各活動隊の編成と任務
ｆ　消防団の活動要請
ｇ　通信体制
ｈ　関係機関との連絡
ｉ　報告及び広報
ｊ　訓練計画
ｋ　その他必要と認められる事項
（イ）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の搬送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
　また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
（ウ）関係機関の協力を得て、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】
（ア）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
（イ）（一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

３　消火活動の計画

（１）基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

飯田広域消防本部消防計画に基づき、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

（ア）消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

（イ）消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

（ウ）消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、村民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

（エ）火災予防

ａ　防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、村民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

ｂ　防火管理制度の効果的な運用

消防法第８条に規定する、学校、診療所、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に

実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

ｃ　危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

（ａ）可燃物と酸化剤の混合による発火

（ｂ）黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

（ｃ）金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

（オ）活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防ぎょ地域、延焼防止線の設定等の、火災防ぎょ計画等を定めるものとする。

（カ）応援協力体制の確立

大規模な火事災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

４　避難誘導計画

（１）基本方針

村は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の村民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。

（イ）村は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

第２章　災害応急対策計画

基本方針

・本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第１節　消火活動

基本方針

・大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。
・自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

主な活動

１　二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

実施機関

（通常時）　　（本部体制下）全班

活動の内容
消火活動

１　基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず村民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

２　実施計画

（１）消火活動計画

ア【村が実施する対策】

（ア）消火活動関係

ａ　出火防止及び初期消火

村民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

ｂ　情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

ｃ　応援要請等

（ａ）村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第３章第４節「広域相互応援活動」により行うものとする。

（ｂ）村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第３章第５節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

（イ）救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、村民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、風水害対策編第３章「災害応急対策計画」第７節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ【村民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

（ア）初期消火活動等

村民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

（イ）救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第２節　避難誘導活動

基本方針
・大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。
主な活動
１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）全班

活動の内容

１　基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

２　実施計画

（１）避難誘導活動計画

ア【村が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、診療所、村営住宅、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

第３章　災害復旧・復興計画

基本方針

・被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進にあたり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第１節　計画的復興の進め方

基本方針

・大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、村民の理解をもとめながら、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

主な活動

１　複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

実施機関

（通常時）総務課、建設課、地域振興課　　（本部体制下）

活動の内容

１　復興計画の作成

（１）基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いむらづくりを目指し、村の構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに村民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

村、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

大規模な火事災害における連絡体制

（１）大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

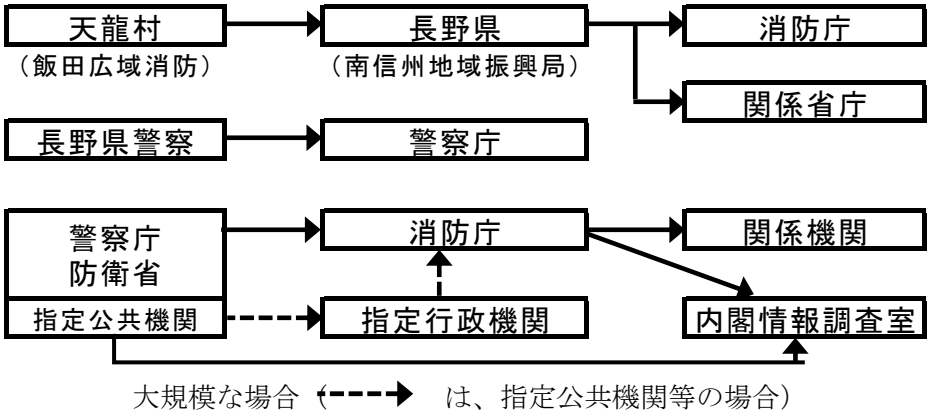

（２）一般被害情報等の収集・連絡

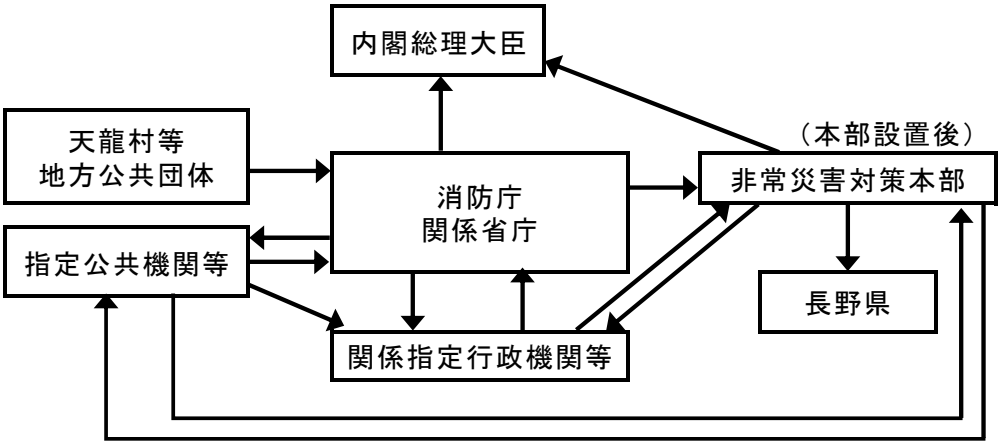

（３）応急対策活動情報の連絡

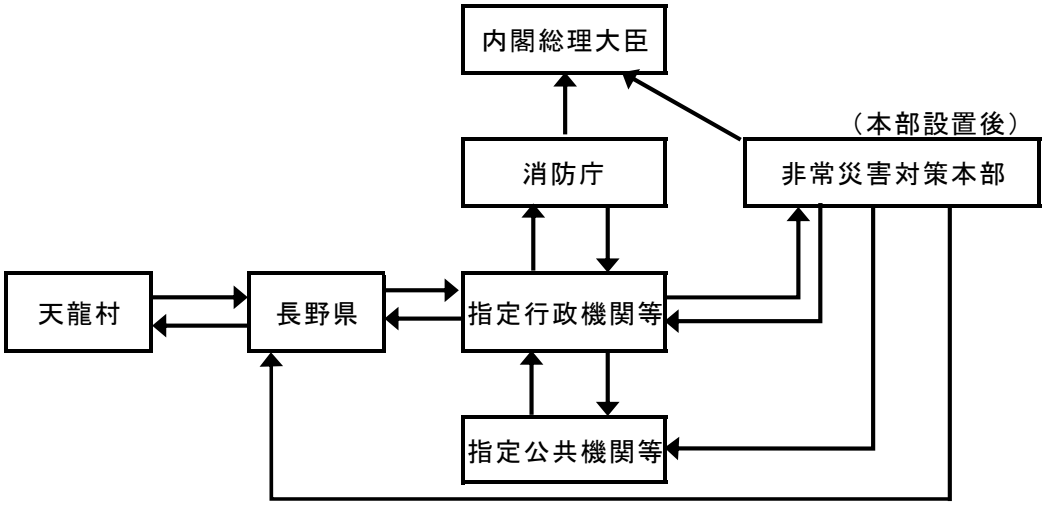

※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

林野火災対策編

第１章　災害予防計画

基本方針

・林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第１節　林野火災に強い地域づくり

基本方針

・村及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

主な取組み

１　関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
２　林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

実施機関

（通常時）全課　　（本部体制下）

計画の内容

１　林野火災対策計画の確立

（１）基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

関係機関と緊密な連携を取り、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

（ア）特別警戒実施計画
　a　特別警戒区域
　b　特別警戒時期
　c　特別警戒実施要領
（イ）消防計画
　a　消防分担区域
　b　出動計画
　c　防ぎょ鎮圧要領
（ウ）資機材整備計画
（エ）防災訓練の実施計画
（オ）啓発運動の推進計画

２　予防対策の実施

（１）基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

村及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

（ア）防火思想の普及

a　防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

b　林野火災予防協議会の設置等の推進を図るものとする。

c　自主防災組織の育成を図るものとする。

（イ）予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

a　林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進するものとする。

b　林野火災予防マップ作成の推進を図るものとする。

c　防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置)、防火水槽の設置等消防施設の整備を図るものとする。

d　自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進するものとする。

（ウ）山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

（エ）林野所有（管理）者に対する指導

a　火の後始末の徹底

b　防火線・防火樹帯の設置

c　自然水利の活用による防火用水の確保

d　地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立するものとする。

e　火災多発期における見回りの強化

f　消火のための水の確保等

（オ）応援体制の確立

a　長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第２節　林野火災防止のための情報の充実

基本方針
・林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。
主な取組み
１　気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。 ２　林業関係者、報道機関、村民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
実施機関
（通常時）総務課、地域振興課、消防団　　（本部体制下）

計画の内容

１　気象情報の収集体制の整備

（１）基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

（ア）気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

（イ）火災気象通報業務に関する協定に基づき、通報様式により県に通報するものとする。

２　林野火災関連情報等の収集体制の整備

（１）基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等を把握可能な体制を確立する。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

基本方針

・林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

主な取組み

１　情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
２　関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
３　消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
４　防災関係機関等と防災訓練を実施する。

実施機関

（通常時）総務課、地域振興課、消防団　　（本部体制下）

計画の内容

１　情報の収集・連絡関係

（１）基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。

２　災害応急体制の整備関係

（１）基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。

（イ）長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行うものとする。

３　消火活動関係

（１）基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。

（イ）空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握するものとする。

４　防災関係機関等の防災訓練の実施

（１）基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施するものとする。

（イ）消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

第２章　災害応急対策計画

基本方針

・林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第１節　林野火災の警戒活動

基本方針

・火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

主な活動

１　林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

実施機関

（通常時）　　**（本部体制下）本部事務局、農林調査班、消防団**

活動の内容

１　基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

２　実施計画

（１）林野火災の警戒計画

ア【村が実施する対策】

（ア）火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議するものとする。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

（イ）火入れ、たき火、喫煙等の制限

a　気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請するものとする。

b　長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、村民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。

c　火災警報の村民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底するものとする。

第２節　発災直後の情報の収集・連絡体制

基本方針
・林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。
主な活動
1　災害情報の収集及び連絡体制を確保する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局、農林調査班、消防団

活動の内容

１　基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

２　実施計画

（１）情報の収集・連絡計画

ア【村が実施する対策】

（ア）ヘリコプターによる偵察の要請

（イ）職員の災害現場への派遣

第３節　活動体制の確立

基本方針
・関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。
主な活動
１　災害情報の収集・連絡を実施する。 ２　事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局、農林調査班、消防団

活動の内容

１　災害情報の収集・連絡体制

（１）基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）職員の災害現場への派遣及び状況報告

（イ）消防本部からの県への火災即報の送信

（ウ）状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

２　林野所有（管理）者の活動体制

（１）基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

（２）実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求めるものとする。

イ【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行うものとする。

第４節　消火活動

基本方針
・被害の拡大を最小限にくい止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。
主な活動
1　地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。
実施機関
（通常時）　　（本部体制下）本部事務局、農林調査班、消防団

活動の内容

１　基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

２　実施計画

（１）消火活動

ア【村が実施する対策】

村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動にあたっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずるものとする。

（ア）出動部隊の出動区域
（イ）出動順路と防ぎょ担当区域
（ウ）携行する消防資機材及びその他の器具
（エ）指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
（オ）応援部隊の集結場所及び誘導方法
（カ）応急防火線の設定
（キ）救急救護対策
（ク）村民等の避難
（ケ）空中消火の要請

イ【関係機関が実施する対策】（中部森林管理局）

（ア）広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第３章「災害応急対策計画」第６節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請するものとする。

第５節　二次災害の防止活動

基本方針
・林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から県民を守るための措置をとる。
主な活動
１　二次災害発生を防止する措置をとるとともに、関係機関への情報提供を行う。
実施機関
（通常時）　　**（本部体制下）本部事務局、調査救助班、消防団**

活動の内容

１　基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。

２　実施計画

（１）二次災害の防止活動

ア【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第３章　災害復旧計画

基本方針
林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。
主な活動
１　森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。
実施機関
（通常時）総務課。建設課　　（本部体制下）

活動の内容

１　基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

２　実施計画

（１）災害復旧計画

ア【村が実施する対策】

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行うものとする。

林野火災における連絡体制

（１）林野火災発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

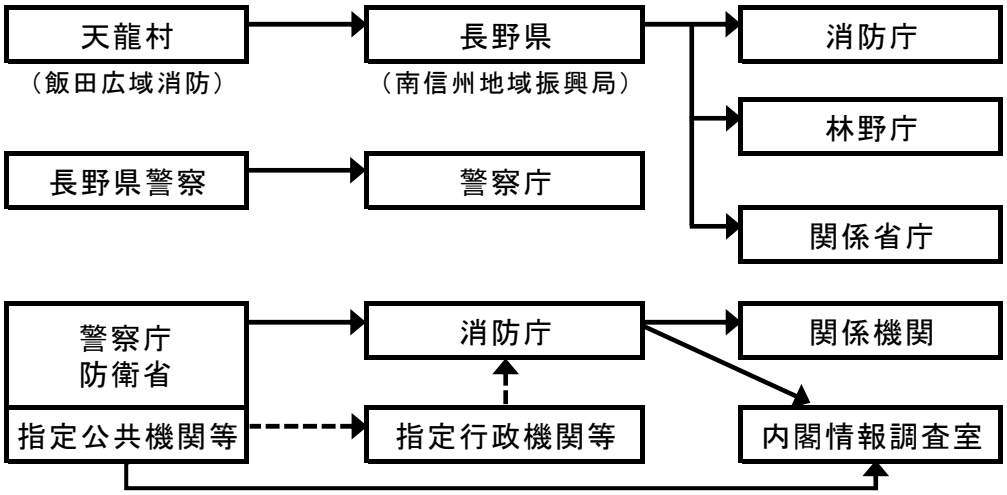

大規模な場合（ ------→ は、指定公共機関等の場合）

（２）一般被害情報等の収集・連絡

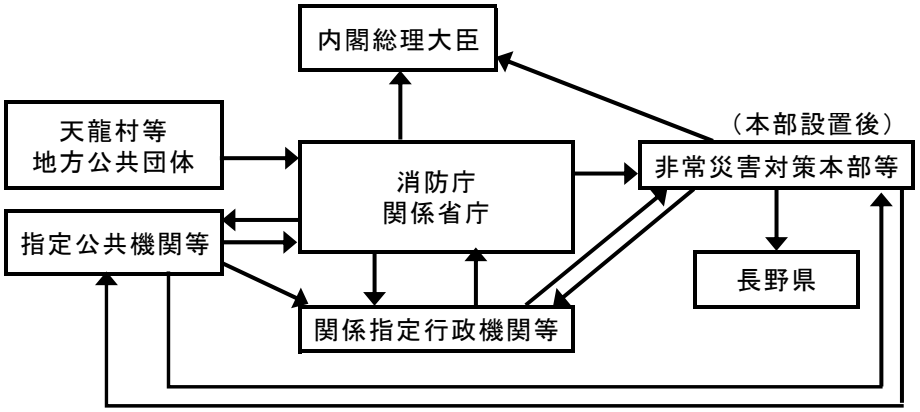

（３）応急対策活動情報の連絡

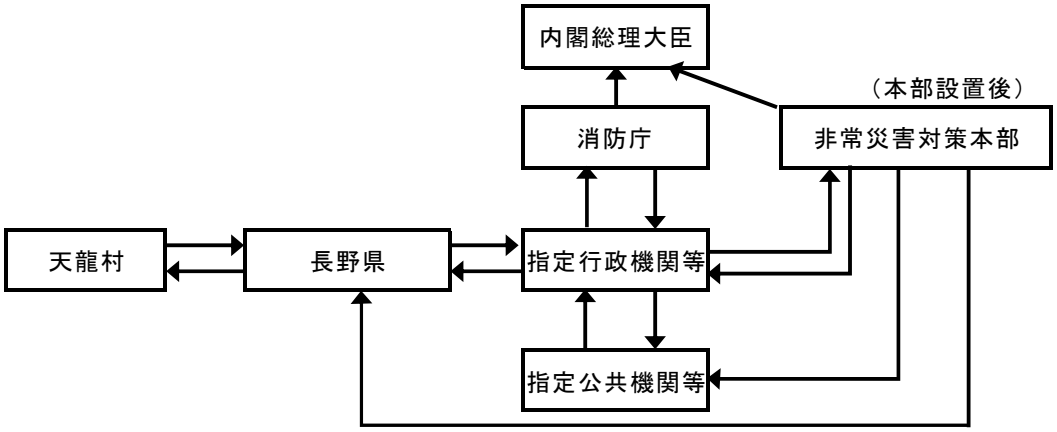

※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

別紙　各計画担当一覧

章	節	タイトル	通常業務体制								その他				災害対策本部体制																掲載ページ
			総務課	議会事務局	住民税務課	健康福祉課	地域振興課	建設課	教育委員会	消防団	消防本部	警察署	電力会社	関係機関	本部事務局	住民部				建設部			地域振興部			教育部			消防団（再掲）		
																調査救助班	医療班	社会就労センター対策班	社協対策班	土木建設班	上下水道班	防疫防除班	農林調査班	商工班	温泉（南支所）対策班	学校教育班	保育所対策班	社会教育班		
風水害対策編																														1
1		総則																												2
	1	計画作成の趣旨																												3
	2	防災の基本理念及び施策の概要																												4
	3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱																												7
	4	防災面からみた天龍村の概況																												18
2		災害予防計画																												23
	1	風水害に強いむらづくり	●	●	●	●	●	●	●																					24
	2	災害発生直前対策	●	●	●	●	●	●	●																					30
	3	情報の収集・連絡体制計画	●																											32
	4	活動体制計画	●	●	●	●	●	●	●																					34
	5	広域相互応援計画	●																											37
	6	救助・救急・医療計画	●		●																									41
	7	消防・水防活動計画	●					●																						45
	8	要配慮者支援計画	●		●				●																					49
	9	緊急輸送計画	●				●																							57
	10	障害物の処理計画						●																						60
	11	避難の受入活動計画	●		●				●																					61
	12	孤立防止対策	●					●																						70
	13	食料品等の備蓄・調達計画	●				●																							73
	14	給水計画						●																						76
	15	生活必需品の備蓄・調達計画			●		●																							78
	16	危険物施設等災害予防計画	●				●																							81
	17	電気施設災害予防計画						●																						83
	18	上水道施設等災害予防計画						●																						84
	19	下水道施設等災害予防計画						●																						85
	20	通信・放送施設災害予防計画	●																											87
	21	鉄道施設災害予防計画	●																											91
	22	災害広報計画	●																											92
	23	土砂災害等の災害予防計画						●																						94
	24	建築物災害予防計画						●																						99
	25	道路及び橋梁災害予防計画						●																						101
	26	河川施設等災害予防計画						●																						103
	27	農林水産物災害予防計画					●																							105
	28	二次災害の予防計画	●					●																						107
	29	防災知識普及計画	●							●																			●	109
	30	防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●																					115
	31	災害復旧・復興への備え	●																											118
	32	自主防災組織等の育成に関する計画					●																							120
	33	企業防災に関する計画	●		●																									122
	34	ボランティア活動の環境整備	●																											124
	35	財政調整基金等積立及び運用計画	●		●																									127
	36	風水害対策に関する調査研究及び観測	●																											128
	37	観光地の災害予防計画					●																							129
	38	村民及び事業者による地区内の防災活動の推進	●				●																							131
3		災害応急対策計画																												132
	1	災害直前活動	●	●	●	●	●	●	●																					133
	2	災害情報の収集・連絡活動	●	●	●	●	●	●	●																					151
	3	非常参集職員の活動	●	●	●	●	●	●	●																					164
	4	広域相互応援活動													●															177
	5	ヘリコプターの運用計画													●															183
	6	自衛隊の災害派遣													●															188
	7	救助・救急・医療活動								●							●											●		192
	8	消防・水防活動								●																		●		196
	9	要配慮者に対する応急活動														●	●										●			199
	10	緊急輸送活動													●															202
	11	障害物の処理活動																		●										206
	12	避難受入及び情報提供活動													●	●	●										●			208
	13	孤立地域対策活動													●	●														227
	14	食料品等の調達供給活動													●								●							230
	15	飲料水の調達供給活動																			●									233

章	節	タイトル	通常業務体制								その他				災害対策本部体制																掲載ページ
			総務課	議会事務局	住民税務課	健康福祉課	地域振興課	建設課	教育委員会	消防団	消防本部	警察署	電力会社	関係機関	本部事務局	住民部				建設部			地域振興部			教育部			消防団（再掲）	
																調査救助班	医療班	社会就労センター対策班	社協対策班	土木建設班	上下水道班	防疫防除班	農林調査班	商工班	温泉（南支所）対策班	学校教育班	保育所対策班	社会教育班		
	16	生活必需品の調達供給活動													●	●														235
	17	保健衛生、感染症予防活動															●													236
	18	遺体の捜索及び対策等の活動															●					●								239
	19	廃棄物の処理活動																				●								241
	20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動													●															243
	21	危険物施設等応急活動								●														●					●	244
	22	電気施設応急活動													●															248
	23	上水道施設応急活動																			●									250
	24	下水道施設等応急活動																			●									251
	25	通信・放送施設応急活動													●															253
	26	鉄道施設応急活動													●															255
	27	災害広報活動													●															256
	28	土砂災害等応急活動																		●										258
	29	建築物災害応急活動																		●										261
	30	道路及び橋梁応急活動																		●										263
	31	河川施設等応急活動																		●										265
	32	災害の拡大防止と二次災害の防止活動													●					●										267
	33	農林水産物災害応急活動																					●							273
	34	文教活動																								●	●			275
	35	飼養動物の保護対策														●														277
	36	ボランティアの受入れ体制																	●											278
	37	義援物資及び義援金の受入れ体制													●															281
	38	災害救助法の適用													●															283
	39	観光地の災害応急対策																						●	●					285
4		災害復旧計画																												286
	1	復旧・復興の基本方針の決定													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		287
	2	迅速な原状復旧の進め方													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		288
	3	計画的な復興													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		290
	4	資金計画													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		293
	5	被災者等の生活再建等の支援													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		294
	6	被災中小企業等の復興																						●						299
	7	被災した観光地の復興																						●	●					300
震災対策編																														302
1		総則																												303
	1	計画作成の趣旨																												304
	2	防災の基本理念及び施策の概要																												305
	3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱																												306
	4	防災面から見た天龍村の概況																												317
	5	被害想定																												318
2		災害予防計画																												332
	1	地震に強いむらづくり	●	●	●	●	●	●	●																					333
	2	情報の収集・連絡体制計画	●																											338
	3	活動体制計画	●	●	●	●	●	●	●																					340
	4	広域相互応援計画																												343
	5	救助・救急・医療計画			●																									344
	6	消防・水防活動計画																												349
	7	要配慮者支援計画																												349
	8	緊急輸送計画																												349
	9	障害物の処理計画						●																						350
	10	避難の受入活動計画	●		●				●																					351
	11	孤立防止対策																												359
	12	食料品等の備蓄・調達計画																												359
	13	給水計画																												359
	14	生活必需品の備蓄・調達計画																												359
	15	危険物施設等災害予防計画					●																							360
	16	電気施設災害予防計画																												364
	17	上水道施設災害予防計画						●																						365
	18	下水道施設等災害予防計画						●																						366
	19	通信・放送施設災害予防計画	●																											368
	20	鉄道施設災害予防計画																												373
	21	災害広報計画																												373
	22	土砂災害等の災害予防計画						●																						374

章	節	タイトル	通常業務体制								その他				災害対策本部体制																			掲載ページ
			総務課	議会事務局	住民税務課	健康福祉課	地域振興課	建設課	教育委員会	消防団	消防本部	警察署	電力会社	関係機関	本部事務局	住民部				建設部				地域振興部			教育部			消防団（再掲）				
																調査救助班	医療班	社会就労センター対策班	社協対策班	土木建設班	上下水道班	防疫防除班	農林調査班	商工班	温泉（南支所）対策班	学校教育班	保育所対策班	社会教育班					
	23	建築物災害予防計画			●			●	●																									379
	24	道路及び橋梁災害予防計画						●																										382
	25	河川施設等災害予防計画						●																										384
	26	農林水産物災害予防計画					●																											385
	27	積雪期の地震災害予防計画	●	●	●	●	●	●	●																									387
	28	災害の拡大防止と二次災害の防止活動						●																										391
	29	防災知識普及計画	●							●																							●	395
	30	防災訓練計画																																401
	31	災害復旧・復興への備え																																401
	32	自主防災組織等の育成に関する計画																																401
	33	企業防災に関する計画					●																											402
	34	ボランティア活動の環境整備																																404
	35	財政調整基金等積立及び運用計画																																404
	36	震災対策に関する調査研究及び観測	●																															405
	37	観光地の災害予防計画																																406
	38	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																																406
3		災害応急対策計画																																407
	1	災害情報の収集・連絡活動	●	●	●	●	●	●	●																									408
	2	非常参集職員の活動																																417
	3	広域相互応援活動													●																			418
	4	ヘリコプターの運用計画																																423
	5	自衛隊の災害派遣																																423
	6	救助・救急・医療活動																																423
	7	消防・水防活動								●																							●	424
	8	要配慮者に対する応急活動																																427
	9	緊急輸送活動																																427
	10	障害物の処理活動																		●														428
	11	避難受入及び情報提供活動														●																		430
	12	孤立地域対策活動																																441
	13	食料品等の調達供給活動																																441
	14	飲料水の調達供給活動																																441
	15	生活必需品の調達供給活動																																441
	16	保健衛生、感染症予防活動																																441
	17	遺体の捜索及び処置等の活動																																441
	18	廃棄物の処理活動																																441
	19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動																																442
	20	危険物施設等応急活動																																442
	21	電気施設応急活動																																442
	22	上水道施設応急活動																																442
	23	下水道施設等応急活動																																442
	24	通信・放送施設応急活動																																442
	25	鉄道施設応急活動													●																			443
	26	災害広報活動																																444
	27	土砂災害等応急活動																		●														445
	28	建築物災害応急活動																		●														448
	29	道路及び橋梁応急活動																																450
	30	河川施設等応急活動																																450
	31	災害の拡大防止と二次災害の防止活動													●					●														451
	32	農林水産物災害応急活動																					●											457
	33	文教活動																									●	●						459
	34	飼養動物の保護対策																																461
	35	ボランティアの受入れ体制																																461
	36	義援物資及び義援金の受入れ体制																																461
	37	災害救助法の適用																																461
	38	観光地の災害応急対策																																461
4		災害復旧計画																																463
	1	復旧・復興の基本方針の決定																																464
	2	迅速な原状復旧の進め方																																464
	3	計画的な復興																																464
	4	資金計画																																464
	5	被災者等の生活再建等の支援																																464

章	節	タイトル	通常業務体制								その他				災害対策本部体制																掲載ページ
			総務課	議会事務局	住民税務課	健康福祉課	地域振興課	建設課	教育委員会	消防団	消防本部	警察署	電力会社	関係機関	本部事務局	住民部				建設部				地域振興部			教育部			消防団（再掲）	
																調査救助班	医療班	社会就労センター対策班	社協対策班	土木建設班	上下水道班	防疫防除班	農林調査班	商工班	温泉（南支所）対策班	学校教育班	保育所対策班	社会教育班		
	6	被災中小企業等の復興																												464
	7	被災した観光地の復興																												464
5		東海地震等に関する事前対策活動																												465
	1	総則																												466
	2	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制																												467
	3	情報収集伝達計画																												470
	4	広報計画													●	●														473
	5	避難活動等														●	●										●			475
	6	食料、生活必需品、飲料水の確保計画													●					●			●							478
	7	医療救護及び保健衛生活動計画								●							●												●	480
	8	児童生徒等の保護活動計画																								●	●			482
	9	消防・救急救助対策等								●						●													●	483
	10	防災関係機関の講ずる措置												●																484
	11	売り惜しみ・買い占め等の防止																						●						486
	12	交通対策																		●										487
	13	緊急輸送													●															489
	14	事業所等対策計画					●																							490
6		南海トラフ地震臨時の運用																												491
	1	総則																												492
	2	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動																												494
	3	情報の収集伝達計画																												495
	4	広報計画													●	●														497
	5	災害応急対策をとるべき期間													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		499
	6	避難対策等	●																											500
	7	村民の防災対応	●																											503
	8	企業等対策計画					●																							504
	9	防災関係機関のとるべき措置												●																507
	10	関係機関との連携協力の確保													●															511
	11	地震防災上必要な教育及び広報活動計画	●							●																			●	512
原子力災害対策編																														515
1		総則																												517
	1	本編作成の趣旨																												518
	2	防災の基本方針																												519
	3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱																												520
2		災害に対する備え																												523
3		災害応急対策																												525
	1	基本方針																												526
	2	情報の収集・連絡活動																												527
	3	モニタリング等																												528
	4	健康被害防止対策																												529
	5	村民等への的確な情報伝達																												530
	6	屋内退避、避難誘導等の防護活動																												531
	7	飲料水・飲食物の摂取制限等																												533
	8	県外からの避難者の受入れ活動																												534
	9	災害からの復旧・復興																												535
	10	核燃料物質等輸送事故災害への対応																												537
その他災害対策編																														539
雪害対策編																														541
1		災害予防計画																												542
	1	雪害に強い地域づくり	●	●	●	●	●	●	●																					542
	2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	●	●	●	●	●	●	●																					548
	3	観測・予測体制の充実	●																											551
2		災害応急対策計画																												552
	1	災害直前活動	●																											552
	2	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	●				●	●																						554
	3	避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮	●																											557

章	節	タイトル	通常業務体制								その他				災害対策本部体制																掲載ページ
			総務課	議会事務局	住民税務課	健康福祉課	地域振興課	建設課	教育委員会	消防団	消防本部	警察署	電力会社	関係機関	本部事務局	住民部				建設部			地域振興部			教育部			消防団（再掲）		
																調査救助班	医療班	社会就労センター対策班	社協対策班	土木建設班	上下水道班	防疫防除班	農林調査班	商工班	温泉（南支所）対策班	学校教育班	保育所対策班	社会教育班		
道路災害対策編																														559
1		災害予防計画																												560
	1	道路交通の安全のための情報の充実						●																						560
	2	道路（橋梁等を含む。）の整備						●																						561
	3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え						●																						562
2		災害応急対策計画																												563
	1	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保																		●										563
	2	救急・救助・消火活動								●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	564
	3	災害応急対策の実施																		●										565
	4	関係者への情報伝達活動																		●										567
	5	道路（橋梁等を含む。）の応急復旧活																		●										568
鉄道災害対策編																														571
1		災害予防計画																												572
	1	鉄道交通の安全のための情報の充実	●																											572
	2	鉄道施設・設備の整備・充実等	●					●						●																573
	3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	●					●						●																575
2		災害応急対策計画																												578
	1	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保												●	●					●										578
	2	活動体制及び応援体制												●	●					●										580
	3	救助・救急・消火活動								●				●	●														●	582
	4	関係者等への情報伝達活動												●		●														583
危険物等災害対策編																														587
1		災害予防計画																												588
	1	危険物等関係施設の安全性の確保						●																						588
	2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え						●																						591
2		災害応急対策計画																												593
	1	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保													●					●										593
	2	災害の拡大防止活動								●					●		●			●									●	594
	3	危険物等の大量流出に対する応急対策								●					●		●			●									●	598
大規模な火事災害対策編																														601
1		災害予防計画																												602
	1	災害に強いむらづくり	●	●	●	●	●	●	●																					602
	2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	●	●	●	●	●	●	●																					604
2		災害応急対策計画																												608
	1	消火活動													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		608
	2	避難誘導活動													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		610
3		災害復旧・復興計画																												611
	1	計画的復興の進め方	●				●	●																						611
林野火災対策編																														613
1		災害予防計画																												615
	1	林野火災に強い地域づくり	●	●	●	●	●	●	●																					615
	2	林野火災防止のための情報の充実	●				●			●																				●	617
	3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	●				●			●																				●	618
2		災害応急対策計画																												620
	1	林野火災の警戒活動								●					●								●							●	620
	2	発災直後の情報の収集・連絡体制								●					●								●							●	621
	3	活動体制の確立								●					●								●							●	622
	4	消火活動								●					●								●							●	623
	5	二次災害の防止活動								●					●	●														●	624
3		災害復旧計画	●					●																							625

資　料　編

目次

１　防災関係機関に関する資料 １
２　災害危険箇所に関する資料 ４
３　水防に関する資料 18
４　危険物に関する資料 21
５　避難所及び備蓄に関する資料 22
６　輸送に関する資料 27
７　災害支援制度に関する資料 28
８　条例 ・ 規則等に関する資料 33
９　災害時の応援協定に関する資料 38
10　その他防災に関する資料 59
11 各種様式に関する資料 71

1　防災関係機関に関する資料

資料１－１　防災関係機関一覧表

１　村

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
天龍村役場	下伊那郡天龍村平岡878	0260-32-2001
天龍村役場南支所	下伊那郡天龍村神原5786-14	0260-32-3111

２　消防機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
飯田広域消防本部	飯田市東栄町3345	0265-23-0119
阿南消防署	下伊那郡阿南町西條417-15	0260-22-3344
阿南消防署和田分署	飯田市南信濃八重河内121	0260-34-5588

３　警　察

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
阿南警察署	下伊那郡泰阜村温田8447-3	0260-25-0110
阿南警察署天龍村駐在所	下伊那郡天龍村平岡1264	0260-32-2027

４　県

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
危機管理部危機管理防災課	長野市南長野幅下692-2	026-235-7184
南信州地域振興局	飯田市追手町2-678	0265-23-1111
飯田建設事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111
下伊那南部建設事務所	下伊那郡天龍村平岡1262-1	0260-32-2155
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111

５　指定地方行政機関及びその現地機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
関東農政局長野地域センター	長野市旭町1108	026-233-2500
中部森林管理局南信森林管理署上村森林事務所	飯田市上村上町858-10	0260-36-2414
長野労働局飯田労働基準監督署	飯田市高羽町6-1-5　飯田高羽合同庁舎	0265-22-2635
中部地方整備局飯田国道事務所	飯田市東栄町3350	0265-53-7200
中部地方整備局天竜川上流河川事務所遠山川砂防出張所	飯田市南信濃八重河内209-5	0260-34-2376
中部電力(株)平岡水力管理所	下伊那郡天龍村平岡286	0260-32-2291
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738

６　自衛隊

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	026-233-2108
陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊本部	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

７　指定公共機関及びその現地機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5	026－225－4389 （夜間土休日は局番なしの113か、携帯電話からは0120-444-113）
(株)ＮＴＴドコモ長野支店	長野市上千歳町1112-1	026-291-7170
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200
中部電力パワーグリッド㈱ 飯田支社	飯田市吾妻町100	0120-984-933
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
日本赤十字社長野県支部天龍村分区	下伊那郡天龍村平岡878 天龍村役場 健康福祉課	0260-32-1021
佐川急便株式会社　飯田営業所	飯田市三日市場1440-1	0570-01-0574

日本郵便(株)信越支社	長野市栗田801	026-231-2211
日本郵便(株)平岡郵便局	下伊那郡天龍村平岡581-1	0260-32-2200
日本郵便(株)神原郵便局	下伊那郡天龍村神原1099-2	0260-32-2230
東海旅客鉄道(株)飯田支店	飯田市上飯田5356	0265-22-7084

８　指定地方公共機関及びその現地機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
信越放送(株)（ＳＢＣ）	長野市問御所町1200	026-237-0500
(株)長野放送（ＮＢＳ）	長野市岡田町131-7	026-227-3000
(株)テレビ信州（ＴＳＢ）	長野市若里1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送(株)（ａｂｎ）	長野市七瀬4-5	026-223-1000
長野エフエム放送(株)（ＦＭ長野）	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400
信南交通(株)	飯田市大通2-208	0265-22-1801
(一社)長野県ＬＰガス協会	長野市中御所1-16-13	026-229-8734
(社福)長野県社会福祉協議会	長野市中御所岡田98-1	026-228-4244

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
(一社)飯田医師会	飯田市大通1-29	0265-22-1800
天龍村社会福祉協議会	下伊那郡天龍村平岡773-2	0260-32-2277
みなみ信州農業協同組合	飯田市鼎東鼎281	0265-56-2300
飯伊森林組合	飯田市常盤町30	0265-22-0604
天龍村商工会	下伊那郡天龍村平岡914-9	0260-32-2066

２　災害危険箇所に関する資料

資料２－１　危険箇所等総括表

（令和６年２月１日現在）

区分			箇所数
山地災害危険地	地すべり危険地区（県林務部所管）		7
	山腹崩壊危険地区		54
	崩壊土砂流出危険地区		55
土砂崩壊危険箇所（県農政部所管）			14
急傾斜地崩壊危険箇所			104
	Ⅰ	39	
	Ⅱ	65	
	Ⅲ	0	
土石流危険渓流			34
	Ⅰ	18	
	Ⅱ	16	
	Ⅲ	0	

（注）Ⅰ　保全人家５戸以上である。（５戸未満であっても公共建物又は要配慮者関連施設がある。）

Ⅱ　保全人家１～４戸ある。

Ⅲ 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

資料２－２ 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（土石流）

（様式第1-2号）

概　　要　　書　（ 1 / 1 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
土石流	神原	D06-413-001	1	100,358		0	2,928		8	
土石流	柳島(1)	D06-413-002	0	949		0	76		5	
土石流	柳島(2)	D06-413-003	1	37,561		0	16,422		5	
土石流	中河内川	D06-413-004	0	58,654		0	37,596		5	
土石流	大河内(3)	D06-413-005	1	6,161					6	
土石流	大河内(4)	D06-413-006	1	15,934		0	750		6	
土石流	向沢	D06-413-007	4	21,332		0	628		6	
土石流	大河内(1)	D06-413-008	5	20,228		0	84		6	
土石流	小屋野沢	D06-413-009	1	34,798		1	5,236		6 - 7	
土石流	大河内(5)	D06-413-010	0	47,764		0	144		6 - 7	
土石流	大河内(6)	D06-413-011	0	52,730		0	172		6 - 7	
土石流	大河内(2)	D06-413-012	0	30,024		0	734		7	
土石流	大河内(7)	D06-413-013	0	2,500		0	416		7	
土石流	浪合川(1)-1	D06-413-014	0	65,723		0	621		6 - 7	
土石流	浪合川(1)-2	D06-413-015	0	68,493		0	1,747		6 - 7	
土石流	浪合川(2)	D06-413-016	0	5,507		0	1,607		6 - 7	
土石流	浪合川(3)	D06-413-017	0	26,206		0	6,152		6 - 7	
土石流	シンガ沢	D06-413-018	4	8,593		0	165		6 - 7	
土石流	宮ノ沢	D06-413-019	3	16,328					6	
土石流	軒山沢	D06-413-020	5	16,389					6	
土石流	明ヶ島川	D06-413-021	0	41,696		1	26,271		4	
土石流	田井沢	D06-413-022	1	6,291		0	735		4	
土石流	日代川(2)	D06-413-023	1	16,635		1	12,525		4	
土石流	丁地沢	D06-413-024	2	10,981					3	
土石流	長島	D06-413-025	0	25,915		0	9		1	
土石流	月沢川	D06-413-026	0	2,739		0	257		1	
土石流	田村沢川(1)	D06-413-027	111	135,332		0	154		2	
土石流	田村沢川(2)	D06-413-028	95	144,187					2	
土石流	紙沢川	D06-413-029	80	127,352					2	
土石流	弓場川	D06-413-030	61	106,930					2	
土石流	洞沢川	D06-413-031	71	103,665		0	670		2	
土石流	所蛇川	D06-413-032	11	35,377		7	12,885		2	
土石流	北沢	D06-413-033	9	39,489					3	
土石流	南沢	D06-413-034	9	53,489		0	52		3	
土石流	小沢	D06-413-035	0	13,689					3	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料２－３ 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（地すべり）

（様式第1-2号）

概　要　書（　1　/　2　）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
地すべり	折立A	J06-413-001A	12	161,388					1	
地すべり	弓場A	J06-413-002A	6	14,070					2	
地すべり	弓場B	J06-413-002B	10	14,070					2	
地すべり	弓場B	J06-413-002C	3	16,349					2	
地すべり	弓場D	J06-413-002D	20	44,744					2	
地すべり	平岡A	J06-413-003A	3	3,587					2	
地すべり	平岡B	J06-413-003B	2	3,435					2	
地すべり	平岡C	J06-413-003C	5	2,975					2	
地すべり	平岡D	J06-413-003D	2	10,074					2	
地すべり	平岡E	J06-413-003E	2	6,952					2	
地すべり	平岡F	J06-413-003F	2	3,237					2	
地すべり	平岡G	J06-413-003G	1	5,486					2	
地すべり	平岡H	J06-413-003H	1	3,097					2	
地すべり	平岡I	J06-413-003I	0	3,299					2	
地すべり	平岡J	J06-413-003J	2	4,524					2	
地すべり	平岡K	J06-413-003K	25	62,004					2	
地すべり	平岡M	J06-413-003M	14	18,404					2	
地すべり	平岡N	J06-413-003N	11	13,605					2	
地すべり	平岡O	J06-413-003O	15	15,820					2	
地すべり	平岡P	J06-413-003P	17	19,453					2	
地すべり	平岡Q	J06-413-003Q	5	3,181					2	
地すべり	平岡R	J06-413-003R	27	51,202					2	
地すべり	平岡S	J06-413-003S	7	14,669					2	
地すべり	平岡T	J06-413-003T	5	10,021					2	
地すべり	福島A	J06-413-004A	23	77,278					3	
地すべり	福島B	J06-413-004B	2	39,744					3	
地すべり	戸口A	J06-413-005A	6	33,458					4	
地すべり	戸口B	J06-413-005B	1	10,305					4	
地すべり	戸口C	J06-413-005C	2	25,782					4	
地すべり	戸口D	J06-413-005D	1	9,207					4	
地すべり	十久保A	J06-413-006A	6	60,649					3	
地すべり	十久保B	J06-413-006B	1	31,818					3	
地すべり	小沢A	J06-413-007A	1	22,108					3	
地すべり	小沢B	J06-413-007B	0	14,093					3	
地すべり	下山A	J06-413-008A	11	55,020					3	
地すべり	下山B	J06-413-008B	2	18,988					3	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第1-2号）

概　要　書（　2　/　2　）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
地すべり	中井侍(2)A	J06-413-009A	1	20,541					7	
地すべり	不生A	J06-413-010A	1	23,627					7	
地すべり	不生B	J06-413-010B	0	13,499					7	
地すべり	太田A	J06-413-011A	1	15,066					7	
地すべり	小域A	J06-413-012A	0	12,536					9	
地すべり	引ノ田A	J06-413-013A	3	26,311					9	
地すべり	柿の平A	J06-413-014A	0	45,278					8	
地すべり	柿の平B	J06-413-014B	2	68,026					8	
地すべり	柿の平C	J06-413-014C	2	45,592					8	
地すべり	先途A	J06-413-015A	0	17,963					8	
地すべり	先途B	J06-413-015B	1	45,003					8	
地すべり	神原A	J06-413-016A	1	14,225					6	
地すべり	神原B	J06-413-016B	1	22,107					6	
地すべり	川島A	J06-413-017A	0	55,338					5	
地すべり	川島B	J06-413-017B	7	61,130					5	
地すべり	野竹A	J06-413-018A	0	11,167					5	
地すべり	野竹B	J06-413-018B	2	7,307					5	
地すべり	野竹C	J06-413-018C	2	8,492					5	
地すべり	下山(2)A	J06-413-202A	2	30,800					3	
地すべり	下大平A	J06-413-203A	2	17,119					7	
地すべり	下大平B	J06-413-203B	9	35,031					7	
地すべり	下大平C	J06-413-203C	0	7,850					7	
地すべり	坂部A	J06-413-204A	1	9,359					8	
地すべり	坂部B	J06-413-204B	2	12,112					8	
地すべり	坂部C	J06-413-204C	0	6,337					8	
地すべり	坂部D	J06-413-204D	4	11,585					8	
地すべり	坂部E	J06-413-204E	8	11,651					8	
地すべり	横畑A	J06-413-206A	5	13,699					5	
地すべり	横畑B	J06-413-206B	0	9,178					5	
地すべり	横畑C	J06-413-206C	2	5,199					5	
地すべり	横畑D	J06-413-206D	3	22,520					5	
地すべり	長沼A	J06-413-401A	3	36,868					2	
地すべり	梨畑A	J06-413-402A	3	42,909					5	
地すべり	梨畑B	J06-413-402B	1	6,668					5	
地すべり	梨畑C	J06-413-402C	5	16,218					5	
地すべり	梨畑D	J06-413-402D	1	12,877					5	
地すべり	梨畑E	J06-413-402E	0	3,509					5	
地すべり	梨畑F	J06-413-402F	0	6,042					5	
地すべり	梨畑G	J06-413-402G	0	11,157					5	
地すべり	梨畑H	J06-413-402H	0	3,342					5	
地すべり	梨畑I	J06-413-402I	0	10,585					5	
地すべり	梨畑J	J06-413-402J	1	4,261					5	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料２－４ 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（急傾斜）

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 1 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
急傾斜	為栗	K06-413-001	1	13,513	86.8	1	8,534	86.8	1/21	
急傾斜	折立(1)	K06-413-002	2	7,888	150	0	0	0	2/20,10/20	
急傾斜	折立(2)	K06-413-003	1	1,576	40.8	1	749	40.8	10/21	
急傾斜	折立(3)	K06-413-004	2	10,181	82.3	0	7,318	82.3	10/21	
急傾斜	折立(4)	K06-413-005	1	3,352	62.7	0	1,496	62.7	10/21	
急傾斜	折立(5)	K06-413-006	2	4,147	77.1	1	1,524	77.1	10/21	
急傾斜	折立(6)	K06-413-007	1	3,797	39.2	1	2,246	39.2	10/21	
急傾斜	清水	K06-413-008	3	22,455	230.3	0	12,751	230.3	9/21	
急傾斜	藁野	K06-413-009	3	25,420	212.4	0	14,869	212.4	9/21	
急傾斜	遠山口(1)	K06-413-010	1	5,553	59.9	1	2,569	59.9	9/21	
急傾斜	遠山口(2)	K06-413-011	3	17,393	160	1	10,648	160	9/21	
急傾斜	遠山口(3)	K06-413-012	2	7,411	69	0	3,504	69	9/21	
急傾斜	東原	K06-413-013	1	6,675	82.1	0	2,568	82.1	9/21	
急傾斜	西原(1)	K06-413-014	3	21,106	273	0	10,946	273	9/21	
急傾斜	西原(2)	K06-413-015	0	3,294	120.5	0	140	104	9/21	
急傾斜	西原(3)	K06-413-016	0	37,926	379.5	0	25,637	379.5	9/21	
急傾斜	北(1)	K06-413-017	1	3,348	34.8	0	1,639	34.8	8/21,9/21	
急傾斜	北(2)	K06-413-018	3	3,326	72.3	2	1,336	72.3	8/21,9/21	
急傾斜	北(3)	K06-413-019	4	9,924	150.2	0	4,771	150.2	8/21,9/21	
急傾斜	北(4)	K06-413-020	2	1,752	37	0	0	0	8/21,9/21	
急傾斜	北(8)	K06-413-021	2	1,395	59.7	0	35	27.4	8/21	
急傾斜	北(7)	K06-413-022	1	1,593	56.5	0	267	31.7	8/21	
急傾斜	北(6)	K06-413-023	7	2,275	92.3	0	230	32.2	8/21	
急傾斜	北(5)	K06-413-024	1	1,015	44.8	0	0	0	8/21	
急傾斜	田村(1)	K06-413-025	2	2,444	46.9	1	811	46.9	8/21	
急傾斜	田村(2)	K06-413-026	2	1,823	70	0	0	0	8/21	
急傾斜	田村(3)	K06-413-027	4	2,440	62.6	0	693	62.6	8/21	
急傾斜	田村(4)	K06-413-028	9	6,471	104.5	2	1,114	53.9	8/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 2 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
急傾斜	田村(5)	K06-413-029	21	19,978	331.5	4	6,564	304.5	8/21	
急傾斜	余野 (1)	K06-413-030	1	2,295	42.1	0	1,723	42.1	8/21	
急傾斜	余野 (2)	K06-413-031	1	12,508	114.9	1	7,510	114.9	8/21	
急傾斜	長野(1)	K06-413-032	2	1,400	53.8	0	231	53.8	8/21	
急傾斜	弓場	K06-413-033	3	7,574	84	1	4,102	84	8/21	
急傾斜	岡本(1)	K06-413-034	9	18,568	168.4	3	10,712	168.4	8/21	
急傾斜	岡本(2)	K06-413-035	5	10,331	137.4	0	4,392	137.4	8/21	
急傾斜	岡本(3)	K06-413-036	1	1,723	63.4	0	688	63.4	8/21	
急傾斜	長野(2)	K06-413-037	6	5,209	119.5	2	1,414	97.8	8/21	
急傾斜	南下	K06-413-038	6	4,740	123.2	0	1,191	123.2	8/21	
急傾斜	南中	K06-413-039	9	2,965	109.8	0	183	40.2	8/21	
急傾斜	南上(1)	K06-413-040	9	8,720	295.7	0	0	0	8/21	
急傾斜	栄町(1)	K06-413-041	1	2,096	59.6	0	567	59.6	8/21	
急傾斜	栄町(2)	K06-413-042	12	6,732	151.5	0	787	60.1	8/21	
急傾斜	南上(2)	K06-413-043	9	34,199	262.5	0	21,349	262.5	8/21	
急傾斜	栄町(3)	K06-413-044	2	12,589	101.1	2	7,318	101.1	8/21	
急傾斜	浄心の滝(1)	K06-413-045	0	20,851	237.8	0	11,920	237.8	7/21	
急傾斜	浄心の滝(2)	K06-413-046	0	14,455	146.6	0	0	0	7/21	
急傾斜	うぐす（北）	K06-413-047	8	21,550	213	2	10,131	213	6/21	
急傾斜	うぐす（南）(2)	K06-413-048	4	15,588	216	0	5,090	200	6/21	
急傾斜	うぐす（南）(1)	K06-413-049	1	1,289	31.2	0	332	31.2	6/21	
急傾斜	うぐす（南）(3)	K06-413-050	5	7,945	183	0	2,590	173.7	6/21	
急傾斜	十久保(5)	K06-413-051	1	682	21.1	0	219	17.2	6/21,11/21	
急傾斜	十久保(6)	K06-413-052	1	1,849	37.8	1	674	37.8	11/21	
急傾斜	十久保(7)	K06-413-053	1	4,394	34	0	2,552	34	11/21	
急傾斜	十久保(2)	K06-413-054	0	11,861	126.5	0	5,048	126.5	6/21	
急傾斜	十久保(1)	K06-413-055	0	914	28.9	0	122	13.9	6/21	
急傾斜	十久保(3)	K06-413-056	4	42,733	393.6	2	24,619	393.6	6/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 3 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
急傾斜	十久保(4)	K06-413-057	1	662	31.4	0	39	31.4	6/21	
急傾斜	小沢（1）	K06-413-058	1	19,834	165.6	1	11,492	165.6	11/21	
急傾斜	小沢（2）	K06-413-059	1	10,358	142.3	1	5,425	142.3	11/21	
急傾斜	小沢（3）	K06-413-060	1	10,435	103.4	1	5,729	103.4	11/21	
急傾斜	小沢（4）	K06-413-061	4	24,397	240.2	3	15,172	240.2	11/21	
急傾斜	小沢（5）	K06-413-062	3	13,317	112.9	3	7,890	112.9	11/21	
急傾斜	下山（2）	K06-413-063	1	16,151	100.5	1	10,819	100.5	11/21	
急傾斜	下山（1）	K06-413-064	1	3,105	53.4	0	1,121	53.4	11/21	
急傾斜	下山（3）	K06-413-065	1	4,499	55.1	1	2,206	55.1	11/21	
急傾斜	下山（4）	K06-413-066	1	7,107	62.2	0	3,597	62.2	11/21	
急傾斜	下山（5）	K06-413-067	1	3,437	59	1	1,610	59	11/21	
急傾斜	下山（6）	K06-413-068	8	50,046	498.5	4	26,665	498.5	11/21	
急傾斜	下山（7）	K06-413-069	1	15,726	172.7	0	9,146	172.7	11/21	
急傾斜	下山（8）	K06-413-070	1	1,457	44	1	307	36.4	11/21	
急傾斜	下山（9）	K06-413-071	2	7,030	99.4	1	2,851	99.4	11/21	
急傾斜	中井侍（1）	K06-413-072	1	33,834	211	0	24,095	211	12/21	
急傾斜	中井侍（2）	K06-413-073	1	7,246	52.6	1	4,442	52.6	12/21	
急傾斜	中井侍（3）	K06-413-074	2	6,445	107.2	2	2,019	107.2	12/21	
急傾斜	中井侍（4）	K06-413-075	1	1,302	36	0	366	36	12/21	
急傾斜	中井侍（5）	K06-413-076	2	6,814	117.4	1	2,243	117.4	12/21	
急傾斜	中井侍（6）	K06-413-077	2	8,620	92.3	1	4,501	92.3	12/21	
急傾斜	中井侍（7）	K06-413-078	2	2,908	57.7	1	984	57.7	12/21	
急傾斜	中井侍（8）	K06-413-079	1	1,002	31	1	164	31	12/21	
急傾斜	中井侍（9）	K06-413-080	1	863	25.4	1	321	20.4	12/21	
急傾斜	中井侍（10）	K06-413-081	1	2,074	26.3	0	689	26.3	12/21	
急傾斜	中井侍駅上	K06-413-082	1	4,062	41.9	1	2,082	41.9	12/21, 15/21	
急傾斜	中井侍（11）	K06-413-083	1	8,878	111.3	0	3,682	111.3	12/21, 15/21	
急傾斜	中井侍（12）	K06-413-084	1	3,566	47.8	1	1,436	47.8	12/21, 15/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 4 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
急傾斜	不生(1)	K06-413-085	0	1,358	41	0	281	36.8	15/21	
急傾斜	不生(2)	K06-413-086	0	6,368	51	0	3,776	51	15/21	
急傾斜	不生(3)	K06-413-087	2	18,156	165.9	1	10,839	165.9	15/21	
急傾斜	不生(4)	K06-413-088	1	4,874	107.3	0	2,887	107.3	15/21	
急傾斜	不生(5)	K06-413-089	1	6,608	27.1	0	5,123	27.1	15/21	
急傾斜	不生(6)	K06-413-090	1	2,695	44.7	1	921	44.7	15/21	
急傾斜	不生(7)	K06-413-091	1	12,989	113	0	8,866	80.6	15/21	
急傾斜	不生(8)	K06-413-092	1	5,681	38.8	1	3,484	38.8	15/21	
急傾斜	不生(9)	K06-413-093	1	18,713	84.7	0	14,332	84.7	15/21	
急傾斜	不当(1)	K06-413-094	1	7,273	32.1	1	4,933	32.1	15/21	
急傾斜	不当(2)	K06-413-095	1	2,955	31	1	1,020	31	15/21	
急傾斜	不当(3)	K06-413-096	1	1,734	86	0	0	0	15/21	
急傾斜	途中（1）	K06-413-097	1	3,585	46.8	1	2,464	46.8	14/21	
急傾斜	途中（2）	K06-413-098	1	17,982	180.6	0	0	0	14/21	
急傾斜	途中（3）	K06-413-099	2	11,279	114.1	0	5,651	114.1	14/21	
急傾斜	途中（4）	K06-413-100	2	5,597	83	2	2,363	83	14/21	
急傾斜	上平（1）	K06-413-101	0	5,481	107.9	0	1,725	107.9	14/21	
急傾斜	上平（3）	K06-413-102	1	15,767	187.8	0	0	0	14/21	
急傾斜	上平（2）	K06-413-103	3	16,887	207.4	3	12,884	207.4	14/21	
急傾斜	上平（4）	K06-413-104	4	41,645	356.9	2	26,862	356.9	14/21	
急傾斜	上平（5）	K06-413-105	1	8,193	203.4	0	2,463	203.4	14/21	
急傾斜	上平（6）	K06-413-106	1	5,823	88.3	1	2,213	88.3	13/21	
急傾斜	上平（7）	K06-413-107	1	7,208	163	0	5,579	163	13/21	
急傾斜	所沢	K06-413-108	1	23,401	169.9	1	15,515	169.9	13/21	
急傾斜	引ノ田（1）	K06-413-109	1	4,780	44.1	1	2,612	44.1	13/21	
急傾斜	引ノ田（2）	K06-413-110	1	11,110	15.4	0	8,655	15.4	13/21	
急傾斜	小城（1）	K06-413-111	2	15,840	166.2	1	8,900	166.2	13/21	
急傾斜	小城（2）	K06-413-112	2	8,681	81.8	1	5,120	81.8	13/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 5 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
急傾斜	引ノ田（3）	K06-413-113	2	36,508	198.4	1	26,713	198.4	13/21	
急傾斜	引ノ田（4）	K06-413-114	1	4,408	74.4	0	1,879	74.4	13/21	
急傾斜	坂部（1）	K06-413-115	0	15,004	127.7	0	9,077	127.7	16/21	
急傾斜	坂部（2）	K06-413-116	2	4,100	78.6	0	1,829	78.6	16/21	
急傾斜	坂部（3）	K06-413-117	5	10,899	128.1	1	5,538	128.1	16/21	
急傾斜	坂部（4）	K06-413-118	1	804	22.2	0	233	22.2	16/21	
急傾斜	坂部（6）	K06-413-119	3	13,065	58.2	0	10,014	58.2	16/21	
急傾斜	坂部（5）	K06-413-120	1	4,037	72.5	0	0	0	16/21	
急傾斜	坂部(7)	K06-413-121	1	1,636	34.5	0	457	34.5	16/21	
急傾斜	坂部(8)	K06-413-122	1	3,436	28.7	0	1,851	28.7	16/21	
急傾斜	太田（1）	K06-413-123	1	2,722	8.7	0	0	0	15/21	
急傾斜	太田（2）	K06-413-124	1	6,147	64.4	1	3,251	64.4	15/21	
急傾斜	先途	K06-413-125	0	3,011	85.3	0	798	85.3	16/21	
急傾斜	倉ノ平（3）	K06-413-126	5	25,016	219.9	3	19,166	219.9	12/21	
急傾斜	倉ノ平（1）	K06-413-127	1	1,949	72.3	1	393	72.3	11/21	
急傾斜	倉ノ平（2）	K06-413-128	1	11,383	98.3	1	6,540	98.3	11/21	
急傾斜	福島(6)	K06-413-130	2	8,694	82.6	2	3,966	82.6	6/21	
急傾斜	福島(5)	K06-413-131	1	4,107	43.3	0	1,504	43.3	6/21	
急傾斜	福島(4)	K06-413-132	1	3,264	19	0	1,560	19	6/21	
急傾斜	福島(3)	K06-413-133	1	7,082	74.9	1	4,666	74.9	6/21	
急傾斜	福島(2)	K06-413-134	2	5,729	66.2	0	0	0	6/21	
急傾斜	福島(1)	K06-413-135	4	24,364	201.7	1	13,823	201.7	6/21	
急傾斜	的瀬（1）	K06-413-136	0	7,808	122.5	0	3,060	122.5	6/21	
急傾斜	的瀬（2）	K06-413-137	1	1,914	48.5	1	656	48.5	6/21	
急傾斜	的瀬（3）	K06-413-138	1	1,436	57.8	0	0	0	6/21	
急傾斜	的瀬（4）	K06-413-139	2	10,213	97.4	1	5,023	97.4	6/21	
急傾斜	中組(1)	K06-413-140	2	35,710	291.9	2	22,133	291.9	5/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 6 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
急傾斜	中組(2)	K06-413-141	2	7,349	61.4	1	5,403	61.4	5/21	
急傾斜	中組(3)	K06-413-142	1	3,765	87.9	0	1,259	87.9	5/21	
急傾斜	中組(4)	K06-413-143	1	5,249	55.3	0	2,153	55.3	5/21	
急傾斜	中組(5)	K06-413-144	1	4,093	119.9	0	1,112	119.9	5/21	
急傾斜	戸口(1)	K06-413-145	0	64,038	323.3	0	51,733	323.3	5/21	
急傾斜	戸口(2)	K06-413-146	3	13,497	134.1	1	9,786	134.1	5/21	
急傾斜	足瀬（1）	K06-413-148	1	4,676	46.7	1	1,415	46.7	5/21	
急傾斜	足瀬（2）	K06-413-149	1	2,109	57.7	0	573	57.7	5/21	
急傾斜	足瀬（3）	K06-413-150	1	1,526	19.7	0	744	19.7	5/21	
急傾斜	足瀬（4）	K06-413-151	2	3,356	61.4	1	1,320	61.4	5/21	
急傾斜	足瀬（5）	K06-413-152	2	4,729	71.5	1	1,489	71.5	5/21	
急傾斜	足瀬（6）	K06-413-153	1	1,263	46.2	0	347	46.2	5/21	
急傾斜	足瀬（7）	K06-413-154	1	1,828	39.9	1	686	39.9	5/21	
急傾斜	足瀬（8）	K06-413-155	1	9,340	97.4	0	3,865	97.4	5/21	
急傾斜	向方（1-1）	K06-413-156-1	1	2,076	56.8	0	0	0	18/21	
急傾斜	向方（1-2）	K06-413-156-2	1	631	18.8	0	0	0	18/21	
急傾斜	向方（2）	K06-413-157	1	3,818	27.6	0	0	0	17/21, 18/21	
急傾斜	向方（3）	K06-413-158	2	17,288	161.4	0	10,759	161.4	17/21, 18/21	
急傾斜	向方（4）	K06-413-159	1	546	3.5	1	132	3.5	18/21	
急傾斜	向方（5）	K06-413-160	1	765	27	1	167	27	18/21	
急傾斜	向方（6）	K06-413-161	1	1,669	67.8	1	233	33.6	18/21	
急傾斜	向方（7）	K06-413-162	1	1,760	77.8	0	175	24.5	18/21	
急傾斜	向方（8）	K06-413-163	1	2,414	52.4	0	819	52.4	18/21	
急傾斜	向方（9）	K06-413-164	1	1,312	34.2	1	382	34.2	18/21	
急傾斜	向方（10）	K06-413-165	1	6,536	69.9	1	2,725	69.9	18/21	
急傾斜	向方（11）	K06-413-166	1	4,293	48.2	1	1,804	48.2	18/21	
急傾斜	向方（12）	K06-413-167	1	6,982	98.1	0	4,951	98.1	18/21	
急傾斜	向方（13）	K06-413-168	1	3,864	75.5	1	1,270	75.5	18/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 7 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
急傾斜	中河内（1）	K06-413-169	0	899	32.9	0	188	32.9	19/21	
急傾斜	中河内（2）	K06-413-170	2	31,270	258.8	0	17,786	258.8	19/21	
急傾斜	大河内（1）	K06-413-171	2	6,000	74.9	1	2,336	74.9	20/21	
急傾斜	大河内（2）	K06-413-172	10	50,341	527.5	6	30,109	527.5	20/21	
急傾斜	大河内（3）	K06-413-173	5	19,243	222	1	8,195	222	20/21	
急傾斜	大河内（4）	K06-413-174	1	4,136	75.4	0	1,729	75.4	20/21	
急傾斜	大河内（5）	K06-413-175	1	3,045	35	0	1,024	35	20/21	
急傾斜	大河内（6）	K06-413-176	15	65,272	582.5	5	37,019	582.5	20/21	
急傾斜	大河内（7）	K06-413-177	3	10,998	118.4	0	4,701	118.4	20/21	
急傾斜	オミノ沢（1）	K06-413-178	0	2,414	39	0	1,096	39	21/21	
急傾斜	オミノ沢（2）	K06-413-179	2	1,781	42.2	1	852	42.2	21/21	
急傾斜	オミノ沢（3）	K06-413-180	1	1,290	35.7	1	477	35.7	21/21	
急傾斜	大河内（8）	K06-413-181	0	2,348	34.6	0	880	34.6	20/21	
急傾斜	川島（1）	K06-413-182	2	2,963	68.6	0	616	23.9	17/21	
急傾斜	川島（2）	K06-413-183	1	1,748	59.9	0	0	0	17/21	
急傾斜	川島（3）	K06-413-184	1	4,103	81.5	1	1,442	81.5	17/21	
急傾斜	川島（4）	K06-413-185	1	2,270	75.9	0	528	75.9	17/21	
急傾斜	川島（5）	K06-413-186	6	10,304	223.2	4	2,564	196.3	17/21	
急傾斜	川島（6）	K06-413-187	0	1,341	43.1	0	313	43.1	17/21	
急傾斜	川島（7）	K06-413-188	0	20,296	207.9	0	10,188	207.9	17/21	
急傾斜	川島（8）	K06-413-189	1	3,549	72.8	0	0	0	17/21	
急傾斜	川島（9）	K06-413-190	0	1,882	70.2	0	0	0	17/21	
急傾斜	野竹（1）	K06-413-191	1	8,444	84.8	1	4,609	84.8	17/21	
急傾斜	野竹（2）	K06-413-192	1	15,505	224	0	7,869	224	17/21	
急傾斜	梨畑(1)	K06-413-193	1	1,101	35.4	1	283	35.4	17/21	
急傾斜	梨畑(2)	K06-413-194	1	2,524	37.4	0	1,040	37.4	17/21	
急傾斜	梨畑(3)	K06-413-195	1	26,164	367.5	1	14,441	367.5	17/21	
急傾斜	梨畑(4)	K06-413-196	2	1,004	26.7	1	270	26.7	17/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書（８／９）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
急傾斜	梨畑(5)	K06-413-197	1	1,245	40.4	1	287	40.4	17/21	
急傾斜	梨畑(6)	K06-413-198	1	793	27.1	1	195	27.1	17/21	
急傾斜	明ヶ島（3）	K06-413-199	1	1,612	44.1	0	512	44.1	5/21	
急傾斜	明ヶ島（2）	K06-413-200	1	2,038	83.5	1	570	83.5	5/21	
急傾斜	明ヶ島（1）	K06-413-201	2	13,619	170	2	7,316	170	4/21,5/21	
急傾斜	田島（1）	K06-413-202	1	4,579	75.8	0	1,785	75.8	4/21	
急傾斜	田島（2）	K06-413-203	1	6,478	66.1	1	2,826	66.1	4/21	
急傾斜	中久那（2）	K06-413-204	1	3,800	40.1	1	2,286	40.1	4/21	
急傾斜	中久那（1）	K06-413-205	1	3,132	48.9	1	1,626	48.9	4/21	
急傾斜	大久那（4）	K06-413-206	1	9,243	90.6	0	8,061	90.6	4/21	
急傾斜	大久那（5）	K06-413-207	3	15,446	113.1	1	9,138	113.1	4/21	
急傾斜	大久那（6）	K06-413-208	1	4,795	87.2	1	1,750	87.2	4/21	
急傾斜	大久那（7）	K06-413-209	1	1,824	45	0	0	0	4/21	
急傾斜	大久那（1）	K06-413-210	1	16,490	245.3	0	13,497	245.3	4/21	
急傾斜	大久那（2）	K06-413-211	1	2,789	59.3	0	914	59.3	4/21	
急傾斜	大久那（3）	K06-413-212	1	5,603	77.8	1	3,167	77.8	4/21	
急傾斜	見遠	K06-413-213	1	7,201	64.8	1	4,010	64.8	3/21	
急傾斜	合戸(1)	K06-413-214	1	9,640	87.4	0	5,402	87.4	3/21	
急傾斜	合戸(2)	K06-413-215	1	3,769	93.3	1	1,161	93.3	3/21	
急傾斜	松島(2)	K06-413-216	4	9,405	81	0	5,238	81	8/21	
急傾斜	松島(1)	K06-413-217	9	38,545	295.9	1	23,465	295.9	8/21	
急傾斜	松島(3)	K06-413-218	2	8,450	70.44	1	4,644	70.44	8/21	
急傾斜	松島(4)	K06-413-219	2	631	22.7	1	129	22.7	8/21	
急傾斜	松島(5)	K06-413-220	1	811	25	0	180	25	8/21	
急傾斜	長沼（3）	K06-413-221	1	1,102	38.8	1	244	38.8	7/21	
急傾斜	長沼（2）	K06-413-222	1	2,545	66.8	1	783	66.8	7/21	
急傾斜	長沼（1）	K06-413-223	1	15,102	185.1	0	0	0	7/21	
急傾斜	長島宇連（1）	K06-413-224	1	3,432	30	1	1,426	30	2/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

（様式第2-2号）

概　　要　　書　（ 9 / 9 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名　天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
急傾斜	長島宇連（2）	K06-413-225	1	11,476	206.7	0	0	0	2/21	
急傾斜	萬城（1）	K06-413-226	2	13,874	114.9	0	6,955	114.9	2/21	
急傾斜	萬城（2）	K06-413-227	2	12,411	217.7	0	4,306	217.7	2/21	
急傾斜	長島宇連（3）	K06-413-228	1	7,389	59.8	0	6,462	59.8	2/21	
急傾斜	長島宇連（4）	K06-413-229	1	5,958	59.5	1	2,806	59.5	2/21	
急傾斜	信濃恋し	K06-413-230	1	4,993	50.6	1	3,306	50.6	1/21	

※　人家戸数は居室を有する建築物の数

※　延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料２－５ 土砂災害警戒区域内・浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

施設名	所在地	主管課	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画の有無
（１）老人福祉施設				
天龍村老人福祉センター	平岡 876-2	健康福祉課	土砂災害警戒区域 （土石流、急傾斜地の崩壊）	未策定
（２）小中学校				
天龍小学校・ 天龍中学校 （Ｒ６．４～ 併設校）	天龍村平岡 471 番地１	教育委員会	警戒区域外	策定中。危機管理マニュアル等として他計画により代替。
（３）盲学校、聾学校、養護学校、保育園				
天龍保育所	天龍村平岡 618	教育委員会	土砂災害警戒区域 （急傾斜地の崩壊）	策定中。避難訓練計画、非常の避難計画等は有。
（４）病院、診療所、助産所				
天龍村診療所	平岡 924-1	健康福祉課	土砂災害警戒区域 （土石流、急傾斜地の崩壊）	未策定

3　水防に関する資料

資料３－１　雨量観測所

（令和５年度長野県水防計画書より）

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	平岡	天竜川	天竜川	天龍村平岡1262-1 (飯田建設事務所南部支所)	雨量テレメーター
村	天龍村役場	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡878	自記テレメーター
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡286	自記テレメーター
ＪＲ東海	平岡駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡316	ＩＣ式雨量計
ＪＲ東海	伊那小沢駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村1876	ＩＣ式雨量計

資料３－２　天竜川水系水位観測所

（令和５年度長野県水防計画書より）

所属	観測所名	河川名	位置	備考
飯田建設事務所	月畑橋	早木戸川	天龍村神原5786番3地先	危機管理型水位計 (超音波式)
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	下伊那郡天龍村平岡286	自記テレメーター

資料３－３　水防倉庫所在地

（令和５年度長野県水防計画書より）

名称	管理団体名	県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場の別	位置	竣工年月
防災資機材倉庫	天龍村	備	天龍村平岡1549	平４．２

資料３－４　水防倉庫備蓄品目一覧

（令和６年２月　現在）

品　　目	数　量	備　　考
大型発電機	１台	
発電機	３台	
ガソリン用タンク	１個	
投光器	１個	
投光器用三脚	３台	
とびくち	16本	
防火用バケツ	25個	
スコップ	11本	
掛矢	18本	
ツルハシ	１本	
木くい	９本	
ナイロンロープ（黄・黒）	３巻	
荒縄	２巻	
針金	３巻	
針金用カッター（大）	３本	
針金用カッター（小）	７本	
シノ	13本	
土のう袋	1,350袋	
ブルーシート	12枚	
吹き流し	３枚	
簡易テント	２基	

資料３－５　重要水防区域

（令和５年度長野県水防計画書より）

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長（m）	場所（目標）	区分と予想される危険	水防工法
天龍村	天竜川	国	一級	左	A	610	平岡	堤防漏水	月の輪
	天竜川	国	一級	右	A	380	平岡	越水（溢水）	暫々定堤防積土のう
	天竜川	国	一級	右	A	380	平岡	堤防断面	月の輪
	天竜川	国	一級	左右	A	橋梁	鶯巣～福島（天竜川橋）	工作物	積土のう
	天竜川	国	一級	左右	A	橋梁	平岡～松島（平岡橋）	工作物	
	天竜川	国	一級	左右	B	橋梁	平岡～松島（天竜橋）	工作物	
	国 計	国	一級		７箇所	1,980	平岡		
	早木戸川	県	一級	左	B	140	川島	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
	県 計				１箇所	140			
	恵平沢	村	準用	左	B	150	平岡郵便局横	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
				右	B	50			
	所蛇川	村	普通	左	B	150	栄町	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
				右	B	200			
	南沢川	村	普通	左	B	250	うぐす駅横	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
				右	B	250			
	小沢川	村	普通	左	B	50	小沢	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
				右	B	150			
	村 計				８箇所	1,250			
	計				16箇所	3,370			

資料３－６　水防上重要なダム、水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法（電話）
天竜川	一級	平岡ダム	天龍村平岡	中部電力(株)	飯田水力センター制御課	操作規程による	0260-23-5610

資料３－７　出水による交通遮断が予想される橋梁

河川名	河川の種別	路線名・位置	想定はん濫区域内外の別	名称	構造の概要	遮断水位（m）	管理者
天竜川	一級	国道418号 天龍村鶯巣～福島	○	天竜川橋	永久橋	1.4	県知事

4　危険物に関する資料

資料４－１　危険物施設の状況

（令和６年１月現在）

区　　分		施　設　数
製　造　所		0
貯　蔵　所	屋内貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	0
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	5
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	2
	屋外貯蔵所	0
	小　計	8
取　扱　所	給油取扱所	1
	販売取扱所	0
	一般取扱所	0
	小　計	1
計		9

５　避難所及び備蓄に関する資料

資料５－１　指定緊急避難場所

（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所）

番号	名　　称	所在地	管　理　者	電話番号	指定緊急避難場所		
					地震	土砂災害	洪水
1	天龍小学校校庭	西原	天龍村	32-2022	○	○	○
2	天龍保育所園庭	中央	天龍村	32-2031	○	△※1	○
3	なんでも館駐車場	南中	天龍村	32-3206	○	○	○
4	平岡駅前駐車場	南中	天龍村		○	○	○
5	松島独身住宅駐車場	松島	天龍村		○	○	○
6	飯伊森林組合南部支所 天龍事務所庭	福島	飯伊森林組合	32-2267	○	○	○
7	坂部文化伝承館庭	坂部	天龍村		○	○	○
8	どんぐり向方学園校庭	向方	どんぐり向方学園	32-3755	○	○	○
9	向方老人憩いの家庭	向方	天龍村		○	△※1	○
10	大河内多目的集会施設駐車場	大河内	天龍村		○	×※2	○

※1　平成26年度に土砂災害警戒区域に指定されたため、災害の状況によっては使用できない場合があり、事前の住民への周知を図る。

※2　平成19年度に土砂災害特別警戒区域に指定されたが、この他に近隣に目安となる校庭、公園等の指定可能な場所がないため、災害の状況に応じた対応が必要。該当地区の住民に対して、特別警戒区域と事前の避難場所確認について周知徹底を図る。

資料５－２　指定避難所

（災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設）

番号	名　　称	所在地	収容人員	管理者	電話番号	鍵保管場所	備考（担当係）
1	折立集会施設	折立	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
2	清水集会施設	清水	20	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
3	天龍小学校	西原	200	天龍村	32-2022	小学校 教育委員会	教育委員会 一部教室で太陽光による自家発電可
4	総合体育施設	西原	200	天龍村		教育委員会 及び小学校	教育委員会 備蓄倉庫完備、太陽光による自家発電可
5	天龍保育所	中央	100	天龍村	32-2031	保育所	保育所・教育委員会 土砂災害警戒区域内
6	ふれあいプラザ	中央	50	天龍村		地区及び役場	健康福祉課福祉係 土砂災害警戒区域内（一部）
7	岡本集会施設	岡本	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
8	ふれあいステーション龍泉閣	南中	100	天龍村	32-1088	龍泉閣役場	地域振興課商工観光係 土砂災害警戒区域内（一部）
9	文化センターなんでも館	南中	100	天龍村	32-3206	教育委員会	教育委員会 土砂災害警戒区域内（一部）
10	松島集会施設	松島	30	天龍村		松島地区	総務課企画財政係
11	鶯巣梅の里ふれあい館	鶯巣	100	天龍村		地区及び役場	地域振興課農務国調係 土砂災害警戒区域内
12	下山集会施設	下山	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
13	中井侍集会施設	中井侍	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
14	上平集会施設	途中上平	10	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
15	福島集会施設	福島	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
16	ニセンジふれあい館	倉の平	20	天龍村		地区及び役場	地域振興課商工観光係

17	坂部文化伝承館	坂部	50	天龍村		地区及び役場	地域振興課農務国調係
18	戸口集会施設	戸口	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
19	大久那集会施設	大久那	30	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
20	どんぐり向方学園	向方	100	天龍村	32-3755	どんぐり向方学園	教育委員会 土砂災害警戒区域内 耐震診断（未） 耐震改修（未）
21	向方老人憩いの家	向方	50	天龍村		役場 及び南支所	健康福祉課福祉係
22	大河内集会施設	大河内	50	天龍村		地区及び役場	地域振興課農務国調係 土砂災害特別警戒区域内
23	地区代表者宅	峠山	5	地区 代表者		地区代表者宅	耐震診断（未） 耐震改修（未）
24	梨畑集会施設	梨畑	20	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域内の施設と、耐震改修未対応施設については、それぞれ近隣での新たな避難所の指定が難しいため、災害の状況に応じて施設の使用が難しい場合は使用可能な最寄の指定避難所を利用する。

資料５－３　要配慮者専用避難所（福祉避難所）

番号	名　　称	所在地	収容人員	管理者	電話番号	鍵保管場所	備考（担当係）
1	老人福祉センター	長野	200	天龍村		役場	健康福祉課福祉係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域の指定を受けたが、要配慮者に対する設備面等の理由から新たな避難所の指定は難しいため、災害の状況に応じて施設の使用が難しい場合は、該当施設が復旧するまでの間は使用可能な最寄の指定避難所を利用する。

資料５－４　自主防災組織非常用備蓄品配備計画一覧

地区名	世帯数	人口	乾燥米（袋）※R3補充 ※R10期限	乾燥米（袋）※H30補充 ※R7期限	乾燥米（袋）※R5補充 ※R12期限	乾燥米（袋）※R4補充 ※R11期限	飲料水２Ｌ(本) ※R1補充 ※R13期限	飲料水２Ｌ(本) ※R3補充 ※R15期限	小型ラジオ	救急セット	毛布（枚）	発電機（台）	飲料水用タンク・ポリ	保管場所
為栗	1	2		4		6	2		1	1(小)	1			区長宅
折立	4	8		20		45	30		1	1	4			折立集会施設
清水	10	22		20		60	20	24	1	1	7			清水集会施設
西原	43	81												
東原Ａ	31	61		420			160	330						・原集会施設 ・総合体育施設
東原Ｂ	30	65												
余野	7	13												
中央	19	40												
北	14	26												
本町	19	34											タンク200Ｌ６基	
岡本	49	88							28	２(大)(50名分×２)	53	1		
長野町	22	42	220	750	600		32						ポリ３８個	老人福祉センター
長野	20	38												
南上	29	61												
南中	19	30												
栄町	11	20												
南下	27	58												
鶯巣	24	38		40		201	60	72	1	1	20			鶯巣梅の里ふれあい館
十久保	8	13		20		75	42		1	1	6			下山集会施設
下山	3	6		20		72	54		1	1	7			下山集会施設
中井侍	15	27		20		108	40	48	1	1	11			中井侍集会施設
途中上平	3	5		10		36	20		1	1	4			上平集会施設
鶯巣宇連	4	4		10		24	10	6	1	1	3			鶯巣宇連集会施設
松島	24	30		30		159	40	42	1	1	11			松島集会施設
松島中電	4	6		10		36	10	12	1	1	6			中電住宅

地区名	世帯数	人口	乾燥米（袋）※R3補充 ※R10期限	乾燥米（袋）※H30補充 ※R7期限	乾燥米（袋）※R5補充 ※R12期限	乾燥米（袋）※R4補充 ※R11期限	飲料水２Ｌ(本) ※R1補充 ※R13期限	飲料水２Ｌ(本) ※R3補充 ※R15期限	小型ラジオ	救急セット	毛布（枚）	発電機（台）	飲料水用タンク・ポリ	保管場所
長沼	1	1		8		6	2		1	1	2			区長宅
長島宇連	2	4		12		18	18		1	1	2			各世帯
福島	8	32		20		69	32	36	1	1	6			福島集会施設
倉の平	3	5		10		24	18		1	1	3			ニセンジふれあい館
坂部	11	15		20		78	54		1	1	8			坂部集会施設
中組	4	6		10		42	36		1	1	4			中組集会施設
戸口	9	18		20		81	60		1	1	6			戸口集会施設
大久那	6	10		20		63	54		1	1	7			大久那集会施設
合戸	3	7		10		24	18		1	1	2			各世帯
向方	36	53		70		249	80	84	1	1	23	1	タンク200Ｌ４基	老人憩いの家・どんぐり体育館
峠山	1	2		12		12	6		1	1	2			峠山集会施設
大河内	17	28		40		132	60	66	1	1	15			大河内多目的集会施設
梨畑	7	14		20		54	40		1	1	5			梨畑集会施設
見遠	1	1		4		6	4		1	1	2			区長宅
合計	549	1,014	220	1,650	600	1,680	1,002	720	53	26	220	2	200L 10基・20L 38個	

※養護、特養は除く。

６　輸送に関する資料

資料６－１　災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点

「H拠１」…災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
「１～４」…災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
「物拠１～２」…「物資輸送拠点」

種別	所　在　地	ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(㎡)
				大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠1	天龍村平岡1192	(旧)天龍中学校校庭 ※R6．4～　小中併設校	天龍村長			○	120	52	6,240
1	天龍村神原3638	向方村民グラウンド	天龍村長 向方区長			○	50	50	2,500
2	天龍村平岡475-1	天龍小中学校校庭 ※R6．4～　小中併設校	学校長			○	66	50	3,300
3	天龍村長島750-10	和知野川キャンプ場	天龍村長		○		120	30	3,600
4	天龍村神原1252-2	ニセンジヘリポート	天龍村長		○		20	20	400
物拠1	天龍村平岡1234-1	天龍村文化センターなんでも館	天龍村教育委員会		○		27	55	1,485
物拠2	天龍村平岡475-1	天龍村総合体育施設	天龍村教育委員会		○		28	48	1,348

資料６－２　消防防災ヘリコプター場外離着陸場

場外離着陸場	場所	管理者名	連絡先	地面	標高	着陸帯	消防本部	備考
松島ヘリポート	天龍村長島375-1	天龍村長	0260-32-2001	ｺﾝｸﾘ	267m		飯田広域消防本部	

7　災害支援制度に関する資料

資料７－１　救助の実施要領の基準（概要）

令和５年６月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額１戸当たり 6,775,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内

		○賃貸型応急住宅 1　規模建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、１世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	１　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用する ことができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学 校等生徒。	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童4,800 中学生生徒5,100円 高等学校等生徒5,600円	災害発生の日から（教科書）１ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１　体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12 歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：１体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

８ 条例 ・ 規則等に関する資料

資料８－１　天龍村防災会議条例　（昭和38年１月21日 条例第１号）

改正　平成12年３月21日条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、天龍村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（1）　天龍村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　天龍村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（3）　前２号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、村長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（1）指定地方行政機関の職員のうちから村長が、任命する者

（2）長野県の知事の部内の職員のうちから村長が、任命する者

（3）長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者

（4）村長が、その部内の職員のうちから指名する者

（5）教育長

（6）天龍村を構成団体とする南信州広域連合の消防長又は該当連合の消防吏員その他の職員のうちから村長が任命する者

（7）消防団長

（8）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が、任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号及び第８号の委員の定数はそれぞれ２人、２人、２人、10人及び２人とする。

７　第５項第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２ 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、天龍村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

３ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和38年２月１日から施行する。

附　則（平成12年３月21日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料８－２　天龍村災害対策本部条例　（昭和38年１月21日 条例第２号）

改正　平成12年３月21日条例第10号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、天龍村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年２月１日から施行する。

附　則（平成12年３月21日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料８－３　天龍村地震災害警戒本部条例　（昭和56年10月１日 条例第８号）

（目的）

第１条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第４項の規定に基づき、天龍村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

３　副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

４　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）　長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者

（2）村の消防団長

（3）　村の教育委員会の教育長

（4）　村長がその内容の職員のうちから指名する者

（5）村の区域において業務を行う法第２条第７号に規定する指定公共機関又は同条第８号に規定する指定公共機関の役員若しくは職員のうちから村長が任命する者

６　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

７　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が任命する。

８　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

２　前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

３　第１項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

４　前項の部長に事故あるときは、第１項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第４条　前３条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料８－４　天龍村地震災害警戒本部運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、天龍村地震災害警戒本部条例（昭和56年条例第８号）に基づき、天龍村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　警戒本部の会議は必要に応じて開くものとする。

２　議長は、本部長があたる。

（議決）

第３条　会議の議決は、議長の決するところによる。

（職務権限）

第４条　警戒本部の設置は、必要に応じ総務課長が、緊急に本部員を参集させるものとする。

（所掌事務）

第５条　本部員、本部職員の所掌事務はあらかじめ指定するものとする。

（情報の収集、伝達の方法等）

第６条　本部員、本部職員、情報、収集、伝達等にあたる。

９　災害時の応援協定に関する資料

資料９－１　天龍村災害時応援協定一覧

令和６年２月１日現在

No.	締結年月日	協定締結先	協定名称	協定概要
1	昭和 50 年 1 月 1 日	飯田市	天龍村・上村・南信濃村消防山林火災相互応援協定	火災時の応援隊・緊急車両の派遣
2	昭和 53 年 8 月 7 日	近隣町村	県境域消防相互応援協定	災害時における消防団員の相互派遣
3	平成 8 年 5 月 31 日	飯伊包括医療協議会他	災害時医療救護協定	災害時における医療救護班の派遣
4	平成 12 年 1 月 20 日	飯伊市町村、広域連合、みなみ信州農協	災害時における住民生活の早期安全を図るための協定	災害時の生活物資等の供給、避難場所・救護所の提供等
5	平成 12 年 4 月 1 日	南信州広域連合	職員派遣に関する協定書	災害時における職員派遣
6	平成 17 年 11 月 4 日	三遠南信構成市町村	三遠南信災害時相互応援協定	災害時における職員派遣、生活必需品・資機材提供・被災者の一時受け入れ
7	平成8年4月	県内市町村	長野県市町村災害時相互応援協定	災害時における物資等の供給、人員の派遣
8	平成 18 年 1 月 13 日	広域連合構成市町村	南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定	災害時における職員の派遣、資機材の提供
9	平成17年 10 月	広域連合、建設業協会	災害時における業務協定書	災害時における破損箇所の応急措置、障害物の除去
10	平成 18 年 9 月 25 日	キラヤ、イオン、ツルヤ、ベイシア、アップルランド、エスエスブイ、ニシザワ、マツヤ	帰宅困難者対策の災害時応援協定	災害時における帰宅困難者の支援
11	平成 18 年 12 月 21 日	広域連合、建築士会	災害時における避難施設等の被災調査に関する協定書	災害時における公共施設の被災調査
12	平成 22 年 4 月 1 日	特養　天龍荘	災害時における協力応援協定書	災害時における入所者の保護
13	平成 23 年 2 月 23 日	天竜川上流河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互応援協力に関する協定書	災害時における災害情報の発令、資機材の提供等
14	平成 23 年 3 月 30 日	中部地方整備局	災害時の情報交換に関する協定書	災害時におけるリエゾンの派遣
15	平成 24 年 4 月 1 日	近隣町村	阿南地域消防相互応援協定	水火災時における応援出動
16	平成 26 年 3 月 24 日	長野 LP 協会飯伊支部、(一社)長野県 PL ガス協会	災害時における LP ガスに係る協定に関する協定書	災害時における公共施設に対する LP ガスの供給
17	平成 27 年 4 月 9 日	広域消防、飯田市消防団	天龍村・飯田市両消防団区域外出動に関する協定書	火災時の応援隊・緊急車両の派遣

No.	締結年月日	協定締結先	協定名称	協定概要
18	平成 30 年 7 月 3 日	(株)リックス	太陽光発電事業「結」プロジェクト協定書	太陽光発電による公共施設への電力供給
19	平成 30 年 9 月 11 日	(株)小林コンサルタント	災害時における緊急的な調査の支援に関する協定書	災害時にドローンを活用した情報収集
20	平成 31 年 2 月 8 日	(株)アイパックス	災害時における物資供給等に関する協定書	災害時における段ボール製品等の供給
21	平成 31 年 2 月 28 日	NPO 法人コメリ 災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	災害時に物資を供給
22	平成 31 年 3 月 8 日	興亜化成(株)、 HARIO(株)	災害時における生活物資等の供給及び防災教育に関する協定書	災害時に簡易トイレ等発泡スチロール製品の供給及び平常時は防災教育の支援
23	平成 19 年7月4日締結 平成 31 年3月27 日更新	名糖乳業(株) ダイドー販売部	災害時における飲料供給に関する覚書	災害時に自動販売機による飲料水の供給
24	平成 31 年 4 月 18 日	中部電力㈱	災害時における相互協力に関する協定書	災害時に相互連携・協力
25	令和 2 年 6 月 5 日	NTT 東日本	災害時における相互協力に関する協定書	災害時に相互連携・協力
26	令和 2 年 7 月 28 日	㈱ミューチュアルエイドセオリー	災害時における物資の保管等に関する協定書	災害時に食料・飲料・衛生用品など生活必需品の提供
27	令和 3 年 8 月 2 日	下伊那生コン 協同組合	火災等災害時における給水に関する協定書	災害時に生コン車による給水輸送支援
28	令和 4 年 8 月 4 日	佐川急便 株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	支援物資の受入、管理、及び避難所への配送など

資料９－２　長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

（代表市町村の設置等）

第２条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記１に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

２ 代表市町村が被災した場合に備え別記１に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第２順位及び第３順位の市町村を定めるものとする。

（応援の内容）

第３条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

（1）物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両等

エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設

オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）

カ 火葬場

（2） 人員の派遣

ア 救護及び応急措置に必要な職員

イ 消防団員

（3） その他

ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ ボランティアのあっせん

ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前２号に掲げるもののほか、災害救助法第 23 条第１項に定める救助

（4）前３号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1） 被害の状況

（2）応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報

等イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

（緊急時における自主的活動）

第５条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

２ 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記１に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度６強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

４ 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記１に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

５ 前項に規定する場合において、別記１に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前２項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

６ 別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

７ 前４項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

（経費の負担）

第６条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

２ 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

３ 前２項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第７条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第８条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（防災体制の強化等）

第９条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附　則

（施行期日）

1　この協定は、平成８年４月１日から施行する。

（協定の成立）

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附　則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

（別記１）

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐　　久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上　　小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏　　訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上 伊 那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯　　伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木　　曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松　　本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大　　北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長　　野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北　　信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

（別記２）

被災ブロック	応援するブロック
佐　久	上　小
上　小	佐　久
諏　訪	上伊那 木　曽
上伊那	諏　訪 飯　伊
飯　伊	上伊那 木　曽
木　曽	飯　伊 諏　訪
松　本	長　野
大　北	北　信
長　野	松　本
北　信	大　北

（備考）応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料９－３　長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

（趣旨）

第１条　この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（代表市町村）

第２条　代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災市町村の情報収集と状況把握

（2）　災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

（3）応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け

（4）輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡

（5）　応援活動等に関する県との連絡調整

（6）　　前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

２　　代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第２条第２項の規定により、代表市町村の業務を代行する第２順位又は第３順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記２の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

（1）要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。

（2）所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第２順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第２順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第３順位の市町村に要請するものとし、第４順位以下を定めた場合も同様とする。

（3）所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記２の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

２ 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

（応援実施の手続）

第４条　被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

２　　被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

（応援物資の受領の通知）

第５条　　被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付

するものとする。

（応援終了報告）

第６条　被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

（緊急時における自主的活動）

第７条　　協定第５条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

（情報交換）

第９条　協定第７条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

（1）　連絡担当部局及び通信手段一覧表

（2）備蓄物資、資機材一覧表

（3）　その他応援に必要な情報

（補則）

第10条　この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

２　　この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

３　前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附　則

（施行期日）

１　この実施細則は、平成８年４月１日から施行する。

（実施細則の改定）

２　この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

（実施細則の成立）

３　この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附　則

この実施細則は、平成24年１月25日から施行する。

資料９－４　長野県消防相互応援協定書

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（3）　応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（3）　応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（4）　緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第２章　相互応援

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　消防応援　　消防隊による応援

⑵　救助応援　　救助隊による応援

⑶　救急応援　　救急隊による応援

⑷　その他の応援　上記以外の応援

（応援要請）

第６条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

⑴ 第１要請　当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

⑵ 第２要請　当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

⑶ 第３要請　当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

２ 応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３ 第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

４ 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第７条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第３項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

３　市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第８条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第３章 経費負担

（応援経費等の負担）

第９条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

⑴ 応援側の負担する経費等

ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当

イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費

エ 消防活動に要した消火剤

オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

（2）要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第３項の規定による損失補償費及び同法第36条の３第１項の規定による損害補償費

（損害賠償）

第10条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

（1）土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

（2）一般人の死傷に伴う損害賠償金

２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第４章　協議

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第12条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この協定は、平成８年２月14日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

２　法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

附　則（平成12年７月１日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年７月１日から適用する。

附　則（平成13年７月１日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年７月１日から適用する。

附　則（平成15年11月１日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月１日から適用する。

附　則（平成18年９月１日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年９月１日から適用する。

別　表

区　分	市　　町　　村　　等
北信地域	長野市 須坂市　千曲坂城消防組合　岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合　木曽広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合　伊南行政組合　南信州広域連合

資料９－５　三遠南信災害時相互応援協定

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下｢都市｣という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（組織）

第２条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる６ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

２　この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。

３　ブロック代表都市を総括するため、総代都市を置く。

４　総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。

５　総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。

６　総代都市及び副総代都市の任期は２年とする。

７　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

（応援の要請）

第３条　災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

２　応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。

３　応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

（1）　被災の状況

（2）物資、資機材等の応援要請の場合にあっては、必要とする物資等の品名、数量等

（3）人員応援要請の場合にあっては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容

（4）応援場所及び応援場所への経路

（5）　応援の期間

（6）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主的活動）

第４条　各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

２　災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体

制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

（1）被災都市で震度６弱を観測した場合 応援の準備体制

（2）被災都市で震度６強以上を観測した場合 応援の実施体制

（応援の内容）

第５条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

（1）被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣

（2） 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与

（3） 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供

（4） 児童生徒その他被災者の一時受入れ

（5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の経費負担）

第６条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

（連絡担当部局）

第７条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

（平常時における相互協力）

第８条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力に努める。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

（その他）

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

（協定の発効）

附則

この協定は、平成17年11月４日から効力を生ずる。

附則

この協定は、平成26年11月１日から効力を生ずる。

（別表）

ブロック名	代表都市	構　成　都　市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝　飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西　遠	浜松市	浜松市・湖西市
中　遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯　伊	飯田市	飯田市 ‐ 松川町 ‐ 高森町 ‐ 阿南町 ‐ 阿智村 ‐ 平谷村 ‐ 根羽村 ‐ 下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村 ‐ 大鹿村

資料９－６　南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定

南信州広域連合及び南信州広域連合規約（平成11年３月15日長野県指令10地第1281号）第２条に規定する関係市町村（以下「協定団体」という。）は、その区域内（以下「広域連合区域内」という。）に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産（以下「生命等」という。）を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律223号。以下「法」とう。）及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げた応援活動を行うために、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、広域連合区域内において災害が発生した場合に、協定団体相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

（1）　広域連合区域内に発生した風水害、火災又は地震等の災害

（2）法第23条に規定する災害対策本部長として市町村長をもって充てる災害

（3）協定団体が隣接する他の市町村の応援を必要とする災害

（災害統括機関）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、飯田広域消防本部内に広域災害警防本部（以下「広域警防本部」という。）を設置する。

２　広域警防本部の長は警防本部長とし、飯田広域消防本部消防長をもって充てる。

（応援隊の従事業務及び種別）

第４条　警防本部長が指示して行う応援隊の従事業務及び種別は、次のとおりとする。

（1）従事業務

ア　法第23条第１項及び被災市町村の災害対策本部条例の規定に基づく、被災市町村災害対策本部の業務

イ　水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づく、被災市町村水防本部の業務

（2）種別

ア 先遣として情報収集に必要な消防職員

イ 消火、救護、応急処置及び水防活動等に必要な消防団員

ウ 車両、資機材等の提供及びその運用要員

エ 飯伊地区大規模災害時における医療救護体制に基づく医療救護班

オ その他

（応援隊の派遣）

第５条　警防本部長は、災害情報等に基づき応援隊を派遣する必要を認めた場合には、遅滞なく第４条に規定する応援隊の派遣を、協定団体等の協力を得て行うものとする。

（応援隊の派遣期間及び身分）

第６条　応援隊の派遣期間は、被災市町村が災害対策本部を設置したときから解散をするまでの

間を原則とする。

２ 第４条第２号アに定める消防職員は、南信州広域連合及び受援市町村職員の身分を併せ有するものとする。

３ 前項の消防職員の勤務時間、休日その他の勤務条件及び服務については、受援市町村の関係規定を適用する。

（情報の連絡）

第７条 応援隊は、受援市町村長（災害対策本部長）の指揮の下に活動するものとする。ただし、知り得た情報は警防本部長へ遅滞なく報告するものとする。

２ 警防本部長は、収集した情報を広域連合長、関係市町村長及び国県等の関係機関へ遅滞なく提供し、対応を協議するものとする。

（応援経費等の負担）

第８条 応援に要した経費は、南信州広域連合の負担とする。

２　 応援隊が応援に伴い第三者に損害を与えた場合は、受援市町村が補償の責めに任ずる。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援隊所属組織の負担とする。

３ 前項に定める受援市町村の負担額は、応援隊市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、協定団体の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の長又は消防長が別に定める。

附　則

１　この協定は、平成18年１月13日から施行する。

２　この協定の締結を証するため本書16通を作成し、広域連合長及び協定団体の長が記名押印のうえそれぞれその１通を保有する。

平成18年１月13日

資料９－７　災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書

飯伊18市町村（以下「甲」という。）および南信州広域連合（以下「乙」という。）とみなみ信州農業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における住民生活の早期安定を図るための協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲及び乙と丙の一体的かつ組織的・機動的な活動のもと、応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い並びにボランティア活動等を円滑に行い、もって住民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（防災体制）

第２条　丙は、飯田市及び下伊那郡内での災害時における被災者支援体制の確立に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

② 丙は、他の農業協同組合（以下「ＪＡ」という。）との連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとする。

③ 丙は、ＪＡの活動を通じて、組合員等の防災意識の高揚に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

（情報網の整備と情報の収集・提供）

第３条　甲、乙及び丙は、災害が発生した場合それぞれ情報収集に努めるとともに、それぞれ必要な情報を提供するものとする。

② 甲、乙及び丙は、それぞれ情報収集システムを構築するものとする。

（災害時の対応）

第４条　災害時の住民生活の安定を図るため、丙は、甲からの要請を受け、次の活動を行う。

１　生活物資・防災資材の調達及び供給
２　避難場所・救護所等への施設や土地の提供
３　被災者の救出、避難誘導、炊き出し及び高齢者等要介護者への介護活動
４　ＬＰガス等の危険物やガソリンスタンド等の施設に対する保全対策の実施
５　被災した組合員等への緊急的な資金融通
６　被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い
７　被災した農作物等の復旧対策
８　上記のほか甲から要請されたこと。

（要請事項の発動）

第５条　この協定に定める災害時の要請事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（要請の内容）

第６条　甲が丙に要請する災害時の対応内容は、被害の状況に応じ、原則として別表の内容とする。

（要請手続）

第７条　甲のうち要請を求める市町村（以下「要請市町村」という。）が丙に対して行う要請手続きは、文書をもって行う。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（物資等の運搬）

第８条　物資等の運搬は、丙又は丙が指定するものが行う。また、丙は必要に応じて要請市町村に対して運搬の協力を求めることが出来る。

（物資等の引き取り）

第９条　物資等の引渡し場所は、要請市町村と丙が協議して決定するものとし、当該場所において丙の納品書等に基づき、要請市町村が確認のうえ、引き取るものとする。

（費用）

第10条　第４条及び第８条の規定により、丙が供給した物資及び運搬の費用については要請市町村が負担するものとする。

② 前項に規定する費用は、災害発生前の価格を基本とし、要請市町村と丙が協議のうえ決定するものとする。

（その他必要な支援）

第11条　別表に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲丙が協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第12条　この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他の法令を遵守するものとする。

（その他）

第13条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書20通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。

平成12年１月20日

（別表）

災害時の対応	生活物資等
1　生活物資、防災資材の調達・供給 食料品 衣類・寝具 炊事道具・食器 身の回り品・日用品 光熱材料・ＬＰガス設備 防災資材	食料品 飲料水 パン・菓子 米 お茶葉・コーヒー・紅茶 切り餅 レトルト食品（ご飯・おかず） インスタント食品 牛乳 果物 缶詰 肉・魚
2　避難場所、救護所の施設や土地の提供	衣類等 軍手 合羽 長靴 作業服 ゴム手袋 下着 靴下
3　被災者の救出・救護活動等 炊き出し 要介護者・独居老人の救護	炊事道具・食器 箸 食器 鍋 包丁 卓上コンロ
4　危険物等の保全対策 ＬＰガス設備の点検 ガソリンスタンドの保全	身の回り・日用品 ティッシュペーパー トイレットペーパー 石鹸 紙おむつ 生理用品 粉ミルク ほ乳びん タオル ゴミ袋
5　緊急資金融資 貯金の維持・保全・支払い低利資金の対応	光熱電池材料等 電池 懐中電灯 ローソク マッチ ライター ストーブ 灯油 ＬＰガス設備
6　共済対応 被害状況の調査 損害査定と共済金支払い 共済契約の維持・保全	防災資材 被覆シート スコップ じょれん チェーンソー
7　農作物復旧対策 調査販売対策	

資料９－８ 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第２条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第３条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附　則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。平成24年12月12日

10　その他防災に関する資料

資料10－１　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況　　（平成21年３月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
７		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

資料 10－２　地震災害初動対応マニュアル

大規模地震発生直後から実施する初動活動についての内容を定める。

なお職員は、原則的には職員初動マニュアルの個人行動計画に基づき対応するものとする。

初動対応の流れ（天龍村に震度５弱以上の地震が発生）

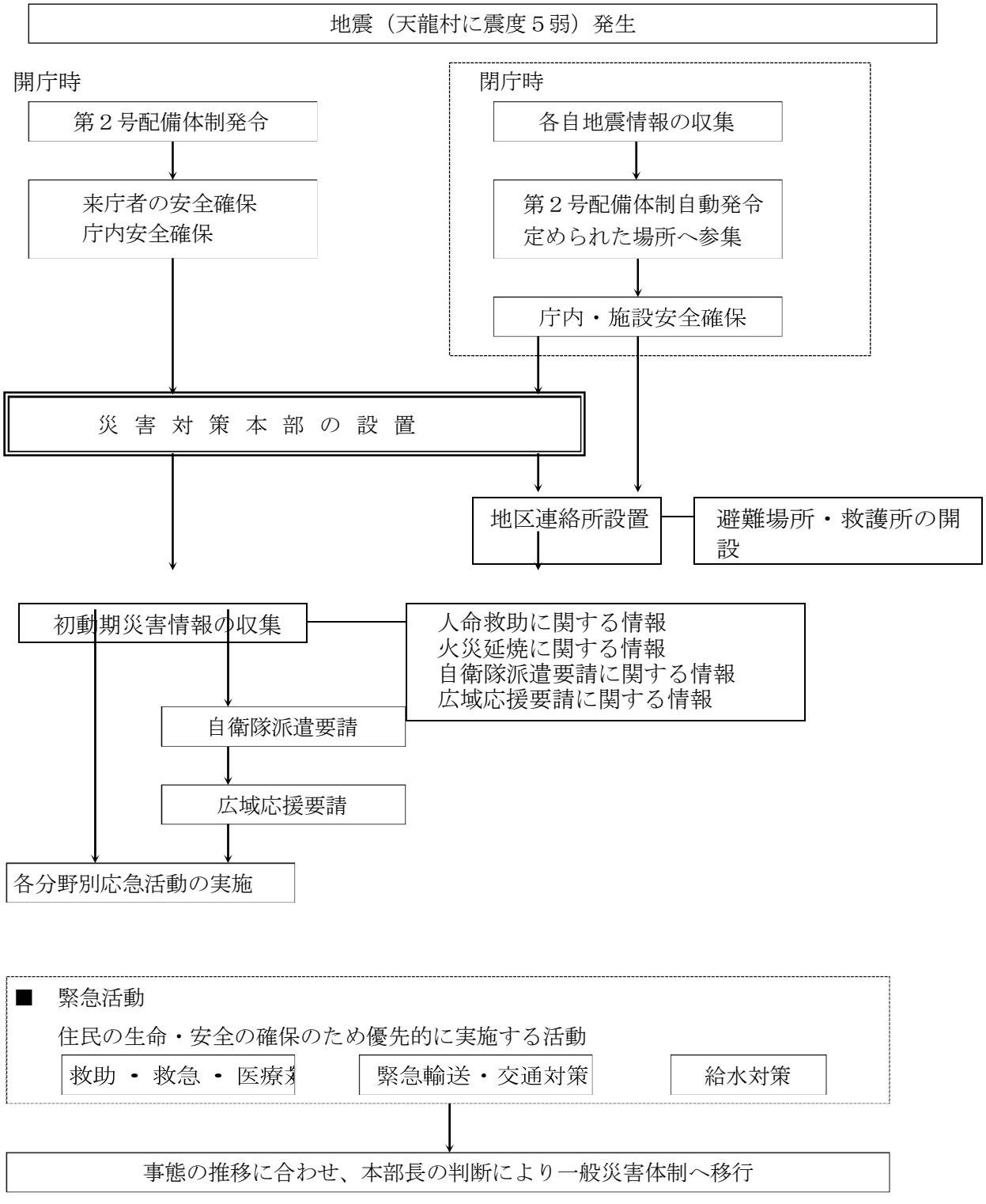

初動対応　　①　災害対策本部
災害発生から３時間の基本目標
○災害対策本部の速やかな立ち上がり ○被災状況の概況把握と各地区の対応状況把握 ○限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する
対応者
□　本部員 本部長　～　村長 副本部長　～　副村長 本部員　～　教育長　各課長職 正副議長　議会総務社会委員長　議会建設産業委員長 消防団　阿南警察（駐在所長）　日赤奉仕団
□　本部事務局 総務課　議会事務局　住民税務課 関係機関連絡員（村の要請及び各機関の長の判断で派遣）
□　地区対応班〔主な活動〕 ・被害状況の情報連絡 ・避難者、被災者の安否情報連絡、避難誘導 ・負傷者の手当、介護、医師の補助 ・捜索、救助、救出
連携機関
〔主な活動〕 ■南信州地域振興局…　.....情報収集・広域応援要請 ■飯田広域消防本部　阿南消防署　.....消火・救急 ■長野県警察本部　阿南警察署…　.....救助 ■陸上自衛隊　松本駐屯地　.....救助・負傷者搬送 ■飯伊地区包括医療協議会.....救護・医療 ■飯田建設事務所　.....緊急輸送路確保・土砂災害警戒

優先すべき対応
閉庁時は職員自動参集（第２号配備体制自動発令）庁 内安全確認（開庁時 来庁者安全確保） ① 災害対策本部設置 ↓ 関係機関は災害対策本部へ連絡員派遣 ② 情報・収集伝達 ↓ 通信機能確保、通信統制の開始 人命救助に関する情報 火災・延焼に関する情報 自衛隊災害派遣要請に関する情報 広域応援要請に関する情報 ③ 応援要請 自衛隊に対する災害派遣要請、要望 医療救護に関する要請 長野県消防相互応援協定に基づく要請 消防ヘリコプターの出動要請 応急給水に関する協定に基づく要請

初動対応　　②　地区対応班

災害発生から３時間の基本目標

○地区内の被災状況の概況把握と対応状況の本部への伝達
○地区住民を含め限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する
○重大な危険が覚知された場合の避難指示等の伝達と誘導

対応者

地区対応班（職員初動マニュアルに基づき、職員を各連絡所へ配置する）

１班　地区連絡所　天龍小・中学校

担当区域　為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町
消防団　　第１分団

２班　地区連絡所　天龍村役場

担当区域　岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、長沼、長島宇連
消防団　　第１分団

３班　地区連絡所　役場南支所（鶯巣以南については天龍村役場）

担当区域　鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、福島、倉の平、坂部、中組、戸口、大久那、合戸、鶯巣宇連、向方、峠山、大河内、梨畑、見遠
消防団　　第２分団

連携機関

■飯田広域消防本部　阿南消防署
■長野県警察本部 阿南警察署
■陸上自衛隊　松本駐屯地
■飯伊地区包括医療協議会

優先すべき対応

閉庁時は職員自動参集（第２号配備体制自動発令）
施設安全確認（開庁時　児童・生徒、来庁者等安全確保）

① 地区拠点設置

通信・連絡機器確保
地区内の災害情報の一括整理と災害対策本部への報告

救助
消防（団）、警察、住民と協同で捜索・救出

医療・救護
救護所設置　地元医師、日赤奉仕団、自主防災組織と協力して応急救護

消火活動
消防団、自主防災組織と協力して初期消火

② 避難場所開設

区長・自主防災組織リーダー等を通じて初動対応への参加協力呼びかけ

③ 広報

初期災害情報の掲示板への張り出し難聴者への配慮

資料 10－３　原子力災害時に使用する安定ヨウ素剤について

１　服用の目的と効果

原子炉施設などで原子力災害が起こった場合、放射性ヨウ素が周辺環境に放出されることが考えられる。放射性ヨウ素は、身体に取り込まれてから、数年から十数年後に甲状腺がん等を発症させる可能性がある。しかし、この内部被ばくは安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。

２　服　用

（1） 服用対象者

① 原則として40歳未満の者（妊婦を除く）を対象とする。

② 特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

③ 以下の人は副作用発生のリスクがあるので、服用しない。

- ヨウ素剤過敏症の既往歴のある者
- 造影剤過敏症の既往歴のある者
- 低補体性血管炎のある者
- ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

（2）服用回数

服用は、原則として１回

（3） 服用量及び服用方法（一例）

対　象　者	服用量
新　　生　　児	内服液１mℓ
生後１ヶ月以上３歳未満	内服液２mℓ
３歳以上７歳未満	内服液３mℓ
７歳以上13歳未満	丸剤１錠
13歳以上40歳未満	丸剤２錠

３　副作用

１回服用による重大な副作用の発生は極めて稀であるが、報告された事例からは、火照り（ほて）感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状がある。

なお、ヨウ素に対する特異体質（過敏症）の人が安定ヨウ素剤を服用すると、アレルギー反応を起こし、発熱、関節痛、浮腫（ふしゅ）、蕁麻疹様皮疹（じんましんようひしん）が生じ、重篤になるとショックに陥ることがあるため注意を要する。

４　取扱い

医師、薬剤師、保健師、看護師等が配付に立ち会うことを原則とする。

資料10－4　原子力防災の基礎用語　　(50音順)

用　　語	説　　明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても^{131}Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。
ＥＡＬ	緊急時対応レベル（Emergency Action Level）。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。
ＯＩＬ	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OILは、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OILに基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。 屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。原子力緊急事態が発生した場合に現地において、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を指定することになっている。現在全国で21ヵ所暫定指定されている。

	オフサイトセンターには、文部科学省及び経済産業省の原子力防災専門官が駐在している。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力規制委員会	原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の事故を受け、規制部門を分離して強化することを目的に、平成24年９月19日に環境省の外局に設置された組織である。 原子力規制委員会は委員長と４名の委員で構成され、事務局として原子力規制庁が設けられている。従来の組織である原子力安全・保安院だけでなく、原子力安全委員会や文部科学省などが担っていた原子力安全関係の業務（発電用原子炉や試験研究炉、核物質防護などに関する規制、SPEEDIの運用、放射線モニタリングなど）を一括して行う。 当面は、全国の原子力発電所の再稼働の判断や新たな安全基準のほか、事故発生時の対応、避難の基準などを策定する。原子力発電所の事故などの緊急時には、技術的、専門的な知見に基づく判断を行い、必要に応じて立ち入り調査も行う。また、平時の防災対策を強化するため、首相を議長に原子力規制委員長らを副議長とする原子力防災会議がつくられる。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
ジューリング疱疹（ほうしん）状皮膚炎	自己免疫性水疱症。発疹は紅斑(こうはん)、丘疹(きゅうしん)、小水疱(しょうすいほう)、色素沈着などで、強いかゆみをともなう。白人には多いが、日本人にはまれである。この既往症のある被災者には安定ヨウ素剤の服用をさせない。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの1990年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第１項に規定する次の基準又は施設の

	異常事象のこと。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/h以上の場合 - 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した５μSv/h相当の放射性物質を検出した場合 - 管理区域以外の場所で、50μSv/hの放射線量から5μSv/h相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から１m離れた地点で100μSv/hを検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 - 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の１つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射能量が半分になる時間）に依存する。
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間（１秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	Ｘ線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り１壊変を１Bq（ベクレル）と定めている。
モニタリング、モニタリングポスト	各都道府県に設置されている大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置で行われる環境放射能水準調査で、国が測定結果（前日9時～10時の平均値）をとりまとめ公表する。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

資料10－５　原子力防災の基礎知識（住民啓発用）

項　　目	内　　容
放射能と放射線	○放射線をだす能力は放射能、放射線をだす物質を放射性物質と呼ぶ。 ○放射能や放射線の量は次のような単位で表す。 ・放射能の強さはベクレル（Bq） ・人体への影響はどの程度か（線量当量）はシーベルト（Sv）
内部被ばくと外部被ばく	○内部被ばくとは、放射性物質が含まれる空気や飲食物を吸ったり摂取したりすることによって、放射性物質が体の中に入り、体の中から放射線を受けることである。 ○外部被ばくとは、体の外にある放射性物質から出る放射線を受けることである。
原子力施設の事故による被ばく経路	○災害が起こった場合、原子力施設から放出された放射性物質は大気に流れこみ、気体や粒子状の放射性物質を含んだ空気のかたまりなる。これは風下に流れ込みながら広がっていき、放射性物質の濃度は次第に低くなっていく。風下にいた場合、放射線による外部被ばくや、呼吸によって体内に取りこまれた放射性物質からの放射線を受ける内部被ばくの可能性がある。
日常生活と放射線	○私たちの身の回りには、様々な放射線がある。 ・宇宙線や大地などからくる放射線は体の外からくるため、これは「外部被ばく」となる。 -「外部被ばく」に対し、空気を吸ったり食べ物を食べたりしたときには食べ物や空気と一緒に放射性物質を飲み込んだり吸い込んだりしている。その結果放射性物質が体内に取りこまれ、それにより放射線を受けることになる。これは「内部被ばく」となる。 ○世界の平均では１人当たり１年間に、合計で2.4mSvの自然放射線を受けていると言われている。これに対して日本平均は１人当たり１年間に合計で1.5mSvと推定されている。また、日本では自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民１人当たり平均で2.25mSvの線量を受けているといわれている。
体の外から受ける放射線（外部被ばく）の防護対策	○体の外から受ける量を少なくする方法として、以下のことが大切である。 ・放射性物質から離れる。 ・放射線を受ける時間を短くする。 ・放射線を通しにくい建物の中に入る。

体の中から受ける放射線（内部被ばく）の防護対策	○体の中から受けることから身を守るには、体の中に放射性物質が入らないようにマスクをしたり、放射性物質が決められた量より多く入った食べ物や水をとらない（摂取制限された飲食物を摂取しない）よう気をつける。
原子力災害が起こった時には	○原子力発電所で事故が起こり、発電所の周辺への影響が心配される時には、村、あるいは県や国からの避難や屋内退避などの指示が出される。事故の状況に応じて、指示の内容も変わってくるので、注意が必要である。
退避する時の注意点	○建物の中に退避するときは、以下の点に注意する。 ・建物の中に入った時は放射性物質が建物の中に入らないようにドアや窓を閉め、外から空気を取り込むエアコンや換気扇の使用を控えるなどの対策を取り、建物の気密性を高める。 ・食品に蓋をしたりラップを掛け、放射性物質の汚染を防ぐ。 ・手や顔についている放射性物質を落とすため、外から帰って来たら顔や手を洗う。 ・屋内退避を行う場合、木造家屋より放射線が通りにくいコンクリート建物への退避指示が行われることもある。

（出典：文部科学省「放射線副読本」より抜粋）

11　各種様式に関する資料

様式第１号（概況速報）

（表１）　　天龍村

	概　況　速　報		
災害の名称		災害発生日時	
報告の時限		発受信時刻	
発信者	（　）	受信者	（　）

被害の種別	被害状況	
	被害地域または場所	災害の状況
人的・住家関係		
農業関係		
林業関係		
公共土木施設関係		
鉄道 通信 電力 水道　施設関係		
その他		
応急対策等の活動状況 消防職員・消防団員の出動状況等		

様式第２号（人的及び住家の被害）

（表２）　　天龍村

<table>
<tr><td colspan="11">人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害の名称</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">災害発生の日時</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生の場所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害報告の時限</td><td colspan="3">月　日　時現在</td><td colspan="2">発信機関及び発信担当者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">死者</td><td colspan="2">人</td><td rowspan="6">災害の概況</td><td colspan="4" rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">うち災害関連死者</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重傷</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="14">住家の被害</td><td rowspan="3">全壊・全焼又は流失</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="3">災害発生原因</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">半壊又は半焼</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="3">救援の状況</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="3">災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td><td>設置</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td><td>廃止</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="3">活動の状況ボランティア</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="4">その他</td><td colspan="3">消防職員出動延人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td><td colspan="3">消防団員出勤延人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">非住家の被害（全・半壊）</td><td>公共建物</td><td colspan="2">棟</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">棟</td></tr>
</table>

（注）１　「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
２　「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとすること。
３　「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとすること。
４　「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとすること。
５　「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて１棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には２棟とすること。
６　「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
７　「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
８　「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第２－１号（高齢者等避難・避難指示等　　避難状況報告）

（表２の１）　　天龍村

災害の名称				災害発生日時　　月　　日　　時			
報告の時限	月　　日　　時現在			発信時刻　　月　　日　　時			
発　信　者							
高齢者等避難・避難指示の状況				避難場所等の状況			
発令日時及び準備、勧告、指示の別	地区名	世帯数	人　　員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員
合計				合計			

様式第３号（社会福祉施設被害）

（表３の１）　　天龍村

社会福祉施設被害状況報告			中間 確定	
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時	
災害発生場所				
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分	
発信者	（　）	受信者	（　）	

施設の種類	施設名	被害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）
計													

被害額計	（千円）

社会福祉施設被害状況報告 （中間／確定）			課
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
		報告の時限	月　日　時現在

区分／地域の別	被災施設数	被害内訳												被害額計（千円）
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		
		棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	
計														

（注）：被害程度は全壊・流失・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水・埋没等に区分して記載すること。

様式第５号（農業関係被害）

（表５の１）　　天龍村

災害名		発生日時	月　日　時　分～　日　時　分	発信日時	月　日　時　分
		発信機関（発信者）		受信機関（受信者）	

区分＼項目	作物名	被害率30％未満		被害率30％以上		合計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	水稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果樹								
	野菜								
	花き								
	特用作物								
	桑								
	その他								
	小計								
	樹体被害 果樹								
	樹体被害 その他（　）								
	樹体被害 小計								
	計								

区分＼項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積(㎡)	被害金額	件数	面積(㎡)	被害金額	件数	面積(㎡)	被害金額
施設関係	建物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構築物									
	計									

区分＼項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家畜				
	畜産物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

市町村別被害の状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	摘要			
									合計			
									市町村数			

（注）記入単位は次のとおりとする。面積－ha、減収量・被害量－ｔ・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額－千円

災害名		発生月日	月　日　時	地域振興局名
		調査月日	月　日　時	

市町村名	区　分	農　地（A）			農業用施設（B）		計（A＋B）		備　考
		被害か所数	被害面積	被害額（千円）	被害か所数	被害額（千円）	被害か所数	被害額（千円）	
	3 万円以上 10 万円未満								降雨量等
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								
	3 万円以上 10 万円未満								
	10 万円以上								

農業関係被害報告（中間・確定）農業政策課			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
		報告日時	月　日　時　現在

区分＼地域の別								計
農作物	水稲	被害面積(ha)						
		うち30%以上(ha)						
		減収量（t）						
	その他の農作物	被害面積(ha)						
		うち30%以上(ha)						
		減収量（t）						
		（種類：　　）						
	樹体被害	被害面積(ha)						
		被害額(千円)						
		（種類：　　）						
	計	被害面積(ha)						
		被害額(千円)						
施設	建物							
	温室（ガラス張）							
	プラスチックハウス							
	構築物							
	計	件数(件)						
		被害額(千円)						
畜産物等	畜産物（　　）							
	蚕繭（　　）							
	その他（　　）							
	計	被害額(千円)						
農地・農業用施設	農地	被害か所数						
		被害面積(ha)						
	農業用施設	被害か所数						
	計	被害か所数						
		被害額(千円)						
被害額総計（計）								
被害農業者（家）数（戸）								

（注）：この表は、県農業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
地域の別とは、上段を地域振興局別、下段を市町村別にする等適宜区分する。

様式第６号（林業関係被害）

（表６の１）　天龍村

<table>
<tr><td colspan="13">林業関係被害状況報告（速報　中間　確定）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害の名称</td><td colspan="5" rowspan="2"></td><td colspan="6">災害発生日時　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="6">報告日時　　月　　日　　時現在</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">内容
地域</td><td colspan="3">治山（林地崩壊）</td><td colspan="2">治山施設</td><td colspan="4">林　　　道</td><td>その他</td><td rowspan="2">被害額計
千円</td></tr>
<tr><td>箇所</td><td>面積
ha</td><td>被害額
千円</td><td>箇所</td><td>被害額
千円</td><td>路線</td><td>箇所</td><td>延長
m</td><td>被害額
千円</td><td>被害額
千円</td></tr>
<tr><td rowspan="26"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">摘　　　要</td><td colspan="6" rowspan="3"></td><td colspan="3">前回（／）までの計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">今回報告による計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">差　　　引</td><td></td></tr>
</table>

（注）本表は、森林政策課から危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　　地域の欄の左欄を地方事務所、右欄を市町村にする等適宜区分する。

別記様式（報告様式１）

災 害 報 告

地域振興局　　報　　月　　日　　時　　分 現在

	市・郡	町・村	大字	字名（地すべり防止区域名）
ふりがな 場　所				
発生日時		平成　　年　　月　　日　　時　　分		
原因	異常気象名		観測所名	
	連続雨量	mm　月　日　時 ～ 月　日　時		
	最大24時間雨量	mm　月　日　時 ～ 月　日　時		
	最大時間雨量	mm　月　日　時 ～ 月　日　時		
	その他			

規模	斜面の高さ	m	概略平面図（別途添付でも良い）	概略縦断図（別途添付でも良い）
	拡大の見込			
	長さ　m	幅　m		
	面積　0　㎡	勾配　度		
	崩壊又は流出土砂量	㎥		
	その他			
保全対象	人家戸数	戸		
	公的建物	種別 棟		
	道路	種別 m		
	災害時要援護者施設	戸		
	その他			

被災状況	人的被害	死者　　名、　行方不明者　　名、　負傷者　　名	
	物的被害 人家	住家：　全壊　　戸、　半壊　　戸、一部損壊　　戸、床上浸水　　戸、床下浸水　　戸	
	物的被害 人家	非住家：　全壊　　戸、　半壊　　戸、一部損壊　　戸、床上浸水　　戸、床下浸水　　戸	
	物的被害	公的建物被害	
	物的被害	公共土木施設被害	
	物的被害	災害時要援護者施設被害	
	物的被害	その他	

避難状況　（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻など）

対応状況　（どこがどのような対応（工事、監視等）を実施した or する予定か）

関係法令等	保安林		種類：	指定年：
	地すべり防止区域		所管：	指定年：
	山地災害危険地区		種類：	ランク：
	砂防指定地		土砂災害（特別）警戒区域	
	急傾斜崩壊危険区域		その他	

備考	

その他	新聞報道等	地域防災体制の有無	避難訓練の有無	防災無線等の有無
	面積 ha / 被害額 千円	対応予定事業	対応予定年度	送信者

災害報告（土石流、土砂流出）

地域振興局　　報　　月　　日　　時　　分 現在

	市・郡	町・村	大字	字名
ふりがな 場所				

ふりがな			
河川名	川水系	川	川（沢）
発生日時		平成　年　月　日　時　分	

原因	異常気象名			観測所名						
	連続雨量		mm	月	日	時	～	月	日	時
	最大24時間雨量		mm	月	日	時	～	月	日	時
	最大時間雨量		mm	月	日	時	～	月	日	時
	その他									

規模	土砂の流出形態		保全対象	人家戸数	戸	概略平面図（別途添付でも良い）
	渓流流域面積	ha		公的建物	種別	
	荒廃渓流長さ	m			棟	
	荒廃渓流幅	m		道路	種別	
	荒廃面積	0.00 ha			m	
	渓床勾配	%		災害時要援護者施設	戸	
	最大粒径（渓床内）	m		その他		
	最大粒径（氾濫区域内）	m	既設	治山ダム	個	
	氾濫面積	m2		砂防ダム	基	
	流出土砂量	m3		その他		

被災状況	人的被害	死者　　名、	行方不明者　　名、	負傷者　　名					
	物的被害 人家	住家：全壊　　戸、	半壊　　戸、	一部損壊　　戸、	床上浸水　　戸、	床下浸水　　戸			
		非住家：全壊　　戸、	半壊　　戸、	一部損壊　　戸、	床上浸水　　戸、	床下浸水　　戸			
	公的建物被害								
	公共土木施設被害								
	災害時要援護者施設								
	その他								

避難状況　（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻など）

対応状況　（どこがどのような対応（工事、監視等）を実施した or する予定か）

関係法令等	保安林		種類：	指定年：	
	地すべり防止区域		所管：	指定年：	
	山地災害危険地区		種類：	ランク：	
	砂防指定地		土砂災害（特別）警戒区域		
	急傾斜崩壊危険区域		その他		

備考	

その他	新聞報道等		地域防災体制の有無	避難訓練の有無	防災無線等の有無
	面積 0.00 ha	被害額 千円	対応予定事業	対応予定年度	送信者

災害報告（林野火災）

地域振興局　　報　　月　　日　　時　　分 現在

	市・郡	町・村	大字	字名
ふりがな 場　所				
発生日時		平成　　年　　月　　日　　時　　分		
鎮火日時		平成　　年　　月　　日　　時　　分		
発生原因				
気象状況	観測所名		気温　　°	湿度　　%
	火災発生時の予報及び警報			
	その他気象概要			

規模	森林焼失面積	ha	保全対象	人家戸数	戸	概略平面図（別途添付でも良い）
	森林外焼失面積	m2		公的建物	種別	
	渓床勾配	%			棟	
	斜面勾配	度		道路	種別	
林況	主要樹種				m	
	樹齢			災害時要援護者施設	戸	
	密度			その他		
	下層植生		既設	山腹工	箇所	
侵食・崩壊等の可能性				治山ダム	個	
				砂防ダム	基	
				その他		

被災状況	人的被害	死者　　名、　行方不明者　　名、　負傷者　　名	
	物的被害 人家	住家：　全焼　　戸、　半焼　　戸、　部分焼　　戸	
		非住家：　全焼　　戸、　半焼　　戸、　部分焼　　戸	
	公的建物被害		
	公共土木施設被害		
	災害時要援護者施設被害		
	その他		

避難状況　（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻など）

対応状況　（どこがどのような対応（工事、監視等）を実施した or する予定か）

関係法令等	保安林		種類：	指定年：
	地すべり防止区域		所管：	指定年：
	山地災害危険地区		種類：	ランク：
	砂防指定地		土砂災害（特別）警戒区域	
	急傾斜崩壊危険区域		その他	

備考	

その他	新聞報道等		地域防災体制の有無	避難訓練の有無	防災無線等の有無
	面積 0.00　ha	被害額 千円	対応予定事業	対応予定年度	送信者

様式第７号（土木関係被害）

（表７の１）

災　害　総　括　表

（単位：千円）

区分		前回までの報告分								今回報告分		年間の合計	
		自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名		
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
県工事	河川												
	砂防												
	地すべり												
	急傾斜												
	道路												
	橋梁												
	計												
市町村工事	河川												
	道路												
	橋梁												
	計												
合計	河川												
	砂防												
	地すべり												
	急傾斜												
	道路												
	橋梁												
	計												

（表７の２）

被害報告額調（天龍村工事）

事務所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（金額単位：千円）

市町村名	今回の報告書（　/　～　/　）								報告累計							
	河川		道路		橋梁		計		河川		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計																

（注）本表は、次の場合に用いるものとする。
1　建設事務所から建設部各課に報告する場合。
2　建設部各課から河川課に報告する場合。
3　河川課から危機管理防災課に報告する場合。

（表７の４－１）

市町村別被害報告額調（県工事）　　１／２

事務所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（金額単位：千円）

市町村名	今回の報告書（　／　～　／　　）													
	河川		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計														

（注）本表は、次の場合に用いるものとする。

１　建設事務所から建設部各課に報告する場合。

２　建設部各課から河川課に報告する場合。

３　河川課から危機管理防災課に報告する場合。

（表７の４－２）

市町村別被害報告額調（県工事）　　２／２

事務所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（金額単位：千円）

市町村名	報告累計													
	河川		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計														

（注）本表は、次の場合に用いるものとする。

１　建設事務所から建設部各課に報告する場合。

２　建設部各課から河川課に報告する場合。

３　河川課から危機管理防災課に報告する場合。

様式第９号（水道施設被害）

（表９の１）　　天龍村

水道施設被害状況報告 （中間 確定）			
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	（　戸　人）
被害給水区域及び被害給水人口	（　戸　人）		
災害の状況		被害金額	千円
応急措置及び給水現状			

給水応援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急応援の要否	給水車　両/日　m^3分	乾式注入能力 g/h　機		
	ろ水器　両/日　m^3分	湿式　g/h　機		
	自衛隊給水班要請/日 m^3　日間	簡易滅菌機 g/h　機		
	水道から応急給水/日　m^3分	液体塩素 kg入　本		
	日間	さらし粉高度 普通 500g　本		
	必要なし	必要なし		

（表９の２）

		水道施設被害状況報告 （中間 確定）		水大気環境課
災害の名称		災害発生日時	月　日　時	
		報告の時限	月　日　時現在	

地域の別 ＼ 項目		被害水道数（施設）	被害給水人口（人）	被害額（千円）	備考
計					

注：本表は、県水大気環境課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　地域の別は、左欄を保健所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第10号（廃棄物処理施設被害）

（表10の１）　　天龍村

廃棄物処理施設（ごみ・し尿・合併浄化槽）　被害状況報告（中間・確定）			
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

被害施設名			
被害の区域および処理人口			
被害の状況			
被害額	二円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

廃棄物処理施設被害状況報告	(中間 / 確定)	□資源循環推進課 □生活排水課

災害の名称		災害発生日時	月　日　時
		報告の時限	月　日　時現在

区分 / 地域の別	被災施設名	被害の状況	被害処理人口	被害額（千円）	応急措置の現況
計					
その他必要な事項					

注：本表は、県廃棄物対策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　地域の別は、左欄を地域振興局別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第11号（感染症関係）

（表11の１）　　天龍村

感染症関係報告	（中間／確定）		
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

	項目／病名	発生患者等数					備考
		患者	疑似	無症状病原体保有者	計	うち死者	
感染症							
備考							

感染症関係	（中間／確定）	保健・疾病対策課

災害の名称		災害発生日時	月　日　時
		報告の時限	月　日　時現在

感染症											
項目／地域の別		病名		病名		病名		病名		病名	
		発生患者等数（人）	うち死者（人）	発生患者等数（人）	うち死者（人）	発生患者等数（人）	うち死者（人）	発生患者等数（人）	うち死者（人）	発生患者等数（人）	うち死者（人）
計											

注：本表は、県健康づくり支援課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　地域の別は、左欄を保健所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第12号（医療施設被害）

（表12の１）　　天龍村

医療施設被害状況報告	（中間／確定）	保健所名

災害の名称		災害発生日時	月　日　時
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊全焼	流出	半壊半焼	浸水	その他		
（病院）				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
（診療所）										
合計										

注：１　本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
　　２　各施設ごとの詳細な被害状況は別紙にして添付すること。
　　３　被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

（表 12 の 2）

医療施設被害状況報告	（中間／確定）	医療推進課

災害の名称		災害発生日時	月　日　時
		報告の時限	月　日　時現在

区分／地域の別		被災病院（診療所）数	建物被害						その他の被害	被害額（千円）
			計	全壊全焼（棟）	流失（棟）	半壊半焼（棟）	浸水（棟）	その他（棟）		
計										

注：本表は、県健康福祉政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　地域の別は、右欄を保健所別、左欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第13号（商工関係被害）

（表13の１）　　天龍村

商工関係被害状況報告（中間確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　現在
発信者	（　）	受信者	（　）

被害区分 ＼ 業種区分				鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、団体以外の事業所	建物の被害（ア）	全壊	棟数（棟）					
			損害額（千円）					
		半壊	棟数（棟）					
			損害額（千円）					
		その他被害	棟数（棟）					
			損害額（千円）					
	土地の被害（イ）		損害額（千円）					
	（ア）（イ）以外の有形固定資産の被害		損害額（千円）					
	製品・仕掛品・原材料の損害		損害額（千円）					
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害			件数（件）					
			損害額（千円）					
商工会議所・商工会の被害			件数（件）					
			損害額（千円）					
小計			損害額（千円）					
除雪、排水等の災害対策に要した経費（千円）								
その他災害の発生により生じた損害額（千円）								
損害額総計（千円）								
被害件数（事業（務）所数）								

注：1　事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
2　その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
3　住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
4　業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
5　大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

商工関係被害状況報告	（中間／確定）	産業政策課

災害の名称		災害発生日時	月　日　時
		報告の時限	月　日　時現在

被害区分 ＼ 地域の別					市町村			
組合団体以外の事業所	建物の被害（ア）	全壊	棟数	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
			損害額（千円）	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
		半壊	棟数	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
			損害額（千円）	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
		その他の被害	棟数	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
			損害額（千円）	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
	土地の被害（イ）		損害額（千円）	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
	（ア）（イ）以外の有形固定資産の被害		損害額（千円）	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
	製品、仕掛品、原材料の被害		損害額（千円）	鉱工業				
				商業				
				サービス業				
				その他				
事業協同組合、商工組合協業組合の被害			件数	（件）				
			損害額	（千円）				
商工会議所商工会の被害			件数	（件）				
			損害額	（千円）				
除雪排水等の災害対策に要した経費				（千円）				
その他災害の発生により生じた損害				（千円）				
損害額総計				（千円）				
被害件数				（事業（務）所数）				

注：本表は、県産業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第14号（観光施設被害）

（表14の１）

天龍村

観光施設被害状況報告 （中間 確定）							
災害の名称		災害発生年月日	年　月　日	災害発生場所		報告者	
施設の種別		報告の時限	年　月　日　時現在	発信者		受信者	

発受信日時	災害発生日時	市町村名	施設の名称	施設所有者	建物被害金額				工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害額合計	被害状況
					全壊	半壊	その他	計					
日 ：	日 ：				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

(7－80)

観光施設被害状況報告 (中間 確定)			山岳高原観光課
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
		報告の時限	月　日　時現在

区分＼地域の別								計
建物被害金額	全壊	か所数						
		被害額（千円）						
	半壊	か所数						
		被害額（千円）						
	その他	か所数						
		被害額（千円）						
	計	か所数						
		被害額（千円）						
工作物被害金額								
土地被害金額								
設備被害金額								
被害総額（千円）								

注：本表は、県山岳高原観光課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第15号（教育関係施設被害）

（表15の１）　　天龍村

教育関係施設被害状況報告 (中間 確定)				報告者			
災害の名称		災害発生年月日	年　月　日	災害発生場所			
施設の種別		報告の時限	年　月　日　時現在	発信者		受信者	

発受信日時	災害発生日時	市町村名	施設の名称	建物						工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害額合計	被害状況
				要新築				要補修	計					
				全壊		半壊		大破以下金額	被害金額					
				面積	金額	面積	金額							
日 ：	日 ：			㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

注：１　本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。
　　２　公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前６年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（　）書で記入すること。
　　３　文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。
　　４　本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

教育関係施設被害状況報告 （中間／確定）			課
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
		報告の時限	月　日　時現在

（単位　㎡・千円）

施設の種別	被害施設数	被害状況									
		建物						工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害額合計
		要新築				要補修	計				
		全壊		半壊		大破以下金額	被害金額				
		面積	金額	面積	金額						
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

注：本表は、県関係課から県危機管理防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

様式第17号（村有財産被害）

（表17）　　天龍村

市町村有財産被害状況報告 （中間／確定）			市町村名
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
建物被害		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								

	種別	発生数	被害状況	被害額	備考
公共土木施設被害（市町村単災のみ）	河川	か所		千円	
	道路				
	橋梁				
	小計				

	種別	発生数	被害状況	被害額	備考
その他		か所		千円	
	計	－	－		

注：本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1.建物　2．林野　3.車両　4．船舶　5．航空機　6．その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名（代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年令）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽傷　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 全焼　棟 半焼　棟 部分　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

様式第19号の２

第２号様式（特定の事故）

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

第　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1．火災　2．爆発　3．漏えい　4．その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時	月　日　時　分	発見日時	月　日　時　分
（覚知日時）	（　月　日　時　分）	鎮火（処理完了）日時	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1．危険物　2．指定可燃物　3．高圧ガス　4．可燃性ガス 5．毒劇物　6．ＲＩ等　7．その他（　）　物質名		
施設の区分	1．危険物施設　2．高危混在施設　3．高圧ガス施設　4．その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年令） 計　人	負傷者数　人 重症　人 中等症　人 軽症　人	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

様式第21号（被害状況総合）

（表21の１）被害状況総括　　天龍村

被害状況総括（中間確定　月　日　時現在）　県災害対策本部 県危機管理防災課

災害の名称：	
発生日時：	
発生地域：	

被害総括

人的被害	死者　，行方不明者　，計＝　人
	重傷者　，軽傷者　，計＝　人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円（　，　千円） （10億）（百万）（※印の計）

災害対策本部の設置状況	
災害救助法の適用市町村	
自衛隊出動状況	
（概要）	

被害者の別			発生数	被額千円
住家等の被害	棟数	計（棟）		
		全壊（棟）		
		半壊（棟）		
		一部破損（棟）		
		床上浸水（棟）		
		床下浸水（棟）		
	非住家の全・半壊（棟）			
	世帯及び人員	計 世帯		
		計 人		
		全壊 世帯		
		全壊 人		
		半壊 世帯		
		半壊 人		
		一部破損 世帯		
		一部破損 人		
		床上浸水 世帯		
		床上浸水 人		
		床下浸水 世帯		
		床下浸水 人		
農業関係被害	計			
	農作物	水陸稲（ha）		
		（ha）		
	施設（件）		▽	
	畜産物等（　）			
	農地（ha）			
	農業用施設（カ所）			
林業関係被害	計（カ所）			
	治山（カ所）			
	林道（カ所）			
	その他			
	※国直轄分（治・林・他）		※	
公共土木施設関係被害	計（カ所）			
	河川（カ所）			
	砂防（カ所）			
	道路（カ所）			
	橋りょう（カ所）			
その他の被害	※国直轄分（河・道・橋）右欄の計（千円）		※	
	うち建物（▽印の計）			

被害者の別			発生数	被額千円
都市施設被害	計（カ所）			
水道施設被害	計（箇所）			
	被害給水人口（人）			
清掃施設被害	計（箇所）			
医療施設被害	計（箇所）			
	うち建物被害（棟）		▽	
商工関係被害	計（件）			
	うち建物被害	鉱工業（棟）	▽	
		商業（棟）	▽	
		その他（棟）	▽	
	うち製品・原材料等			
	うち間接被害			
観光施設被害	計（カ所）			
	うち建物被害（棟）		▽	
教育関係被害	計（　）			
	うち建物被害（棟）		▽	
県有財産被害	計（　）			
	うち建物被害（棟）		▽	
市町村有財産被害	計（　）			
	うち建物被害（棟）		▽	
	うち土木小災害（カ所）			
社会福祉施設被害	計（箇所）			
	うち建物被害（棟）		▽	
国保診療施設被害	計（箇所）			
	うち建物被害（棟）		▽	
公益事業関係被害	計		※	
	鉄道	不通カ所		
		被害件数		
	通信	不通回線		
	電力	被害カ所（停電地区）		
	ガス	被害カ所		
	その他			

２　自衛隊災害派遣要請様式

第　　号
年　　月　　日

長野県知事　　様

天龍村長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第１項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

１ 災害の情況及び派遣を要請する事由
（1）災害の情況

（2） 派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間
年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３ 派遣を希望する区域及び活動内容
（1）活動希望区域

（2） 活動内容

４　その他参考となるべき事項

3　ヘリコプター運航要請様式

長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話　0263-85-5511.5512

ＦＡＸ　0263-85-5513

航空隊受信時間	時　分現在					
1　要請機関名	TEL　発信者					
2　災害種別	(1)救　急　(2)救　助　(3)火　災　(4)災害応急　(5)その他					
3　要請内容	救急　救助　空中消火　偵察　物資輸送　傷病者搬送　他（　）					
4　発生場所	天龍村　番地					
（発生時間）	令和　年　月　日　午前・午後　時　分頃					
（事故概要） （目　標） (離着陸場所)						
5　気象条件 （現　場）	視程　m　天候　雲量　（高　m）風向 風速　m／s　気温　℃　（　警報・注意報）					
6　現場指揮者	所属・職名・氏名					
7　通信手段 （現　場）	無線種別（全国波・県波・市町村波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）					
8　傷病者等	氏　名		年　齢	歳	性　別	男・女
9　傷病名・症状						
10　傷病者搬送 （着陸場所等）	出動先 所在地 及　び 目　標 （病院名）		搬送先 所在地 及　び 目　標 （病院名）			
11　要請日時	令和　年　月　日（　曜日）　時　分					
12　他の航空機の活動要請	（有・無）　機関名　機数　機					

※以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1　航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別　（全国波・県内波）コールサイン
2　到着予定時間	平成　年　月　日（　曜日）　時　分
3　活動予定時間	時間　分
4　必要資機材	
※　その他の特記事項	

航空隊担当者	

被 災 証 明 申 請 書

天龍村村長様

申請人住所

申請人氏名　　印

被 災 内 容

被災年月 日	令和　　年　　月　　日（　　）～　　日　　） （午前 午後　　時　～　午前 午後　　時にかけて
災害の種 類	台 風　　号 雨　浸水の場合　床上　　cm 床下　　cm 風　　） （　　） 地 震　（　　） 火 災　（　　） その他　（
被 災 箇 所	家 屋（居間・台所・風呂場・その他） 合 計　　㎡ 店 舗　　㎡ 事務所　　㎡ 工 場　　㎡ その他
備 考	

令和　　年　　月　　日

上記のとおり被害を被ったことを証明願います。

被　災　証　明　書

申請人住

所申請人

氏名

被　災　内　容

被災年月　日	令和　　年　　月　　日（　　）～　　日　　） （午前　　時　　～　　午前 令和　　午後　　時にかけて
災害の種　類	台　風　　号 雨　浸水の場合　床上　　cm 床下　　cm 風　　） （　　） 地　震　　） （　　） 火　災　（ その他　（
被　災　箇　所	住　所 家　屋（居間・台所・風呂場・その他） 合　計　　㎡ 店　舗　　㎡ 事務所　　㎡ 工　場　　㎡ その他
備　考	

上記のとおり被害を被ったことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

天龍村村長

天龍村地域防災計画

令和６年３月
天龍村防災会議

発　行：天龍村
編　集：天龍村　総務課
〒399－1201
長野県下伊那郡天龍村平岡 878
TEL：0260-32-2001